Holy Bible.

舊新約全書

GENESIS-DEUT.

自創世記
至申命記

北英國
聖書會社

THE HOLY BIBLE.

舊新約全書

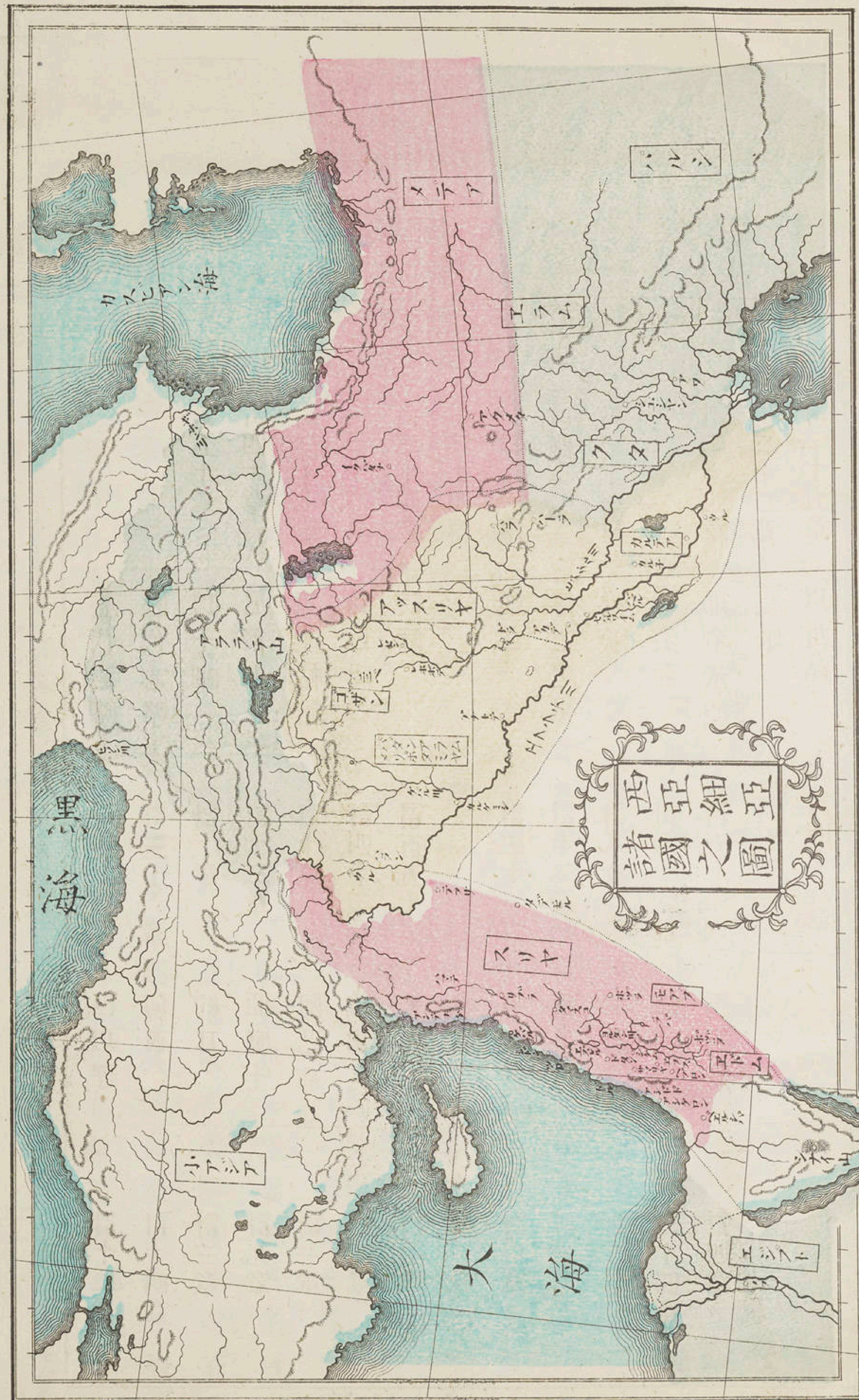
KIU-SHIN YAKU ZENSHO.

北英國聖書會社

NATIONAL BIBLE SOCIETY
OF
SCOTLAND,
YOKOHAMA.
—
1887.

橫濱七十七番館

舊約全書目錄


西亞細亞諸國之圖
カスピアン海
黒海
大海
メディア
パルシ
エラム
アッスリヤ
ゴザン
メソポタミア
カルデア
スリヤ
モアブ
エドム
エジプト
小アジア

創世記

第一章 一 元始に神天地を創造たまへり 二 地は定形なく曠空くし
て黒暗淵の面にあり神の靈水の面を覆たりき 三 神光あれと言たま
ひければ光ありき 四 神光を善と觀たまへり神光と暗を分ちた
まへり 五 神光を晝と名け暗を夜と名けたまへり夕あり朝ありき
是首の日なり 六 神言たまひけるは水の中に穹蒼ありて水と水と
を分つべし 七 神穹蒼を作りて穹蒼の下の水と穹蒼の上の水とを
判ちたまへり即ち斯なりぬ 八 神穹蒼を天と名けたまへり夕あり
朝ありき是二日なり 九 神言たまひけるは天の下の水は一處に集
りて乾ける土顯べしと即ち斯なりぬ 十 神乾ける土を地と名け水
の集合るを海と名けたまへり神これを善と觀たまへり 十一 神言た
まひけるは地は青草と實蓏を生ずる草蔬と其類に從ひみづから
核をもつ所の樹を地に發出すべしと即ち斯なりぬ 十二 地青草と其

類に從ひ果をむすびてみづから核をもつ所の樹を發出せり神これを善と觀たまへり 十三 夕あり朝ありき是三日なり 十四 神言たまひけるは天の穹蒼に光明ありて晝と夜とをわかち又天象のため時節のため日のため年のために成べし 十五 又天の穹蒼にありて地を照す光となるべしと即ち斯なりぬ 十六 神二の巨なる光をつくり大なる光に晝を司どらしめ小き光に夜を司どらしめたまふまた星を造りたまへり 十七 神これを天の穹蒼に置て地を照さしめ 十八 晝と夜を司どらしめ光と暗を分たしめたまふ神これを善と觀たまへり 十九 夕あり朝ありき是四日なり 二十 神いひたまひけるは水には生物饒に生じ鳥は天の穹蒼の面に地の上に飛べしと 二十一 神巨なる魚と水に饒に生じてうごく諸の生物を其類に從ひて創造り又羽翼ある諸の鳥を其類に從ひて創造りたまへり神之を善と觀たまへり 二十二 神之を祝して曰く生よ繁息よ海の水に充牣よ又禽鳥は地

に蕃息よと
二三 夕あり朝ありき是五日なり
二四 神言給けるは地は生物を其類に從て出し家畜と昆蟲と地の獸を其類に從て出すべしと即ち斯なりぬ
二五 神地の獸を其類に從て造り家畜を其類に從て造り地の諸の昆蟲を其類に從て造り給へり神之を善と觀給へり
二六 神言給けるは我儕に象て我等の像の如く我等人を造り之に海の魚と天空の鳥と家畜と全地と地に匍ふ所の諸の昆蟲を治めんと
二七 神其像の如くに人を創造たまへり即ち神の像の如くに之を創造之を男と女に創造たまへり
二八 神彼等を祝し神彼等に言たまひけるは生よ繁殖よ地に滿盈よ之を服從せよ又海の魚と天空の鳥と地に動く所の諸の生物を治めよ
二九 神言たまひけるは視よ我全地の面にある實蓏のなる諸の草蔬と核ある木菓の結る諸の樹とを汝等に與ふこれは汝らの糧となるべし
三十 又地の諸の獸と天空の諸の鳥および地に匍ふ諸の物等凡そ生命ある者には我食

物として諸の青き草を與ふと即ち斯なりぬ 三一 神其造りたる諸の
物を視たまひけるに甚だ善りき夕あり朝ありき是六日なりき

第二章

一 斯天地および其衆群悉く成ぬ 二 第七日に神其造りたる
工を竣たまへり即ち其造りたる工を竣て七日に安息たまへり 三
神七日を祝して之を神聖めたまへり其は神其創造爲たまへる工
を盡く竣て是日に安息みたまひたればなり 四 ヱホバ神地と天を
造りたまへる日に天地の創造られたる其由來は是なり 五 野の諸
の灌木は未だ地にあらず野の諸の草蔬は未生ぜざりき其はヱホ
バ神雨を地に降せたまはず亦土地を耕す人なかりければなり 六
霧地より上りて土地の面を遍く潤したり 七 ヱホバ神土の塵を以
て人を造り生氣を其鼻に嘘入たまへり人即ち生靈となりぬ 八 ヱ
ホバ神エデンの東の方に園を設て其造りし人を其處に置たまへ
り 九 ヱホバ神觀に美麗く食ふに善き各種の樹を土地より生ぜし

め又園の中に生命の樹および善悪を知の樹を生ぜしめ給へり 十
河エデンより出て園を潤し彼處より分れて四の源となれり 十一 其
第一の名はピソンといふ是は金あるハビラの全地を繞る者なり
十二 其地の金は善し又ブドラクと碧玉彼處にあり 十三 第二の河の名
はギホンといふ是はクシの全地を繞る者なり 十四 第三の河の名は
ヒデケルといふ是はアッスリヤの東に流るゝものなり第四の河は
ユフラテなり 十五 ヱホバ神其人を挈て彼をエデンの園に置き之を
理め之を守らしめ給へり 十六 ヱホバ神其人に命じて言たまひける
は園の各種の樹の果は汝意のまゝに食ふことを得 十七 然ど善悪を
知の樹は汝その果を食ふべからず汝之を食ふ日には必ず死べけ
ればなり 十八 ヱホバ神言たまひけるは人獨なるは善らず我彼に適
ふ助者を彼のために造らんと 十九 ヱホバ神土を以て野の諸の獸と
天空の諸の鳥を造りたまひてアダムは之を何と名るかを見んと

て之を彼の所に率ゐいたりたまへりアダムが生物に名けたる所は皆其名となりぬ 二十 アダム諸の家畜と天空の鳥と野の諸の獸に名を與へたり然どアダムには之に適ふ助者見えざりき 二一 是に於てヱホバ神アダムを熟く睡らしめ睡りし時其肋骨の一を取り肉をもて其處を塡塞たまへり 二二 ヱホバ神アダムより取たる肋骨を以て女を成り之をアダムの所に攜きたりたまへり 二三 アダム言けるは此こそわが骨の骨わが肉の肉なれ此は男より取たる者なれば之を女と名くべしと 二四 是故に人は其父母を離れて其妻に好合ひ二人一體となるべしアダムと其妻は二人倶に裸體にして愧ざりき

第三章

一 ヱホバ神の造りたまひし野の生物の中に蛇最も狡猾し蛇婦に言ひけるは神眞に汝等園の諸の樹の果は食ふべからずと言たまひしや 二 婦蛇に言けるは我等園の樹の果を食ふことを得

三 然ど園の中央に在る樹の果實をば神汝等之を食べからず又之に
捫るべからず恐くは汝等死んと言給へり 四 蛇婦に言けるは汝等必
らず死る事あらじ 五 神汝等が之を食ふ日には汝等の目開け汝等
神の如くなりて善惡を知に至るを知りたまふなりと 六 婦樹を見
ば食に善く目に美麗しく且智慧からんが爲に慕しき樹なるに
よりて遂に其果實を取て食ひ亦之を己と偕なる夫に與へければ
彼食へり 七 是において彼等の目倶に開て彼等其裸體なるを知り
乃ち無花果樹の葉を綴て裳を作れり 八 彼等園の中に日の清涼き
時分步みたまふエホバ神の聲を聞しかばアダムと其妻即ちエホ
バ神の面を避て園の樹の間に身を匿せり 九 エホバ神アダムを召
て之に言たまひけるは汝は何處にをるや 十 彼いひけるは我園の
中に汝の聲を聞き裸体なるにより懼れて身を匿せりと 十一 エホバ
言たまひけるは誰が汝の裸なるを汝に告しや汝は我が汝に食ふ

かれと命じたる樹の果を食ひたりしや 十二 アダム言けるは汝が與へて我と偕ならしめたまひし婦彼其樹の果實を我にあたへたれば我食へりと 十三 ヱホバ神婦に言たまひけるは汝が爲したる此事は何ぞや婦言けるは蛇我を誘惑して我食へりと 十四 ヱホバ神蛇に言たまひけるは汝是を爲たるに因て汝は諸の家畜と野の諸の獸よりも勝りて詛はる汝は腹行て一生の間塵を食ふべし 十五 又我汝と婦の間および汝の苗裔と婦の苗裔の間に怨恨を置ん彼は汝の頭を碎き汝は彼の踵を碎かん 十六 又婦に言たまひけるは我大に汝の懷妊の劬勞を增べし汝は苦みて子を產ん又汝は夫をしたひ彼は汝を治めん 十七 又アダムに言たまひけるは汝その妻の言を聽て我が汝に命じて食ふべからずと言たる樹の果を食ひしに緣て土は汝のために詛はる汝は一生のあひだ勞苦て其より食を得ん 十八 土は荊棘と薊とを汝のために生ずべしまた汝は野の草蔬を食

ふべし 十九 汝は面に汗して食物を食ひ終に土に歸らん其は其中より汝は取れたればなり汝は塵なれば塵に皈るべきなりと 二十 アダム其妻の名をエバと名けたり其は彼は群の生の母なればなり 二十一 エホバ神アダムと其妻のために皮衣を作りて彼等に衣せたまへり 二十二 エホバ神曰たまひけるは視よ夫人我等の一の如くなりて善惡を知る然ば恐くは彼其手を舒べ生命の樹の菓實をも取りて食ひ無限生んと 二十三 エホバ神彼をエデンの園よりいだし其取て造られたるところの土を耕さしめたまへり 二十四 斯神其人を逐出しエデンの園の東にケルビムと自から旋轉る焔の劍を置て生命の樹の途を保守りたまふ

第四章

一 アダム其妻エバを知る彼孕みてカインを生みて言けるは我エホバによりて一箇の人を得たりと 二 彼また其弟アベルを生りアベルは羊を牧ふ者カインは土を耕す者なりき 三 日を經て後

カイン土より出る果を携來りてヱホバに供物となせり 四 アベルもまた其羊の初生と其肥たる者を携來りヱホバアベルと其供物を眷顧みたまひしかども 五 カインと其供物を眷みたまはざりしかばカイン甚怒り且其面をふせたり 六 ヱホバカインに言たまひけるは汝何ぞ怒るや何ぞ面をふするや 七 汝若善を行はゞ擧ることをえざらんや若善を行はずば罪門戸に伏す彼は汝を慕ひ汝は彼を治めん 八 カイン其弟アベルに語りぬ彼等野にをりし時カイン其弟アベルに起かゝりて之を殺せり 九 ヱホバカインに言たまひけるは汝の弟アベルは何處にをるや彼言ふ我知らず我あに我弟の守者ならんやと 十 ヱホバ言たまひけるは汝何をなしたるや汝の弟の血の聲地より我に叫べり 十一 されば汝は詛れて此地を離るべし此地其口を啓きて汝の弟の血を汝の手より受たればなり 十二 汝地を耕すとも地は再び其力を汝に效さじ汝は地に吟行ふ流

離子となるべしと 十三 カインヱホバに言けるは我が罪は大にして負ふあと能はず 十四 視よ汝今日斯地の面より我を逐出したまふ我汝の面を覩ることなきにいたらん我地に吟行ふ流離子とならん凡そ我に遇ふ者我を殺さん 十五 ヱホバ彼に言たまひけるは然らず凡そカインを殺す者は七倍の罰を受んとヱホバカインに遇ふ者の彼を撃ざるため印誌を彼に與へたまへり 十六 カインヱホバの前を離て出でエデンの東なるノドの地に住り 十七 カイン其妻を知る彼孕みエノクを生りカイン邑を建て其邑の名を其子の名に循ひてエノクと名けたり 十八 エノクにイラデ生れたりイラデメホヤエルを生みメホヤエルメトサエルを生みメトサエルレメクを生り 十九 レメク二人の妻を娶り一の名はアダと曰ひ一の名はチラと曰り 二十 アダヤバルを生めり彼は天幕に住て家畜を牧ふ所の者の先祖なり 二十一 其弟の名はユバルと云ふ彼は琴と笛とをとる者の先祖

なり 二二 亦チラトバルカインを生り彼は銅と鐵の諸の刃物を鍛ふ者なりトバルカインの妹をナアマといふ 二三 レメク其妻等に言ひけるはアダとチラよ我聲を聽けレメクの妻等よわが言を容よ我はわが創傷のために人を殺すわが痍のために少年を殺す 二四 カインのために七倍の罰あればレメクのためには七十七倍の罰あらん 二五 アダム復其妻を知て彼男子を生み其名をセツと名けたり其は彼神我にカインの殺したるアベルのかはりに他の子を與へたまへりといひたればなり 二六 セツにもまた男子生れたりければ其名をエノスと名けたり此時人々エホバの名を呼ことをはじめたり

第五章

一 アダムの傳の書は是なり神人を創造りたまひし日に神に象て之を造りたまひ 二 彼等を男女に造りたまへり彼等の創造られし日に神彼等を祝してかれらの名をアダムと名けたまへり 三 アダム百三十歳に及びて其像に循ひ己に象て子を生み其名を

セツと名けたり四アダムのセツを生し後の齢は八百歳にして男子女子を生り五アダムの生存へたる齢は都合九百三十歳なりき而して死り六セツ百五歳に及びてエノスを生り七セツエノスを生し後八百七年生存へて男子女子を生り八セツの齢は都合九百十二歳なりき而して死り九エノス九十歳におよびてカイナンを生り十エノスカイナンを生し後八百十五年生存らへて男子女子を生り十一エノスの齢は都合九百五歳なりき而して死り十二カイナン七十歳におよびてマハラレルを生り十三カイナンマハラレルを生し後八百四十年生存へて男子女子を生り十四カイナンの齢は都合九百十歳なりきかくして死り十五マハラレル六十五歳に及びてヤレドを生り十六マハラレルヤレドを生し後八百三十年生存へて男子女子を生り十七マハラレルの齢は都合八百九十五歳なりき而して死り十八ヤレド百六十二歳に及びてエノクを生り十九ヤレドエ

ノクを生し後八百年生存へて男子女子を生り 二十 ヤレドの齢は都合て九百六十二歳なりき而して死り 二一 エノク六十五歳に及びてメトセラを生り 二二 エノクメトセラを生し後三百年神と偕に歩み男子女子を生り 二三 エノクの齢は都合三百六十五歳なりき 二四 エノク神と偕に歩みしが神かれを取りたまひければをらずなりき 二五 メトセラ百八十七歳におよびてレメクを生り 二六 メトセラレメクを生しのち七百八十二年生存へて男子女子を生り 二七 メトセラの齢は都合九百六十九歳なりき而して死り 二八 レメク百八十二歳に及びて男子を生み 二九 其名をノアと名けて言けるは此子はエホバの詛ひたまひしに由りて來れり我等は操作と我等の手の勞苦に就て我らを慰めん 三十 レメクノアを生し後五百九十五年生存へて男子女子を生り 三一 レメクの齢は都合七百七十七歳なりき而して死り 三二 ノア五百歳なりきノアセムハムヤペテを生り

第六章

一 人地の面に繁衍はじまりて女子之に生るゝに及べる時 二 神の子等人の女子の美しきを見て其好む所の者を取て妻となせり 三 ヱホバいひたまひけるは我靈永く人と爭はじ其は彼も肉なればなり然ど彼の日は百二十年なるべし 四 當時地にネピリムありき亦其後神の子輩人の女の所に入りて子女を生ましめたりしが其等も勇士にして古昔の名聲ある人なりき 五 ヱホバ人の惡の地に大なると其心の思念の都て圖維る所の恒に惟惡きのみなるを見たまへり 六 是に於てヱホバ地の上に人を造りしことを悔いて心に憂へたまへり 七 ヱホバ言たまひけるは我が創造りし人を我地の面より拭去ん人より獸昆蟲天空の鳥にいたるまでほろぼさん其は我之を造りしことを悔ればなりと 八 されどノアはヱホバの目のまへに恩を得たり 九 ノアの傳は是なりノアは義人にして其世の完全き者なりきノア神と偕に歩めり 十 ノアはセムハ

ムヤペテの三人の子を生り 十一 時に世エホバのまへに亂きて暴虐世に滿盈たりき 十二 神世を視たまひけるに視よ亂きたり其は世の人皆其道をみだしたればなり 十三 神ノアに言たまひけるは諸の人の末期わが前に近づけり其は彼等のために暴虐世にみちたればなり視よ我彼等を世とゝもに剪滅さん 十四 汝松木をもて汝のために方舟を造り方舟の中に房を作り瀝青をもて其內外を塗るべし 十五 汝かく之を作るべし卽ち其方舟の長は三百キユビト其濶は五十キユビト其高は三十キユビト 十六 又方舟に導光牖を作り上一キユビトに之を作り終べし又方舟の戸は其傍に設くべし下牀と二階と三階とに之を作るべし 十七 視よ我洪水を地に起して凡て生命の息氣ある肉なる者を天下より剪滅し絕ん地にをる者は皆死ぬべし 十八 然ど汝とは我わが契約をたてん汝は汝の子等と汝の妻および汝の子等の妻とともに其方舟に入るべし 十九 又諸の生物總て肉

ある者をば汝各其二を方舟に挈へいりて汝とともに其生命を保
たしむべし其等は牝牡なるべし 二十 鳥其類に從ひ獸其類に從ひ地
の諸の昆蟲其類に從ひて各二汝の所に至りて其生命を保つべし
二十一 汝食はるゝ諸の食品を汝の許に取て之を汝の所に集むべし是
則ち汝と是等の物の食品となるべし 二十二 ノア是爲し都て神の己に
命じたまひしごとく然爲せり

第七章

一 エホバ、ノアに言たまひけるは汝と汝の家皆方舟に入べ
し我汝がこの世の人の中にてわが前に義を觀たればなり 二 諸の
潔き獸を牝牡七宛汝の許に取り潔らぬ獸を牝牡二 三 亦天空の鳥
を雌雄七宛取て種を全地の面に生のこらしむべし 四 今七日ありて
我四十日四十夜地に雨ふらしめ我造りたる萬有を地の面より
拭去ん 五 ノア、エホバの凡て己に命じたまひし如くなせり 六 地に
洪水ありける時にノア六百歳なりき 七 ノア其子等と其妻および

其子等の妻と倶に洪水を避て方舟にいりぬ 八 潔き獸と潔からざる
獸と鳥および地に匍ふ諸の物 九 牝牡二宛ノアに來りて方舟にい
りぬ神のノアに命じたまへるが如し 十 かくて七日の後洪水地に
臨めり 十一 ノアの齡の六百歳の二月即ち其月の十七日に當り此日
に大淵の源皆潰れ天の戸開けて 十二 雨四十日四十夜地に注げり 十三
是日にノアとノアの子セムハムヤペテおよびノアの妻と其子等
の三人の妻諸倶に方舟にいりぬ 十四 彼等および諸の獸其類に從ひ
諸の家畜其類に從ひ都て地に匍ふ昆蟲其類に從ひ諸の禽即ち各
樣々の類の鳥皆其類に從ひて入りぬ 十五 即ち生命の氣息ある諸の肉
ある者二宛ノアに來りて方舟にいりぬ 十六 入たる者は諸の肉ある
者の牝牡にして皆いりぬ神の彼に命じたまへるが如しエホバ乃
ち彼を閉置たまへり 十七 洪水四十日地にありき是において水增し
方舟を浮めて方舟地の上に高くあがれり 十八 而して水瀰漫りて大

に地に增しぬ方舟は水の面に漂へり 十九 水甚大に地に瀰漫りければ天下の高山皆おほはれたり 二十 水はびこりて十五キユビトに上りたれば山々おほはれたり 廿一 凡そ地に動く肉なる者鳥家畜獸地に匍ふ諸の昆蟲および人皆死り 廿二 即ち凡そ其鼻に生命の氣息のかよふ者都て乾土にある者は死り 廿三 斯地の表面にある萬有を人より家畜昆蟲天空の鳥にいたるまで盡く拭去たまへり是等は地より拭去れたり唯ノアおよび彼とともに方舟にありし者のみ存れり 廿四 水百五十日のあひだ地にはびこりぬ

第八章 一 神ノアおよび彼とともに方舟にある諸の生物と諸の家畜を眷念ひたまひて神乃ち風を地の上に吹しめたまひければ水減り 二 亦淵の源と天の戸閉塞りて天よりの雨止ぬ 三 是に於て水次第に地より退き百五十日を經てのち水減り 四 方舟は七月に至り其月の十七日にアララテの山に止りぬ 五 水次第に減

て十月に至りしが十月の月朔に山々の巓現れたり 六 四十日を經てのちノア其方舟に作りし窓を啓て 七 鴉を放出ちけるが水の地に涸るるまで往來しをれり 八 彼地の面より水の減少しかを見んとて亦鴿を放出いだしたるが 九 鴿其足の跖を止べき處を得ずして彼に還りて方舟に至れり其は水全地の面にありたればなり彼乃ち其手を舒て之を執へ方舟の中におのれの所に接入たり 十 尙又七日待て再び鴿を方舟より放出ちたるが 十一 鴿暮におよびて彼に還れり視よ其口に橄欖の新葉ありき是に於てノア地より水の減少たるをしれり 十二 尙又七日まちて鴿を放出ちたるが再び彼の所に歸らざりき 十三 六百一年の一月の月朔に水地に涸たりノア乃ち方舟の蓋を撤きて視しに視よ土の面は燥てありぬ 十四 二月の二十七日に至りて地乾きたり 十五 爰に神ノアに語りて言給はく 十六 汝および汝の妻と汝の子等と汝の子等の妻ともに方舟を出べし 十七 汝と偕にあ

る諸の肉なる諸の生物諸の肉なる者則ち鳥家畜および地に匍ふ諸の昆蟲を率いでよ此等は地に饒く生育地の上に生且殖增すべし 十八 ノアと其子等と其妻および其子等の妻ともに出たり 十九 諸れ獸諸の昆蟲および諸の鳥等凡そ地に動く者種類に從ひて方舟より出たり 二十 ノアヱホバのために壇を築き諸の潔き獸と諸の潔き鳥を取て燔祭を壇の上に献げたり 二一 ヱホバ其馨しき香を聞ぎたまひてヱホバ其意に謂たまひけるは我再び人の故に因て地を詛ふことをせじ其は人の心の圖維るところ其幼少時よりして惡かればなり又我曾て爲たる如く再び諸れ生る物を擊ち滅さじ 二二 地のあらん限りは播種時、收穫時、寒熱、夏冬および日と夜息ことあらじ

第九章

一 神ノアと其子等を祝して之に曰たまひけるは生よ增殖よ地に滿よ 二 地の諸れ獸畜天空の諸れ鳥地に匍ふ諸の物海の諸の魚汝等を畏れ汝等に懾かん是等は汝等の手に與へらる 三 凡そ

生る動物は汝等の食となるべし菜蔬のごとく我之を皆汝等に與ふ 四 然ど肉を其生命なる其血のまゝに食ふべからず 五 汝等の生命の血を流すをば我必ず討さん獸之をなすも人これを爲すも我討さん凡そ人は兄弟人は生命を取ば我討すべし 六 凡そ人の血を流す者は人其血を流さん其は神は像のごとくに人を造りたまひたればなり 七 汝等生よ增殖よ地に饒くなりて其中に增殖よ 八 神ノアおよび彼と偕にある其子等に告て言たまひけるは 九 見よ我汝等と汝等の後の子孫 十 および汝等と偕なる諸の生物即ち汝等とともなる鳥家畜および地の諸の獸と契約を立ん都て方舟より出たる者より地の諸の獸にまで至らん 十一 我汝等と契約を立ん總て肉なる者は再び洪水に絕るゝ事あらじ又地を滅す洪水再びあらざるべし 十二 神言たまひけるは我が我と汝等および汝等と偕なる諸の生物の間に世々限りなく爲す所の契約の徵は是なり 十三 我

わが虹を雲の中に起さん是我と世との間の契約の徴なるべし 十四 即ち我雲を地の上に起す時虹雲の中に現るべし 十五 我乃ち我と汝等および総て肉なる諸の生物の間のわが契約を記念えん水再び諸の肉なる者を滅す洪水とならじ 十六 虹雲の中にあらん我之を観て神と地にある都て肉なる諸の生物との間なる永遠の契約を記念えん 十七 神ノアに言たまひけるは是は我が我と地にある諸の肉ある者との間に立たる契約の徴なり 十八 ノアの子等は方舟より出たる者はセム ハム ヤペテなりき ハムはカナンの父なり 十九 是等はノアの三人の子なり全地の民は是等より出て蔓延れり 二十 爰にノア農夫となりて葡萄園を植ることを始しが 二十一 葡萄酒を飲て酔天幕の中にありて裸になれり 二十二 カナンの父ハム其父のかくし所を見て外にありし二人の兄弟に告たり 二十三 セムとヤペテ乃ち衣を取て倶に其肩に負け後向に歩みゆきて其父の裸體を覆へり彼等面

を背にして其父の裸體を見ざりき 二四 ノア酒さめて其若き子の己に爲たる事を知れり 二五 是に於て彼言けるはカナン詛はれよ彼は僕輩の僕となりて其兄弟に事へん 二六 又いひけるはセムの神ヱホバは讃べきかなカナン彼の僕となるべし 二七 神ヤペテを大ならしめたまはん彼はセムの天幕に居住はんカナン其僕となるべし 二八 ノア洪水の後三百五十年生存へたりノアの齢は都て九百五十年なりき而して死り

第十章

一 ノアの子セム ハム ヤペテの傳は是なり洪水の後彼等に子等生れたり 二 ヤペテの子はゴメル マゴグ マデア ヤワン トバル メセク テラスなり 三 ゴメルの子はアシケナズ リパテ トガルマなり 四 ヤワンの子はエリシヤ タルシシ キツテム およびドダニムなり 五 是等より諸國の洲島の民は派分れ出て各其方言と其宗族と其邦國とに循ひて其地に住り 六 ハムの子はクシ ミツライム フテ

およびカナンなり七クシの子はセバハビラサブタラアマサブテカなりラアマの子はシバおよびデダンなり八クシニムロデを生り彼始めて世の權力ある者となれり九彼はエホバの前にありて權力ある獵夫なりき是故にエホバの前にある夫權力ある獵夫ニムロデの如しといふ諺あり十彼の國の起初はシナルの地のバベルエレクアッカデおよびカルネなりき十一其地より彼アッスリヤに出でニネベレホボテイリカラ十二およびニネベとカラの間なるレセンを建たり是は大なる城邑なり十三ミツライムルデ族アナミ族レハビ族ナフト族十四パテロス族カスル族およびカフトリ族を生りカスル族よりペリシテ族出たり十五カナン其冢子シドンおよびヘテ十六エブス族アモリ族ギルガシ族十七ヒビ族アルキ族セニ族十八アルワデ族ゼマリ族ハマテ族を生り後に至りてカナン人の宗族蔓延りぬ十九カナン人の境はシドンよりゲラルを經てガザに至

りソドムゴモラアデマゼボイムに沿てレシヤにまで及べり 二十 是等はハムの子孫にして其宗族と其方言と其土地と其邦國に隨ひて居りぬ 二一 セムはエベルの全の子孫の先祖にてヤペテの兄なり彼にも子女生れたり 二二 セムの子はエラムアシユルアルパクサデルデアラムなり 二三 アラムの子はウツホルゲテルマシなり 二四 アルパクサデシラを生みシラエベルを生り 二五 エベルに二人の子生まれたり一人の名をペレグ(分れ)といふ其は彼の代に邦國分れたればなり其弟の名をヨクタンと曰ふ 二六 ヨクタンアルモダデシヤレフハザルマウテエラ 二七 ハドラムウザルデクラ 二八 オバルアビマエルシバ 二九 オフルハビラおよびヨバブを生り是等は皆ヨクタンの子なり 三十 彼等の居住所はメシヤよりしてセパルにまで至り 三一 是等はセムの子孫にして其宗族と其方言と其土地と其國邦とに隨ひて居りぬ 三二 是等はノアの子の宗族にして其血統

と其邦國に隨ひて居りぬ洪水の後是等より地の邦國の民は派分れ出たり

第十一章

一 全地は一の言語一の音のみなりき 二 玆に人衆東に移りてシナルの地に平野を得て其處に居住り 三 彼等互に言けるは去來甎石を作り之を善く爇んと遂に石は代に甎石を獲灰沙は代に石漆を獲たり 四 又曰けるは去來邑と塔とを建て其塔の頂を天にいたらしめん斯して我等名を揚て全地の表面に散ることを免れんと 五 ヱホバ降臨りて彼人衆の建る邑と塔とを觀たまへり 六 ヱホバ言たまひけるは視よ民は一にして皆一の言語を用ふ今既に此を爲し始めたり然ば凡て其爲んと圖維る事は禁止め得らざるべし 七 去來我等降り彼處にて彼等の言語を淆し互に言語を通ずることを得ざらしめんと 八 ヱホバ遂に彼等を彼處より全地の表面に散したまひければ彼等邑を建ることを罷たり 九 是故に其

名をバベル(淆亂)と呼ぶ是はヱホバ彼處に全地の言語を淆したまひしに由てなり彼處よりヱホバ彼等を全地の表に散したまへり 十 セムの傳は是なりセム百歳にして洪水の後の二年にアルパクサデを生り 十一 セムアルパクサデを生し後五百年生存へて男子女子を生り 十二 アルパクサデ三十五歳に及びてシラを生り 十三 アルパクサデシラを生し後四百三年生存へて男子女子を生り 十四 シラ三十歳におよびてエベルを生り 十五 シラエベルを生し後四百三年生存へて男子女子を生り 十六 エベル三十四歳におよびてペレグを生り 十七 エベルペレグを生し後四百三十年生存へて男子女子を生り 十八 ペレグ三十歳におよびてリウを生り 十九 ペレグリウを生し後二百九年生存へて男子女子を生り 二十 リウ三十二歳におよびてセルグを生り 二一 リウセルグを生し後二百七年生存へて男子女子を生り 二二 セルグ三十年におよびてナホルを生り 二三 セルグナホル

を生しのち二百年生存へて男子女子を生り 二四 ナホル二十九歳に及びてテラを生り 二五 ナホル テラを生し後百十九年生存へて男子女子を生り 二六 テラ七十歳に及びてアブラム ナホル およびハランを生り 二七 テラの傳は是なり テラ アブラム、ナホル およびハランを生みハラン、ロトを生り 二八 ハランは其父テラに先ちて其生處なるカルデアのウルにて死たり 二九 アブラムとナホルと妻を娶れりアブラムの妻の名をサライと云ナホルの妻の名をミルカと云てハランの女なりハランはミルカの父にして亦イスカの父なりき 三十 サライは石女にして子あらざりき 三一 テラ カナンの地に往とて其子アブラムとハランの子なる其孫ロト及び其子アブラムの妻なる其媳サライをひき挈て倶にカルデアのウルを出たりしがハランに至て其處に住り 三二 テラの齢は二百五歳なりきテラはハランにて死り

第十二章

一 爰にヱホバ アブラムに言たまひけるは汝の國を出で

汝の親族に別れ汝の父の家を離れて我が汝に示さん其地に至れ
二 我汝を大なる國民と成し汝を祝み汝の名を大ならしめん汝は
祉福の基となるべし 三 我は汝を祝する者を祝し汝を詛ふ者を詛
はん天下の諸の宗族汝によりて福祉を獲ん 四 アブラム乃ちヱホ
バの己に言たまひし言に從て出たりロト彼と共に行りアブラ
ムはハランを出たる時七十五歳なりき 五 アブラム其妻サライと
其弟の子ロトおよび其集めたる總の所有とハランにて獲たる人
衆を攜へてカナンの地に往んとて出で遂にカナンの地に至れり
六 アブラム其地を經過てシケムの處に及びモレの橡樹に至り
其時にカナン人其地に住り 七 茲にヱホバアブラムに顯現れて我
汝の苗裔に此地を與へんといひたまへり彼處にて彼己に顯現れ
たまひしヱホバに壇を築けり 八 彼其處よりベテルの東の山に移
りて其天幕を張り西にベテル東にアイありき彼處にて彼ヱホバ

に壇を築きヱホバの名を籲り 九 アブラム尙進て南に遷り 十 玆に
に饑饉其地にありければアブラム、エジプトに寄寓らんとて彼處
に下れり其は饑饉其地に甚しかりければなり 十一 彼近く來りてエ
ジプトに入んとする時其妻サライに言けるは視よ我汝を觀て
美麗き婦人なるを知る 十二 是故にエジプト人汝を見る時是は彼の
妻なりと言て我を殺さん然ど汝をば生存ん 十三 請ふ汝わが妹なり
と言へ然ば我汝の故によりて安にしてわが命汝のために生存ん
十四 アブラム、エジプトに至りし時エジプト人此婦を見て甚だ美麗
となせり 十五 またパロの大臣等彼を觀て彼をパロの前に譽めければ
ば婦遂にパロの家に召入られたり 十六 是に於てパロ彼のために厚
くアブラムを待ひてアブラム遂に羊牛僕婢牝牡の驢馬および駱
駝を多く獲るに至れり 十七 時にヱホバ、アブラムの妻サライの故に
よりて大なる災を以てパロと其家を惱したまへり 十八 パロ、アブラ

ムを召て言けるハ汝が我になしたる此事ハ何ぞや汝何故に彼が汝の妻なるを我に告ざりしや 十九 汝何故に彼ハわが妹なりといひしや我幾彼をわが妻にめとらんとせり然バ汝の妻ハ此にあり挈去るべしと 二十 パロ即ち彼の事を人々に命じければ彼と其妻および其有る諸の物を送りさらしめたり

第十三章

一 アブラム其妻および其有る諸の物と倶にエジプトを出て南の地に上りロト彼と共にありき 二 アブラム甚家畜と金銀に富り 三 彼南の地より其旅路に進てベテルに至りベテルとアイの間なる其以前に天幕を張たる處に至れり 四 即ち彼が初に其處に築きたる壇のある處なり彼處にアブラムヱホバの名を籲り 五 アブラムと偕に行しロトも羊牛および天幕を有り 六 其地は彼等を載て倶に居しむること能はざりき彼等ハ其所有多なりしに縁て倶に居ることを得ざりしなり 七 斯有ばアブラムの家畜の牧

者とロトの家畜の牧者の間に競争ありきカナン人とペリジ人此
時其地に居住り 八 アブラムロトに言けるは我等は兄弟の人なれ
ば請ふ我と汝の間および我が牧者と汝の牧者の間に競争あらし
むる勿れ 九 地は皆爾の前にあるにあらずや請ふ我を離れよ爾若
左にゆかば我右にゆかん又爾右にゆかば我左にゆかん 十 是に
於てロト目を挙てヨルダンの低地を瞻望けるにエホバソドム
とゴモラとを滅し給はざりし前なりければゾアルに至るまであ
まねく善く潤沢ひてエホバの園の如くエジプトの地の如くなり
き 十一 ロト乃ちヨルダンの低地を尽く撰とりて東に徙れり斯く彼等
彼此に別れたり 十二 アブラムはカナンの地に住りロトは低地の
諸邑に住み其天幕を遷してソドムに至れり 十三 ソドムの人は悪く
してエホバの前に大なる罪人なりき 十四 ロトのアブラムに別れし
後エホバアブラムに言たまひけるは爾の目を挙て爾の居る処よ

り西東北南を瞻望め 十五 凡ろ汝が觀る所の地ハ我之を永く爾と爾の裔に與べし 十六 我爾の後裔を地の塵沙の如くなさん若人地の塵沙を數ふることを得ば爾の後裔も數へらるべし 十七 爾起て縱橫に其地を行き巡るべし我之を爾に與へんと 十八 アブラム遂に天幕を遷して來りヘブロンのマムレの橡林に住み彼處にてヱホバに壇を築けり

第十四章

一 當時シナルの王アムラペル、エラサルの王アリオク、エラムの王ケダラオメルおよびゴイムの王テダル等 二 ソドムの王ベラ、ゴモラの王ビルシヤ、アデマの王シナブ、ゼボイムの王セメベルおよびベラ(即ち今のゾアル)の王と戰ひをなせり 三 是等の五人の王皆結合てシデムの谷に至れり其處ハ今の鹽海なり 四 彼等ハ十二年ケダラオメルに事へ第十三年に叛けり 五 第十四年にケダラオメルおよび彼と偕なる王等來りてアシタロテカルナイムの

レパイム人、ハムのズジ人、シヤベキリアタイムのエミ人 六 およびセイル山のホリ人を擊て曠野の傍なるエルパランに至り 七 彼等歸りてエンミシパテ(即ち今のカデシ)に至りアマレク人の國を盡く擊又ハザゾンタマルに住るアモリ人を擊り 八 爰にソドムの王ゴモラの王アデマの王ゼボイムの王およびベラ(即ち今のゾアル)の王出てシデムの谷にて彼等と戰ひを接たり 九 即ち彼五人の王等エラムの王ケダラオメル、ゴイムの王テダル、シナルの王アムラペル、エラサルの王アリオクの四人と戰へり 十 シデムの谷には地瀝青の坑多くありしがソドムとゴモラの王等遁て其處に陷りぬ其餘の者は山に遁逃たり 十一 是に於て彼等ソドムとゴモラの諸の物と其諸の食料を取て去れり 十二 彼等アブラムの姪ロトと其物を取て去り其は彼ソドムに住たればなり 十三 茲に遁逃者來りてヘブル人アブラムに之を告たり時にアブラムはアモリ人マムレの橡林に住

りマムレはエシコルの兄弟又アネルの兄弟なり是等はアブラムと
契約を結べる者なりき 十四 アブラム其兄弟の擄はせられしを聞
しかば其熟練したる家の子三百十八人を率ゐてダンまで追いた
り 十五 其家臣を分ちて夜に乘じて彼等を攻め彼等を撃破りてダマ
スコの左なるホバまで彼等を追ゆけり 十六 アブラム斯諸の物を奪
回し亦其兄弟ロトと其物および婦女と人民を取回せり 十七 アブラ
ムケダラオメルおよび彼と偕なる王等を撃破りて歸れる時ソド
ムの王シヤベの谷(即ち今の王の谷)にて彼を迎へたり 十八 時にサレ
ムの王メルキゼデクパンと酒を攜出せり彼は至高き神の祭司な
りき 十九 彼アブラムを祝して言けるは願くは天地の主なる至高神
アブラムを祝福みたまへ 二十 願くは汝の敵を汝の手に付したまひ
し至高神に稱讚あれとアブラム乃ち彼に其諸の物の什分の一を
饋れり 二十一 玆にソドムの王アブラムに言けるは人を我に與へ物を

汝に取れと 二二 アブラム、ソドムの王に言けるは我天地の主なる至高き神エホバを指て言ふ 廿三 一本の絲にても鞋帯にても凡て汝の所属は我取ざるべし恐くは汝我アブラムを富しめたりと言ん 二四 但少者は既に食ひたる者および我と偕に行し人アネル、エシコルおよびマムレの分を除くべし彼等には彼等の分を取しめよ

第十五章

一 是等の事の後エホバの言異象の中にアブラムに臨て曰くアブラムよ懼るなかれ我は汝の干櫓なり汝の賚は甚大なるべし 二 アブラム言けるは主エホバよ何を我に與んとしたまふや我は子なくして居り此ダマスコのエリエゼル我が家の相續人なり 三 アブラム又言けるは視よ爾子を我にたまはず我の家の子わが嗣子とならんとすと 四 エホバの言彼にのぞみて曰く此者は爾の嗣子となるべからず汝の身より出る者爾の嗣子となるべしと 五 斯てエホバ彼を外に攜へ出して言たまひけるは天を望みて星を

數へ得るかを見よと又彼に言たまひけるは汝の子孫は是のごとくなるべしと 六 アブラム エホバを信ず エホバこれを彼の義となしたまへり 七 又彼に言たまひけるは我は此地を汝に與へて之を有たしめんとて汝をカルデアのウルより導き出せるエホバなり 八 彼言けるは主エホバよ我いかにして我之を有つことを知るべきや 九 エホバ彼に言たまひけるは三歳の牝牛と三歳の牝山羊と三歳の牡羊と山鳩および雛き鴿を我ために取れと 十 彼乃ち是等を皆取て之を中より剖き其剖たる者を各相對はしめて置り但鳥は剖ざりき 十一 鷙鳥其死體の上に下る時はアブラム之を驅はらへり 十二 斯て日の沒る頃アブラム酣く睡りしが其大なる暗きを覺えて懼れたり 十三 時にエホバ アブラムに言たまひけるは爾確に知るべし爾の子孫他人の國に旅人となりて其人々に服事へん彼等四百年のあひだ之を惱さん 十四 又其服事たる國民は我之を鞫かん其後

彼等は大なる財貨を携へて出ん 十五 爾は安然に爾の父祖の所にゆかん爾は遐齢に達りて葬らるべし 十六 四代に及びて彼等此に返りきたらん其はアモリ人の惡未だ貫盈ざればなりと 十七 斯て日の沒て黒暗となりし時烟と火燄の出る爐其切割たる物の中を通過り 十八 是日にエホバアブラムと契約をなして言たまひけるは我此地をエジプトの河より彼大河即ちユフラテ河まで爾の子孫に與ふ 十九 即ちケナズ人ケニ人カデモニ人 二十 ヘテ人ペリジ人レパイム人 二十一 アモリ人カナン人ギルガシ人エブス人の地是なり

第十六章

一 アブラムの妻サライ子女を生ざりき彼に一人の侍女ありしがエジプト人にして其名をハガルと曰り 二 サライアブラムに言けるは視よエホバわが子を生むことを禁めたまひたれば請ふ我が侍女の所に入れ我彼よりして子女を得ることあらんとアブラムサライの言を聽いれたり 三 アブラムの妻サライ其侍女

あるエジプト人ハガルを取て之を其夫アブラムに與へて妻と
なさしめたり是はアブラムがカナンの地に十年住みたる後なり
き四是においてアブラムハガルの所に入るハガル遂に孕みけれ
ば己が孕めるを見て其女主を藐視たり五サライアブラムに言け
るはわが蒙る害は汝に歸すべし我わが侍女を汝の懷に與へた
るに彼己の孕るを見て我を藐視ぐ願くはエホバ我と汝の間の事を
鞫きたまへ六アブラム、サライに言けるは視よ汝の侍女は汝の手
の中にあり汝の目に善と見ゆる所を彼に爲すべしサライ乃ち彼
を苦めければ彼サライの面を避て逃たり七エホバの使者曠野に
泉の旁卽ちシユルの路にある泉の旁にて彼に遭ひて八言けるは
サライの侍女ハガルよ汝何處より來れるや又何處に往や彼言け
るは我は女主サライの面をさけて逃るなり九エホバの使者彼に
言けるは汝の女主の許に返り身を其手に任すべし十エホバの使

者又彼に言ひけるは我大に汝の子孫を増し其數を衆多して數ふることあたはざらしめん 十一 エホバの使者又彼に言ひけるは汝孕めり男子を生まん其名をイシマエル(神聽知)と名くべしエホバ汝の艱難を聽知したまへばなり 十二 彼は野驢馬の如き人とならん其手は諸の人に敵し諸の人の手はこれに敵すべし彼は其諸の兄弟の東に住んと 十三 ハガル己に諭したまへるエホバの名をアタエルロイ(汝は見たまふ神なり)とよべり彼いふ我觀たる後尚生るやと 十四 是をもて其井はベエルラハイロイ(我を見る活る者の井)と呼む是はカデシとベレデの間にあり 十五 ハガル、アブラムの男子を生めりアブラム、ハガルの生める其子の名をイシマエルと名づけたり 十六 ハガル、イシマエルをアブラムに生める時アブラムは八十六歳なりき

第十七章

一 アブラム九十九歳の時エホバ、アブラムに顯れて之に

言たまひけるは我は全能の神なり汝我前に行みて完全かれよ 二
我已が契約を我と汝の間に立て大に汝の子孫を増さん 三 アブラム
乃ち俯伏たり神又彼に告て言たまひけるは 四 我汝と已が契約を
立つ汝は衆多の國民の父となるべし 五 汝の名を此後アブラムと
呼ぶべからず汝の名をアブラハム(衆多の人の父)とよぶべし其は
我汝を衆多の國民の父と爲ばなり 六 我汝をして衆多の子孫を得
せしめ國々の民を汝より起さん王等汝より出べし 七 我已が契約
を我と汝および汝の後の世々の子孫との間に立て永久の契約と
なし汝および汝の後の子孫の神となるべし 八 我汝と汝の後の子
孫に此汝が寄寓る地即ちカナンの全地を與へて永久の産業とな
さん而して我彼等の神となるべし 九 神またアブラハムに言たま
ひけるは然ば汝と汝の後の世々の子孫已が契約を守るべし 十 汝
等の中の男子は咸割禮を受べし是は我と汝等および汝の後の子

孫の間の我が契約にして汝等の守るべき者なり 十一 汝等其陽の皮
を割べし是我と汝等の間の契約の徴なり 十二 汝等の代々の男子は
家に生れたる者も異邦人より金にて買たる汝の子孫ならざる者
も皆生れて八日に至らば割禮を受べし 十三 汝の家に生れたる者も
汝の金にて買たる者も割禮を受ざるべからず斯我契約汝等の身
にありて永久の契約となるべし 十四 割禮を受ざる男兒即ち其陽の
皮を割ざる者は我契約を破るによりて其人其民の中より絶るべ
し 十五 神又アブラハムに言たまひけるは汝の妻サライは其名をサ
ライと稱ぶべからず其名をサラと爲べし 十六 我彼を祝み彼より
て亦汝に一人の男子を授けん我彼を祝み彼をして諸邦の民の母
となさしむべし諸の民の王等彼より出べし 十七 アブラハム俯伏て
哂ひ其心に謂けるは百歳の人に豈で子の生るゝことあらんや又
サラは九十歳なれば豈で産ことをなさんやと 十八 アブラハム遂に

神にむかひて願くはイシマエルの汝のまへに生存へんことをと
曰ふ 十九 神言たまひけるは汝の妻サラ必ず子を生ん汝其名をイサ
クと名くべし我彼および其後の子孫と契約を立て永久の契約と
なさん 二十 又イシマエルの事に關ては我汝の願を聽たり視よ我彼
を祝みて多衆の子孫を得させしめ大に彼の子孫を增すべし彼十二
の君王を生ん我彼を大なる國民となすべし 二一 然ども我が契約は我
翌年の今頃サラが汝に生ん所のイサクと之を立べし 二二 神アブラ
ハムと言ことを竟へ彼を離て昇りたまへり 二三 是に於てアブラ
ハム神の已に言たまへる如く此日其子イシマエルと凡て其家に
生たる者および凡て其金にて買たる者卽ちアブラハムの家の
人の中なる諸の男を將きたりて其陽の皮を割たり 二四 アブラハム
は其陽の皮を割れたる時九十九歲 二五 其子イシマエルは其陽の皮を
割れたる時十三歲なりき 二六 是日アブラハムと其子イシマエル割禮

を受たり 十二 又其家の人家に生れたる者も金にて異邦人より買たる者も皆彼とともに割禮を受たり

第十八章

一 エホバ マムレの橡林にてアブラハムに顯現たまへり彼は日の熱き時刻天幕の入口に坐しゐたりしが 二 目を擧て見たるに視よ三人の人其前に立り彼見て天幕の入口より趨り行て之を迎へ 三 身を地に鞠めて言けるは我が主よ我若汝の目のまへに恩を得たるならば請ふ僕を通り過すなかれ 四 請ふ少許の水を取きたらしめ汝等の足を濯ひて樹の下に休憩たまへ 五 我一口のパンを取來らん汝等心を慰めて然る後過ゆくべし汝等僕の所に來ればなり彼等言ふ汝が言るごとく爲せ 六 是においてアブラハム天幕に急ぎいりてサラの許に至りて言けるは速に細麪三セヤを取り捏てパンを作るべしと 七 而してアブラハム牛の群に趨ゆき犢の柔にして善き者を取りきたりて少者に付しければ急ぎて之を

調理ふ 八 かくてアブラハム牛酪と牛乳および其調理へたる犢を取て彼等のまへに供へ樹の下にて其側に立り彼等乃ち食へり 九 彼等アブラハムに言けるは爾の妻サラは何處にあるや彼言ふ天幕にあり 十 其一人言ふ明年の今頃我必ず爾に返るべし汝の妻サラに男子あらんサラ其後なる天幕の入口にありて聞ゐたり 十一 抑アブラハムとサラは年邁み老いたる者にしてサラには婦人の常の經已に息たり 十二 是故にサラ心に哂ひて言けるは我は老衰へ吾が主も亦老たる後なれば我に樂あるべけんや 十三 ヱホバアブラハムに言たまひけるは何故にサラは哂ひて我老たれば果して子を生ことあらんやと言ふや 十四 ヱホバに豈爲し難き事あらんや時至らば我定めたる期に爾に歸るべしサラに男子あらん 十五 サラ懼れたれば承ずして我哂はずと言へりヱホバ言たまひけるは否汝哂へるなり 十六 斯て其人々彼處より起てソドムの方を望みけ

れはアブラハム彼等を送らんとて倶に行り 十七 ヱホバ言ひ給けるは我爲んとする事をアブラハムに隱すべけんや 十八 アブラハムは必ず大なる強き國民となりて天下の民皆彼に由て福を獲に至るべきに在ずや 十九 其は我彼をして其後の兒孫と家族とに命じヱホバの道を守りて公義と公道を行しめん爲に彼をしれり是ヱホバアブラハムに其曾て彼に就て言し事を行せん爲なり 二十 ヱホバ又言給ふソドムとゴモラの號呼大なるに因り又其罪甚だ重に因て 二一 我下りて其號呼の我に達れる如くかれら全く行ひたりしやを見んとす若しからずば我知るに至らんと 二二 其人々其處より身を旋してソドムに赴むけりアブラハムは尚ほヱホバのまへに立り 二三 アブラハム近よりて言けるは爾は義者をも惡者と倶に滅ぼしたまふや 二四 若邑の中に五十人の義者あるも汝尚は其處を滅ぼし其中の五十人の義者のために之を恕したまはざるや 二五 なんぢ

斯の如く爲て義者を惡者と倶に殺すが如きは是あるまじき事なり又義者と惡者を均等するが如きもあるまじき事なり天下を鞫く者は公義を行ふ可にあらずや 二六 ヱホバ言たまひけるは我若ソドムに於て邑の中に五十人の義者を看ば其人々のために其處を盡く恕さん 二七 アブラハム應へていひけるは我は塵と灰なれども敢て我主に言上す 二八 若五十人の義者の中五人缺たらんに爾五人の缺たるために邑を盡く滅ぼしたまふやヱホバ言たまひけるい我若彼處に四十五人を看ば滅さゞるべし 二九 アブラハム又重てヱホバに言上して曰けるい若彼處に四十人看えなば如何ヱホバ言たまふ我四十人のために之をなさじ 三十 アブラハム曰ひけるい請ふわが主よ怒らずして言しめたまへ若彼處に三十人看えなば如何ヱホバいひたまふ我三十人を彼處に看ば之を爲じ 三一 アブラハム言ふ我あへてわが主に言上す若彼處に二十人看えなば如何ヱ

ホバ言たまふ我二十人のためにほろぼさじ 三二 アブラハム言ふ請ふわが主怒らずして今一度言しめたまへ若かしこに十人看えなば如何エホバ言たまふ我十人のためにほろぼさじ 三三 エホバ、アブラハムと言ふことを終てゆきたまへりアブラハムはおのれの所にかへりぬ

第十九章

一 其二個の天使黄昏にソドムに至るロト時にソドムの門に坐し居たりしがこれを観起て迎へ首を地にさげて 二 言けるはい我主よ請ふ僕の家に臨み足を濯ひて宿りつとに起て途に遄征たまへ彼等言ふ否我等は街衢に宿らんと 三 然ど固く強ければ遂に彼れ所に臨みて其家に入るロト乃ち彼等のために筵を設け酵いれぬパンを炊て食はしめたり 四 斯て未だ寝ざる前に邑の人々即ちソドムの人老たるも若きも諸共に四方八方より來たれる民皆其家を環み 五 ロトを呼て之に言けるは今夕爾に就たる人は何

處にをるや彼等を我等の所に携へ出せ我等之を知らん 六 ロト入口に出て其後の戸を閉ぢ彼等の所に至りて 七 言けるは請ふ兄弟よ惡き事を爲すなかれ 八 我に未だ男知ぬ二人の女あり請ふ我之を携へ出ん爾等の目に善と見る如く之になせよ惟此人等は既に我家の蔭に入たれば何をも之になすなかれ 九 彼等曰ふ爾退け又言けるは此人は來り寓れる身なるに恒に士師とならんとす然ば我等彼等に加ふるよりも多くの害を爾に加へんと遂に彼等酷しく其人ロトに逼り前よりて其戸を破んとせしに 十 彼二人其手を舒しロトを家の内に援いれて其戸を閉ぢ 十一 家の入口にをる人衆をして大なるも小も倶に目を眩しめければ彼等遂に入口を索ぬるに困憊たり 十二 斯て二人ロトに言けるは外に爾に屬する者ありや汝の婿子女および凡て邑にをりて爾に屬する者を此所より携へ出べし 十三 此處の號呼ヱホバの前に大になりたるに因て我

等之を滅さんとすヱホバ我等を遣はして之を滅さしめたまふ 十四
ロト出て其女を娶る婿等に告て言けるはヱホバ邑を滅したまふ
べければ爾等起て此處を出よと然ど婿等は之を戯言と視爲り 十五
曉に及て天使ロトを促して言けるは起て此にある爾の妻と二人の
女を攜へよ恐くは爾邑の惡とゝもに滅されん 十六 然るに彼遲延ひ
しかば二人其手と其妻の手と其二人の女の手を執て之を導き出
し邑の外に置りヱホバ斯彼に仁慈を加へたまふ 十七 既に之を導き
出して其一人曰けるは逃遁て汝の生命を救へ後を回顧るなかれ
低地の中に止るなかれ山に遁れよ否ずば爾滅されん 十八 ロト彼等
に言けるはわが主よ請ふ斯したまふなかれ 十九 視よ僕爾の目のま
へに恩を得たり爾大なる仁慈を吾に施してわが生命を救たまふ
吾山に遁る能ず恐くは災害身に及びて死るにいたらん 二十 視よ此
邑は遁ゆくに近くして且小し我をして彼處に遁れしめよさうら

む吾生命全うらん是れ小き邑なるにあらずや 二一 天使之にいひけるは視よ我此事にも亦爾の願を容たれば爾が言ふところの邑を滅さじ 二二 急ぎて彼處に遁れよ爾が彼處に至るまでは我何事をも爲を得ずと是に因て其邑の名はゾアル(小し)と稱る 二三 ロトゾアルに至れる時日地の上に昇れり 二四 エホバ硫黄と火をエホバの所より卽ち天よりソドムとゴモラに雨しめ 二五 其邑と低地と其邑の居民および地に生るところの物を盡く滅したまへり 二六 ロトの妻は後を回顧たれば鹽の柱となりぬ 二七 アブラハム其朝夙に興て其嘗てエホバの前に立たる處に至り 二八 ソドム、ゴモラおよび低地の全面を望み見るに其地の烟燄窖の烟のごとくに騰上きり 二九 神低地の邑を滅したまふ時卽ちロトの住る邑を滅したまふ時に當り神アブラハムを眷念て斯其滅亡の中よりロトを出したまへり 三十 斯てロトゾアルに居ることを懼れたれば其二人の女と偕にゾ

アルを出て上りて山に居り其二人の女子とゝもに巖穴に住り 三一
茲に長女季女にいひけるは我等の父は老いたり又此地には我等
に偶て世の道を成す人あらず 三二 然ば我等父に酒を飲せて與に寢い
ね父に由て子を得んと 三三 遂に其夜父に酒を飲せ長女入て其父と
與に寢たり然るにロトは女の起臥を知ざりき 三四 翌日長女季女に
言けるは我昨夜わが父と寢たり我等此夜又父に酒をのません爾
入て與に寢よわれら父に由て子を得ることをえんと 三五 乃ち其
夜も亦父に酒をのませ季女起て父と與に寢たりロトまた女の起
臥を知ざりき 三六 斯ロトの二人の女其父によりて孕たり 三七 長女
子を生て其名をモアブと名く即ち今のモアブ人の先祖なり 三八 季
女も亦子を生て其名をベニアンミと名く即ち今のアンモニ人の
先祖なり

第二十章

一 アブラハム彼處より徙りて南の地に至りカデシとシ

ユルの間に居りゲラルに寄留り二アブラハム其妻サラを我妹なりと言しかばゲラルの王アビメレク人を遣してサラを召入たり三然るに神夜の夢にアビメレクに臨みて之に言たまひけるは汝は其召入たる婦人のために死るなるべし彼は夫ある者なればなり四アビメレク未だ彼に近づかざりしかば言ふ主よ汝は義き民をも殺したまふや五彼は我に是は我が妹なりと言にあらずや又婦も自彼は我が兄なりと言たり我全き心と潔き手をもて此をなせり六神又夢に之に言たまひけるは然り我汝が全き心をもて之をなせるを知りたれば我も汝を阻めて罪を我に犯さしめざりき彼に觸るを容ざりしは是がためなり七然ば彼の妻を歸せ彼は預言者なれば汝のために祈り汝をして生命を保しめん汝若歸ずば汝と汝に屬する者皆必死るべきを知るべし八是に於てアビメレク其朝夙に興て臣僕を悉く召し此事を皆語り聞せければ人

々甚く懼れたり 九 斯てアビメレク アブラハムを召て之に言けるは爾我等に何を爲すや我何の惡き事を爾になしたれば爾大なる罪を我とわが國に蒙らしめんとせしか爾爲べからざる所爲を我に爲したり 十 アビメレク又アブラハムに言けるは爾何を見て此事を爲たるや 十一 アブラハム言けるは我此處はかならず神を畏れざるべければわが妻のために人我を殺さんと思ひたるなり 十二 又彼は誠にわが妹なり彼はわが父の子にしてわが母の子にあらざるが遂に我妻となりたるなり 十三 神我をして吾父の家を離れて周遊しめたまへる時に當て我彼に爾我等が至る處にて我を爾の兄なりと言へ是は爾が我に施す恩なりと言たり 十四 アビメレク乃ち羊牛僕婢を將てアブラハムに與へ其妻サラを之に歸せり 十五 而してアビメレク言けるは視よ我地は爾のまへにあり爾の好むところに住め 十六 又サラに言けるは視よ我爾の兄に銀千枚を與へたり是は爾および

諸の人にありし事等につきて爾の目を蔽ふ者なり斯爾償贖を得たり 十七 是に於てアブラハム神に祈りければ神アビメレクと其妻および婢を醫したまひて彼等子を産むにいたる 十八 エホバさきにアブラハムの妻サラの故をもてアビメレクの家の者の胎をことごとく閉たまへり

第二十一章

一 エホバ其言し如くサラを眷顧みたまふ即ちエホバ其語しごとくサラに行ひたまひしかバ 二 サラ遂に孕み神のアブラハムに語たまひし期日に及びて年老たるアブラハムに男子を生り 三 アブラハム其生れたる子即ちサラが己に生る子の名をイサクと名けたり 四 アブラハム神の命じたまひし如く八日に其子イサクに割禮を行へり 五 アブラハムは其子イサクの生れたる時百歳なりき 六 サラ言けるは神我を笑はしめたまふ聞く者皆我とともに笑はん 七 又曰けるは誰かアブラハムにサラ子女に乳を飲

しむるにいたらんと言しものあらん然に彼が年老るに及びて男子を生たりと 八 偖其子長育ちて遂に乳を斷るイサクの乳を斷る日にアブラハム大なる饗宴を設けたり 九 時にサラエジプト人ハガルがアブラハムに生たる子の笑ふを見て 十 アブラハムに言けるハ此婢と其子を逐出せ此婢の子ハ吾子イサクと共に嗣子となるべからざるなりと 十一 アブラハム其子のために甚く此事を憂たり 十二 神アブラハムに言たまひけるハ童兒のため又汝の婢のために之を憂るなかれサラが汝に言ところの言ハ悉く之を聽け其ハイサクより出る者汝の裔と稱らるべければなり 十三 又婢の子も汝の胤なれバ我之を一の國となさん 十四 アブラハム朝夙に興てパンと水の革囊とを取りハガルに與へて之を其肩に負せ其子を攜へて去しめけれバ彼往てベエルシバの曠野に蹤躇しが 十五 革囊の水遂に盡たれバ子を灌木の下に置き 十六 我子の死るを見るに忍ずといひ

て遙かに行き箭達を隔てゝ之に對ひ坐ぬ斯相嚮ひて坐し聲をあげて泣く 十七 神其童兒の聲を聞たまふ神の使郎ち天よりハガルを呼て之に言けるハハガルよ何事ぞや懼るゝなかれ神彼處にをる童兒の聲を聞たまへり 十八 起て童兒を興し之を汝の手に抱くべし我之を大なる國となさんと 十九 神ハガルの目を開きたまひければ水の井あるを見ゆきて革嚢に水を充し童兒に飲しめたり 二十 神童兒と偕に在す彼遂に成長り曠野に居りて射者となり 二十一 パランの曠野に住り其母ハ彼のためにエジプトの國より妻を迎へたり 二十二 當時アビメレクと其軍勢の長ピコルアブラハムに語て言けるハ汝何事を爲にも神汝とともに在す 二十三 然ば汝が我とわが子とわが孫に僞をなさゞらんことを今此に神をさして我に誓へ我が厚情をもて汝をあつかふごとく汝我と此汝が寄留る地とに爲べし 二十四 アブラハム言ふ我誓はん 二十五 アブラハムアビメレクの臣僕等が水の

井を奪ひたる事につきてアビメレクを責けるは 二六 アビメレク言ふ我誰が此事を爲しを知ず汝我に告しことなく又我今日まで聞しことなし 二七 アブラハム乃ち羊と牛を取て之をアビメレクに與ふ斯て二人契約を結べり 二八 アブラハム牝の羔七を分ち置けるに 二九 アビメレクアブラハムに言ふ汝此七の牝の羔を分ちおくは何のためなるや 三十 アブラハム言けるは汝わが手より此七の牝の羔を取りて我が此井を堀たる證據とならしめよと彼等二人彼處に誓ひしによりて 三一 其處をベエルシバ(盟約の井)と名けたり 三二 斯彼等ベエルシバにて契約を結びアビメレクと其軍勢の長ピコルは起てペリシテ人の國に歸りぬ 三三 アブラハムベエルシバに柳を植ゑ永遠に在す神ヱホバの名を彼處に籲り 三四 斯してアブラハム久くペリシテ人の地に留寄りぬ

第二十二章

一 是等の事の後神アブラハムを試みんとて之をアブ

ラハムよと呼たまふ彼言ふ我此にあり 二 ヱホバ言たまひけるは爾が愛する爾の獨子を携てモリアの地に到りわが爾に示さんとする彼所の山に於て彼を燔祭として獻ぐべし 三 アブラハム朝夙に興て其驢馬に鞍おき二人の少者と其子イサクを携へ且燔祭の柴薪を劈りて起て神の己に示したまへる處におもむきけるが 四 三日におよびてアブラハム目を擧て遙に其處を見たり 五 是に於てアブラハム其少者に言けるは爾等は驢馬とともに此に止れ我と童子は彼處にゆきて崇拜を爲し復爾等に歸ん 六 アブラハム乃ち燔祭の柴薪を取て其子イサクに負せ手に火と刀を執て二人ともに往り 七 イサク父アブラハムに語て父よと曰ふ彼答て子よ我此にありといひければイサク即ち言ふ火と柴薪は有り然ど燔祭の羔は何處にあるや 八 アブラハム言けるは子よ神自ら燔祭の羔を備へたまはんと二人偕に進みゆきて 九 遂に神の彼に示したまへ

る處に到れり是においてアブラハム彼處に壇を築き柴薪を臚列べ其子イサクを縛りて之を壇の柴薪の上に置せたり 十 斯してアブラハム手を舒べ刀を執りて其子を宰んとす 十一 時にヱホバの使者天より彼を呼てアブラハムよアブラハムよと言へり彼言ふ我此にあり 十二 使者言けるは汝の手を童子に按るなかれ亦何をも彼に爲べからず汝其獨子をも我ために惜まざれば我今汝が神を畏るを知ると 十三 茲にアブラハム目を擧て視しに後に牡綿羊ありて其角林叢に繫りたりアブラハム即ち往て其牡綿羊を執へ之を其子の代に燔祭として献げたり 十四 アブラハム其處をヱホバエレ（ヱホバ預備たまはん）と名く是に縁て今日も尚は人々山にヱホバ預備たまはんといふ 十五 ヱホバの使者再天よりアブラハムを呼て 十六 言けるはヱホバ諭したまふ我己を指て誓ふ汝是事を爲し汝の獨子を惜まざりしに因て 十七 我大に汝を祝み又大に汝の子孫を増し

て天の星の如く濱の沙の如くならしむべし汝の子孫は其敵の門を獲ん 十八 又汝の子孫によりて天下の民皆福祉を得べし汝わが言に遵ひたるによりてなりと 十九 斯てアブラハム其少者の所に歸り皆たちて偕にベエルシバにいたれりアブラハムはベエルシバに住り 二十 是等の事の後アブラハムに告る者ありて言ふミルカ亦汝の兄弟ナホルにしたがひて子を生り 二一 長子はウヅ其弟はブズ其次はケムエル是はアラムの父なり 二二 其次はケセデハゾピルダシエデラフベトエル 二三 ベトエルはリベカを生り是八人はミルカがアブラハムの兄弟ナホルに生たる者なり 二四 ナホルの妾名はルマといふ者も亦テバガハムタハシおよびマアカを生り

第二十三章

一 サラ百二十七歳なりき是即ちサラの齢の年なり 二 サラキリアテアルバにて死り是はカナンの地のヘブロンなりアブラハム至りてサラのために哀き且哭り 三 斯てアブラハム死人の前

より起ち出てヘテの子孫に語りて言けるは 四 我は汝等の中の賓
旅なる寄居者なり請ふ汝等の中にて我に墓地を與へて吾が所有
となし我をして吾が死人を出し葬ることを得せしめよ 五 ヘテの
子孫アブラハムに應て之に言ふ 六 我が主よ我等に聽たまへ我等の
中にありて汝は神の如き君なり我等の墓地の佳者を擇みて汝の
死人を葬れ我等の中一人も其墓地を汝にをしみて汝をしてその
死人を葬らしめざる者なかるべし 七 是に於てアブラハム起ち其
地の民ヘテの子孫に對て身を鞠む 八 而して彼等と語ひて言ける
は若し我をしてわが死人を出し葬るを得せしむる事汝等の意なら
ば請ふ我に聽て吾ためにゾハルの子エフロンに求め 九 彼をして
其野の極端に有るマクペラの洞穴を我に與へしめよ彼其十分の
値を取て之を我に與へ汝等の中にてわが所有なる墓地となさば
善し 十 時にエフロンヘテの子孫の中に坐しゐたりヘテ人エフロ

ヘテの子孫即ち凡て其邑の門に入る者の聽る前にてアブラハムに應へて言けるは 十一 吾主よ我に聽たまへ其野は我汝に與ふ又其中の洞穴も我之を汝に與ふ我吾民なる衆人の前にて之を汝にあたふ汝の死人を葬れ 十二 是に於てアブラハム其地の民の前に躬を鞠めたり 十三 而して彼其地の民の聽る前にてエフロンに語りて言けるは汝若之を肯むば請ふ吾に聽け我其野の値を汝に償はん汝之を吾より取れ我わが死人を彼處に葬らん 十四 エフロンアブラハムに答て曰けるは 十五 わが主よ我に聽たまへ彼地は銀四百シケルに當る是は我と汝の間に豈道に足んや然ば汝の死人を葬れ 十六 アブラハムエフロンの言に從ひエフロンがヘテの子孫の聽る前にて言たる所の銀を秤り商賈の中の通用銀四百シケルを之に與へたり 十七 マムレの前なるマクペラに在るエフロンの野は野も其中の洞穴も野の中と其四周の堺にある樹も皆 十八 ヘテの子孫の前

即ち凡て其邑に入る者の前にてアブラハムの所有と定りぬ 十九 厥後アブラハム其妻サラをマムレの前なるマクペラの野の洞穴に葬れり是即ちカナンの地のヘブロンなり 二十 斯く其野と其中の洞穴はヘテの子孫之をアブラハムの所有なる墓地と定めたり

第二十四章

一 アブラハム年邁て老たりヱホバ萬の事に於てアブラハムを祝みたまへり 二 玆にアブラハム其凡の所有を宰る其家の年邁る僕に言けるは請ふ爾の手を吾髀の下に置よ 三 我爾をして天の神地の神ヱホバを指て誓はしめん即ち汝わが偕に居むカナン人の女の中より吾子に妻を娶るなかれ 四 汝わが故國に往き吾親族に到りて吾子イサクのために妻を娶れ 五 僕彼に言けるは倘女我に從ひて此地に來ることを好まざる事あらん時は我爾の子を彼汝が出來りし地に導き歸るべきか 六 アブラハム彼にいひけるは汝愼みて吾子を彼處に携かへるなかれ 七 天の神ヱホバ我

を導きて吾父の家とわが親族の地を離れしめ我に語り我に誓ひ
て汝の子孫に此地を與へんと言たまひし者其使を遣して汝に先
たしめたまはん汝彼處より我子に妻を娶るべし 八 若女汝に從ひ
來る事を好まざる時は汝吾此誓を解るべし唯我子を彼處へ携へか
へるなかれ 九 是に於て僕手を其主人アブラハムの髀の下に置て
此事について彼に誓へり 十 斯て僕其主人の駱駝の中より十頭の
駱駝を取りて出たてり即ち其主人の諸の佳物を手にとりて起て
メソポタミアに往きナホルの邑に至り 十一 其駱駝を邑の外にて井
の傍に跪伏しめたり其時は黄昏にて婦女等の水汲にいづる時な
りき 十二 斯して彼言けるは吾主人アブラハムの神エホバよ願くは
今日我にその者を逢しめわが主人アブラハムに恩惠を施したま
へ 十三 我この水井の傍に立ち邑の人の女等水を汲に出づ 十四 我童女
に向ひて請ふ汝の瓶をかたむけて我にのましめよと言んに彼答

へて飲め我また汝の駱駝にも飲しめんと言ば彼は汝が僕イサク
の爲に定め給ひし者なるべし然ば我汝の吾主人に恩恵を施し
給ふを知らん 十五 彼語ふことを終るまへに視よリベカ瓶を肩にの
せて出きたる彼はアブラハムの兄弟ナホルの妻ミルカの子ベト
エルに生れたる者なり 十六 其童女は觀に甚だ美しく且處女にして
未だ人に適しことあらず彼井に下り其瓶に水を盈て上りしかば
十七 僕はせゆきて之にあひ請ふ我をして汝の瓶より少許の水を飲
しめよといひけるに 十八 彼主よ飲たまへといひて乃ち急ぎ其瓶を
手におろして之にのましめたりしが 十九 飲せをはりて言ふ汝の駱
駝のためにも其飲をはるまで水を汲て飽しめんと 二十 急ぎて其瓶を
水鉢にあけ又汲んとて井にはせゆき其諸の駱駝のために汲みた
り 二一 其人之を見つめエホバが其途に幸福をくだしたまふや否を
しらんとして默し居たり 二二 駱駝飲をはりしかば其人重半シ

ケルは金の鼻環一箇と重十シケルの金の手釧二箇をとりて 二三 言
ひけるは汝は誰の女なるや請ふ我に告よ汝の父の家に我等が宿
る隙地ありや 二四 女彼にいひけるは我はミルカがナホルに生みた
る子ベトエルの女なり 二五 又彼にいひけるは家には藁も飼草も多
くあり且宿る隙地もあり 二六 是に於て其人伏てヱホバを拜み 二七 言
けるは吾主人アブラハムの神ヱホバは讚美べきかなわが主人に
慈惠と眞實とを缺きたまはず我途にありしにヱホバ我を吾主人
の兄弟の家にみちびきたまへり 二八 玆に童女走行て其母の家に此
等の事を告たり 二九 リベカに一人の兄あり其名をラバンといふラ
バンははせいで井にゆきて其人の許に行く 三十 すなはち彼鼻環およ
び其妹の手の手釧を見又其妹リベカが其人斯我に語りといふを
聞て其人の所に到り見るに井の側らにて駱駝の傍にたちゐたれ
ば 三一 之に言けるは汝ヱホバに祝るゝ者よ請ふ入れ奚ぞ外にたつ

や我家を備へ且駱駝のための所をそなへたり 三二 是に於て其人家にいりぬラバン乃ち其駱駝の負を釋き藁と飼草を駱駝にあたへ又水をあたへて其人の足と其從者の足をあらはしめ 三三 斯して彼の前に食をそなへたるに彼言ふ我はわが事をのぶるまでは食はじとラバン語れといひければ 三四 彼言ふわれはアブラハムの僕なり 三五 ヱホバ大にわが主人をめぐみたまひて大なる者とならしめ又羊牛金銀僕婢駱駝驢馬をこれにたまへり 三六 わが主人の妻サラ年老てのちわが主人に男子をうみければ主人其所有を悉く之に與ふ 三七 わが主人我を誓せて言ふ吾すめるカナンの地の人の女子の中よりわが子に妻を娶るべからず 三八 汝わが父の家にゆきわが親族にいたりわが子のために妻をめとれと 三九 我わが主人にいひけるは倘女我にしたがひて來ずば如何 四十 彼我にいひけるは吾事ふるところのヱホバ其使者を汝とともに遣はして汝の途に幸福を

降したまはん爾わが親族わが父の家より吾子に妻をめとるべし
四一 汝わが親族に到れる時はわが誓を解さるべし若し彼等汝にあ
たへずば汝はわが誓をゆるさるべしと 四二 我今日井に至りて謂ふ
らくわが主人アブラハムの神ヱホバねがはくはわがゆく途に幸
福を降したまへ 四三 我はこの井水の傍に立つ水を汲にいづる處女
あらん時我彼にむかひて請ふ汝の瓶より少許の水を我にのまし
めよと言はん時 四四 若し我に答へて汝飲め我亦汝の駱駝のためにも汲
んと言ばこれヱホバがわが主人の子のために定めたまひし女なるべ
し 四五 我心の中に語ふことを終るまへにリベカ其瓶を肩にのせて
出來り井にくだりて水を汲みたるにより我彼に請ふ我にのまし
めよと言ければ 四六 彼急ぎ其瓶を肩よりおろしていひけるは飲め
また汝の駱駝にものましめんと是に於て我飲しが彼また駱駝に
ものましめたり 四七 我彼に問て汝は誰の女なるやといひければ

ルカがナホルに生たる子ベトエルの女なりといふ是に於て我其
鼻に環をつけ其手に手釧をつけたり 四八 而して我伏てヱホバを拜
み吾主人アブラハムの神ヱホバを頌美たりヱホバ我を正き途に
導きてわが主人の兄弟の女を其子のために娶しめんとしたまへ
ばなり 四九 されば汝等若わが主人にめぐみて慈悲と眞實をもて事
をなさんと思はゞ我に告よ然ざるも亦我に告よ然ば我右か左に
おもむくをえん 五十 ラバンとベトエル答て言けるは此事はヱホバ
より出づ我等汝に善惡を言ふあたはず 五一 視よリベカ汝の前にを
る携へてゆき彼をしてヱホバの言たまひし如く汝の主人の子の
妻とならしめよ 五二 アブラハムの僕彼等の言を聞て地に伏てヱホ
バを拜めり 五三 是に於て僕銀の飾品金の飾品および衣服をとりい
だしてリベカに與へ亦其兄と母に寶物をあたへたり 五四 是に於て
彼および其從者等食飲して宿りしが朝興たる時彼言我をして吾

主人に還らしめよ 五五 リベカの兄と母言けるは童女を數日の間少くも十日我等と偕にをらしめよ然るのち彼ゆくべし 五六 彼人之に言ふヱホバ吾途に福祉をくだしたまひたるなれば我を阻むるなかれ我を歸してわが主人に往しめよ 五七 彼等いひけるは童女をよびて其言を問んと 五八 即ちリベカを呼て之に言けるは汝此人と共に往や彼言ふ往んと 五九 是に於て彼等其妹リベカと其乳媼およびアブラハムの僕と其從者を還り去しめたり 六十 即ち彼等リベカを祝して之にいひけるはわれらの妹よ汝千萬の人の母となれ汝の子孫をして其仇の門を獲しめよ 六一 是に於てリベカ起て其童女等ともに駱駝にのりて其人にしたがひ往く僕乃ちリベカを導きてさりぬ 六二 茲にイサクはラハイロイの井の路より來れり南の國に住居たればなり 六三 しかしてイサク黄昏に野に出て默想をなしたりしが目を擧て見しに駱駝の來るあり 六四 リベカ目をあげてイサク

を見駱駝をおりて 六五 僕にいひけるは野をあゆみて我等にむかひ來る者は何人なるぞ僕わが主人なりといひければリベカ覆衣をとりて身をおほへり 六六 茲に僕其凡てなしたる事をイサクに告ぐ 六七 イサク、リベカを其母サラの天幕に携至りリベカを娶りて其妻となして之を愛したりイサクは母にわかれて後茲に慰藉を得たり

第二十五章

一 アブラハム再妻を娶る其名をケトラといふ 二 彼ジムラン ヨクシヤン メダン ミデアン イシバク シユワを生り 三 ヨクシヤンはシバとデダンを生むデダンの子はアッシユリ族レトシ族リウミ族なり 四 ミデアンの子はエバ エペル ヘノク アビダ エルダアなり是等は皆ケトラの子孫なり 五 アブラハム其所有を盡くイサクに與へたり 六 アブラハムの妾等の子にはアブラハム其生る間に物をあたへて之を去て其子イサクを離れて東にさりて東の國

に至らしむ 七 アブラハムの生存へたる齢の日は即ち百七十五年なりき 八 アブラハム遐齢に及び老人となり年満て氣たえ死て其民に加る 九 其子イサクとイシマエル之をヘテ人ゾハルの子エフロンの野なるマクペラの洞穴に葬れり是はマムレの前にあり 十 即ちアブラハムがヘテの子孫より買たる野なり彼處にアブラハムと其妻サラ葬らる 十一 アブラハムの死たる後神其子イサクを祝みたまふイサクはベエルラハイロイの邊に住り 十二 サラの侍婢なるエジプト人ハガルがアブラハムに生たる子イシマエルの傳は左のごとし 十三 イシマエルの子の名は其名と其世代に循ひて言ば是のごとしイシマエルの長子はネバヨテなり其次はケダルアデピエル ミブサム 十四 ミシマ ドマ マッサ 十五 ハダデ テマ エトル ネフシ ケデマ 十六 是等はイシマエルの子なり是等は其郷黨と其營にしたがひて言る者にして其國に循ひていへば十二の牧伯なり 十七 イシ

マエルの齢は百三十七歳なりき彼いきたえ死て其民にくははる
十八 イシマエルの子等はハビラよりエジプトの前なるシユルまで
の間に居住てアッスリヤまでにおよべりイシマエルは其すべての
兄弟等のまへにすめり 十九 アブラハムの子イサクの傳は左のごと
しアブラハムイサクを生り 二十 イサク四十歳にしてリベカを妻に
娶れりリベカはパダンアラムのスリア人ベトエルの女にしてス
リア人ラバンの妹なり 廿一 イサク其妻の子なきに因て之がために
エホバに祈願をたてければエホバ其ねがひを聴たまへり遂に其
妻リベカ孕みしが 廿二 其子胎の内に争ひければ然らば我いかで
斯てあるべきと言て往てエホバに問に 廿三 エホバ彼に言たまひけ
るは二の國民汝の胎にあり二の民汝の腹よりいでゝ別れん一の
民は一の民よりも強かるべし大は小に事へんと 廿四 かくて臨月み
ちて見るに胎に雙ありき 廿五 先に出たる者は赤くして躰中裘の

如し其名をエサウと名けたり 二六 其後に弟出たるが其手にエサウの踵を持り其名をヤコブとなづけたりリベカが彼等を生し時イサクは六十歳なりき 二七 玆に童子人となりしがエサウは巧なる獵人にして野の人となりヤコブは質樸なる人にして天幕に居るものとなれり 二八 イサクは鹿を嗜によりてエサウを愛したりしがリベカはヤコブを愛したり 二九 玆にヤコブ羹を煮たり時にエサウ野より來りて憊れ居り 三十 エサウヤコブにむかひ我憊れたれば請ふ其紅羹其處にある紅羹を我にのませよといふ是をもて彼の名はエドム(紅)と稱らる 三一 ヤコブ言けるは今日汝の家督の權を我に譲れ 三二 エサウいふ我は死んとして居る此家督の權我に何の益をなさんや 三三 ヤコブまた言けるは今日我に誓へと彼すなはち誓て其家督の權をヤコブに譲ぬ 三四 是に於てヤコブパンと扁豆の羹とをエサウに與へければ食且飲て起て去り斯エサウ家督の權を輕視じ

たり

第二十六章

一 アブラハムの時にありし最初の饑饉の外に又其國に饑饉ありしかばイサクゲラルに往てペリシテ人の王アビメレクの許にいたれり 二 時にエホバ彼にあらはれて言たまひけるはエジプトに下るなかれ吾汝に示さんところの地にをれ 三 汝此地にとゞまれ我汝と共にありて汝を祝まん我是等の國を盡く汝および汝の子孫に與へ汝の父アブラハムに誓ひたる誓言を行ふべし 四 我汝の子孫を増て天の星のごとくなし汝の子孫に是等の國を與へん汝の子孫によりて天下の國民皆福祉を獲べし 五 是はアブラハムわが言に順ひわが職守とわが誡命とわが憲法とわが律法を守りしに因てなり 六 イサク乃ちゲラルに居たるが 七 處の人其妻の事をとへるに我妹なりと言ふリベカは觀に美麗ありければ其處の人リベカの故をもて我を殺さんと謂て彼をわが妻と言をお

られたるなり八イサク久く彼處にをりし後一日ペリシテ人の王
アビメレク牖より望みてイサクが其妻リベカと嬉戯るを見たり
九是に於てアビメレク、イサクを召て言けるは彼は必ず汝の妻な
り汝なんぞ吾妹といひしやイサク彼に言けるは恐くは我彼のた
めに死るならんと思たればなり十アビメレクいひけるは汝
なんぞ此事を我等になすや民の一人もし輕々しく汝の妻と寢ることあら
んその時は汝罪を我等に蒙らしめんと十一アビメレク乃ちすべて民に皆
命じて此人と其妻にさはるものは必ず死すべしと言り十二イサク
彼地に種播て其年に百倍を獲たりヱホバ彼を祝みたまふ十三其人
大になりゆきて進みて盛になり遂に甚だ大なる者となれり十四即ち
羊と牛と僕從を多く有しなればペリシテ人彼を嫉みたり十五其父アブ
ブラハムの世に其父の僕從が掘たる諸の井はペリシテ人之をふ
さぎて土を之にみてたり十六玆にアビメレク、イサクに言けるは汝

は大に我等よりも強大くなれば我等をはなれて去れと 十七 イサク乃ち彼處をさりてゲラルの谷に天幕を張て其處に住り 十八 其父アブラハムの世に掘たる水井をイサク茲に復び鑿り其はアブラハムの死たる後ペリシテ人之を塞ぎたればなり斯してイサク其父が之に名けたる名をもて其名となせり 十九 イサクの僕谷に掘て其處に泉の湧出る井を得たり 二十 ゲラルの牧者此水は我等の所屬なりといひてイサクの僕と爭ひければイサク其井の名をエセク（競爭）と名けたり彼等が己と之を競爭たるによりてなり 二十一 是に於て又他の井を鑿しが彼等是をも爭ひければ其名をシテナ（敵）となづけたり 二十二 イサク乃ち其處より遷りて他の井を鑿けるが彼等之をあらそはざりければ其名をレホボテ（廣場）と名けて言けるは今ヱホバ我等の處所を廣くしたまへり我等斯地に繁衍ん 二十三 斯て彼其處よりベエルシバにのぼりしが 二十四 其夜ヱホバ彼にあらはれて言た

まひけるは我は汝の父アブラハムの神なり懼るゝなかれ我汝と
偕にありて汝を祝み我僕アブラハムのために汝の子孫を增んと
二五 是に於て彼處に壇を築きてヱホバの名を籲び天幕を彼處に張
り彼處にてイサクの僕井を鑿り 二六 茲にアビメレク其友アホザテ
及び其軍勢の長ピコルと共にゲラルよりイサクの許に來りけれ
ば 二七 イサク彼等に言ふ汝等は我を惡み我をして汝等をはなれて
去らしめたるなるに何ぞ我許に來るや 二八 彼等いひけるは我等確然
にヱホバが汝と偕にあるを見たれば我等の間即ち我等と汝の間
に誓詞を立て汝と契約を結ばんと謂へり 二九 汝我等に惡事をなす
なかれ其は我等は汝を害せず只善事のみを汝になし且汝を安然
に去らしめたればなり汝はヱホバの祝みたまふ者なり 三十 イサク乃
ち彼等のために酒宴を設けたれば彼等食ひ且飲り 三一 斯て朝夙に
起て互に相誓へり而してイサク彼等を去らしめたれば彼等イサク

をはるまで安然にかへりぬ 三二 其日イサクの僕來りて其ほりたる井につきて之に告て我等水を得たりといへり 三三 即ち之をシバとなづく此故に其邑の名は今日までベエルシバ(誓詞の井)といふ 三四 エサウ四十歳の時ヘテ人ベエリの女ユデテとヘテ人エロンの女バスマテを妻に娶り 三五 彼等はイサクとリベカの心の愁煩となりき

第二十七章

一 イサク老て目くもりて見るあたはざるに及びて其長子エサウを召て之に吾子よといひければ答へて我此にありといふ 二 イサクいひけるは視よ我は今老て何時死るやを知ず 三 然ばそ請ふ汝の器汝の弓矢を執て野に出でわがために麞を獵て 四 わが好む美味を作り我にもちきたりて食はしめよ我死るまへに心に汝を祝せん 五 イサクが其子エサウに語る時にリベカ聞ゐたりエサウは麞を獵て携へきたらんとて野にゆけり 六 是においてリベカ其子ヤコブに語りていひけるは我聞ゐたるに汝の父汝の兄エサ

ウに語りて言けらく 七 吾ために麞をとりきたり美味を製りて我
にくはせよ死るまへに我エホバの前にて汝を祝せんと 八 然ば吾
子よ吾言にしたがひわが汝に命ずるごとくせよ 九 汝群畜の所に
ゆきて彼處より山羊の二箇の善き羔を我にとりきたれ我之をも
て汝の父のために其好む美味を製らん 十 汝之を父にもちゆきて
食しめ其死る前に汝を祝せしめよ 十一 ヤコブ其母リベカに言ける
は兄エサウは毛深き人にして我は滑澤なる人なり 十二 恐くは父我
に捫ることあらん然らば我は欺く者と父に見えんされば祝をえ
ずして反て呪詛をまねかん 十三 其母彼にいひけるは我子よ汝の詛
はるゝ所は我に歸せん只わが言にしたがひ往て取來れと 十四 是に
おいて彼往て取り母の所にもちきたりければ母すなはち父の好
むところの美味を製れり 十五 而してリベカ家の中に己の所にある
長子エサウの美服をとりて之を季子ヤコブに衣せ 十六 又山羊の羔

の皮をもて其手と其頸の滑澤なる處とを掩ひ 十七 其製りたる美味とパンを子ヤコブの手にわたせり 十八 彼乃ち父の許にいたりて我父よといひければ我此にありわが子よ汝は誰なるやと曰ふ 十九 ヤコブ父にいひけるは我は汝の長子エサウなり我汝が我に命じたるごとくなせり請ふ起て坐しわが麞の肉をくらひて汝の心に我を祝せよ 二十 イサク其子に言けるは吾子よ汝いかにして斯速に獲たるや彼言ふ汝の神ヱホバ之を我にあはせたまひしが故なり 二十一 イサクヤコブにいひけるはわが子よ請ふ近くよれ我汝に捫て汝がまことに吾子エサウなるや否やをしらん 二十二 ヤコブ父イサクに近よりければイサク之をさはりていひけるは聲はヤコブの聲なれども手はエサウの手なりと 二十三 彼の手其兄エサウの手のごとく毛深かりしに因て之を辨別へずして遂に之を祝したり 二十四 即ちイサクいひけるは汝はまことに吾子エサウなるや彼然りといひければ

べ　二五 イサクいひけるは我に持きたれ吾子の鹿を食ひてわが心に汝を祝せんと是において ヤコブ 彼の許にもちきたりければ食へり又酒をもちきたりければ飲り　二六 かくて父イサク彼にいひけるは吾子よ近くよりて我に接吻せよと　二七 彼すなはち近よりて之に接吻しければ其衣の馨香をかぎて彼を祝していひけるは嗚呼吾子の香はエホバの祝たまへる野の馨香のごとし　二八 ねがはくは神天の露と地の腴および饒多の穀と酒を汝にたまへ　二九 諸の民汝につかへ諸の邦汝に躬を鞠ん汝兄弟等の主となり汝の母の子等汝に身をかゞめん汝を詛ふ者はのろはれ汝を祝する者は祝せらるべし　三十 イサク ヤコブを祝することを終てヤコブ父イサクの前より出さりし時にあたりて兄エサウ獵より歸り來り　三一 己も亦美味をつくりて之を其父の許にもちゆき父にいひけるは父よ起て其子の鹿を食ひて心に我を祝せよ　三二 父イサク彼にいひけるは汝は誰

なるや彼いふ我は汝の子汝の長子エサウなり 三三 イサク甚大いおのゝき戰競ていひけるは然ば彼獵を獵て之を我にもちきたりし者は誰ぞや我汝がきたるまへに諸の物を食ひて彼を祝したれば彼まことに祝福をうべし 三四 エサウ父の言を聞て大に哭き痛く泣て父にいひけるは我父よ我を祝せよ我をも祝せよ 三五 イサク言けるは汝の弟僞りて來り汝の祝を奪ひたり 三六 エサウいひけるは彼をヤコブ(推除者)となづくるは宜ならずや彼が我をおしのくる事此にて二た次なり昔はわが家督の權を奪ひ今はわが祝を奪ひたり又言ふ汝は祝をわがためにのこしおかざりしや 三七 イサク對てエサウにいひけるは我彼を汝の主となし其兄弟を悉く僕として彼にあたへたり又穀と酒とを彼に授けたり然ば吾子よ我何を汝になすをえん 三八 エサウ父に言けるは父よ父の祝唯一ならんや父よ我を祝せよ我をも祝せよとエサウ聲をあげて哭ぬ 三九 父イサク答て彼にい

ひけるハ汝れ住所ハ地の膏腴にはなれ上よりの天の露にはなる
べし 四十 汝ハ劍をもて世をわたり汝の弟に事ん然ど汝繫を離るゝ
時ハ其軛を汝の頸より振ひおとすを得ん 四一 エサウ父のヤコブを
祝したる其祝の爲にヤコブを惡めり即ちエサウ心に謂けるハ父
の喪の日近くれバ其時我弟ヤコブを殺さんと 四二 長子エサウの此
言リベカに聞えければ季子ヤコブを呼よせて之に言けるハ汝の
兄エサウ汝を殺さんとおもひて自ら慰む 四三 されば吾子よ我言に
したがひ起てハランにゆきわが兄ラバンの許にのがれ 四四 汝の兄
の怒の釋るまで暫く彼とゝもに居れ 四五 汝の兄の鬱憤釋て汝をは
なれ汝が彼になしたる事を忘るゝにいたらバ我人をやりて汝を
彼處よりむかへん我何ぞ一日のうちに汝等二人を喪ふべけんや
四六 リベカイサクに言けるハ我ハヘテの女等のために世を厭ふに
いたるヤコブ若此地の彼女等の如きヘテの女の中より妻を娶ら

ば我身生るも何の利益あらんや

第二十八章

一 イサクヤコブを呼て之を祝し之に命じて言けるは汝カナンの女の中より妻を娶るなかれ 二 起てパダンアラムに往き汝の母の父ベトエルの家にいたり彼處にて汝の母の兄ラバンの女の中より妻を娶れ 三 願くは全能の神汝を祝み汝をして子女を多く得せしめ且汝の子孫を増て汝をして多衆の民とならしめ 四 又アブラハムに賜んと約束せし祝を汝および汝と共に汝の子孫に賜ひ汝をして神がアブラハムにあたへ給ひし此汝が寄寓る地を持たしめたまはんことを 五 斯てイサクヤコブを遣したればパダンアラムにゆきてラバンの所にいたれりラバンはスリア人ベトエルの子にしてヤコブとエサウの母なるリベカの兄なり 六 エサウはイサクがヤコブを祝して之をパダンアラムにつかはし彼處より妻を娶しめんとしたるを見又之を祝し汝はカナンの女

の中より妻をめとるなかれといひて之に命じたることを見 七 又ヤコブが其父母の言に順ひてパダンアラムに往しを見たり 八 エサウまたカナンの女の其父イサクの心にかなはぬを見たり 九 是においてエサウ イシマエルの所にゆきて其有る妻の外に又アブラハムの子イシマエルの女ネバヨテの妹マハラテを妻にめとりき 十 茲にヤコブ ベエルシバより出たちてハランの方におもむきけるが 十一 一處にいたれる時日暮たれば即ち其處に宿り其處の石をとり枕となして其處に臥て寢たり 十二 時に彼夢て梯の地にたちゐて其巓の天に達るを見又神の使者の其にのぼりくだりするを見たり 十三 エホバ其上に立て言たまはく我は汝の祖父アブラハムの神イサクの神エホバなり汝が偃臥ところの地は我之を汝と汝の子孫に與へん 十四 汝の子孫は地の塵沙のごとくなりて西東北南に蔓るべし又天下の諸の族汝と汝の子孫によりて福祉をえん 十五

また我汝とともにありて凡て汝が往ところにて汝をまもり汝を此地に率返るべし我はわが汝にかたりし事を行ふまで汝をはなれざるなり
十六 ヤコブ目をさまして言けるは誠にヱホバ此處にいますに我しらざりきと
十七 乃ち懼ていひけるは畏るべき哉此處は是即ち神の殿の外ならず是天の門なり
十八 かくてヤコブ朝夙に興き其枕となしたる石を取り之を立て柱となし膏を其上に沃ぎ
十九 其處の名をベテル(神の家)と名けたり其邑の名は初はルズといへり
二十 ヤコブ乃ち誓をたてていひけるは若し神我とともにいまし此我がゆく途にて我をまもり食ふパンと衣る衣を我にあたへ
二一 我をして我が父の家に安然に歸ることを得せしめたまはゞヱホバを我が神となさん
二二 又我が柱にたてたる此石を神の家となさん又汝が我にたまふ者は皆必ず其十分の一を汝にさゝげん

第二十九章

一 斯てヤコブ其途にすゝみて東の民の地にいたりて

二見るに野に井ありて羊の群三其傍に臥ゐたり此井より群に飲へばなり大なる石井の口にありき三羊の群皆其處に集る時に井の口より石をまろばして羊に水飼ひ復故のごとく井の口に石をのせおくなり四ヤコブ人々に言けるは兄弟よ奚よりきたるや彼等いふ我等はハランより來る五ヤコブ彼等にいひけるは汝等ナホルの子ラバンを知るや彼等識といふ六ヤコブ又かれらにいひけるは彼は安きや彼等いふ安し視よ彼の女ラケル羊と偕に來ると七ヤコブ言ふ視よ日尚高し家畜を聚むべき時にあらず羊に飲ひて往て牧せよ八彼等いふ我等しかする能ず群の皆聚るに及て井の口より石をまろばして羊に飲ふべきなり九ヤコブ尚彼等と語る時にラケル父の羊とともに來る其は之を牧居たればなり十ヤコブ其母の兄ラバンの女ラケルおよび其母の兄ラバンの羊を見しかばヤコブ進みよりて井の口より石をまろばし母の兄ラバン

れ羊に飲ひたり 十一 而してヤコブ ラケルに接吻し聲をあげて啼哭ぬ 十二 即ちヤコブ ラケルに己れが父の兄弟にしてリベカの子なることを告げければ彼はしりゆきて父に告たり 十三 ラバン其妹の子ヤコブの事を聞しかば趨ゆきて之を迎へ之を抱きて接吻し之を家に導きいたれりヤコブすなはち此等の事を悉くラバンに述たり 十四 ラバン彼にいひけるは汝は誠にわが骨肉なりとヤコブ一月の間彼とともに居る 十五 茲にラバン ヤコブにいひけるは汝わが兄弟なればとて空く我に役事べけんや何の報酬を望むや我に告よ 十六 ラバン二人の女子を有り姉の名はレアといひ妹の名はラケルといふ 十七 レアは目弱かりしがラケルは美くして姝し 十八 ヤコブ ラケルを愛したれば言ふ我汝の季女ラケルのために七年汝に事へん 十九 ラバンいひけるは彼を他の人にあたふるよりも汝にあたふるは善し我と偕に居れ 二十 ヤコブ七年の間ラケルのために勤たり

しが彼を愛するが爲に之を數日の如く見做り 二一 茲にヤコブラバ
ンに言けるはわが期滿たればわが妻をあたへて我をしてかれの
處にいることを得せしめよ 二二 是に於てラバン處の人を盡く集め
て酒宴を設けたりしが 二三 晩に及びて其女レアを携へて之をヤコ
ブにつれ來れりヤコブ即ち彼の處にいりぬ 二四 ラバンまた其侍婢
ジルパを娘レアに與へて侍婢となさしめたり 二五 朝にいたりて見
るにレアなりしかばヤコブラバンに言けるは汝なんぞ此事を我
になしたるや我ラケルのために汝に役事しにあらずや汝なんぞ
我を欺くや 二六 ラバンいひけるは姉より先に妹を嫁しむる事は我
國にて爲ざるところなり 二七 其七日を過せ我等是をも汝に與へん
然ば汝是がために尚七年我に事へて勤むべし 二八 ヤコブ即ち斯な
して其七日をすごせしかばラバン其女ラケルをも之にあたへて
妻となさしむ 二九 またラバン其侍婢ビルハを女ラケルにあたへて

侍婢とならしむ 三〇 ヤコブまたラケルの所にいりぬ彼レアよりもラケルを愛し尚七年ラバンに事たり 三一 ヱホバ、レアの嫌るゝを見て其胎をひらきたまへり然どラケルは姙あらざりき 三二 レア孕みて子を生み其名をルベンと名けていひけるはヱホバ誠にわが艱苦を顧みたまへりされば今夫我を愛せんと 三三 彼ふたゝび孕みて子を產みヱホバわが嫌るゝを聞たまひしによりて我に是をもたまへりと言て其名をシメオンと名けたり 三四 彼また孕みて子を生み我三人の子を生たれば夫今よりは我に膠漆んといへり是によりて其名をレビと名けたり 三五 彼復孕みて子を生み我今ヱホバを讃美んといへり是によりて其名をユダと名けたり是にいたりて產ことやみぬ

第三十章

一 ラケル己がヤコブに子を生ざるを見て其姉を妒みヤコブに言けるは我に子を與へよ然らずば我死んとヤコブ、ラケ

ルにむかひて怒を發して言ふ汝の胎に子をやどらしめざる者は神なり我神に代るをえんや 三 ラケルいふ吾婢ビルハを觀よ彼の處に入れ彼子を生てわが膝に置ん然ば我もまた彼によりて子をうるにいたらんと 四 其仕女ビルハを彼にあたへて妻となさしめたりヤコブ即ち彼の處にいる 五 ビルハ遂にはらみてヤコブに子を生ければ 六 ラケルいひける神我を鑑み亦わが聲を聽いれて吾に子をたまへりと是によりて其名をダンと名けたり 七 ラケルの仕女ビルハ再び妊みて次の子をヤコブに生ければ 八 ラケル我神の爭をもて姉と爭ひて勝ぬといひて其名をナフタリと名けたり 九 玆にレア産ことの止たるを見しかば其仕女ジルパをとりて之をヤコブにあたへて妻となさしむ 十 レアの仕女ジルパヤコブに子を産ければ 十一 レア福來れりといひて其名をガドと名けたり 十二 レアの仕女ジルパ次子をヤコブに生ければ 十三 レアいふ我は幸

なり女等我を幸なる者となさんと其名をアセルとなづけたり 十四 茲に麥苅の日にルベン出ゆきて野にて戀茄を獲これを母レアの許にもちきたりければラケル レアにいひけるは請ふ我に汝の子の戀茄をわたへよ 十五 レア彼にいひけるは汝のわが夫を奪しは微き事ならんや然るに汝またわが子の戀茄をも奪んとするやラケルいふ然ば汝の子の戀茄のために夫是夜汝と寢べし 十六 晩におよびてヤコブ野より來りければレア之をいでむかへて言けるは我誠にわが子の戀茄をもて汝を雇ひたれば汝我の所にいらざるべからずヤコブ即ち其夜彼といねたり 十七 神レアに聽たまひければ彼妊みて第五の子をヤコブに生り 十八 レアいひけるは我わが仕女を夫に與へたれば神我に其値をたまへりと其名をイッサカルと名けたり 十九 レア復妊みて第六の子をヤコブに生り 二十 レアいひけるは神我に嘉賚を貺ふ我六人の男子を生たれば夫今より我と

偕にすまんと其名をゼブルンとなづけたり 二一 其後彼女子を生み
其名をデナと名けたり 二二 茲に神ラケルを念ひ神彼に聽て其胎を
開きたまひければ 二三 彼姙みて男子を生て曰ふ神わが恥辱を洒ぎ
たまへりと 二四 乃ち其名をヨセフと名けて言ふヱホバ又他の子を
我に加へたまはん 二五 茲にラケルのヨセフを生むに及びてヤコブ
ラバンに言けるは我を歸して故郷に我國に往しめよ 二六 わが汝に
事て得たる所の妻子を我に與へて我を去しめよわが汝になした
る役事は汝之を知るなり 二七 ラバン彼にいひけるは若なんぢの意
にかなはゞねがはくは留れヱホバが汝のために我を祝みしを
卜ひ得たり 二八 又言ふ汝の望む値をのべよ我之を與ふべし 二九 ヤコ
ブ彼にいひけるは汝は如何にわが汝に事しか如何に汝の家畜を
牧しかを知る 三〇 わが來たる前に汝の有たる者は鮮少なりしが増
て遂に群をなすに至る吾來りてよりヱホバ汝を祝みたまへり然

ども我は何時吾家を成にいたらんや 三一 彼言ふ我何を汝に與へん
とヤコブいひけるは汝何物をも我に與ふるに及ばず汝若此事を
我になさば我復汝の群を牧守ん 三二 即ち我今日徧く汝の群をゆき
めぐりて其中より凡て斑なる者點なる者を移し綿羊の中の凡て
黒き者を移し山羊の中の點なる者と斑なる者を移さん是わが値
なるべし 三三 後に汝來りてわが傭値をしらぶる時わが義我にかは
りて應をなすべし若わが所に山羊の斑ならざる者點ならざる者
あり綿羊の黒からざる者あらば皆盗る者となすべし 三四 ラバンい
ふ汝の言の如くなさんことを願ふ 三五 是に於て彼其日牡山羊の斑
入なる者斑點なる者を移し凡て牝山羊の斑駁なる者斑點なる者
都て身に白色ある者を移し又綿羊の中の凡て黒き者を移して其
子等の手に付せり 三六 而して彼已とヤコブの間に三日程の隔をた
てたりヤコブはラバンの餘の群を牧ふ 三七 茲にヤコブ楊柳と楓と

桑の青枝を執り皮を剝て白紋理を成り枝の白き所をあらはし三八其皮はぎたる枝を群の來りて飲むところの水槽と水鉢に立て群に向はしめ群をして水のみに來る時に孕ましむ三九群すなはち枝の前に孕みて斑入の者斑駁なる者斑點なる者を產しければ四十ヤコブ其羔羊を區分ちラバンの群の面を其群の斑入なる者と黒き者に對はしめたりしが己の群をば一所に置てラバンの群の中にいれざりき四一又家畜の壯健き者孕みたる時はヤコブ水槽の中にて其家畜の目の前に彼枝を置き枝の傍において孕ましむ四二然ど家畜の羸弱ある時は之を置ず是に因て羸弱者はラバンのとなり壯健者はヤコブのとなれり四三是において其人大に富饒になりて多の家畜と婢僕および駱駝驢馬を有ちいたれり

第三十一章

一　茲にヤコブラバンの子等がヤコブ己が父の所有を盡く奪ひ吾父の所有によりて此凡の榮光を獲たりといふを聞り

二 亦ヤコブラバンの面を見るに已に對すること嚮昔の如くならず 三 時にヱホバヤコブに言たまひけるは汝の父の國にかへり汝の親族に至れ我汝と偕にをらんと 四 是に於てヤコブ人をやりてラケルとレアを野に招きて羣の所に至らしめ 五 之にいひけるは我汝等の父の面を見るに其我に對すること嚮昔の如くならず然どわが父の神は我と偕にいますなり 六 汝等がしるごとく我力を竭して汝らの父に事へたるに 七 汝等の父我を欺きて十次も己が値を易たり然ども神彼の我を害するを容したまはず 八 彼斑駁なる者は汝の備値なるべしといへば羣の生るところ皆斑駁なり斑入なの者は汝の値なるべしといへば羣の生るところ皆斑入なり 九 斯神汝らの父の家畜を奪て我に與へたまへり 十 羣の孕む時に當りて我夢に目をあげて見しに羣の上に乘る牡羊は皆斑入の者斑駁なる者白點なる者なりき 十一 時に神の使者夢の中に我に言ふヤコブよ

と我此にありと對へければ 十二 乃ち言ふ汝の目をあげて見よ群の上に乘る牡羊は皆斑入の者斑駮ある者白點ある者なり我ラバンが凡て汝に爲すところを鑒みる 十三 我はベテルの神なり汝彼處にて柱に膏を沃ぎ彼處にて我に誓を立たり今起て斯地を出て汝の親族の國に歸れと 十四 ラケルとレア對て彼にいひけるは我等の父の家に尙己れらの分あらんや我等の產業あらんや 十五 我等は父に他人のごとくせらるゝにあらずや其は父我等を賣り亦我等の金を食減したればなり 十六 神が己が父より取たまひし財寶は我等と己れらの子女の所屬なり然ば都て神の汝に言たまひし事を爲せ 十七 是に於てヤコブ起て子等と妻等を駱駝に乘せ 十八 其獲たる凡の家畜と凡の所有物卽ちパダン、アラムにてみづから獲たるところの家畜を携へ去てカナンの地に居所の其父イサクの所におもむけり 十九 時にラバン羊の毛を剪んとて往てありラケル其父のも

てるテラピムを竊めり二十ヤコブは其去ことをスリア人ラバンに告
ずして潛に忍びいでたり二一即ち彼その凡の所有を挈へて逃去り
起て河を渡りギレアデの山にむかふ二二ヤコブの逃去しあと三日
におよびてラバンに聞えければ二三彼兄弟を率てその後を追ひし
が七日路をへてギレアデの山にて之に追及ぬ二四神夜の夢にスリ
ア人ラバンに臨みて汝愼みて善も惡もヤコブに道なかれと之に
告たまへり二五ラバン遂にヤコブに追及しがヤコブは山に天幕を
張ゐたればラバンもその兄弟と共にギレアデの山に天幕をはれ
り二六而してラバンヤコブに言けるは汝我に知しめずして忍びい
で吾女等を劒をもて執たる者のごとくにひきゆけり何ぞかゝる
事をなすや二七何故に汝潛に逃さり我をはなれて忍いで我につげ
ざりしや我歡喜と歌謠と鼗と琴をもて汝を送りしならんを二八何
ぞ我をしてわが孫と女に接吻するを得ざらしめしや汝愚妄なる

事をなせり 二九 汝等に害をくはふるの能わが手にあり然ど汝等の父の神昨夜我に告て汝つゝしみて善も惡もヤコブに語べからずといへり 三十 汝今父の家を甚く戀て歸んと願ふは善れども何ぞわが神を竊みたるや 三一 ヤコブ答へてラバンにいひけるは恐くは汝強て女を我より奪ならんと思ひて懼れたればなり 三二 汝の神を持る者を見ば之を生しおくべからず我等の兄弟等の前にて汝の何物か我の許にあるをみわけて之を汝に取れと其はヤコブ ラケルが之を竊しを知ざればなり 三三 是においてラバン ヤコブの天幕に入りまたレアの天幕に入りまた二人の婢の天幕にいりしが覗いださゞればレアの天幕を出てラケルの天幕にいる 三四 ラケル已にテラピムを執て之を駱駝の鞍の下におきて其上に坐しければラバン遍く天幕の中をさぐりたれども見いださゞりき 三五 時にラケル父にいひけるは婦女の經の常例の事わが身にあれば父の前に起あたは

ず願くハ主之を怒り給ふなかれと是をもて彼さがしたれども遂
にテラピムを見いださゞりき 三六 是に於てヤコブ怒てラバンを譴
即ちヤコブ應てラバンに言けるハ我何の愆あり何の罪ありてか
汝火急く我をおふや 三七 汝わが物を盡く索たるが汝の家の何物を
見いだしたるや此にわが兄弟と汝の兄弟の前に其を置て我等二
人の間をさばかしめよ 三八 我この二十年汝とともにありしが汝の
牝綿羊と牝山羊其胎を殰ねしことなし又汝の群の牡綿羊ハ我食
ハざりき 三九 又噛裂れたる者ハ我これを汝の所に持きたらずして
自ら之を補へり又晝竊るゝも夜竊るゝも汝わが手より之を要め
たり 四十 我ハ是ありつ晝ハ暑に夜ハ寒に犯されて目も寐るの遑な
く 四一 此二十年汝の家にありたり汝の二人の女の爲に十四年汝の
群のために六年汝に事たり然に汝ハ十次もわが値を易たり 四二 若
わが父の神アブラハムの神イサクの畏む者我とともにいますに

あらざりせば汝今必ず我を空手にて去らしめしならん神わが苦難とわが手の勞苦とを顧みて昨夜汝を責たまへるなり
四三 ラバン應てヤコブに言けるは女等はわが女子等はわが子群はわが群汝が見る者は皆わが所屬なり我今日此わが女等とその生たる子等に何をなすをえんや
四四 然ば來れ我と汝二人契約をむすび之を我と汝の間の證據となすべし
四五 是に於てヤコブ石を執りて之を建て柱となせり
四六 ヤコブ又その兄弟等に石をあつめよといひければ則ち石をとりて堆を成れり斯て彼等彼處にて堆の上に食す
四七 ラバン之をエガルサハドタ（證據の堆）と名けヤコブ之をギレアデ（證據の堆）と名けたり
四八 ラバン此堆今日われとなんぢの間の證據たりといひしによりて其名はギレアデと稱らる
四九 又ミツパ（觀望樓）と稱らる其は彼我等が互にわかるゝに及べる時ねがはくはヱホバ我と汝の間を監みたまへといひたればなり
五十 彼又いふ汝もし

わが女をなやまし或はわが女の外に妻をめとらむ人は我らと
偕なる者なきも神我と汝のあひだにいまして證をなしたまふ 五一
ラバン又ヤコブにいふ我われとなんぢの間にたてたる此塚を視
よ柱をみよ 五二 此塚證となるらん柱證となるらん我この塚を越て汝を
害せじ汝この塚この柱を越て我を害せざれ 五三 アブラハムの神ナ
ホルの神彼等の父の神われらの間を鞫きたまへとヤコブ乃ちそ
の父イサクの畏む者をさして誓へり 五四 斯てヤコブ山にて犠牲を
さゝげその兄弟を招きてパンを食はしむ彼等パンを食て山に宿れ
り 五五 ラバン朝蚤に起き其孫と女に接吻して之を祝せりかくして
ラバンゆきて其所にかへりぬ

第三十二章

一 茲にヤコブその途に進みしが神の使者これにあふ 二
ヤコブこれを見て是れ神の陣營なりといひてその處の名をマハ
ナイム（二營）となづけたり 三 かくてヤコブ己より前に使者をつかはし

してセイルの地エドムの野にをる其兄エサウの所にいたらしむ
四 即ち之に命じて言ふ汝等かくわが主エサウにいふべし汝の僕
ヤコブ斯いふ我ラバンの所に寄寓て今までとゞまれり 五 我牛驢
馬羊僕婢あり人をつかはしてわが主に告ぐ汝の前に恩をえんこ
とを願ふなりと 六 使者ヤコブにかへりて言けるは我等汝の兄エ
サウの許に至れり彼四百人をしたがへて汝をむかへんとて來る
と 七 是によりヤコブ大におそれ且くるしみ己とともにある人衆
および羊と牛と駱駝を二隊にわかちて 八 言けるはエサウもし一
の隊に來りて之をうたば遺れるところの一隊逃るべし 九 ヤコブ
また言けるはわが父アブラハムの神わが父イサクの神ヱホバよ
汝嘗て我につげて汝の國にかへり汝の親族に到れ我なんぢを善
せんといひたまへり 十 我はなんぢが僕にほどこしたまひし恩惠
と眞實を一も受るにたらざるなり我わが杖のみを持てこのヨル

ダンを濟りしが今は二隊とも成にいたれり 十一 願くはわが兄の手よりエサウの手より我をすくひいだしたまへ我彼をおそる恐くは彼きたりて我をうち母と子とに及ばん 十二 汝は嘗て我かならず汝を惠み汝の子孫を濱の沙の多して數ふべからざるが如くなさんといひたまへりと 十三 彼其の夜彼處に宿りその手にいりし物の中より兄エサウへの禮物をえらべり 十四 即ち牝山羊二百牡山羊二十牝羊二百牡羊二十 十五 乳駱駝と其子三十牝牛四十牡牛十牡の驢馬二十驢馬の子十 十六 而して其群と群とをわかちて之を僕の手に授し僕にいひけるは吾に先ちて進み群と群との間を隔おくべし 十七 又その前者に命じて言けるはわが兄エサウ汝にあひ汝に問て汝は誰の人にして何處にゆくや是汝のまへなる者は誰の所有なるやといはゞ 十八 汝の僕ヤコブの所有にしてわが主エサウにたてまつる禮物なり視よ彼もわれらの後にをるといふべしと 十九 彼か

く第二の者第三の者および凡て群々を率ゐゆく者に命じて
いふ汝等エサウにあふ時はかくのごとく之にいふべし 二十 且汝等
いへ視よなんぢの僕ヤコブわれらの後にをるとヤコブおもへら
く我わが前におくる禮物をもて彼を和めて然るのち其面を觀ん
然ば彼われを接遇ることあらんと 二一 是によりて禮物かれに先ち
て行く彼は其夜陣營の中に宿りしが 二二 其夜おきいでゝ二人の妻
と二人の仕女および十一人の子を導きてヤボクの渡をわたり
二三 即ち彼等をみちびきて川を渉らしめ又その有る物を渡せり 二四
而してヤコブ一人遺りしが人ありて夜の明るまで之と角力せり 二五
其人己のヤコブに勝ざるを見てヤコブの髀の樞骨に觸しかばヤ
コブの髀の樞骨其人と角力する時挫離たり 二六 其人夜明んとすれ
ば我をさらしめよといひければヤコブいふ汝われを祝せずばさ
らしめずと 二七 是に於て其人かれにいふ汝の名は何なるや彼いふ

ヤコブなり 二八 其人いひけるハ汝の名ハ重てヤコブととなふべからずイスラエルととなふべし其ハ汝神と人とに力をあらそひて勝たればなりと 二九 ヤコブ問て請ふ汝の名を告よといひければ其人何故にわが名をとふやといひて乃ち其處にて之を祝せり 三〇 是を以てヤコブその處の名をペニエル(神の面)となづけて曰ふ我面と面をあはせて神とあひ見てわが生命なほ存るなりと 三一 斯て彼日のいづる時にペニエルを過たりしが其髀れために歩行とろど 三二 らざりき是故にイスラエルの子孫は今日にいたるまで髀の樞の巨筋を食ず是彼人がヤコブの髀の巨筋に觸たるによりてなり

第三十三章

一 爰にヤコブ目をあげて視にエサウ四百人をひきゐて來しかば則ち子等を分ちてレアとラケルと二人の仕女とに付し 二 仕女とその子等を前におきレアとその子等を次におきラケ

ルとヨセフを後におきて 三 自ら彼等の前に進み七度身を地にかゞめて遂に兄に近づけるに 四 エサウ趨て之を迎へ抱きてその頸をかゝへて之に接吻すしかして二人ともに哭泣り 五 エサウ目をあげて婦人と子等を見ていひけるは是等の汝とゝもなる者は誰なるやヤコブいひけるは神が僕に授けたまひし子なりと 六 時に仕女等その子とゝもに近よりて拝し 七 レアも亦その子とゝもに近よりて拝す其後にヨセフとラケルちかよりて拝す 八 エサウ又いひけるは我あへる此諸の群は何のためなるやヤコブいふ主の目の前に恩を獲んがためなり 九 エサウいひけるは弟よわが有ところの者は足り汝の所有は汝自ら之を有てよ 十 ヤコブいひけるは否我もし汝の目の前に恩をえたらんには請ふわが手よりこの禮物を受よ我汝の面をみるに神の面をみるがごとくなり汝また我をよろこぶ 十一 神我をめぐみたまひて我が有ところの者足りさ

をば請ふ汝がたてまつる禮物を受よと彼に强ければ終に受たり 十二 エサウいひけるは我等いでたちてゆかん我汝にさきだつべし 十三 ヤコブ彼にいひけるは主のしりたまふごとく子等は幼弱し又子を持る羊と牛と我にしたがふ若一日これを驅すごさば群みな死ん 十四 請ふわが主僕にさきだちて進みたまへ我はわが前にゆくところの家畜と子女の足にまかせて徐かに導きすゝみセイルにてわが主に詣らん 十五 エサウいひけるは然ば我わがひきゐる人數人を汝の所にのこさんヤコブいひけるは何ぞ此を須んや我をして主の目のまへに恩を得せしめよ 十六 是に於てエサウは此日その途にしたがひてセイルに還りぬ 十七 斯てヤコブはスコテに進みて己のために家を建て又家畜のために廬を作きり是によりて其處の名をスコテ(廬)といふ 十八 ヤコブはパダンアラムより來りて恙なくカナンの地にあるシケムの邑に至り邑の前にその天幕を張り 十九 遂に

その天幕をはりしところの野をシケムの父ハモルの子等の手より金百枚にて購とり 二十 彼處に壇をきづきて之をエル、エロヘ、イスラエル（イスラエルの神なる神）となづけたり

第三十四章

一 レアのヤコブに生たる女デナその國の婦女を見んとていでゆきしが 二 その國の君主なるヒビ人ハモルの子シケムこれを見て之をひきいれこれと寢てこれを辱しむ 三 而してその心ふかくヤコブの女デナを戀ひて彼此女を愛しこの女の心をいひなだむ 四 斯てシケムその父ハモルに語り此少き女をわが妻に獲よといへり 五 ヤコブ彼がその女子デナを汚したることを聞しかどもその子等家畜を牧て野にをりしによりて其かへるまでヤコブ默しゐたり 六 シケムの父ハモルヤコブの許にいできたりて之と語らふ 七 茲にヤコブの子等野より來りしが之を聞しかば其人々憂へかつ甚く怒れり是はシケムがヤコブの女と寢てイス

ラエルに愚なる事をなしたるに因り是のごとき事はなすべからざる者なればなり 八 ハモル彼等に語りていひけるはわが子シケム心になんぢの女を戀ふねがはくは彼をシケムにあたへて妻となさしめよ 九 汝ら我らと婚姻をなし汝らの女を我らにあたへ我らの女を汝らに娶れ 十 かくして汝等われらとともに居るべし地は汝等の前にあり此に住て貿易をなし此にて產業を獲よ 十一 シケム又デナの父と兄弟等にいひけるは我をして汝等の目のまへに恩を獲せしめよ汝らが我にいふところの者は我あたへん 十二 いかに大なる聘物と禮物を要るも汝らがわれに言ふごとくあたへん唯この女を我にあたへて妻となさしめよ 十三 ヤコブの子等シケムとその父ハモルに詭りて答へたり即ちシケムがその妹デナを汚したるによりて 十四 彼等これに語りていひけるは我等この事を爲すあたはず割禮をうけざる者にわれらの妹をあたふるはあたはず是

われらの恥辱なればなり
十五 然ど斯せば我等汝らに允さん若し
汝ら其中の男子みな割禮をうけてわれらの如くならば
十六 我等の
女子を汝等にあたへ汝らの女子をわれらに娶り汝らと偕にをり
て一の民となるらん
十七 汝等もし我等に聽ずして割禮をうけずば我
等女子をとりて去べしと
十八 彼等の言ハモルとハモルの子シケ
ムの心にかなへり
十九 此若き人ヤコブの女を愛するによりて其事
をなすを遲せざりき彼はその父の家の中にて最も貴れたる者なり
二十 ハモルとその子シケム乃ちその邑の門にいたり邑の人々に語
りていひけるは
廿一 是人々は我等と睦し彼等をして此地に住て此
に貿易をなさしめよ地は廣くして彼らを容るにたるなり我ら彼
らの女を妻にめとり我らの女をかれらに與へん
廿二 若し唯われらの
中の男子みな彼らが割禮をうくるごとく割禮を受なば此人々は
われらに聽てわれらと偕にをり一の民となるべし
廿三 然ばかれらの

家畜と財產と其諸の畜は我等が所有となるにあらずや只かれらに聽んしからば彼らわれらとともにをるべしと 二四 邑の門に出入する者みなハモルとその子シケムに聽したがひ邑の門に出入する男子皆割禮を受たり 二五 斯て三日におよび彼等ろの痛をおぼゆる時ヤコブの子二人即ちデナの兄弟なるシメオンとレビ各の劍をとり往て思よらざる時に邑を襲ひ男子を悉く殺し 二六 利刃をもてハモルとその子シケムをころしシケムの家よりデナを携へいでたり 二七 而してヤコブの子等ゆきて其殺されし者を剝ぎ其邑をかすめたり是彼等がその妹を汚したるによりてなり 二八 またその羊と牛と驢馬およびその邑にある者と野にある者 二九 並にその諸の貨財を奪ひその子女と妻等を悉く擄にし家の中の物を悉く掠めたり 三十 ヤコブ シメオンとレビに言けるは汝等我を累はし我をして此國の人即ちカナン人とペリジ人の中に避嫌きしむ我は數すく

なければ彼ら集りて我をせめ我をころさん然ば我とわが家滅さるべし 三 彼等いふ彼豈われらの妹を娼妓のごとくしてよからんや

第三十五章

一 玆に神ヤコブに言たまひけるハ起てベテルにのぼりて彼處に居り汝が昔に兄エサウの面をさけて逃る時に汝にあらはれし神に彼處にて壇をきづけと 二 ヤコブ乃ちその家人および凡て己とともなる者にいふ汝等の中にある異神を棄て身を清めて衣服を易よ 三 我等起てベテルにのぼらん彼處にて我わが苦患の日に我に應へわが往ところの途にて我とともに在せし神に壇をきづくべし 四 是に於て彼等その手にある異神およびその耳にある耳環を盡くヤコブに與しかばヤコブこれをシケムの邊なる橡の樹の下に埋たり 五 斯て彼等いでたちしが神其四周の邑々をして懼をしめたまひければヤコブの子の後を追ふ者なかりき 六 ヤコ

ブ及び之と共なる諸の人遂にカナンの地にあるルズに至る是卽ちベテルなり七彼うしてに壇をきづき其處をエルベテルと名くたり是は兄の面をさけて逃る時に神此にて己にあらはれ給しによりてなり八時にリベカの乳媼デボラ死たれば之をベテルの下にて橡樹の下に葬れり是によりて其樹の名をアロンバクテ（哀哭の橡）といふ九ヤコブパダンアラムより歸りし時神復これにあらはれて之を祝したまふ十神かれに言たまはく汝の名はヤコブといふ汝の名は重てヤコブとよぶべからずイスラエルを汝の名とすべしとその名をイスラエルと稱たまふ十一神また彼にいひたまふ我は全能の神なり生よ殖よ國民および多の國民汝よりいで又王等なんぢの腰よりいでん十二わがアブラハムおよびイサクに與し地は我これを汝にあたへん我なんぢの後の子孫にその地をあたふべしと十三神かれと言たまひし處より彼をはなれて昇りた

まふ 十四 是に於てヤコブ神の己と言ひたまひし處に柱すなはち石の柱を立て其上に酒を灌ぎまたその上に膏を沃げり 十五 而してヤコブ神の己とものいひたまひし處の名をベテルとなづけたり
十六 かくてヤコブ等ベテルよりいでたちしがエフラタに至るまでは尚路の隔ある處にてラケル產にのぞみその產おもかりき 十七 彼難產にのぞめる時產婆之にいひけるは懼るなかれ汝また此男の子を得たり 十八 彼死にのぞみてその魂さらんとする時その子の名をベノニ(吾苦痛の子)と呼たり然ど其父これをベニヤミン(右手の子)となづけたり
十九 ラケル死てエフラタの途に葬らる是即ちベツレヘムなり
二十 ヤコブその墓に柱を立たり是はラケルの墓の柱といひて今日まで在り
二一 イスラエル復いでたちてエダルの塔の外にその天幕を張り
二二 イスラエルかの地に住る時にルベン往て父の妾ビルハと寢たりイスラエルこれを聞く夫ヤコブの子は十二

八人なり二三即ちレアの子はヤコブの長子ルベンおよびシメオン、レビ
ユダ、イッサカル、ゼブルンなり二四ラケルの子はヨセフとベニヤミン
なり二五ラケルの仕女ビルハの子はダンとナフタリなり二六レアの
仕女ジルパの子はガドとアセルなり是等はヤコブの子にしてパ
ダンアラムにて彼に生れたる者なり二七ヤコブキリアテアルバの
マムレにきてその父イサクに至れり是すなはちヘブロンなり
彼處はアブラハムとイサクの寄寓しところなり二八イサクの齢は
百八十歳なりき二九イサク老て年滿ち氣息たえ死にて其民にくは
はれりその子エサウとヤコブ之をはうむる

第三十六章

一エサウの傳はかくのごとしエサウはすなはちエドム
なり二エサウはカナンの女の中より妻をめとれり即ちヘテ人エロ
ンの女アダおよびヒヾ人ヂベオンの女なるアナの女アホリバマ
是なり三又イシマエルの女ネバヨテの妹バスマテをめとれり四

アダはエリパズをエサウに生みバスマテはリウエルを生み 五 アホリバマはエウシヤラムおよびコラを生り是等はエサウの子にしてカナンの地に於て彼に生れたる者なり 六 エサウその妻と子女および其家の諸の人並に家畜と諸の畜類およびカナンの地にて獲たる諸の物を擊へて弟ヤコブをはなれて他の地にゆけり 七 其は二人の富有多くして俱にをるあたはざればなり彼らが寄寓しところの地はかれらの家畜のためにかれらを容るをえざりき 八 是に於てエサウセイル山に住りエサウはすなはちエドムなり 九 セイル山にをりしエドミ人の先祖エサウの傳はかくのごとし 十 エサウの子の名は左のごとしエサウの妻アダの子はエリパズエサウの妻バスマテの子はリウエル 十一 エリパズの子はテマンオマルゼポガタムおよびケナズなり 十二 テムナはエサウの子エリパズの妾にしてアマレクをエリパズに生り是等はエサウの

妻アダの子なり十三リウエルの子は左のごとしナハテゼラシヤンマおよびミザ是等はエサウの妻バスマテの子なり十四ヂベオンの女なるアナの女にしてエサウの妻なるアホリバマの子は左のごとし彼エウシヤラムおよびコラをエサウに生り十五エサウの子孫の侯たる者は左のごとしエサウの冢子エリパズの子にはテマン侯オマル侯ゼポ侯ケナズ侯十六コラ侯ガタム侯アマレク侯是等はエリパズよりいでたる侯にしてエドムの地にありき是等はアダの子なり十七エサウの子リウエルの子は左のごとしナハテ侯ゼラ侯シヤンマ侯ミザ侯是等はリウエルよりいでたる侯にしてエドムの地にありき是等はエサウの妻バスマテの子なり十八エサウの妻アホリバマの子は左のごとしエウシ侯ヤラム侯コラ侯是等はアナの女にしてエサウの妻なるアホリバマよりいでたる侯なり十九是等はエサウすなはちエドムの子孫にしてその侯たる者なり二十素

より此地に住しホリ人セイルの子は左のごとしロタンシヨバル
ヂベオンアナ 二一 デシヨンエゼルデシヤン是等はセイルの子ホリ
人の中の侯にしてエドムの地にあり 二二 ロタンの子はホリヘマム
なりロタンの妹はテムナ 二三 シヨバルの子は左のごとしアルワン
マナハテエバルシボオナム 二四 ヂベオンの子は左のごとし即ちア
ヤとアナ此アナその父ヂベオンの驢馬を牧をりし時曠野にて温
泉を發見り 二五 アナの子は左のごとしデシヨンおよびアホリバマ
ヲホリバマはアナの女なり 二六 デシヨンの子は左のごとしヘムダ
ンエシバンイテランケラン 二七 エゼルの子は左のごとしビルハン
ザワンヤカン 二八 デシヤンの子は左のごとしウヅアラン 二九 ホリ人
の侯たる者は左のごとしロタン侯シヨバル侯ヂベオン侯アナ侯
三十 デシヨン侯エゼル侯デシヤン侯是等はホリ人の侯にしてその
所領にしたがひてセイルの地にあり 三一 イスラエルの子孫を治む

る王いまだあらざる前にエドムの地を治めたる王は左のごとし
三二 ベオルの子ベラエドムに王たりその都の名はデナバといふ 三三
ベラ薨てボツラのゼラの子ヨバブ之にかはりて王となる 三四 ヨバ
ブ薨てテマン人の地のホシヤムこれにかはりて王となる 三五 ホシ
ヤム薨てベダデの子ハダデこれに代て王となる彼モアブの野に
てミデアン人を撃しことあり其邑の名はアビテといふ 三六 ハダデ
薨てマスレカのサムラこれにかはりて王となる 三七 サムラ薨て河
の旁なるレホボテのサウル之にかはりて王となる 三八 サウル薨て
アクボルの子バアルハナンこれに代りて王となる 三九 アクボルの
子バアルハナン薨てハダル之にかはりて王となる其都の名はバ
ウといふその妻の名はメヘタベルといひてマテレデの女なりマ
テレデはメザハブの女なり 四十 エサウよりいでたる侯の名はその
宗族と居處と名に循ひていへば左のごとしテムナ侯アルワ侯エ

テ、侯四一アホリバマ侯エラ侯ピノン侯四二ケナズ侯テマン侯ミブザル侯四三マグデエル侯イラム侯是等はエドムの侯にして其領地の居處によりて言る者なりエドミ人の先祖はエサウ是なり

第三十七章

一ヤコブはカナンの地に住り即ち其父が寄寓し地にあり二ヤコブの傳は左のごとしヨセフ十七歳にして其兄弟と偕に羊を牧ふヨセフは童子にして其父の妻ビルハの子およびジルパの子と偕たりしが彼等の惡き事を父につぐ三ヨセフは老年子なるが故にイスラエルその諸の兄弟よりも深くこれを愛してこれがために綵る衣を製れり四その兄弟等父がその諸の兄弟よりも深く彼を愛するを見て彼を惡み穩和に彼にものいふことを得せざりき五茲にヨセフ夢をみてその兄弟に告ければ彼等愈てれを惡めり六ヨセフ彼等にいひけるは請ふわが夢たる此夢を聽け七我等田の中に禾束をむすび居たるにわが禾束おき且立り而

して汝等の禾束環りたちてわが禾束を拜せり 八 その兄弟等之にいひけるは汝眞にわれらの君となるや眞に我等をおさむるにいたるやとその夢とその言のために益これを惡めり 九 ヨセフ又一の夢をみて之をその兄弟に述ていひけるは我また夢をみたるに日と月と十一の星われを拜せりと 十 則ちこれをその父と兄弟に述ければ父かれを戒めて彼にいふ汝が夢しこの夢は何ぞや我と汝の母となんぢの兄弟と實にゆきて地に鞠て汝を拜するにいたらんやと 十一 斯しかばその兄弟かれを嫉めり然どその父はこの言をおぼえたり 十二 茲にその兄弟等シケムにゆきて父の羊を牧ゐたりしかば 十三 イスラエル ヨセフにいひけるは汝の兄弟はシケムにて羊を牧をるにあらずや來れ汝を彼等につかはさん ヨセフ父にいふ我こゝにあり 十四 父かれにいひけるは請ふ往て汝の兄弟と群の恙なきや否を見てかへりて我につげよと彼をヘブロンの谷よ

りて遣ハしけれバ遂にシケムに至る 十五 或人かれに遇ふに彼野にさまよひをりしかバ其人かれに問て汝何をたづぬるやといひければ 十六 彼いふ我わが兄弟等をたづぬ請ふかれらが羊をかひをる所をわれに告よ 十七 その人いひけるハ彼等ハ此をされり我かれらがドタンにゆかんといふを聞たりと是に於てヨセフその兄弟の後をおひゆきドタンにて之に遇ふ 十八 ヨセフハ彼等に近かざる前に彼ら之を遥に見てこれを殺さんと謀り 十九 互にいひけるハ観よ夢見者きたる 二十 去來彼をころして阱に投いれ或惡き獸これを食たりと言ん而して彼の夢ハ如何になるかを観るべし 二十一 ルベン聞てヨセフを彼等の手より拯ひいださんとして言けるハ我等かれを殺すべからず 二十二 ルベンまた彼らにいひけるハ血をながすなかれ之を曠野の此阱に投いれて手をかれに附くるなかれと是ハ之を彼等の手よりすくひいだして父に歸んとてなりき 二十三 茲にヨセ

フ兄弟の許に到りければ彼等ヨセフの衣即ちその着たる綵る衣を褫ぎ 二四 彼を執て阱に投いれたり阱は空にしてその中に水あらざりき 二五 斯して彼等坐てパンを食ひ目をあげて見しに一群のイシマエル人駱駝に香物と乳香と没藥をおはせてエジプトにくだりゆかんとてギレアデより來る 二六 ユダその兄弟にいひけるは我等弟をころしてその血を匿すも何の益かあらん 二七 去來彼をイシマエル人に賣ん彼は我等の兄弟われらの肉なればこれらの手をかれにつくべからずと兄弟等これを善とす 二八 時にミデアンの商旅經過ければヨセフを阱よりひきあげ銀二十枚にてヨセフをイシマエル人に賣り彼等すなはちヨセフをエジプトにたづさへゆきぬ 二九 玆にルベンかへりて阱にいたり見しにヨセフ阱にをらざりしかばその衣を裂き 三十 兄弟の許にかへりて言ふ童子はをらず嗚呼我何處にゆくべきや 三一 斯てかれらヨセフの衣をとり牡山羊の

羔をほふりてその衣を血に濡し 三二 その綵る衣を父におくり遣し
ていひけるは我等これを得たりなんぢの子の衣なるや否を知れ
と 三三 父これを知りていふわが子の衣なり惡き獸彼をくらへりヨ
セフはうたがはずさかれしなりと 三四 ヤコブその衣を裂き麻布を
腰にまとひ久くその子のためになげけり 三五 その子女みな起てこれ
を慰むれどもその慰藉をうけずして我は哀きつゝ陰府にくだ
りて我子のもとにゆかんといふ斯その父かれのために哭ぬ 三六 偖ミデ
アン人はエジプトにてパロの侍衛の長ポテパルにヨセフを賣り

第三十八章

一 當時ユダ兄弟をはなれて下りアドラム人名はヒラ
といふ者の近邊に天幕をはりしが 二 ユダ彼處にてカナン人名
はシユアといふ者の女子を見てこれを娶りてその所にいる 三 彼は
らみて男子を生みければその名をエルとなづく 四 彼ふたゝ
び孕みて男子を生みその名をオナンとなづけ 五 またかさねて孕

みて男子を生みてこれ名をシラとなづく此子をうみける時ユダはクジブにありき 六 ユダこの長子エルのため妻をむかふこれ名をタマルといふ 七 ユダの長子エルエホバの前に惡をなしたればエホバこれを死しめたまふ 八 茲にユダオナンにいひけるは汝の兄の妻の所にいりて之をめとり汝の兄をして子をえせしめよ 九 オナンその子の己のものとならざるを知たれば兄の妻の所にいりし時兄に子をえせしめざらんために地に洩したり 十 斯なせし事エホバの目に惡かりければエホバ彼をも死しめたまふ 十一 ユダその媳タマルにいひけるは嫠婦となりて汝の父の家にをりわが子シラの人となるを待てと恐らくはシラも亦その兄弟のごとく死るならんとおもひたればなりタマルすなはち往てその父の家にをる 十二 日かさなりて後シユアの女ユダの妻死たりユダ慰をいれてその友アドラム人ヒラとゝもにテムナにのぼりその羊毛を

剪る者の所にいたる 十三 玆にタマルにつげて視よなんぢの舅はその羊の毛を剪んとてテムナにのぼるといふ者ありしかば 十四 彼その嫠の服を脱すて被衣をもて身をおほひつゝみテムナの途の側にあるエナイムの入口に坐す其はシラ人となりたれども己これが妻にせられざるを見たればなり 十五 彼その面を蔽ひゐたりしかばユダこれを見て娼妓ならんとおもひ 十六 途の側にて彼に就き請ふ来りて我をして汝の所にいらしめよといふ其はその子の妻なるをしらざればなり彼いひける汝何を我にあたへてわが所にいらんとするや 十七 ユダいひけるは我群より山羊の羔をおくらん彼いふ汝其をおくるまで質をあたへんや 十八 ユダ何の質をなんぢに與ふべきやといふに彼汝の印と綬と汝の手の杖をといひければ則ちこれを與へて彼の所にいりぬ彼ユダに由て妊めり 十九 彼起て去りその被衣をぬぎすて嫠婦の服をまとふ 二十 かくてユダ婦の手よ

り質をとらんとてその友アドラム人の手に托して山羊の羔をお
くりけるが彼婦を見ざれば 二一 その處の人に問て途の側なるエナ
イムの娼妓は何處にをるやといふに此には娼妓なしといひければ
二二 ユダの許にかへりていふ我彼を見いださず亦その處の人此
には娼妓なしといへりと 二三 ユダいひけるは彼にとらせおけ恐く
はわれら笑柄とならん我この山羊の羔をおくりたるに汝かれを
見ざるなりと 二四 三月ばかりありて後ユダに告る者ありていふ汝
の媳タマル姦淫をなせり亦その姦淫によりて妊めりとユダいひ
けるは彼を曳いだして焚べし 二五 彼ひきいだされし時その舅にい
ひつかはしけるは是をもてる人によりて我は妊りと彼すなはち
請ふこの印と綬と杖は誰の所屬なるかを辨別よといふ 二六 ユダこ
れを見識ていひけるは彼は我よりも正しわれ彼をわが子シラに
あたへざりしによりてなりと再びこれを知らざりき 二七 かくて產

の時にいたりて見るにその胎に雙あり 二八 その產時手出しかば產婆是首にいづといひて絳き線をとりてその手にしばりしが 二九 手を引こむるにあたりて兄弟いでたれば汝なんぞ坼いづるやその坼汝に歸せんといへり故にその名はペレツ(坼)と稱る 三十 その兄弟手に絳線のある者後にいづその名はゼラとよばる

第三十九章

一 ヨセフ挈へられてエジプトにくだりしがエジプト人ポテパルパロの臣侍衛の長なる者彼を其處にたづさへくだれるイシマエル人の手よりこれを買ふ 二 エホバヨセフとともに在す彼享通者となりてその主人なるエジプト人の家にをる 三 その主人エホバの彼とともにいますを見またエホバがそれの手の凡てなすところを享通しめたまふを見たり 四 是によりてヨセフかれの心にかなひて其近侍となる彼ヨセフにその家を挈どらしめその所有を盡くその手に委たり 五 彼ヨセフにその家とその有る

凡の物をつかさどらせし時よりしてヱホバ、ヨセフのために其エジプト人の家を祝みたまふ即ちヱホバの祝福かれが家と田に有る凡の物におよぶ 六 彼その有る物をことごとくヨセフの手にゆだねその食ふパンの外は何をもかへりみざりき夫ヨセフは容貌麗しくして顔美しかりき 七 これらの事の後その主人の妻ヨセフに目をつけて我と寝よといふ 八 ヨセフ拒みて主人の妻にいひけるは視よわが主人家の中の物をかへりみずその有るものをことごとくわが手に委ぬ 九 この家には我より大なるものなし又主人何をも我に禁ぜず只汝を除くのみ汝はその妻なればなり然ば我いかで此おほいなる悪をなして神に罪ををかすをえんや 十 彼日々にヨセフに言よりたれどもヨセフきかずして之といねず亦與にをらざりき 十一 當時ヨセフその職をなさんとて家にいりしが家の人一箇もその内にをらざりき 十二 時に彼婦その衣を執て我といね

よといひければヨセフ衣を彼の手に棄おきて外に遁いでたり 十三
彼ヨセフがその衣を己の手に棄おきて遁いでしを見て 十四 その家
の人々を呼てこれにいふ視よヘブル人を我等の所につき來て我
等にたはむれしむ彼我といねんとて我の所にいり來しかば我大
聲によばゝれり 十五 彼わが聲をあげて呼はるを聞しかばその衣を
わが許にすておきて外に遁いでたりと 十六 其衣を傍に置て主人の
家に歸るを待つ 十七 かくて彼是言のごとく主人につげていふ汝が
我らに携へきたりしヘブルの僕われにたはむれんとて我が許にい
りきたりしが 十八 我聲をあげてよばゝりしかばその衣を我許にす
ておきて遁いでたり 十九 主人その妻が己につげて汝の僕斯のごと
く我になせりといふ言を聞て怒を發せり 二十 是に於てヨセフの主
人彼を執へて獄にいる其獄は王の囚徒を繋ぐ所なりヨセフ彼處
にて獄にをりしが 二一 エホバヨセフとともに在して之に仁慈を加へ

へ典獄の恩顧をこれにえさせたまひければ 二二 典獄獄にある囚人をことごとくヨセフの手に付せたり其處になす所の事は皆ヨセフこれをなすなり 二三 典獄そのまゝさせたる所の事は何をもかへりみざりき其はエホバ、ヨセフとゝもにいませばなりエホバかれのなすところをさかえしめたまふ

第四十章

一 これらの事の後エジプト王の酒人と膳夫その主エジプト王に罪ををかす 二 パロその二人の臣すなはち酒人の長と膳夫の長を怒りて 三 之を侍衛の長の家の中なる獄に幽囚ふヨセフの繫れをる所なり 四 侍衛の長ヨセフをして彼等の側に侍しめたればヨセフ之につそふ彼等幽囚れて日を經たり 五 茲に獄に繫れたるエジプト王の酒人と膳夫の二人ともに一夜の中に各夢を見たりその夢はおの〳〵その解明にかなふ 六 ヨセフ朝に及びて彼等の所に入て視るに彼等物憂に見ゆ 七 是に於てヨセフその主人

の家に己とともに幽囚をるパロの臣に問て汝等なにゆゑに今日は顔色あしきやといふに 八 彼等これにいふ我等夢を見たれど之を解く者なしとヨセフ彼等にいひけるは解く事は神によるにあらずや請ふ我に述よ 九 酒人の長その夢をヨセフに述て之にいふ我夢の中に見しに己が前に一の葡萄樹あり 十 その樹に三の枝あり芽いで花ひらきて葡萄なり球をなして熟たるがごとくなりき 十一 時にパロの爵己が手にあり我葡萄を摘てこれをパロの爵に搾りその爵をパロの手に奉たり 十二 ヨセフかれにいひけるはその解明は是のごとし三の枝は三日なり 十三 今より三日の中にパロなんぢの首を擧げ汝を故の所にかへさん汝は曩に酒人たりし時になせし如くパロの爵をその手に奉ぐるにいたらん 十四 然ば請ふ汝善ならん時に我をおもひて我に恩惠をほどこし吾事をパロにのべてこの家より己を出せ 十五 我はまことにヘブル人の地より掠れ來

しものなればなりまた此にても我れ牢にいれらるゝがごとき事をなさゞりしなり 十六 茲に膳夫の長その解明の善りしを見てヨセフにいふ我も夢を得て見たるに白きパン三筐首にありて 十七 その上の筐には膳夫がパロのためにつくりたる各種の饌ありしが鳥我が首の筐の中より之をくらへり 十八 ヨセフこたへていひけるはその解明はかくのごとし三の筐は三日なり 十九 今より三日の中にパロ汝の首を舉はなして汝を木に懸んしかして鳥汝の肉をくらひとるべし 二十 第三日はパロの誕辰なりしがパロその諸の臣僕に筵席をなし酒人の長と膳夫の長をして首をその臣僕の中に舉しむ 二十一 即ちパロ酒人の長をその職にかへしければ彼爵をパロの手に奉たり 二十二 されど膳夫の長は木に懸らるヨセフの彼等に解明せるがごとし 二十三 然るに酒人の長ヨセフをおぼえずして之を忘れたり

第四十一章

一 二年の後パロ夢ることあり即ち河の濱にたちて 二 視るに七の美しき肥たる牝牛河よりのぼりて葦を食ふ 三 その後また七の醜き痩たる牛河よりのぼり河の畔にて彼牛の側にたちしが 四 その醜き痩たる牛かの美き肥たる七の牛を食ひつくせりパロ是にいたりて寤む 五 彼また寐て再び夢るに一の莖に七の肥たる佳き穗いできたる 六 其のちに又しなびて東風に燒たる七の穗いできたりしが 七 その七のしなびたる穗かの七の肥實りたる穗を呑盡せりパロ寤て見に夢なりき 八 パロ朝におよびてその心安からず人をつかはしてエジプトの法術士ところの博士を皆こと〲く召し之にその夢を述たり然ど之をパロに解うる者なかりき 九 時に酒人の長パロに告ていふ我今日わが過をおもひいづ 十 嘗てパロその僕を怒て我と膳夫の長を侍衛の長の家に幽囚ひたまひし時 十一 我と彼ともに一夜のうちに夢み各その夢の解明にかなふ夢を

みたりしが十二彼處に侍衛の長の僕なる若きヘブル人我らと偕にありて我等これにのべたるに彼われらの夢を解その夢にしたがひて各人に解明をなせり十三而して其事その解たるごとくなりて我はわが職にかへり彼は木に懸らる十四是に於てパロ人をやりてヨセフを召しければ急ぎてこれを獄より出せりヨセフすなはち鬚を薙り衣をかへてパロの許にいり來る十五パロヨセフにいひけるは我夢をみたれど之をとく者なし聞に汝は夢をきゝて之を解くことをうると云ふ十六ヨセフパロにこたへていひけるは我によるにあらず神パロの平安を告たまはん十七パロヨセフにいふ我夢に河の岸にたちて見るに十八河より七の肥たる美しき牝牛のぼりて蘆を食ふ十九後また弱く甚だ醜き瘠たる七の牝牛のぼりきたる其惡き事エジプト全國にわが未だ見ざるほどなり二十その瘠たる醜き牛初の七の肥たる牛を食ひつくしたりしが二一已に腹にいりて

も其腹にいりし事しれず尚前のごとく醜かりき我是にいたりて寤めたり 二二 我また夢に見るに七の實たる佳き穗一の莖にいできたる 二三 その後にまたいぢけ萎びて東風にやけたる七の穗生じたりしが 二四 そのしなびたる穗かの七の佳き穗を呑つくせり我これを法術士に告たれどもわれにこれをしめすものなし 二五 ヨセフパロにいひけるはパロの夢は一なり神その爲んとする所をパロに示したまへるなり 二六 七の美き牝牛は七年七の佳き穗も七年にして夢は一なり 二七 其後にのぼりし七の瘠たる醜き牛は七年にして其東風にやけたる七の空穗は七年の饑饉なり 二八 是はわがパロに申すところなり神その爲さんとするところをパロにしめしたまふ 二九 エジプトの全地に七年の大なる豐年あるべし 三十 その後に七年の凶年おこらん而してエジプトの地にありし豐作を皆忘るにいたるべし饑饉國を滅さん 三一 後にいたるその饑饉ははなはだはげしき

により前の豐作國の中に知ざるにいたらん 三二 パロのふたゝび夢をかさね見たまひしは神この事をさだめて速に之をなさんとしたまふなり 三三 さればパロ慧く賢き人をえらみて之にエジプトの國を治めしめたまふべし 三四 パロこれをなし國中に官吏を置てかの七年の豐年の中にエジプトの國の五分の一を取たまふべし 三五 而して其官吏をして來らんとするかの善き年の諸の糧食を斂めてかの穀物をパロの手に蓄へしめ糧食を邑々にかこはしめたまふべし 三六 かの糧食を國のために蓄藏へおきてエジプトの國にのぞむ七年の饑饉に備へ國をして饑饉のために滅ざらしむべし 三七 パロとかの諸の臣僕此事を善とす 三八 是に於てパロかの臣僕にいふ我等神の靈のやどれる是のごとき人を看いだすをえんやと 三九 しかしてパロヨセフにいひけるは神是を盡く汝にしめしたまひたれば汝のごとく慧く賢き者なかるべし 四十 汝わが家を宰る

べしわが民みな汝の口にしたがはん唯位においてのみ我は汝よ
り大なるべし 四一 パロヨセフにいひけるは視よ我汝をエジプト全
國の冢宰となすと 四二 パロすなはち指環をその手より脱して之を
ヨセフの手にはめ之に白布を衣せ金の索をその項にかけ 四三 之を
して己のもてる次の輅に乘しめ下にゐよと其前に呼しむ是彼を
エジプト全國の冢宰となせり 四四 パロヨセフにいひけるは我はパ
ロなりエジプト全國に汝の允准をえずして手足をあぐる者なか
るべしと 四五 パロヨセフの名をザフナテパネアと名けまたオンの
祭司ポテパルの女アセナテを之にあたへて妻となさしむヨセフいでゝ
エジプトの地をめぐる 四六 ヨセフはエジプトの王パロのまへに立
し時三十歳なりきヨセフパロのまへを出て遍くエジプトの地を
巡りき 四七 七年の豐年の中に地山なして物を生ず 四八 ヨセフすなは
ちエジプトの地になりし七年の糧食を斂てその糧食を邑々

に藏む即ち邑の周圍の田圃の糧食を其邑の中に藏む 四九 ヨセフ海
隅の沙のごとく甚だ多く穀物を儲へ遂に數ふることをやむるに
至る其は數かぎり無ればなり 五〇 饑饉の歳のいたらざる前にヨセ
フに二人の子うまる是はオンの祭司ポテパルの女アセナテの生
たる者なり 五一 ヨセフその冢子の名をマナセ(忘)となづけて言ふ神
我をしてわが諸の苦難とわが父の家の凡の事をわすれしめたま
ふと 五二 又次の子の名をエフライム(多く生る)となづけていふ神わ
れをしてわが艱難の地にて多くの子をえせしめたまふと 五三 爰に
エジプトの國の七年の豐年をはり 五四 ヨセフの言しごとく七年の
凶年きたりはじむその饑饉は諸の國にあり然どエジプト全國に
は食物ありき 五五 エジプト全國饑し時民さけびてパロに食物を乞
ふパロ エジプトの諸の人にいひけるはヨセフに往け彼が汝等に
いふところをなせと 五六 饑饉全地の面にありヨセフすなはち諸の

倉廩をひらきてエジプト人に賣わたせり饑饉ます〳〵エジプトの
國にはげしくなる 五七 饑饉諸の國にはげしくなりしかば諸國の人
エジプトにきたりヨセフにいたりて穀物を買ふ

第四十二章

一 ヤコブエジプトに穀物あるを見しかばその子等に
いひけるは汝等なんぞたがひに面を見あはするや 二 ヤコブまた
いふ我エジプトに穀物ありと聞り彼處にくだりて彼處より我等
のために買きたれ然らばわれら生るを得て死をまぬかれんと 三
ヨセフの十人の兄弟エジプトにて穀物をかはんとて下りゆけり
四 されどヨセフの弟ベニヤミンはヤコブこれをその兄弟とゝも
に遣さゞりきおそらくは災難その身にのぞむことあらんと思
たればなり 五 イスラエルの子等穀物を買んとて來る者とゝもに
來る其はカナンの地に饑饉ありたればなり 六 時にヨセフは國の
總督にして國の凡の人に賣ことをなせりヨセフの兄弟等來りて

その前に地に伏て拜す 七 ヨセフその兄弟を見てかれを知たれど
も知ざる者のごとくして荒々しく之にものいふ卽ち彼等に汝等
は何處より來れるやといへば彼等いふ糧食を買んためにカナン
の地より來れりと 八 ヨセフはその兄弟をしりたれども彼等はヨ
セフをしらざりき 九 ヨセフその昔に彼等の事を夢たる夢を憶ひ
だし彼等にいひけるは汝等は間者にして此國の隙を窺んとて來
れるなり 十 彼等之にいひけるはわが主よ然らず唯糧食をかはん
とて僕等は來れるなり 十一 我等はみな一箇の人の子にして篤實な
る者なり僕等は間者にあらず 十二 ヨセフ彼等にいひけるは否汝等
は此地の隙を窺んとて來れるなり 十三 彼等いひけるは僕等は十二
人の兄弟にしてカナンの地の一箇の人の子なり季子は今日父と
ともにをる又一人はをらずなりぬ 十四 ヨセフかれらにいひけるは
わが汝等につげて汝等は間者なりといひしはかの事なり 十五 汝等

斯してかの眞實をあらはすべし　パロの生命をさして誓ふ汝等の末
弟こゝに來るにあらざれば汝等は此をいづるをえじ　十六　汝等の一
人をやりて汝等の弟をつれきたらしめよ汝等をば繫ぎおきて汝
等の言をためし汝らの中に眞實あるや否をみん　パロの生命をさ
して誓ふ汝等はかならず間者なりと　十七　彼等を皆ともに三日のあ
ひだ幽囚おけり　十八　三日におよびてヨセフかれらにいひけるは我
神を畏る汝等是なして生命をえよ　十九　汝等もし篤實なる者ならば
汝らの兄弟の一人をしてその獄に繫がしめ汝等は穀物をたづさ
へゆきて汝等の家々の饑をすくへ　二十　但し汝らの末弟を我に
つれきたるべしさすれば汝等の言の眞實あらはれきて汝等死
をまぬかるべし彼等すなはち斯なせり　二十一　茲に彼らたがひに言け
るは我等は弟の事によりて信に罪あり我等は彼が我らに只管に
ねがひし時にかの心の苦を見ながら之を聽ざりき故にこの苦は

れらにのぞめるなり 二二 ルベンかれらに對ていひけるは我なんぢらにいひて童子に罪をかすなかれといひしにあらずや然るに汝等きかざりき是故に視よ亦彼は血をながせし罪をたゞさるゝと 二三 彼等はヨセフが之を解するをしらざりき其は互に通辯をもちひたればなり 二四 ヨセフ彼等を離れゆきて哭き復かれらにかへりて之とかたり遂にシメオンを彼らの中より取りその目のまへにて之を縛り 二五 而してヨセフ命じてその器に穀物をみたしめ其人々の金を嚢に返さしめ又途の食を之にあたへしむヨセフ斯かれらになせり 二六 彼等すなはち穀物を驢馬におはせて其處をさりしが 二七 其一人旅邸にて驢馬に糧を與んとて嚢をひらき其金を見たり其れ嚢は口にありければなり 二八 彼その兄弟にいひけるは吾が金は返してあり視よ嚢は中にありと是において彼等膽を消し懼れてたがひに神は我らになしたまふ此事は何ぞやといへり 二九 な

くて彼等カナンの地にかへりて父ヤコブの所にいたり其身にあ
りし事等を悉く之につげていひけるは 三十 彼國の主荒々しく我等
にものいひ我らをもて國を偵ふ者となせり 三一 我ら彼にいふ我等
は篤實なる者なり間者にあらず 三二 我らは十二人の兄弟にして同
じ父の子なり一人はをらずなり季は今日父とともにカナンの
地にありと 三三 國の主なる人われらにいひけるは我かくして
汝等の篤實なるをしらん汝等の兄弟の一人を吾もとにのこし糧
食をたづさへゆきて汝らの家々の饑をすくへ 三四 しかして汝らの
季の弟をわが許につれきたれ然ば我なんぢらが間者にあらず
して篤實なる者たるをしらん我なんぢらの兄弟を汝等に返し汝
等をしてこの國にて交易をなさしむべしと 三五 茲に彼等その嚢を
傾たるに視よ各々人の金包その嚢のなかにあり彼等とその父金包
を見ておそれたり 三六 その父ヤコブ彼等にいひけるは汝等は我を

して子を喪しむヨセフはあらずなりシメオンもあらずなりたるにまたベニヤミンを取んとす是みなわが身にかかるなり 三七 ルベン父に告ていふ我もし彼を汝につれかへらずば吾ふたりの子を殺せ彼をわが手にわたせ我之をなんぢにつれかへらん 三八 ヤコブいひけるはわが子はなんぢらとともに下るべからず彼は兄死て彼ひとり遺たればなり若なんぢらが行ところの途にて災難かれの身におよばゞ汝等はわが白髪をして悲みて墓にくだらしむるならん

第四十三章

一 饑饉その地にはげしかりき 二 茲に彼等エジプトよりもちきたりし穀物を食つくせし時父かれらに再びゆきて少許の糧食を買きたれといひければ 三 ユダ父にかたりていひけるは彼人かたく我等をいましめていふ汝らの弟汝らとともにあるにあらざれば汝らわが面をみるべからずと 四 汝もし弟をわれら

ともに遣さば我等下て汝のために糧食を買ふべし 五 されど汝もし彼をつかはさずば我等くだらざるべし其はかの人われらにむかひ汝等の弟なんぢらとともにあるにあらざれば汝ら吾面をみるべからずといひたればなりと 六 イスラエルいひけるは汝等なにゆゑに汝等に尚弟のあることを彼人につげて我を惡くなすや 七 彼等いふ其人われらの模樣とわれらの親族を問たゞして汝らの父は尚生存へをるや汝等は弟をもつやといひしにより其言の條々にしたがひて彼につげたるなり我等いかでか彼が汝等の弟をつれくだれといふならんとしるをえん 八 ユダ父イスラエルにいひけるは童子をわれとゝもに遣はせ我等たちて往ん然らば我等と汝およびわれらの子女生ることを得て死をまぬかるべし 九 我彼の身を保はん汝わが手にかれを問へ我もし彼を汝につれかへりて汝のまへに置ずば我永遠に罪をおはん 十 我等もし濡滯

まとなうりしならば必ずすでにゆきて再びかへりしならん 十一 父、
イスラエル彼等にいひけるは然ば斯なせ汝等國の名物を器にい
れ携へくだりて彼の人に禮物とせよ乳香少許、蜜少許、香物、沒藥、胡桃
および巴旦杏 十二 又手に一倍の金を取ゆけ汝等の嚢の口に返して
ありし彼金を再び手にたづさへゆくべし恐くは差謬にてありし
ならん 十三 且また汝らの弟を携へ起てふたゝび其人の所にゆけ 十四
ねがはくは全能の神その人のまへにて汝等を矜恤みその
人をして汝等の他の兄弟とベニヤミンを放ちかへさしめたまは
んことを若われ子に別るべくあらば別れんと 十五 是に於てその人
々その禮物を執り一倍の金を手に執りベニヤミンを携へて起て
エジプトにくだりヨセフの前に立つ 十六 ヨセフベニヤミンの彼ら
と偕なるを見てその家宰にいひけるはこの人々を家に導き畜を
屠て備へよこの人々卓午に我とゝもに食をなすべければなり 十七

其人ヨセフのいひしごとくなし其人この人々をヨセフの家に導けり 十八 人々ヨセフの家に導かれたるによりて懼れいひけるは初めにわれらが嚢にかへりてありし金の事のために我等はひきいれらる是われらを抑留へて我等にせまり執へて奴隷となし且われらの驢馬を取んとするなりと 十九 彼等すなはちヨセフの家宰に進みよりて家の入口にて之にかたりて 二十 いひけるは主よ我等實に最初くだりて糧食を買たり 二十一 しかるに我等旅邸に至りて嚢を啓き見るに各人の金その嚢の口にありて其金の量全かりし然ば我等これを手にもちかへれり 二十二 又糧食を買ふ他の金をも手にもちくだる我等の金を嚢にいれたる者は誰なるかわれらは知ざるなり 二十三 彼いひけるは汝ら安ぜよ懼るなかれ汝らの神汝らの父の神財寶を汝等の嚢におきて汝らに賜ひしなり汝らの金は我にとゞけりと遂にシメオンを彼等の所にたづさへいだせり 二十四 かくて其

人その人々をヨセフの家に導き水をあたへてその足を濯はしめ又その驢馬に飼草をあたふ 二五 彼等其處にて食をなすなりと聞しかバ禮物を調へてヨセフの日午に來るをまつ 二六 茲にヨセフ家にかへりしかバ彼等その手の禮物を家にもちきたりてヨセフの許にいたり地に伏てこれを拜す 二七 ヨセフかれらの安否をとふていふ汝等の父汝らが初にかたりしその老人ハ恙なきや尙いきながらへをるや 二八 彼等こたへてわれらの父汝の僕は恙なくしてなほ生ながらへをるといひ身をかゞめ禮をなす 二九 ヨセフ目をあげてその母の子なる己の弟ベニヤミンを見ていひけるハ是ハ汝らが初に我にかたりし汝らの若き兄弟なるや又いふわが子よ願はくハ神汝をめぐみたまはんことをと 三十 ヨセフその弟のために心焚るがごとくなりしかバ急ぎてその泣べきところを尋ね室にいりて其處に泣り 三一 而して面をあらひて出で自から抑へて食をそな

へよといふ 三二 すなはちヨセフはヨセフ彼等は彼等陪食するエジプト人はエジプト人と別々に之を供ふ是はエジプト人ヘブル人と共に食することをえざるによる其事エジプト人の穢はしとするところなればなり 三三 かくて彼等ヨセフの前に坐るに長子をばその長たるにしたがひて坐らせ若き者をばその幼少にしたがひてすわらせければその人々駭きあへり 三四 ヨセフ己のまへより皿を彼等に供ふベニヤミンの皿は他の人のよりも五倍おほかりきかれら飲てヨセフとゝもに樂めり

第四十四章

一 爰にヨセフその家宰に命じていふこの人々の嚢にその負うるほど糧食を充せ各人の金をその嚢の口に置き 二 またわが杯すなはち銀の杯を彼の少き者の嚢の口に置てその穀物の金子とゝもにあらしめよと彼ヨセフがいひし言のごとくなせり 三 かくて夜あくるにおよびてその人々と驢馬をかへしけるが

四 かれら城邑をいでゝなほ程とほからぬにヨセフ家宰にいひけるは起てかの人々の後を追ひおひつきし時之にいふべし汝らなんぞ悪をもて善にむくゆるや 五 其はわが主がもちひて飲み又用ひて常に卜ふ者にあらずや汝らかくなすは悪しと 六 是に於て家宰かれらにおひつきてかゝる言をかれらにいひければ 七 かれら之にいふ主なにゆゑに是事をいひたまふや僕等きはめてかゝる事をなさず 八 視よ我らの嚢の口にありし金はカナンの地より汝の所にもちかへれり然ば我等いかで汝の主の家より金銀をぬすまんや 九 僕等の中誰の手に見あたるも其者は死べし我等もまたわが主の奴隷となるべし 十 彼いひけるはさらば汝らの言のごとくせん其の見あたりし者はわが奴隷となるべし汝等は咎なしと 十一 是において彼等急ぎて各々その嚢を地におろし各々その嚢をひらきしかば 十二 彼すなはち索し長者よりはじめて少者にをはるに杯は

ベニヤミンの嚢にありき 十三 斯有しかば彼等その衣を裂きおのおのその驢馬に荷を負せて邑にかへる 十四 しかしてユダとその兄弟等ヨセフの家にいたるにヨセフなほ其處にをりしかば彼等その前に地に伏す 十五 ヨセフかれらにいひけるは汝等がなしたるこの事は何ぞや我のごとき人は善く卜ひうる者なるをしらざるや 十六 ユダいひけるは我等主に何をいはんや何をのべんや如何にしてわれらは正直をあらはさんや神僕等の罪を摘發したまへり然ば我等およびかの杯の見あたりし者倶に主の奴隷となるべし 十七 ヨセフいひけるはきはめて然せじ杯の手に見あたりし人はわが奴隷となるべし汝等は安然に父にかへりのぼるべし 十八 時にユダうのきに近よりていひけるはわが主よ請ふ僕をして主の耳に一言いふをえせしめよ僕にむかひて怒を發したまふなかれ汝はパロのごとくにいますなり 十九 昔にわが主僕等に問て汝等は父あるや弟ある

やといひたまひしうゑ 二十 我等主にいへり我等に父あり老人あり又それ老年子なる少者ありその兄は死てその母の遺せるは只是のみ故に父これを愛すと 二一 汝また僕等にいひたまはく彼を我許につれくだり我をして之に目をつくることをえせしめよと 二二 われら主にいへり童子父を離るをえず若父をはなるゝならば父死べしと 二三 汝また僕等にいひたまはく汝らの季の弟汝等とともに下るにあらざれば汝等ふたゝびわが面を見るべからずと 二四 我等すなはちなんぢの僕わが父の所にかへりのぼりて主の言をかれに告たり 二五 我らの父再びゆきて小許の糧食を買きたれといひければ 二六 我らいふ我らくだりゆくことをえず我らの季の弟われらとともにあらば下りゆくべし其は季の弟われらと共にあるにあらざれば彼人の面をみるをえざればなりと 二七 なんぢの僕わが父われらにいふ汝らのしるごとく吾妻われに二人を生しが 二八 それ

一人出てわれをはなれたれば必ず裂ころされしならんと思へり我今にいたるまで彼を見ず 二九 なんぢら是をも我側より取ゆかんに若災害是の身におよぶあらば遂にわが白髪をして悲みて墓にくだらしむるにいたらんと 三十 抑父の生命と童子の生命とは相結びてあれば我なんぢの僕わが父に歸りいたらん時に童子もしわれと共に在ずば如何ぞや 三一 父童子の在ざるを見ば死るにいたらん然れば僕等なんぢの僕われらの父の白髪をして悲みて墓にくだらしむるなり 三二 僕わが父に童子の事を保ひて我もし是を汝にかへらずば永久に罪を父に負んといへり 三三 されば請ふ僕をして童子にかはりて主の奴隷とならしめ童子をしてその兄弟とゝもに歸りのぼらしめたまへ 三四 我いかでか童子を伴れずして父の許に上りゆくべけん恐くは災害の父におよぶを見ん

第四十五章

一 爰にヨセフその側にたてる人々のまへにて自ら禁

ぶあたはざるに至りければ人皆われを離ていでよと呼はりき是
をもてヨセフが己を兄弟にあらはしたる時一人も之とともにたつ
ものなかりき 二 ヨセフ聲をあげて泣りエジプト人これを聞きパ
ロの家またこれを聞く 三 ヨセフすなはちその兄弟にいひけるは
我はヨセフなり我が父はなほ生ながらへをるやと兄弟等その前
に愕き懼て之にこたふるをえざりき 四 ヨセフ兄弟にいひけ
るは請ふ我にちかよれとかれらすなはち近よりければ言ふ我は
なんぢらの弟ヨセフなんぢらがエジプトにうりたる者なり 五 さ
れど汝等我をこゝに賣しをもて憂ふるなかれ身を恨るなかれ神
生命をすくはんとて我を汝等の前につかはしたまへるなり 六
そこの二年のあひだ饑饉國の中にありしが尚五年の間耕すことも
穫こともなかるべし 七 神汝等の後を地につたへんため又大なる
救をもて汝らの生命を救はんために我を汝等の前に遣したまへ

り八然ば我を此につかはしたる者は汝等にはあらず神なり神は我をもてパロの父となしその全家の主となしエジプト全國の宰となしたまへり九汝等いそぎ父の許にのぼりゆきて之にいへ汝の子ヨセフかく言ふ神われをエジプト全國の主となしたまへりわが所にくだれ遅疑なかれ十汝ゴセンの地に住べし斯汝と汝の子と汝の子の子および汝の羊と牛並に汝のすべて有ところの者わが近方にあるべし十一なほ五年の饑饉あるにより我其處にてなんぢを養はん恐くは汝となんぢの家族およびなんぢの凡て有ところの者匱乏ならん十二汝等の目とわが弟ベニヤミンの目の視るごとく汝等にこれをいふ者はわが口なり十三汝等わがエジプトにて享る顯榮となんぢらが見たる所とを皆悉く父につげよ汝ら急ぎて父を此にみちびき下るべし十四而してヨセフその弟ベニヤミンの頸を抱へて哭にベニヤミンもヨセフの頸をかゝへて

哭く 十五 ヨセフ亦その諸の兄弟に接吻し之をいだきて哭く是のち
兄弟等ヨセフと言ふ 十六 玆にヨセフの兄弟等きたれりといふ聲パ
ロの家にきこえければパロとその臣僕これを悦ぶ 十七 パロすなは
ちヨセフにいひけるは汝の兄弟に言べし汝等かく爲せ汝等の畜
に物を負せ往てカナンの地に至り 十八 なんぢらの父となんぢらの
家族を携へて我にきたれ我なんぢらにエジプトの地の嘉物をあ
たへん汝等國の膏腴を食ふことをうべしと 十九 今汝命をうく汝等
かく爲せ汝等エジプトの地より車を取ゆきてなんぢらの子女と
妻等を載せ汝等の父を導きて來れ 二十 また汝等の器を惜み視るな
それエジプト全國の嘉物は汝らの所屬なればなり 二一 イスラエル
の子等すなはち斯なせりヨセフパロの命にしたがひて彼等に車
をあたへかつ途の餱糧をこれらにあたへたり 二二 又かれらに皆お
のおの衣一襲を與へたりしがベニヤミンには銀三百と衣五襲を

あたへたり 二三 彼また斯のごとく父に餽れり即ち驢馬十疋にエジプトの嘉物をおはせ牝の驢馬十疋に父の途の用に供ふる穀物と糧と肉をおはせて餽れり 二四 斯して兄弟をかへして去しめ之にいふ汝等途にて相あらそふなかれと 二五 かれらエジプトより上りてカナンの地にゆきその父ヤコブにいたり 二六 之につげてヨセフは尚いきてをりエジプト全國の宰となりをるといふしかるにヤコブの心なほ寒冷なりき其はこれを信ぜざればなり 二七 彼等またヨセフの己にいひたる言をこと〲く之につげたりその父ヤコブヨセフがおのれを載んとておくりし車をみるにおよびて其氣おのれにかへりき 二八 イスラエルすなはちいふ足れりわが子ヨセフなほ生をるわれ死ざるまへに往て之を觀ん

第四十六章

一 ヤコブその己につける諸の者とゝもに出たちベエルシバにいたりてその父イサクの神に犧牲をさゝぐ 二 神夜の異

象にイスラエルにあたりてヤコブよヤコブよといひたまふ 三 ヤ
コブわれ此にありといひければ神いひたまふ我は神なり汝の父
の神なりエジプトにくだることを懼るるなかれわれ彼處にて汝を
大なる國民となさん 四 我汝とともにエジプトに下るべし亦かな
らず汝を導のぼるべしヨセフ手をなんぢの目の上におかんと 五
かくてヤコブベエルシバをたちいでたりイスラエルの子等すな
はちパロの載んとておくりたる車に父ヤコブと己の子女と妻等
を載せ 六 その家畜とカナンの地にてえたる貨財をたづさへ斯し
てヤコブとその子孫皆とともにエジプトにいたれり 七 ヤコブかく
その子と子の子およびその女と子の女すなはちその子孫を皆と
もなひてエジプトにつれゆけり 八 イスラエルの子のエジプトに
くだれる者の名は左のごとしヤコブとその子等ヤコブの長子は
ルベン 九 ルベンの子はヘノク パル ヘツロン カルミ 十 シメオンの

子はエムエル、ヤミン、オハデ、ヤキン、ゾハルおよびカナンの婦(をんな)のうめる子シヤウル 十一 レビの子はゲルシヨン、コハテ、メラリ 十二 ユダの子はエル、オナン、シラ、ペレヅ、ゼラ但(ただ)しエルとオナンはカナンの地(ち)に死(しに)たりペレヅの子はヘヅロンおよびハムルなり 十三 イツサカルの子はトラ、プワ、ヨブ、シムロン 十四 ゼブルンの子はセレデ、エロン、ヤリエルあり 十五 是等(これら)および女子(むすめ)デナはレアがパダンアラムにてヤコブにうみたる者(もの)ありその男子(なんし)女子(によし)あはせて三十三人なりき 十六 ガドの子はゼボン、ハギ、シユニ、エヅボン、エリ、アロデ、アレリ 十七 アセルの子はエムナ、イシワ、イスイ、ベリアおよびその妹(いもうと)サラ並(ならび)にベリアの子はヘベルとマルキエルあり 十八 是等(これら)はラバンがその女(むすめ)レアにあたへたるジルパの子なり彼(かれ)是等(これら)をヤコブにうめり都合(あはせて)十六人(にん) 十九 ヤコブの妻(つま)ラケルの子はヨセフとベニヤミンあり 二十 エジプトの國(くに)にてヨセフにマナセとエフライムうまれたり是(これ)はオンの祭司(さいし)ポ

テパルの女アセナテが生たる者なり 二一 ベニヤミンの子はベラベケルアシベルゲラナアマンエヒロシムツピムホパムアルデ 二二 是等はラケルの子にしてヤコブにうまれたる者なり都合十四人 二三 ダンの子はホシム 二四 ナフタリの子はヤジエルグニエゼルシレム 二五 是等はラバンがその女ラケルにあたへたるビルハの子なり彼これらをヤコブにうめり都合七人 二六 ヤコブとともにエジプトにいたりし者はヤコブの子の妻をのぞきて六十六人なりき是皆ヤコブの身よりいでたる者なり 二七 エジプトにてヨセフにうまれたる子二人ありヤコブの家の人のエジプトにいたりし者はあはせて七十人なりき 二八 ヤコブ預じめユダをヨセフにつかはしおのれをゴセンにみちびかしむ而して皆ゴセンの地にいたる 二九 ヨセフその車を整へゴセンにのぼりて父イスラエルを迓へ之にまみえてその頸を抱き頸をかゝへて久く哭く 三〇 イスラエルヨセフにい

ふ汝なほ生てをり我汝の面を見ることをえたれば今は死るも可し 三一 ヨセフその兄弟等と父の家族とにいひけるは我のぼりてパロにつげて之にいふべしわが兄弟等とわが父の家族カナンの地にをりし者我のところに來れり 三二 その人々は牧者にして牧畜の人なり彼等その羊と牛およびその有る諸の物をたづさへ來れり 三三 パロもし汝等を召て汝等の業は何なるやと問ことあらば 三四 僕等は幼少より今にいたるまで牧畜の人なり我等も先祖等もともにしかりといへしからば汝等ゴセンの地にすむことをえん牧者は皆エジプト人の穢はしとするものなればなり

第四十七章

一 茲にヨセフゆきてパロにつげていひけるはわが父と兄弟およびその羊と牛と諸の所有物カナンの地よりいたれり彼らはゴセンの地にをると 二 その兄弟の中より五人をとりてこれをパロにまみえしむ 三 パロ、ヨセフの兄弟等にいひけるは汝

らの業は何なるか彼等パロにいふ僕等は牧者なりわれらも先祖等もともにしかりと 四 かれら又パロにいひけるは此國に寓らんとて我等はきたる其はカナンの地に饑饉はげしくして僕等は羊をやしなふ牧場なければなりされば請ふ僕等をしてゴセンの地にすましめたまへ 五 パロヨセフにかたりていふ汝の父と兄弟汝の所にきたれり 六 エジプトの地はなんぢの前にあり地の善き處に汝の父と兄弟をすましめよすなはちゴセンの地にかれらをすましめよ汝もし彼等の中に才能ある者あるをしらば其人々をしてわが家畜をつかさどらしめよ 七 ヨセフまた父ヤコブを引ていりパロの前にたゝしむヤコブパロを祝す 八 パロヤコブにいふ汝の齢の日は幾何あるか 九 ヤコブパロにいひけるはわが旅路の年月は百三十年にいたる我が齢の日は僅少にして且惡かり未だわが先祖等の齢の日と旅路の日にはおよばざるなり 十 ヤコブパロを

祝しパロのまへよりいでさりぬ 十一 ヨセフ パロの命ぜしごとくその父と兄弟に居所を與へエジプトの國の中の善き地即ちラメセスの地をかれらにあたへて所有となさしむ 十二 ヨセフその父と兄弟と父の全家にその子の數にしたがひて食物をあたへて養へり 十三 却說饑饉はなはだはげしくして全國に食物なくエジプトの國とカナンの國饑饉のために弱れり 十四 ヨセフ穀物を糴あたへてエジプトの地とカナンの地にありし金をことごとく斂む而してヨセフその金をパロの家にもちきたる 十五 エジプトの國とカナンの國に金つきたればエジプト人みなヨセフにいたりていふ我等に食物をあたへよ如何ぞなんぢの前に死べけんや金すでにたえたり 十六 ヨセフいひけるは汝等は家畜をいだせ金もしたえたらば我なんぢらの家畜にかへて與ふべしと 十七 かれら乃ちその家畜をヨセフにひききたりければヨセフは馬と羊の群と牛の群および

驢馬にかへて食物をかれらにあたへそのすべての家畜のために
其年のあひだ食物をあたへてこれをやしなふ 十八 かくてその年暮
けるが明年にいたりて人衆またヨセフにきたりて之にいふ我等
主に隠すところなしわれらの金は竭たりまたわれらの畜の群は
主に皈す主のまへにいだすべき者は何ものこりをらず唯われら
の身体と田地あるのみ 十九 われらいかんぞわれら田地とゝもに
汝の目のまへに死亡ぶべけんや我等とわれらの田地を食物に易
て買とれ我等田地とゝもにパロの僕とならんまた我等に種をあ
たへよ然ばわれら生るをえて死るにいたらず田地も荒蕪にいたら
じ 二十 是に於てヨセフ、エジプトの田地をことごとく購とりてパ
ロに納る其はエジプト人饑饉にせまりて各々その田畑を賣たれ
ばなり是によりて地はパロの所有となれり 二十一 また民はエジプト
のこの境の極よりかの境の極の者までヨセフこれを邑々にうつ

せり 二二 但祭司の田地は購とらざりき祭司はパロより祿をたまはりをればパロの與る祿を食たるによりてその田地を賣ざればなり 二三 玆にヨセフ民にいひけるは視よ我今日汝等となんぢらの田地をかひてパロに納る視よこの種子を汝らに與ふ地に播べし 二四 しかして收穫の五分の一をパロに輸し四分をなんぢらに取て田圃の種となしなんぢらの食となしなんぢらの家族と子女の食とせよ 二五 人衆いひけるは汝われらの生命を拯ひたまへりわれら主のまへに恩をえんことをねがふ我等パロの僕となるべし 二六 ヨセフエジプトの田地に法をたてその五分の一をパロにをさめしむその事今日にいたる唯祭司の田地のみパロの有とならざりき 二七 イスラエルエジプトの國に於てゴセンの地にすみ彼處に產業を獲その數增て大に殖たり 二八 ヤコブエジプトの國に十七年いきながらへたりヤコブの年齢の日は合て百四十七年なりき 二九 イスラエ

ル 二九 死る日ちかよりければかの子ヨセフをよびて之にいひけるは我もし汝のまへに恩を得るならば請ふなんぢの手をわが髀の下にいれ懇に眞實をもて我をあつかへ我をエジプトに葬るなかれ 三十 我れ先祖等とゝもに偃んことをねがふ汝われをエジプトより舁いだして先祖等の墓塲にはうむれヨセフいふ我なんぢが言るごとくなすべしと 三一 ヤコブまた我に誓へといひければすなはち誓へりイスラエル床の頭にて拜をなせり

第四十八章

一 是等の事の後汝の父病にかゝるとヨセフに告る者ありければヨセフ二人の子マナセとエフライムをともなひて至る 二 人ヤコブに告て汝の子ヨセフなんぢの許にきたるといひければイスラエル強て床に坐す 三 ヤコブヨセフにいひけるは昔に全能の神カナンの地のルズにて我にあらはれて我を祝し 四 我にいひたまひけらく我なんぢをして多く子をえせしめ汝

をふやし汝を衆多の民となさん我この地を汝の後の子孫にあたへて永久の所有となさしめんと 五 わがエジプトにきたりて汝に就まへにエジプトにて汝に生きたる二人の子エフライムとマナセ是等はわが子となるべしルベンとシメオンのごとく是等はわが子となるらん 六 是等の後になんぢが得たる子は汝のものとなすべし又その產業はその兄弟の名をもて稱らるべし 七 我が事をいはん我昔パダンより來れる時ラケル我にしたがひをりて途にてカナンの地に死り其處はエフラタまで尙途の隔あるところなりしき彼處にてこれをエフラタの途にはうむりき(エフラタはすなはちベツレヘムなり) 八 斯てイスラエルヨセフの子等を見て是等は誰なるやといひければ 九 ヨセフ父にいふ是は神の此にて我にたまひし子等なりと父すなはちいふ請ふ彼らを我所につれきたれ我これを祝せんと 十 イスラエルの目は年壽のために朦て見る

をえざりしがヨセフかれらをその許につれきたりければ之に接吻してかれを抱けり 十一 しかしてイスラエル ヨセフにいひけるは我なんぢの面を見るあらんとは思はざりしに視よ神なんぢの子をもわれにしめしたまふと 十二 ヨセフかれらをその膝の間よりいだし地に俯して拝せり 十三 しかしてヨセフ エフライムを右の手に執てヤコブの左の手にむかはしめマナセを左の手に執てヤコブの右の手にむかはしめ二人をみちびきてかれに就ければ 十四 イスラエル右の手をのべて季子エフライムの頭に按き左の手をのべてマナセの頭におけりマナセは長子なれども故にかくその手をおけるなり 十五 斯してヨセフを祝していふわが父アブラハム イサクの事へし神わが生きてより今日まで我をやしなひたまひし神 十六 我をして諸の災禍を贖ひしめたまひし天使ねがはくは是童子等を祝たまへねがはくは是等の者わが名とわが父アブラハム

イサクの名をもて稱られんことをねがふ是等地の中に繁殖
るにいたれ 十七 ヨセフ父が右の手をエフライムの頭に措るを見て
よろこばず父の手をあげてこれをエフライムの頭よりマナセの
頭にうつさんとす 十八 ヨセフすなはち父にいひけるは然にあらず
父よ是長子なれば右の手をその頭に措たまへ 十九 父いなみていひ
けるは我知るわが子よわれ志る彼も一の民となり彼も大なる者
とならん然どもその弟は彼よりも大なる者となりてその子孫は
多衆の國民となるべし 二十 此日彼等を祝していふイスラエル汝
を指て人を祝し願くは神汝をしてエフライムのごとくマナセの
ごとくならしめたまへといふにいたらんとするなりとエフライム
をマナセの先にたてたり 二一 イスラエルまたヨセフにいひけるは
視よわれは死んとすれど神なんぢらとともにいまして汝等を先祖
等の國にみちびきかへりたまふべし 二二 且われ一の分をなんぢの

兄弟よりもおほく汝にあたふ是わが刀と弓を以てアモリ人の手より取たる者なり

第四十九章

一 ヤコブその子等を呼ていひけるは汝らあつまれ我後の日に汝らが遇んところの事を汝等につげん 二 汝等つどひて聽けヤコブの子等よ汝らの父イスラエルに聽け 三 ルベン汝はわが家子わが勢わが力の始威光の卓越たる者權威の卓越たる者なり 四 汝は水の沸あがるがごとき者なれば卓越ることを得ざるべし汝父の床にのぼりて涜したればなり嗚呼彼はわが寢牀にのぼれり 五 シメオンレビは兄弟なりその劍は暴逆の器なり 六 我魂よかれらの席にのぞむなかれ我寶よかれらの集會につらなるなかれ其は彼等その怒にまかせて人をころしその意にまかせて牛を筋截たればなり 七 その怒は烈ければ詛ふべしその憤は暴ければ詛ふべし我彼らをヤコブの中に分ちイスラエルの中に散さん 八 ユダよ

汝は兄弟の讃る者なり汝の手はなんぢの敵の頸を抑へんなんぢ
の父の子等なんぢの前に鞠ん 九 ユダは獅子の子の如しわが子よ
汝は所掠物をさきてかへりのぼる彼は牡獅子のごとく伏し牝獅
子のごとく蹲まる唯か之をおこすことをせん 十 杖ユダを離れず法
を立る者の足の間をはなるゝことなくしてシロの來る時にまで
でおよばん彼に諸の民したがふべし 十一 彼その驢馬を葡萄の樹に
繋ぎその牝驢馬の子を葡萄の蔓に繋がん又その衣を酒にあらひ
其服を葡萄の汁にあらふべし 十二 その目は酒によりて紅くその齒
は乳によりて白し 十三 ゼブルンは海邊にすみ舟の泊る海邊に住は
んその界はシドンにおよぶべし 十四 イッサカルは羊の牢の間に伏す
健き驢馬の如し 十五 彼みて安泰を善としその國を樂とし肩をさげ
て負ひ租税をいだして僕となるべし 十六 ダンはイスラエルの他の
支派の如く其民を鞫かん 十七 ダンは路の旁の蛇のごとく途邊にあ

る蝮のごとし馬の踵を嚙てその騎者をして後に落しむ 十八 ヱホバよわれ汝の拯救を待り 十九 ガドは軍勢これにせまらんされど彼反てその後にせまらん 二十 アセルよりいづる食物は美るべし彼王の食ふ美味をいださん 二十一 ナフタリは釋れたる鹿のごとし彼美言をいだすなり 二十二 ヨセフは實を結ぶ樹の芽のごとし即ち泉の傍にある實をむすぶ樹の芽のごとしその枝つひに垣を踰ゆ 二十三 射る者彼をなやまし彼を射これを惡めり 二十四 然どなれの弓はなほ勁くあり彼の手の臂は力あり是ヤコブの全能者の手によりてなり其よりイスラエルの磐なる牧者いづ 二十五 汝の父の神による彼なんぢを助けん全能者による彼なんぢを祝まん上なる天の福、下によこたはる淵の福、乳哺の福、胎の福汝にきたるべし 二十六 父の汝を祝するとはわが父祖の祝したる所に勝て恒久の山の限極にまでおよばん是等の祝福はヨセフの首に歸しその兄弟と別になりたる者の頭頂

に歸すべし 二七ベニヤミンは物を噛む狼なり朝にその所掠物を啖ひ夕にその所獲物を分たん 二八是等はイスラエルの十二の支派なり斯その父彼らに語り彼等を祝せりすなはちその祝すべき所に循ひて彼等諸人を祝せり 二九ヤコブまた彼等に命じて之にいひけるは我はわが民にくはゝらんとすヘテ人エフロンの田にある洞穴にわが先祖等とゝもに我をほうむれ 三十その洞穴はカナンの地にてマムレのまへなるマクペラの田にあり是はアブラハムがヘテ人エフロンより田とゝもに購て所有の墓所となせし者なり 三一アブラハムとその妻サラ彼處にはうむられイサクとその妻リベカ彼處に葬られたり我またレアを葬れり 三二彼田とその中の洞穴はヘテの子孫より購たる者なり 三三ヤコブその子に命ずることを終し時足を床に斂めて氣たえてその民にくはゝりぬ

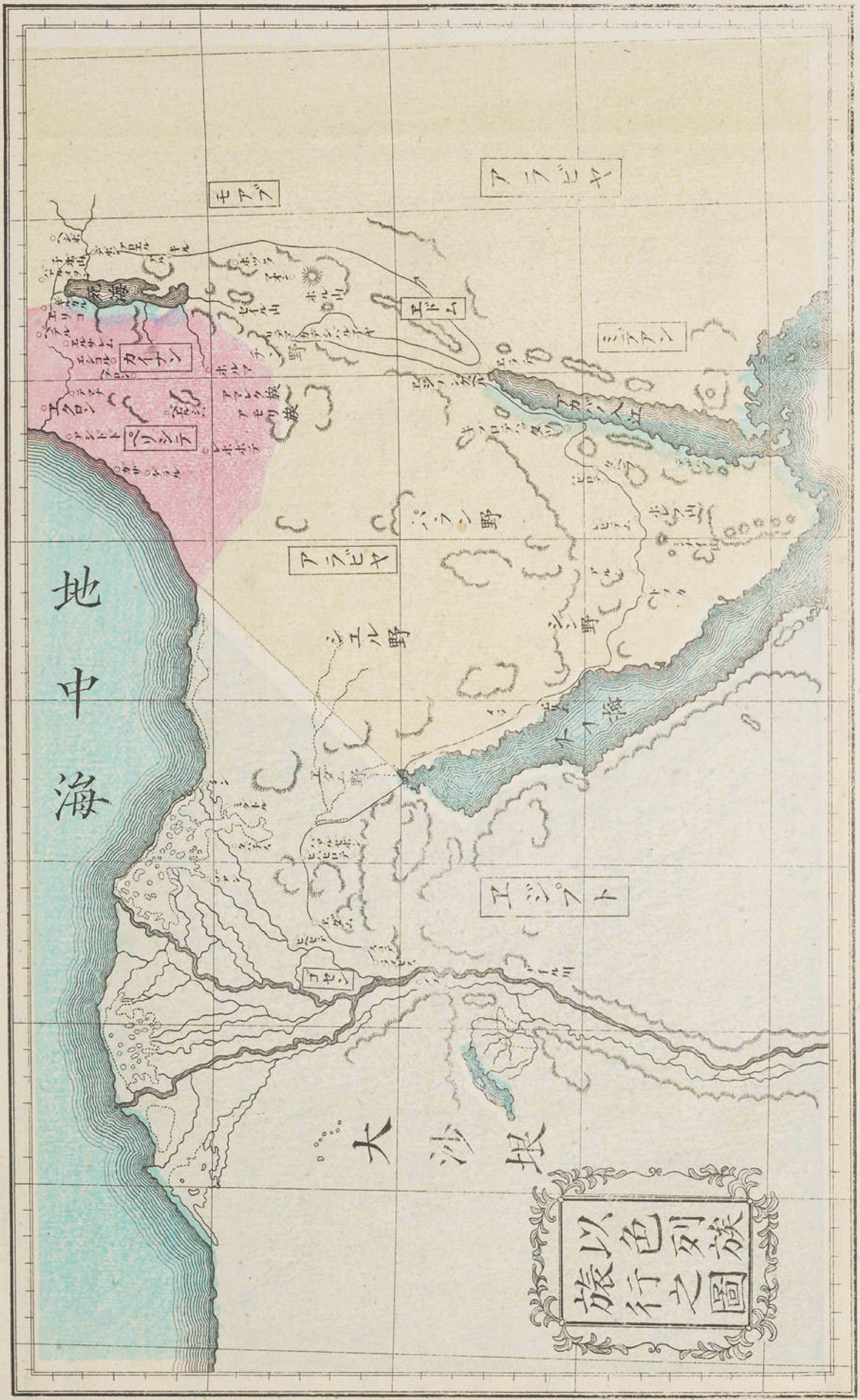
第五十章

一 ヨセフ父の面に俯し之をいだきて哭き之に接吻す 二 而してヨセフその僕なる醫者に命じてその父に釁らしむ醫者イスラエルに釁れり 三 すなはち之がために四十日を用ふ其は尸に釁るにはその日數を用ふべければなりエジプト人七十日の間之がために哭けり 四 哀哭の日すぎし時ヨセフパロの家にかたりていひけるは我もし汝等の前に恩惠を得るならば請ふパロの耳にまうして言へ 五 わが父我死ばカナンの地にわが掘おきたる墓に我をはうむれといひて我を誓はしめたり然ば請ふ我をして上りて父を葬らしめたまへ我また歸りきたらんと 六 パロいひけるは汝の父汝をちかはせしごとくのぼりて之を葬るべし 七 是に於てヨセフ父を葬らんとて上るパロの諸の臣パロの家の長老等エジプトの地の長老等 八 およびヨセフの全家とその兄弟等およびその父の家之とともに上る只その子女と羊と牛はゴセンの地にの

てせり 九 また車と騎兵ヨセフにしたがひてのぼり其隊はなはだ大なりき 十 彼等ヨルダンの外なるアタデの禾場に到り彼處にて大に泣き痛く哀しむヨセフすなはち七日父のために哭きぬ 十一 その國の居人なるカナン人等アタデの禾場の哀哭を見て是はエジプト人の痛くなげくなりといへり是によりて其處の名をアベルミツライム(エジプト人の哀哭)と稱ふヨルダンの外にあり 十二 ヤコブの子等その命ぜられたるごとく之になせり 十三 すなはちヤコブの子等彼をカナンの地に舁ゆきて之をマクペラの田の洞穴にはうむれり是はアブラハムがヘテ人エフロンより田とともに購とりて所有の墓所となせし者にてマムレの前にあり 十四 ヨセフ父を葬りてのち其兄弟および凡て己とともにのぼりて父をはうむれる者とともにエジプトにかへりぬ 十五 ヨセフの兄弟等その父の死たるを見ていひけるはヨセフあるひはわれらを恨むること

あらん又かならずわれらが彼になしたる諸の惡にむくゆるならんと十六すなはちヨセフにいひおくりけるはなんぢが父死るまへに命じて言けらく十七汝ら斯ヨセフにいふべし汝の兄弟汝に惡をなしたれども冀はくはその罪咎をゆるせと然ば請ふ汝が父の神の僕等の咎をゆるせとヨセフその言を聞て啼泣り十八兄弟等もまた自らきたりヨセフの面のまへに俯し我等は汝の僕とならんといふ十九ヨセフかれらにいひけるは懼るなかれ我あに神にかはらんや二十汝等は我を害せんとおもひたれども神はそれを善にかはらせ今日のごとく多の民の生命を救ふにいたらしめんとおもひたまへり二十一故に汝らおそるゝなかれ我なんぢらと汝らの子女をやしなはんと彼等をなぐさめ懇に之にかたれり二十二ヨセフ父の家族とともにエジプトにすめりヨセフは百十歳いきながらへたり二十三ヨセフエフライムの三世の子女をみるにいたれりマナセの子

マキルの子女もうまれてヨセフの膝にありき 二四 ヨセフその兄弟等にいひけるは我死ん神かならず汝等を眷顧みなんぢらを此地よりいだしてそのアブラハム イサク ヤコブにちかひし地にいたらしめたまはんと 二五 ヨセフ神かならず汝等をかへりみたまはん汝らわが骨をこゝよりたづさへのぼるべしといひてイスラエルの子孫を誓はしむ 二六 ヨセフ百十歳にして死たきむ之に薬りて櫃にをさめてエジプトにおけり


以色列族旅行之圖
地中海
死海
アラビヤ
モアブ
エドム
ミデアン
カナアン
ペリシテ
アラビヤ
パラン野
シエル野
シン野
エジプト
ゴセン

出埃及記

第一章

一 イスラエルの子等のエジプトに至りし者の名は左のごとし衆人各々の家族をたづさへてヤコブとともに至れり 二 すなはちルベン、シメオン、レビ、ユダ、三 イッサカル、ゼブルン、ベニヤミン 四 ダン、ナフタリ、ガド、アセルなり 五 ヤコブの腰より出たる者は都合七十人ヨセフはすでにエジプトにありき 六 ヨセフとその諸の兄弟および當世の人みな死たり 七 イスラエルの子孫饒く子を生み彌増殖え甚だしく大に強くなりて國に滿るにいたれり 八 茲にヨセフの事をしらざる新き王エジプトに起りしが 九 彼その民にいひけるは視よ此民イスラエルの子孫はわれらよりも多く且強し 十 來れわれら機巧く彼等に事をなさん恐くは彼等多ならん又戰爭の起ることある時は彼等敵にくみして我等と戰ひ遂に國よりいでさらんと 十一 すなはち督者をかれらの上に立て彼らに重荷を

おはせて之を苦む彼等パロのために府庫の邑ピトムとラメセスを建たり 十二 然るにイスラエルの子孫は苦むるに隨ひて增し殖たれば皆かれを懼れたり 十三 エジプト人イスラエルの子孫を嚴く動作かしめ 十四 辛き力役をもて彼等をして苦みて生を度らしむ即ち和泥、作瓶、および田圃の諸の工にはたらかしめけるが其働かしめし工作は皆嚴かりき 十五 エジプトの王又ヘブルの產婆シフラと名くる者とプワと名くる者の二人に諭して 十六 いひけるは汝等ヘブルの婦女のために取生をなす時は床の上を見てその子若男子ならばこれを殺せ女子ならば生しおくべしと 十七 然るに產婆神を畏れエジプト王の命ぜしごとく爲ずして男子をも生しおけり 十八 エジプト王產婆を召て之にいひけるは汝等なんぞ此事をなし男子を生しおくや 十九 產婆パロに言けるはヘブルの婦はエジプトの婦のごとくならず彼等は健くして產婆のあきらに至らぬ前に產をはる

ありと 二十 是によりて神その産婆等に恩をほどこしたまへり是において民増もきて甚だ強くなりぬ 二一 産婆神を畏れたるによりて神かれらのために家を成たまへり 二二 斯在しかばパロその凡の民に命じていふ男子の生るあらば汝等これを悉く河に投いれよ女の子は皆生しおくべし

第二章

一 爰にレビの家の一箇の人往てレビの女を娶り 二 女妊みて男子を生みその美きを見て三月のあひだこれを匿せしが 三 すでにかれを匿すあたはざるにいたりければ葭の箱舟を之がために取て之に瀝青と樹脂を塗り子をその中に納てこれを河邊の葦の中に置り 四 その姉遥に立てその如何になるかを窺ふ 五 茲にパロの女身を洗んとて河にくだりその婢等河の傍にあゆむ彼葦の中に箱舟あるを見て使女をつかはしてこれを取きたらしめ 六 これを啓きてその子のをるを見る嬰兒すなはち啼く彼これを憐

みていひけるハ是ハヘブル人の子ありと 七 時にその姉パロの女にいひけるハ我ゆきてヘブルの女の中より此子をなんぢのために養ふべき乳母を呼きたらんか 八 パロの女往よと之にいひければ女子すなハち往てその子の母を呼きたる 九 パロの女これにいひけるハ此子をつれゆきてわがために之を養へ我その値をなんぢにとらせんと婦すなはちその子を取てこれを養ふ 十 斯てその子の長ずるにおよびて之をパロの女の所にたづさへゆきければすなハちこれが子となる彼その名をモーセ(援出)と名けて言ふ我これを水より援いだせしに因ると 十一 茲にモーセ生長におよびて一時いでゝその兄弟等の所にいたりその重荷を負ふを見しが會一箇のエジプト人が一箇のイスラエル人即ちおのれの兄弟を撃つを見たれば 十二 右左を視まはして人のをらざるを見てそのエジプト人を撃ころし之を沙の中に埋め匿せり 十三 次の日また出て二

人のヘブル人の相爭ふを見たればその曲き者にむかひ汝なんぞ汝の隣人を撃つやといふに
十四 彼いひけるは誰が汝を立てわれらの君とし判官としたるや汝かのエジプト人をころせしごとく我をも殺さんとするやと是においてモーセ懼れてその事かならず知れたるならんとおもへり
十五 パロ此事を聞てモーセを殺さんともとめければモーセすなはちパロの面をさけて逃げのびミデアンの地に住り彼井の傍に坐せり
十六 ミデアンの祭司に七人の女子ありしが彼等來りて水を汲み水鉢に盈て父の羊群に飲はんとしけるに
十七 牧羊者等きたりて彼らを逐はらひければモーセ起あがりて彼等をたすけその羊群に飲ふ
十八 彼等その父リウエルに至れる時父言けるは今日はなんぢら何ぞかく速にかへりしや
十九 かれらいひけるは一箇のエジプト人我らを牧羊者等の手より救いだし亦われらのために水を多く汲て羊群に飲しめたり
二十 父女子等に

いひけるは彼は何處にをるや汝等なんぞその人を遺てきたりしや彼をよびて物を食しめよと 二一 モーセこの人とともに居ることを好めり彼すなはちその女子チッポラをモーセに與ふ 二二 彼男子を生みけれバモーセその名をゲルショム（客）と名けて言ふ我異邦に客となりをればなりと 二三 斯て時をふる程にエジプトの王死りイスラエルの子孫その勞役の故によりて歎き號ぶにその勞役の故によりて號ぶところの聲神に達りければ 二四 神その長呻を聞き神そのアブラハム、イサク、ヤコブになしたる契約を憶え 二五 神イスラエルの子孫を眷み神知しめしたまへり

第三章

一 モーセその妻の父なるミデアンの祭司エテロの群を牧ひをりしがその群を曠野の奧にみちびきて神の山ホレブに至る 二 ヱホバの使者棘の裏の火燄の中にて彼にあらはる彼見るに棘火に燃れども棘燬ず 三 モーセいひけるは我ゆきてこの大

なる觀を見何故に棘の燃たえざるかを見ん 四 エホバ彼がきたり觀んとするを見たまふ即ち神棘の中よりモーセよモーセよと彼をよびたまひけれど我こゝにありといふ 五 神いひたまひけるは此に近よるなかれ汝の足より履を脫ぐべし汝が立つ處は聖き地なればなり 六 又いひたまひけるは我はなんぢの父の神アブラハムの神イサクの神ヤコブの神なりとモーセ神を見ることを畏れてその面を蔽せり 七 エホバ言たまひけるは我まことにエジプトにをるわが民の苦患を觀また彼等がその驅使者の故をもて號ぶところの聲を聞り我かれらの憂苦を知るなり 八 われ降りてかれらをエジプト人の手より救ひいだし之を彼地より導きのぼりて善き廣き地乳と蜜との流るゝ地すなはちカナン人、ヘテ人、アモリ人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人のをる處にいたらしめんとす 九 今イスラエルの子孫の號呼われに達る我またエジプト人が彼らを

苦むるの暴虐を見たり 十 然ば來れ我なんぢをパロにつかはし汝をしてわが民イスラエルの子孫をエジプトより導きいださしめん 十一 モーセ神にいひけるは我は何如なる者ぞや我豈パロの許に往きイスラエルの子孫をエジプトより導きいだすべき者ならんや 十二 神いひたまひけるは我かならず汝とともにあるべし是は己が汝をつかはせる證據なり汝民をエジプトより導きいだしたる時汝等この山にて神に事へん 十三 モーセ神にいひけるは我イスラエルの子孫の所にゆきて汝らの先祖等の神我をなんぢらに遣はしたまふと言ん彼等もし其名は何と我に言ば何とかれらに言べきや 十四 神モーセにいひたまひけるは我は有て在る者なり又いひたまひけるは汝かくイスラエルの子孫にいふべし我有といふ者我をなんぢらに遣したまふと 十五 神またモーセにいひたまひけるは汝かくイスラエルの子孫にいふべしなんぢらの先祖等の神

アブラハムの神イサクの神ヤコブの神エホバわれを汝らにつかはしたまふと是は永遠にわが名となり世々にわが誌となるべし 十六 汝往てイスラエルの長老等をあつめて之にいふべし汝らの先祖等の神アブラハム、イサク、ヤコブの神エホバ我にあらはれて言たまひけらく我誠になんぢらを眷み汝らがエジプトにて蒙るところの事を見たり 十七 我すなはち言り我汝らをエジプトの苦患の中より導き出してカナン人、ヘテ人、アモリ人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人の地すなはち乳と蜜の流るゝ地にのぼり至らしめんと 十八 彼等なんぢの言に聽したがふべし汝とイスラエルの長老等エジプトの王の許にいたりて之に言へヘブル人の神エホバ我らに臨めり然ば請ふわれらをして三日程ほど曠野に入しめわれらの神エホバに犧牲をさゝぐることを得せしめよと 十九 我しるエジプトの王は假令能力ある手をくはふるも汝等の往をゆるさゞるべし 二十

我すなはちわが手を舒べエジプトの中に諸の奇跡を行ひてエジプトを撃ん其後かれ汝等を去しむべし 二一 我エジプト人をしてこの民をめぐましめん汝ら去る時手を空うして去るべからず 二二 婦女皆かの隣人とおのれの家に寓る者とに金の飾品、銀の飾品および衣服を乞べし而して汝らこれを汝らの子女に穿戴せよ汝等かくエジプト人の物を取べし

第四章

一 モーセ對へていひけるは然ながら彼等我を信ぜず又わが言に聽したがはずして言ん エホバ汝にあらはれたまはずと 二 エホバかれにいひたまひけるは汝の手にある者は何なるや彼いふ杖なり 三 エホバいひたまひけるは其を地に擲よとすなはち之を地になぐるに蛇となりければモーセかの前を避たり 四 エホバモーセにいひたまひけるは汝の手をのべて其尾を執れとすなはち手をのべて之を執ば手にいりて杖となる 五 エホバいひたまふ

是は彼らの先祖等の神、アブラハムの神、イサクの神、ヤコブの神、エホバの汝にあらはれたることを彼らが信ぜしめんためなり 六 エホバまたかれに言たまひけるは汝の手を懐に納よとすなはち手を懐にいれて之を出し見るにその手癩病を生じて雪のごとくなり 七 エホバまた言たまひけるは汝の手をふたゝび懐にいれよと彼すなはちふたゝび其手を懐にいれて之を懐より出し見るに變りて他處の肌膚のごとくになる 八 エホバいひたまふ彼等もし汝を信ぜずまたその最初の徴の聲に聽從はざるならば後の徴の聲を信ぜん 九 彼らもし是ふたつの徴をも信ぜずして汝の言に聽從はざるならば汝河の水をとりて之を陸地にそゝげ汝が河より取たる水陸地にて血となるべし 十 モーセ エホバにいひたまひけるはわが主よ我は素言辭に敏き人にあらず汝が僕に語りたまへるに及びても猶しかり我は口重く舌重き者なり 十一 エホバかれにい

いひたまひけるは人の口を造る者は誰なるや瘂者、聾者、目明者、瞽者などを造る者は誰なるや我ヱホバなるにあらずや 十二 然ば往け、よ我なんぢの口にありて汝の言ふべきことを敎へん 十三 モーセいひけるはわが主よ願くは遣すべき者をつかはしたまへ 十四 是においてヱホバ モーセにむかひ怒を發していひたまひけるはレビ人アロンは汝の兄弟なるにあらずや我かれが言を善するを知るまた彼なんぢに遇んとていで來る彼汝を見る時心に喜ばん 十五 汝それに語りて言をその口に授くべし我なんぢの口と彼の口にありて汝らの爲べき事を敎へん 十六 彼なんぢに代て民に語らん彼は汝の口に代らん汝は彼のために神に代るべし 十七 なんぢこの杖を手に執り之をもて奇蹟をおこなふべし 十八 是においてモーセゆきてその妻の父ヱテロの許にかへりて之にいふ請ふ我をして往てわがエジプトにある兄弟等の所にかへらしめ彼等のなほ生ながら

へをるや否を見さしめよヱテロ モーセに安然に往くべしといふ
十九 爰にヱホバ ミデアンにてモーセにいひたまひけるは往てヱジプトにかへれ汝の生命をもとめし人は皆死たりと 二十 モーセすなはちかれ妻と子等をとり之を驢馬に乗てヱジプトの地にかへるモーセは神の杖を手に執り 二一 ヱホバ モーセにいひたまひけるは汝ヱジプトにかへりゆける時はかならず我が汝の手に授けたるところの奇跡を悉くパロのまへにおこなふべし但し我かれの心を剛愎なすれば彼民を去さしめざるべし 二二 汝パロに言べしヱホバかく言ふイスラエルはわが子わが冢子なり 二三 我なんぢにいふ我が子を去らしめて我に事ふることをえせしめよ汝もし彼をさらしむることを拒ば我なんぢの子なんぢの冢子を殺すべしと
二四 モーセ途にある時ヱホバかれの宿所にて彼に遇てころさんとしたまひければ 二五 チッポラ利き石をとりてその男子の陽の皮を割き

りモーセの足下になげうちて言ふ汝はまことにわがためには血の夫なりと 二六 是においてヱホバ、モーセをゆるしたまふ此時チッポラが血の夫といひしは割禮の故によりてなり 二七 爰にヱホバ、アロンにいひたまひけるは曠野にゆきてモーセを迎へよと彼すなはちゆきて神の山にてモーセに遇ひ之に接吻す 二八 モーセ ヱホバがおのれに言ふくめて遣したまへる諸の言とヱホバのおのれに命じたまひし諸の奇跡とをアロンにつげたり 二九 斯てモーセとアロン往てイスラエルの子孫の長老を盡く集む 三十 而してアロンヱホバのモーセにかたりたまひし言を盡くつぐ又彼民の目のまへにて奇跡をなしければ 三一 民すなはち信ず彼等ヱホバがイスラエルの民をかへりみその苦患をおもひたまふを聞て身をかゞめて拜をなせり

第五章

一 その後モーセとアロン入てパロにいふイスラエルの神

エホバ斯いひたまふ我民を去しめ彼等をして曠野に於て我を祭ることをえせしめよと 二 パロいひけるはエホバは誰なれば我その聲にしたがひてイスラエルを去しむべき我エホバを識ず亦イスラエルを去しめじ 三 彼ら言けるはヘブル人の神我らに顯現たまへり請ふ我等をして三日程ほど曠野にいりてわれらの神エホバに犠牲をささぐることをえせしめよ恐くはエホバ疫病か又は刀兵をもて我らをなやましたまはん 四 エジプト王かれらに言けるは汝等モーセ、アロンなんぞ民の操作を妨ぐるや往てなんぢらの荷を負へ 五 パロまたいふ土民今は多かり然るに汝等かれらをして荷をおふことを止しめんとす 六 パロ此日民を驅使ふ者等および民の有司等に命じていふ 七 汝等再び前のごとく民に磚瓦を造る禾稈を與ふべからず彼等をして往てみづから禾稈をあつめしめよ 八 また彼等が前に造りし磚瓦の數のごとくに仍かれら

に之をつくらしめよ其を滅すなかれ彼等は懶惰が故に我等をして往てわれらの神に犧牲をさゝげしめよと呼はり言ふなり 九 人の工作を重くして之に勞かしめよ然ば偽の言を聽ことあらじ 十 民を驅使ふ者等およびその有司等出ゆきて民にいひけるはパロかく言たまふ我なんぢらに禾稈をあたへじ 十一 汝等往て禾稈のある處にて之をとれ但しなんぢらの工作は分毫も減さゞるべしと 十二 是において民遍くエジプトの地に散て草藁をあつめて禾稈となす 十三 驅使者かれらを促たてゝ言ふ禾稈のありし時のごとく汝らの工作汝らの日々の業をなしをふべしと 十四 パロの驅使者等がイスラエルの子孫の上に立たるところの有司等撻れなんぢら何ぞ昨日も今日も磚瓦を作るところの汝らの業を前のごとくに為しをへざるやと言る 十五 是に於てイスラエルの子孫の有司等來りてパロに呼はりて言ふ汝なんぞ斯僕等になすや 十六 僕等に禾

稈を與へずしてこれらに碍瓦を作れといふ視よ僕等は撻る是なんぢの民の過なりと 十七 然るにパロいふ汝等は懶惰し懶惰し故に汝らは我らを去て往てヱホバに犠牲をさゝげしめよと言ふなり 十八 然ば汝ら往て操作けよ稈はなんぢらに與ふることなかるべけれどなんぢら尚數のごとくに碍瓦を交納むべしと 十九 イスラエルの子孫の有司等汝等その日々につくる碍瓦を減すべからずと言るを聞て災害の身におよぶを知り 二十 彼らパロをはなれて出たる時モーセとアロンの對面にたてるを見たれば 二十一 之にいひけるは願くはヱホバ汝等を鑒みて鞫きたまへ汝等はわれらの臭をパロの目と彼の僕の目に忌嫌れさしめ刀を彼等の手にわたして我等を殺さしめんとするなりと 二十二 モーセ、ヱホバに返りて言ふわが主よ何て此民をあしくしたまふや何のために我をつかはしたまひしや 二十三 わがパロの許に來りて汝の名をもて語りしよりして彼

てこの民をあしくす汝また絶てなんぢの民をすくひたまはざるなり

第六章

一 エホバ、モーセに言たまひけるは今汝わがパロに爲んところの事を見るべし能ある手の加はるによりてパロ彼らをさらしめん能ある手の加はるによりてパロ彼らを其國より逐いだすべし 二 神モーセに語りて之にいひたまひけるは我はエホバなり 三 我全能の神といひてアブラハム、イサク、ヤコブに顯れたり然ど我が名のエホバの事は彼等しらざりき 四 我また彼らとわが契約を立て彼等が旅して寄居たる國カナンの地をかれらに與ふ 五 我またエジプト人が奴隷となせるイスラエルの子孫の呻吟を聞き且我が契約を憶ひ出づ 六 故にイスラエルの子孫に言へ我はエホバなり我汝らをエジプト人の重負の下より攜出し其使役をまぬかれしめ又腕をのべ大なる罰をほどこして汝等を贖はん 七 我汝等を

取て吾民となし汝等の神となるべし汝等はわがエジプト人の重擔の下より汝らを擕出したるなんぢらの神ヱホバなることを知ん 八 我わが手をあげてアブラハム、イサク、ヤコブに與へんと誓ひし地に汝等を導きいたり之を汝等に與へて產業となさしめん我はヱホバなり 九 モーセかくイスラエルの子孫に語けれども彼等は心の傷ると役事の苦きとの爲にモーセに聽ざりき 十 ヱホバモーセに告ていひたまひけるは 十一 入てエジプトの王パロに語りイスラエルの子孫をその國より去しめよ 十二 モーセヱホバの前に申していふイスラエルの子孫既に我に聽ず我は口に割禮をうけざる者なれどもパロいかで我にきかんや 十三 ヱホバモーセとアロンに語り彼等に命じてイスラエルの子孫とエジプトの王パロの所に往てイスラエルの子孫をエジプトの地より導きいださしめたまふ 十四 かれらの父の家々の長は左のごとしイスラエルの冢子ルー

ベンの子ヘノク、パル、ヘツロン、カルミ是等はルベンの家族なり 十五 シメオンの子ヱムエル、ヤミン、オハデ、ヤキン、ゾハル、およびカナンの女の生しシヤウル是らはシメオンの家族なり 十六 レビの子の名はその世代にしたがひて言ば左のごとしゲルシヨン、コハテ、メラリ是なりレビの齡の年は百三十七年なりき 十七 ゲルシヨンの子はその家族にしたがひて言ばリブニおよびシメイなり 十八 コハテの子はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエルなりコハテの齡の年は百三十三年なりき 十九 メラリの子はマヘリおよびムシなり是等はレビの家族にしてその世代にしたがひて言る者なり 二十 アムラムその伯母ヨケベデを妻にめとれり彼アロンとモーセを生むアムラムの齡の年は百三十七年なりき 二一 イヅハルの子はコラ、ネペグ、ジクリなり 二二 ウジエルの子はミサエル、エルザパン、シテリなり 二三 アロン、ナシヨンの姊アミナダブの女エリセバを妻にめとれり

彼ナダブ、アビウ、エレアザル、イタマルを生む 二四 コラの子はアッシル、エルカナ、アビアサフ、是等はコラ人の族なり 二五 アロンの子エレアザル、プテエルの女の中より妻をめとれり彼ピテハスを生む是等はレビ人の父の家々の長にしてその家族に循ひて言る者なり 二六 エホバがイスラエルの子孫を其軍隊にしたがひてエジプトの地より導きいだせよといひたまひしは此アロンとモーセなり 二七 彼等はイスラエルの子孫をエジプトより導きいださんとしてエジプトの王パロに語りし者にして即ち此モーセとアロンなり 二八 エホバエジプトの地にてモーセに語りたまへる日に 二九 エホバモーセに語りて言たまひけるは我はエホバなり汝わが汝にいふ所を悉皆くエジプトの王パロに語るべし 三〇 モーセエホバの前に言けるは我は口に割禮を受ざる者なればパロいかで我に聽んや

第七章

一 エホバモーセに言たまひけるは視よ我汝をしてパロに

おけるなと神のごとくならしむ汝の兄弟アロンは汝の預言者と
なるべし 二 汝はわが汝に命ずる所を盡く宣べし汝の兄弟アロン
はパロに告ることを爲べし彼イスラエルの子孫をその國より出
すに至らん 三 我パロの心を剛愎にして吾徵と奇跡をエジプトの
國に多くせん 四 然どパロ汝に聽ざるべし我すなはち吾手をエジ
プトに加へ大なる罰をほどこして吾軍隊わが民イスラエルの子
孫をエジプトの國より出さん 五 我わが手をエジプトの上に伸て
イスラエルの子孫をエジプト人の中より出す時には彼等我のエ
ホバなるを知ん 六 モーセとアロン斯おこなひエホバの命じたま
へる如くに然なしぬ 七 そのパロと談論ける時モーセは八十歳ア
ロンは八十三歳なりき 八 エホバ モーセとアロンに告て言たまひ
けるは 九 パロ汝等に語りて汝ら自ら奇跡を行へと言ふ時には汝ア
ロンに言べし汝の杖をとりてパロの前に擲てよと其は蛇となら

ん十是に於てモーセとアロンはパロの許にいたりヱホバの命じたまひしごとく行へり即ちアロンその杖をパロとその臣下の前に擲しに蛇となりぬ十一斯在しかばパロもまた博士と魔術士を召よせたるにエジプトの法術士等もその秘術をもてかくおこなへり十二即ち彼ら各人その杖を投たれば蛇となりけるがアロンの杖かれらの杖を呑つくせり十三然るにパロの心剛愎になりて彼らに聽ことをせざりきヱホバの言たまひし如し十四ヱホバモーセに言たまひけるはパロは心頑にして民を去しむることを拒むなり十五朝におよびて汝パロの許にいたれ視よ彼は水に臨む、汝河の邊にたちて彼を逆ふべし汝かの蛇に化し杖を手にとりて居り而て彼に言ふべしヘブル人の神ヱホバ我を汝につかはして言しむ吾民を去しめて曠野にて我に事ふることを得せしめよ視よ今まで汝は聽入ざりしなり十七ヱホバかく言ふ汝これによりて我がヱホバ

なるを知ん視よ我わが手の杖をもて河の水を撃ん是血に變ずべし 十八 而して河の魚は死に河は臭くならんエジプト人は河の水を飮ことを厭ふにいたるべし 十九 ヱホバまたモーセに言たまはく汝アロンに言へ汝の杖をとりて汝の手をエジプトの上に伸べ流水の上河々の上池塘の上一切の湖水の上に伸て血とならしめよエジプト全國に於て木石の器の中にも凡て血あるにいたらん 二十 モーセ、アロンすなはちヱホバの命じたまへるごとくに爲り即ち彼パロとその臣下の前にて杖をあげて河の水を撃しに河の水みな血に變じたり 二一 是において河の魚死て河臭くなりエジプト人河の水を飮ことを得ざりき斯エジプト全國に血ありき 二二 エジプトの法術士等もその秘術をもて斯のごとく行へりパロは心頑固にして彼等に聽ことをせざりきヱホバの言たまひし如し 二三 パロすなはち身をめぐらしてその家に入り此事にも心をとめざりき 二四 エ

ジプト人河の水を飲ことを得ざりしかば皆飲水を得んとて河のまはりを掘たり　エホバ河を撃たまひてより後七日たちぬ

第八章

一 エホバ、モーセに言たまひけるは汝パロに詣りて彼に言へエホバかく言たまふ吾民を去しめて我に事ふることを得せしめよ 二 汝もし去しむることを拒まば我蛙をもて汝の四方の境を悩さん 三 河に蛙むらがり上りきたりて汝の家にいり汝の寝室にいり汝の牀にのぼり汝の臣下の家にいり汝の民の所にいたり汝の竈におよび汝の捏鉢にいらん 四 蛙なんぢの身および汝の民と汝の臣下の上にのぼるべし 五 エホバ、モーセに言たまはく汝アロンに言へ汝杖をとりて手を流水の上に伸べ河々の上と池塘の上に伸て蛙をエジプトの地に上らしめよ 六 アロン手をエジプトの水のうへに伸たるに蛙のぼりきたりてエジプトの地を蔽ふ 七 法術士等もその秘術をもて斯おこなひ蛙をエジプトの地に上ら

しめたり 八 パロ、モーセとアロンを召て言けるはヱホバに願ひてこの蛙を我とわが民の所より取さらしめよ我この民を去しめてヱホバに犠牲をさゝぐることを得せしめん 九 モーセ、パロに言けるハ我なんぢと汝の臣下と汝の民のために願ひて何時此蛙を汝と汝の家より絶さりて河にのみ止らしむべきや我に示せと 十 彼明日といひければモーセ言ふ汝の言のごとくなし汝をして我らの神ヱホバのごとき者なきことを知しめん 十一 蛙汝と汝の家を離れ汝の臣下と汝の民を離れて河にのみ止るべしと 十二 モーセとアロンすなはちパロを離れて出でモーセそのパロに至らしめたまひし蛙のためにヱホバに呼はりしに 十三 ヱホバ、モーセの言のごとくなしたまひて蛙家より村より田野より死亡たり 十四 玆にこれを攅むるに山をなし地臭くなりぬ 十五 然るにパロは嘘氣時あるを見てその心を頑固にして彼等に聽ことをせざりきヱホバの言た

まひし如し 十六 エホバ、モーセに言たまひけるは汝アロンに言へ汝の杖を伸べ地の塵を打てエジプト全國に蚤となるらしめよと 十七 彼等斯なせり即ちアロン杖をとりて手を伸べ地の塵を撃けるに蚤となりて人と畜につけりエジプト全國において地の塵みな蚤となりぬ 十八 法術士等その秘術をもて斯おこなひて蚤を出さんとしたりしが能はざりき蚤は人と畜に着く 十九 是において法術士等パロに言ふ是は神の指なりと然るにパロは心剛愎にして彼等に聽ざりきエホバの言たまひし如し 二十 エホバ、モーセに言たまはく汝朝早く起てパロの前に立て視よ彼は水に臨む汝彼に言へエホバかく言たまふわが民を去しめて我に事ふることを得せしめよ 二十一 汝もしわが民を去しめずば視よ我汝と汝の臣下と汝の民と汝の家とに蚋をおくらんエジプト人の家々には蚋充べし彼らの居るところの地も然らん 二十二 その日には我わが民の居るゴセンの地を區

別おきて其處に蝱あらしめじ是地の中にありて我のヱホバなることを汝が知んためなり 二三 我わが民と汝の民の間に區別をたてん、明日この徵あるべし 二四 ヱホバかく爲たまひたれば蝱おびたゞしく出來りてパロの家にいりその臣下の家にいりエジプト全國にいたり蝱のために地害はる 二五 是においてパロ、モーセとアロンを召ていひけるは汝等往て國の中にて汝らの神に犧牲を献げよ 二六 モーセ言ふ然するは宜からず我等はエジプト人の崇拜む者を犧牲としてわれらの神ヱホバに献ぐべければなり我等もしエジプト人の崇拜む者をその目の前にて犧牲に献げなば彼等石にて我等を撃ざらんや 二七 我等は三日路ほど曠野にいりて我らの神ヱホバに犧牲を献げその命じたまひしごとくせんとす 二八 パロ言けるは我汝らを去しめて汝らの神ヱホバに曠野にて犧牲を献ぐることを得せしめん但餘に遠くは行べからず我ために祈れよ 二九 モー

しせ言けるは視よ我汝をはなれて出づ我ヱホバに祈ん明日蚋パロとその臣下とその民を離れん第パロ再び偽をおこなひ民を去しめてヱホバに犠牲をさゝぐるを得せしめざるが如きことを為なかれ 三十 かくてモーセ、パロをはなれて出でヱホバに祈りたれば 三一 ヱホバ、モーセの言のごとく為したまへり即ちその蚋をパロとその臣下とその民よりはなれしめたまふ一ものこらざりき 三二 然るにパロ此時にもまたその心を頑固にして民を去しめざりき

第九章

一 爰にヱホバ、モーセにいひたまひけるはパロの所にいりてそれに告よヘブル人の神ヱホバ斯いひたまふ吾民を去しめて我につかふることをえせしめよ 二 汝もし彼等をさらしむることを拒みて尚かれらを拘留へなば 三 ヱホバの手野にをる汝の家畜馬、驢馬、駱駝、牛および羊に加はらん即ち甚だ悪き疾あるべし 四 ヱホバイスラエルの家畜とエジプトの家畜とを別ちたまはんイス

ラエルの子孫に屬する者は死る者あらざるべしと 五 エホバまた期をさだめて言たまふ明日エホバこの事を國になさんと 六 明日エホバこの事をなしたまひければエジプトの家畜みな死り然どイスラエルの子孫の家畜は一も死ざりき 七 パロ人をつかはして見さしめたるにイスラエルの家畜は一頭だにも死ざりき然どもパロは心剛愎にして民をさらしめざりき 八 またエホバモーセとアロンにいひたまひけるは汝等竈爐の灰を一握とり而してモーセパロの目の前にて天にむかひて之をまきちらすべし 九 其灰エジプト全國に塵となりてエジプト全國の人と畜獸につき膿をもちて脹るゝ腫物とならんと 十 彼等すなはち竈爐の灰をとりてパロの前に立ちモーセ天にむかひて之をまきちらしければ人と獸畜につき膿をもちて脹るゝ腫物となれり 十一 法術士等はその腫物のためにモーセの前に立つことを得ざりき腫物は法術士等より

して諸のエジプト人にまで生じたり 十二 然どヱホバ、パロの心を剛愎にしたまひたれば彼らに聽ざりきヱホバのモーセに言給ひし如し 十三 爰にヱホバ、モーセにいひたまひけるは朝早くおきてパロの前にたちて彼に言へヘブル人の神ヱホバ斯いひたまふ吾民を去しめて我に事ふるをえせしめよ 十四 我此度わが諸の災害を汝の心となんぢの臣下およびなんぢの民に降し全地に我ごとき者なきことを汝に知しめん 十五 我もしわが手を伸べ疫病をもて汝となんぢの民を撃たらば汝は地より絶れしならん 十六 抑わが汝をたてたるは即ちなんぢをしてわが權能を見さしめわが名を全地に傳へんためなり 十七 汝なほ吾民の前に立ふさがりて之をさらしめざるや 十八 視よ明日の今頃我はなはだ大なる雹を降すべし是はエジプトの開國より今まで甞てあらざりし者なり 十九 然ば人をやりて汝の家畜および凡て汝が野に有る物を集めよ人も獸畜も凡て

野にありて家に歸らざる者は雹その上にふりくだりて死るにいたらん 二十 パロの臣下の中ヱホバの言を畏る者はその僕と家畜を家に逃いらしめしが 二一 ヱホバの言を意にとめざる者はその僕と家畜を野に置り 二二 ヱホバモーセにいひたまひけるは汝の手を天に舒てヱジプト全國に雹あらしめヱジプトの國中の人と獸畜と田圃の諸の蔬にふりくだらしめよと 二三 モーセ天にむかひて杖を舒たればヱホバ雷と雹を遣りたまふ又火いでゝ地に馳すヱホバ雹をヱジプトの地に降せたまふ 二四 斯雹ふり又火の塊雹に雜りて降る甚だ厲しヱジプト全國には其國を成てよりこのかた未だ斯る者あらざりしなり 二五 雹ヱジプト全國に於て人と獸畜とをいはず凡て田圃にをる者を撃り雹また田圃の諸の蔬を撃ち野の諸の樹を折り 二六 唯イスラエルの子孫のをるゴセンの地には雹あらざりき 二七 是においてパロ人をつかはしてモーセとアロンを召てこれ

ふ言ひけるは我此度罪ををかしたりヱホバは義く我とわが民は惡しき 二八 ヱホバに願ひてこの神鳴と雹を最早あれにて足しめよ我なんぢらを去しめん汝等今は留るにおよばず 二九 モーセかれにいひけるは我邑より出て我手をヱホバに舒ひろげん然ば雷やみて雹かさねてあらざるべし斯して地はヱホバの所屬なるを汝にしらしめん 三十 然ど我しる汝となんぢの臣下等はなほヱホバ神を畏れざるならんと 三一 偖麻と大麥は撃れたり大麥は穗いで麻は花さきゐたればなり 三二 然ど小麥と裸麥は未だ長ざりしによりて撃れざりき 三三 モーセ、パロをはなれて邑より出でヱホバにむかひて手をのべひろげたれば雷と雹やみて雨地にふらずなりぬ 三四 然るにパロ雨と雹と雷鳴のやみたるを見て復も罪を犯し其心を剛愎にす彼もその臣下も然り 三五 即ちパロは心剛愎にしてイスラエルの子孫を去しめざりきヱホバのモーセによりて言たまひしごとし

第十章

一 爰にヱホバ モーセにいひたまひけるはパロの所に入れ我かれの心とその臣下の心を剛硬にせり是はわが此等の徴を彼等の中に示さんため 二 又なんぢをして吾がエジプトにて行ひし事等すなはち吾がエジプトの中にてなしたる徴をなんぢの子となんぢの子の子の耳に語らしめんためなり斯してなんぢ等わがヱホバなるを知べし 三 モーセとアロン、パロの所にいりて彼にいひけるはヘブル人の神ヱホバかく言たまふ何時まで汝は我に降ることを拒むや我民をさらしめて我に事ふることをえせしめよ 四 汝もしわが民を去しむることを拒まば明日我蝗をなんぢの境に入しめん 五 蝗地の面を蔽て人地を見るあたはざるべし蝗はその免かれてなんぢに遺れる者すなはち雹に打のこされたる者を食ひ野に汝らのために生る諸の樹をくらはん 六 又なんぢの家となんぢの臣下の家々および凡のエジプト人の家に満べし是はなんぢの

父となんぢの父の父が世にいでしより今日にいたるまで未だ嘗て見ざるものなりと斯て彼身をめぐらしてパロの所よりいでたり 七 時にパロの臣下パロにいひけるは何時まで此人われらの羂となるや人々をさらしめてその神エホバに事ふることをえせしめよ汝なほエジプトの滅ぶるを知ざるやと 八 是をもてモーセとアロンふたゝび召れてパロの許にいたるにパロかれらにいふ往てなんぢらの神エホバに事へよ但し往く者は誰と誰なるや 九 モーセいひけるは我等は幼者をも老者をも子息をも息女をも攜へて往き羊をも牛をもたづさへて往くべし其は我らエホバの祭禮をなさんとすればなり 十 パロかれらにいひけるは我汝等となんぢらの子等を去しむる時はエホバなんぢらと偕に在せよ慎めよ悪き事なんぢらの面のまへにあり 十一 そは宜からず汝ら男子のみ往てエホバに事よ是なんぢらが求むるところなりと彼等つひにパロ

の前より逐いださる 十二 爰にヱホバ、モーセにいひたまひけるは汝の手をエジプトの地のうへに舒て蝗をエジプト國にのぞませて彼の雹が打殘したる地の諸の蔬を悉く食はしめよ 十三 モーセすなはちエジプトの地の上にその杖をのべければヱホバ東風をおこしてその一日一夜地にふきしめたまひしが東風朝におよびて蝗を吹きたりて 十四 蝗エジプト全國にのぞみエジプトの四方の境に居て害をなすこと太甚し是より先には斯のごとき蝗なかりし是より後にもあらざるべし 十五 蝗全國の上を蔽ひければ國暗くなりぬ而して蝗地の諸の蔬および雹の打殘せし樹の菓を食ひたれはエジプト全國において樹にも田圃の蔬にも青き者とてはのこらざりき 十六 是をもてパロ急ぎモーセとアロンを召て言ふ我なんぢらの神ヱホバと汝等とにむかひて罪ををかせり 十七 然ば請ふ今一次のみ吾罪を宥してなんぢら神ヱホバに願ひ唯此死を我より取

はなさしめよと 十八 彼すなはちパロの所より出てヱホバにねがひければ 十九 ヱホバはなはだ強き西風を吹めぐらせて蝗を吹はらはしめ之を紅海に驅いれたまひてヱジプトの四方の境に蝗ひとつも遺らざるにいたれり 二十 然れどもヱホバ、パロの心を剛愎にしたまひたればイスラエルの子孫をさらしめざりき 二一 ヱホバ、またモーセにいひたまひけるは天にむかひて汝の手を舒べエジプトの國に黒暗を起すべし其黒暗は摸るべきなりと 二二 モーセすなはち天にむかひて手を舒ければ稠密黒暗三日のあひだエジプト全國にありて 二三 三日の間は人々たがひに相見るあたはず又おのれの處より起ものなかりき然どイスラエルの子孫の居處には皆光ありき 二四 是に於てパロモーセを呼ていひけるは汝等ゆきてヱホバに事よ唯なんぢらの羊と牛を留めおくべし汝らの子女も亦なんぢらとともに往べし 二五 モーセいひけるは汝また我等の神ヱホバに

献ぐべき犠牲と燔祭の物をも我等に與ふべきなり 二六 われらの家畜もわれらとともに往べし一蹄も後にのこすべからず其は我等その中を取てわれらの神ヱホバに事ふべきが故なりまたわれら彼處にいたるまでは何をもてヱホバに事ふべきかを知ざるなり

二七 然れどもヱホバパロの心を剛愎にしたまひたればパロかれらをさらしむることを肯ぜざりき 二八 すなはちパロモーセに言ふ我をはなれて去よ自ら慎め重てわが面を見るなかれ汝わが面を見る日には死べし 二九 モーセいひけるは汝の言ふところは善し我重て復なんぢの面を見ざるべし

第十一章

一 ヱホバモーセにいひたまひけるは我今一箇の災をパロおよびエジプトに降さん然後かれ汝等を此處より去しむべし彼なんぢらを全く去しむるには必ず汝らを此より逐はらはん 二 然ば汝民の耳にかたり男女をしておのおのその隣々に銀の飾品金

の飾具を乞しめよと 三 エホバつひに民をしてエジプト人の恩を蒙らしめたまふ又モーセはエジプトの國にてパロの臣下の目と民の目に甚だ大なる者と見えたり 四 モーセいひけるはエホバかく言たまふ夜半頃われ出てエジプトの中に至らん 五 エジプトの國の中の長子たる者は位に坐するパロの長子より磨の後にをる婢の長子まで悉く死べし又獸畜の首出も然り 六 而してエジプト全國に大なる號哭あるべし是まで斯のごとき事はあらずまた再び斯ること有ざるべし 七 然どイスラエルの子孫にむかひては犬もその舌をうごかさじ人にむかひても獸畜にむかひても然り汝等これによりてエホバがエジプト人とイスラエルのあひだに區別をなしたまふを知べし 八 汝の此臣等みなわが許に下り來てわれを拜し汝となんぢに從がふ民みな出よと言ん然る後われを出べしと烈しく怒りてパロの所より出たり 九 エホバモーセ

にいひたまひけるはパロ汝に聽ざるべし是をもて吾がエジプトの國に奇蹟をおこなふこと增べし 十 モーセとアロンこの諸の奇蹟をことごとくパロの前に行ひたれどもヱホバ、パロの心を剛愎にしたまひければ彼イスラエルの子孫をその國より去しめざりき

第十二章

一 ヱホバ、エジプトの國においてモーセとアロンに告ていひたまひけるは 二 此月を汝らの月の首となせ汝ら是を年の正月となすべし 三 汝等イスラエルの全會衆に告て言べし此月の十日に家の父たる者おのおの羔羊を取べし即ち家ごとに一箇の羔羊を取べし 四 もし家族少くして其羔羊を盡すことあたはずばその家の鄰なる人とゝもに人の數にしたがひて之を取べし各人の食ふ所にしたがひて汝等羔羊を計るべし 五 汝らの羔羊は疵なき當歳の牡なるべし汝等綿羊あるひは山羊の中よりこれを取べし 六 而し

て此月の十四日まで之を守りおきイスラエルの會衆みな薄暮に之を屠り 七 その血をとりて其之を食ふ家の門口の兩旁の橛と鴨居に塗べし 八 而して此夜その肉を火に炙て食ひ又酵いれぬパンに苦菜をそへて食ふべし 九 其を生にても水に煮ても食ふなかれ火に炙べし其頭と脛と臟腑とを皆くらへ 十 其を明朝まで殘しおくなかれ其明朝まで殘れる者は火にて燒つくすべし 十一 なんぢら斯之を食ふべし即ち腰をひきからげ足に鞋を穿き手に杖をとりて急て之を食ふべし是ヱホバの逾越節なり 十二 是夜われエジプトの國を巡りて人と畜とを論ずエジプトの國の中の長子たる者を悉く撃殺し又エジプトの諸の神に罰をかうむらせん我はヱホバなり 十三 その血なんぢらが居るところの家にありて汝等のために記號となるらん我血を見る時なんぢらを逾越すべし又わがエジプトの國を撃つ時災なんぢらに降りて滅ぼすことなかるべし 十四 汝

ち是日を記念えてヱホバの節期となし世々これを祝ふべし汝等之を常例となして祝ふべし 十五 七日の間酵いれぬパンを食ふべしその首の日に酵を汝らの家より除け凡て首の日より七日までに酵入たるパンを食ふ人はイスラエルより絶るべきなり 十六 且首の日に聖會をひらくべし又第七日に聖會を汝らの中に開け是ふたつの日には何の業をもなすべからず只各々人の食ふ者のみ汝等作ることを得べし 十七 汝ら酵いれぬパンの節期を守るべし其は此日に我なんぢらの軍隊をヱジプトの國より導きいだせばなり故に汝ら常例となして世々是日をまもるべし 十八 正月に於てその月の十四日の晩より同月の二十一日の晩まで汝ら酵いれぬパンを食へ 十九 七日の間なんぢらの家にパン酵をおくべからず凡て酵いれたる物を食ふ人は其異邦人たると本國に生れし者たるとを問ず皆イスラエルの聖會より絶るべし 二十 汝ら酵いれたる者は何をも

食ふべからず凡て汝らの居處に於ては酵いれぬパンを食ふべし
二一 是にモーセ、イスラエルの長老を盡くまねきて之にいふ汝等その家族に循ひて一頭の羔羊を撿み取り之を屠りて逾越節のために備へよ 二二 又牛膝草一束を取て盂の血に濡し盂の血を門口の鴨居および二旁の柱にそゝぐべし明朝にいたるまで汝等一人も家の戸をいづるなかれ 二三 其はヱホバ、エジプトを撃に巡りたまふ時鴨居と兩旁の柱に血のあるを見ばヱホバ其門を逾越し殺滅者をして汝等の家に入て撃ざらしめたまふべければなり 二四 汝ら是事を例となして汝となんぢの子孫永くこれを守るべし 二五 汝等ヱホバがその言たまひしごとくになんぢらに與へたまはんとあるの地に至る時はこの禮式をまもるべし 二六 若なんぢらの子女この禮式は何の意なるやと汝らに問ば 二七 汝ら言ふべし是はヱホバの逾越節の祭祀なりヱホバ、エジプト人を撃たまひし時エジプトに

をるイスラエルの子孫の家を逾越てわれらの家を救ひたまへりと民すなはち鞠て拜せり 二八 イスラエルの子孫去てヱホバのモーセとアロンに命じたまひしごとくなし斯おこなへり 二九 爰にヱホバ夜半にエジプトの國の中の長子たる者を位に坐するパロの長子より牢獄にある俘虜の長子まで盡く撃たまふ亦家畜の首生もしかり 三十 斯有しかばパロところの諸の臣下およびエジプト人みな夜の中に起あがりエジプトに大なる號哭ありき死人あらざる家あらざりければなり 三一 パロすなはち夜の中にモーセとアロンを召ていひけるは汝らとイスラエルの子孫起てわが民の中より出され汝らがいへる如くに往てヱホバに事へよ 三二 亦なんぢらが言るごとく汝らの羊と牛をひきて去れ、汝らまた我を祝せよと 三三 是においてエジプト人我等みな死ると言て民を催逼て速かに國を去しめんとせしかば 三四 民捏粉の未だ酵いれざるを執り捏盤を衣服に

包みて肩に負ふ 三五 而してイスラエルの子孫モーセの言のごとく爲しエジプト人に銀の飾物、金の飾物および衣服を乞たるに 三六 エホバ、エジプト人をして民をめぐましめ彼等にこれを與へしめたまふ斯かれらエジプト人の物を取り 三七 斯てイスラエルの子孫ラメセスよりスコテに進みしが子女の外に徒にて歩める男六十萬人ありき 三八 又衆多の寄集人および羊牛等はなはだ多の家畜彼等とともに上れり 三九 爰に彼等エジプトより携へいでたる捏粉をもて酵いれぬパンを烘り未だ酵をいれざりければなり是かれらエジプトより逐いだされて濡滯るを得ざりしに由り又何の餱糧をも備へざりしに因る 四十 イスラエルの子孫のエジプトに住居しゝの住居の間は四百三十年なりき 四一 四百三十年の終にいたり即ち其日にエホバの軍隊みなエジプトの國より出たり 四二 是はエホバが彼等をエジプトの國より導きいだしたまひし事のためにエ

ホバの前に守るべき夜なり是はヱホバの夜にしてイスラエルの子孫の皆世々まもるべき者なり 四三 ヱホバ、モーセとアロンに言たまひけるは逾越節の例は是のごとし異邦人はこれを食ふべからず 四四 但し各人の金にて買たる僕は割禮を施して然る後これを食はしむべし 四五 外國の客および傭人は之を食ふべからず 四六 一の家にてこれを食ふべしその肉を少も家の外に持いづるなかれ又其骨を折べからず 四七 イスラエルの會衆みな之を守るべし 四八 異邦人なんぢとともに寄居てヱホバの逾越節を守らんとせば其男子悉く割禮を受て然る後に近りて守るべし即ち彼は國に生れたる者のごとくなるべし割禮をうけざる人はこれを食ふべからざるなり 四九 國に生れたる者にもまた汝らの中に寄居る異邦人にも此法は同一なり 五十 イスラエルの子孫みな斯おこなひヱホバのモーセとアロンに命じたまひしごとく爲たり 五一 その同じ日にヱホバ、イスラエ

ルの子孫をその軍隊にしたがひてエジプトの國より導きいだしたまへり

第十三章

一 爰にヱホバ、モーセに告ていひたまひけるは 二 人と畜とを論ず凡てイスラエルの子孫の中の始て生たる首生を皆聖別て我に歸せしむべし是わが所屬なればなり 三 モーセ民にいひけるは汝等エジプトを出で奴隷たる家を出るこの日を誌えよヱホバ能ある手をもて汝等を此より導きいだしたまへばなり酵いれたるパンを食ふべからず 四 アビブの月の此日なんぢら出づ 五 ヱホバ汝を導きてカナン人、ヘテ人、アモリ人、ヒビ人、エブス人の地すなはちその汝にあたへんと汝の先祖たちに誓ひたまひし彼乳と蜜の流るゝ地に至らしめたまはん時なんぢ此月に是禮式を守るべし 六 七日の間なんぢ酵いれぬパンを食ひ第七日にヱホバの節筵をなすべし 七 酵いれぬパンを七日くらふべし酵いれたるパ

ンを汝の所におくなかれ又汝の境の中にて汝の許にパン酵をおくなかれ 八 汝その日に汝の子に示して言べし是は吾がエジプトより出る時にエホバの我に為したまひし事のためなりと 九 斯是をなんぢの手におきて記號となし汝の目の間におきて記號となしてエホバの法律を汝の口に在しむべし其はエホバ能ある手をもて汝をエジプトより導きいだしたまへるなり 十 是故に年々その期にいたりてあの例をまもるべし 十一 エホバ汝となんぢの先祖等に誓ひたまひしごとく汝をカナン人の地にみちびきて之を汝に與へたまはん時 十二 汝凡て始めて生きたる者および汝の有る畜の初生を悉く分ちてエホバに歸せしむべし男牡はエホバの所屬なるべし 十三 又驢馬の初子は皆羔羊をもて贖ふべしもし贖はずばその頸を折るべし汝の子等の中の長子なる人はみな贖ふべし 十四 後に汝の子汝に問て是は何なるぞ言ばこれに言べしエホバ能ある

手をもて我等をエジプトより出し奴隷たりし家より出したまへり 十五 當時パロ剛愎にして我等を去しめざりしかばエホバ、エジプトの國の中の長子たる者を人の長子より畜の初生まで盡く殺したまへり是故に始めて生れし牡を盡くエホバに犠牲に獻ぐ但しわが子等の中の長子は之を贖ふなり 十六 是をなんぢの手におきて號となし汝の目の間におきて誌となすべしエホバ能ある手をもて我等をエジプトより導きいだしたまひたればなりと 十七 偖パロ民をさらしめし時ペリシテ人の地は近かりけれども神彼等をみちびきて其地を通りたまはざりき其は民戰爭を見ば悔てエジプトに歸ることあらんと神おもひたまひたればなり 十八 神紅海の曠野の道より民を導きたまふイスラエルの子孫行伍をたててエジプトの國より出づ 十九 其時モーセはヨセフの骨を携ふ是はヨセフ神かならず汝らを眷みたまふべければ汝らわが骨を此より携へ出づ

べしといひてイスラエルの子孫を固く誓せたればなり 二十 斯てかれらスコテより進みて曠野の端なるエタムに幕張す 二一 ヱホバかれらの前に往たまひ晝は雲の柱をもてかれらを導き夜は火の柱をもて彼らを照し晝夜往すゝましめたまふ 二二 民の前に晝は雲の柱を除きたまはず夜は火の柱をのぞきたまはず

第十四章

一 茲にヱホバ、モーセに告ていひたまひけるは 二 イスラエルの子孫に言て轉回てミグドルと海の間なるピハヒロテの前にあたりてバアルゼポンの前に幕を張しめよ其にむかひて海の傍に幕を張るべし 三 パロ、イスラエルの子孫の事をかたりて彼等はその地に迷ひをりて曠野に閉こめられたるならんといふべければなり 四 我パロの心を剛愎にすべければパロ彼等の後を追はん我パロとその凡の軍勢に由て譽を得エジプト人をして吾ヱホバなるを知しめんと彼等すなはち斯なせり 五 茲に民の逃さりたる

ことエジプト王に聞えければパロとその臣下等民の事に付きて心を變じて言ふ我等何て斯イスラエルを去しめて我に事ざらしむるがごとき事をなしたるやと
六 パロすなはちその車を備へ民を將て己にしたがはしめ
七 選拔の戰車六百輛およびエジプトの諸の戰車および其の諸の軍長等を率ゐたり
八 エホバ、エジプト王パロの心を剛愎にしたまひたれば彼イスラエルの子孫の後を追ふイスラエルの子孫は高らかなる手によりて出しなり
九 エジプト人等パロの馬車および騎兵と軍勢彼等の後を追てそのパアルゼポンの前なるピハヒロテの邊にて海の傍に幕を張るに追つけり
十 パロの近よりし時イスラエルの子孫目をあげて視しにエジプト人己の後に進みきたりしかば痛く懼れたり是においてイスラエルの子孫エホバに呼號り
十一 且モーセに言けるはエジプトに墓のあらざるがために汝われらをたづさへいだして曠野に死しむ

るや何故に汝われらをエジプトより導きいだして斯われらに爲や 十二 我等がエジプトにて汝に告て我等を棄おき我らをしてエジプト人に事しめよと言し言は是ならずや其は曠野にて死るよりもエジプト人に事るは善ればなり 十三 モーセ民にいひけるは汝ら懼るゝなかれ立てエホバが今日汝等のために爲たまはんところの救を見よ汝らが今日見たるエジプト人をば汝らかさねて復これを見ること絶てなかるべきなり 十四 エホバ汝等のために戰ひたまはん汝等は靜りて居るべし 十五 時にエホバ、モーセにいひたまひけるは汝なんぞ我に呼はるやイスラエルの子孫に言て進みゆかしめよ 十六 汝杖を擧げ手を海の上に伸て之を分ちイスラエルの子孫をして海の中に乾ける所を往しめよ 十七 我エジプト人の心を剛愎にすべければ彼等その後にしたがひて入るべし我かくしてパロとその諸の軍勢およびその戰車と騎兵に因て榮譽を得ん 十八 我

がパロとその戰車と騎兵とによりて榮譽をえん時エジプト人は我のエホバなるを知ん 十九 爰にイスラエルの陣營の前に行る神の使者移りてその後に行けり即ち雲の柱その前面をはなれて後に立ち 二十 エジプト人の陣營とイスラエル人の陣營の間に至りけるが彼がためには雲となり暗となり是がためには夜を照せり是をもて彼と是と夜の中は相近づかざりき 二一 モーセ手を海の上に伸ければエホバ終夜強き東風をもて海を退かしめ海を陸地となしたまひて水遂に分れたり 二二 イスラエルの子孫海の中の乾ける所を行くに水は彼等の右左に墻となれり 二三 エジプト人等パロの馬車騎兵みなその後にしたがひて海の中に入る 二四 曉にエホバ火と雲との柱の中よりエジプト人の軍勢を望みエジプト人の軍勢を惱まし 二五 其車の輪を脱して行に重くならしめたまひければエジプト人言ふ我等イスラエルを離れて逃ん其はエホバかれらのた

めにエジプト人と戰へるなりと 二六 時にヱホバモーセに言たまひけるは汝の手を海の上に伸て水をエジプト人とその戰車と騎兵の上に流れ反らしめよと 二七 モーセすなはち手を海の上に伸けるに夜明におよびて海本の勢力にかへりたればエジプト人之に逆ひて逃たりしがヱホバエジプト人を海の中に擲ちたまへり 二八 即ち水流反りて戰車と騎兵を覆ひイスラエルの後にしたがひて海にいりしパロの軍勢を悉く覆へり一人も遺れる者あらざりき 二九 然どイスラエルの子孫は海の中の乾ける所を歩みしが水はその右左に墻となれり 三十 斯ヱホバこの日イスラエルをエジプト人の手より救ひたまへりイスラエルはエジプト人が海邊に死をるを見たり 三一 イスラエルまたヱホバがエジプト人に爲たまひし大なる事を見たり是に於て民ヱホバを畏れヱホバとその僕モーセを信じたり

第十五章

一 是に於てモーセおよびイスラエルの子孫この歌をエホバに謡ふ云く我エホバを歌ひ頌ん彼は高らかに高くいますなり彼は馬とその乗者を海になげうちたまへり 二 わが力わが歌はエホバなり彼はわが救拯となりたまへり彼はわが神なり我これを頌美ん彼はわが父の神なり我これを崇めん 三 エホバは軍人にして其名はエホバなり 四 彼パロの戰車とその軍勢を海に投すてたまふパロの勝れたる軍長等は紅海に沈めり 五 大水これを淹ひて彼等石のごとくに淵の底に下る 六 エホバよ汝の右の手は力をもて榮光をあらはすエホバよ汝の右の手は敵を碎く 七 汝の大なる榮光をもて汝は汝にたち逆ふ者を滅したまふ汝怒を發すれば彼等は藁のごとくに焚つくさる 八 汝の鼻の息によりて水積かさなり浪堅く立て岸のごとくに成り大水海の中に凝る 九 敵は言ふ我追て追つき掠取物を分たん我かれらに因てわが心を飽しめん

我劍を拔んわが手かれらを亡さんと 十 汝氣を吹たまへば海かれらを覆ひて彼等は猛烈き水に鉛のごとくに沈めり 十一 エホバよ神の中に誰か汝に如ものあらん誰か汝のごとく聖して榮あり讚べくして威ありて奇事を行なふ者あらんや 十二 汝その右の手を伸たまへば地かれらを呑む 十三 汝はその贖ひし民を恩惠をもて導き汝の力をもて彼等を汝の聖き居所に引たまふ 十四 國々の民聞て慄へペリシテに住む者畏懼を懷く 十五 エドムの君等驚きモアブの剛者戰慄くカナンに住る者みな消うせん 十六 畏懼と戰慄かれらに及ぶ汝の腕の大なるがために彼らは石のごとくに默然たりエホバよ汝の民の通り過るまで汝の買たまひし民の通過るまで然るべし 十七 汝民を導きてこれを汝の產業の山に植たまはんエホバよ是すなはち汝の居所とせんとて汝の設けたまひし者なり主よ是汝の手に建たる聖所なり 十八 エホバは世々限なく王たるべし 十九 斯パロ

の馬その車および騎兵とゝもに海にいりしにヱホバ海の水を彼等の上に流れ還らしめたまひしがイスラエルの子孫は海の中にありて旱地を通れり 二十 時にアロンの姉なる預言者ミリアム鼓を手にとるに婦等みな彼にしたがひて出で鼓をとり且踊る 二一 ミリアムすなはち彼等に和へて言ふ汝等ヱホバを歌ひ頌よ彼は高らかに高くいますなり彼は馬とその乗者を海に擲ちたまへりと 二二 斯てモーセ紅海よりイスラエルを導きてシユルの曠野にいり曠野に三日歩みたりしが水を得ざりき 二三 彼ら遂にメラにいたりしがメラの水苦くして飲ことを得ざりき是をもて其名はメラ(苦)と呼る 二四 是に於て民モーセにむかひて呟き我等何を飲んかと言ければ 二五 モーセヱホバに呼はりしにヱホバかれに一本の木を示したまひたれば則ちかれを水に投いれしに水甘くなれり彼処にてヱホバ民のために法度と法律をたてたまひ彼処にてこれを試み

て二六言たまはく汝もし善く汝の神エホバの聲に聽したがひエホバの目に善と見ることを爲しその誡命に耳を傾けその諸の法度を守ば我わがエジプト人に加へしところのその疾病を一も汝に加へざるべし其は我はエホバにして汝を醫す者なればなりと二七斯て彼等エリムに至り其處に水の井十二棕櫚七十本あり彼處にて彼等水の傍に幕張す

第十六章

一斯てエリムを出たちてイスラエルの子孫の會衆ろのエジプトの地を出しより二箇月の十五日に皆エリムとシナイの間なるシンの曠野にいたりけるが二其曠野においてイスラエルの全會衆モーセとアロンに向ひて呟けり三即ちイスラエルの子孫かれらに言けるは我等エジプトの地に於て肉の鍋の側に坐り飽までにパンを食ひし時にエホバの手によりて死にたらば善りし者を汝等はこの曠野に我等を導きいだしてこの全會を飢に死しめ

んとするなり 四 時にエホバ、モーセに言たまひけるは視よ我パンを汝らのため天より降さん民いでゝ日用の分を毎日斂むべし斯して我かれらが吾の法律にしたがふや否を試みん 五 第六日には彼等その取いれたる者を調理ふべし其は日々に斂る者の二倍なるべし 六 モーセとアロン、イスラエルの全の子孫に言けるは夕にいたらば汝等はエホバが汝らをエジプトの地より導きいだしたまひしなるを知るにいたらん 七 又朝にいたらば汝等エホバの榮光を見ん其はエホバなんぢらがエホバに向ひて呟くを聞たまへるなり我等を誰となして汝等は我等にむかひて呟くや 八 モーセまた言けるはエホバ夕には汝等に肉を與へて食はしめ朝にはパンをあたへて飽しめたまはん其はエホバ己にむかひて汝等が呟くところの怨言を聞給へばなり我等を誰と爲や汝等の怨言は我等にむかひてするに非ずエホバにむかひてするなり 九 モーセ、ア

ロンに言けるはイスラエルの子孫の全會衆に言へ汝等ヱホバの
前に近よれヱホバなんぢらの怨言を聞給へりと 十 アロンすなはち
イスラエルの子孫の全會衆に語しかば彼等曠野を望むにヱホバ
の榮光雲の中に顯はる 十一 ヱホバ モーセに告て言たまひけるは 十二
我イスラエルの子孫の怨言を聞り彼等に告て言へ汝等夕には肉を
食ひ朝にはパンに飽べし而して我のヱホバにして汝等の神なる
ことを知にいたらんと 十三 即ち夕におよびて鶉きたりて營を覆ふ
又朝におよびて露營の四圍におきしが 十四 そのおける露乾くにあ
たりて曠野の表に霜のごとき小き圓き者地にあり 十五 イスラエル
の子孫これを見て此は何ぞやと互に言ふ其はその何たるを知ざ
ればなりモーセかれらに言けるは是はヱホバが汝等の食にあた
へたまふパンなり 十六 ヱホバの命じたまふところの事は是なり即
ち各その食ふところに循ひて之を斂め汝等の人數にしたがひて

一人に一オメルを取れ各人その天幕にをる者等のためにこれを取べし　十七　イスラエルの子孫かくなせしに其斂るところに多きと少きとありしが　十八　オメルをもてこれを量るに多く斂めし者にも餘るところ無く少く斂し者にも足ぬところ無りき皆その食ふところに循ひてこれを斂めたり　十九　モーセ彼等に誰も朝までこれを殘しおく可らずと言り　二十　然るに彼等モーセに聽したがはずして或者はこれを朝まで殘したりしが蟲たかりて臭なりぬモーセこれを怒る　二十一　人々各その食ふところに循ひて毎朝に之を斂めしが日熱なれば消ゆ　二十二　第六日にいたりて人々二倍のパンを斂めたり即ち一人に二オメルを斂むるに會衆の長皆きたりて之をモーセに告ぐ　二十三　モーセかれらに言ふエホバの言たまふところ是のごとし明日はエホバの聖安息日にして休息なり今日汝等烤んとする者を烤き煮んとする者を煮よ其殘れる者は皆明朝まで藏めおく

べし 二四 彼等モーセの命ぜしごとくに翌朝まで藏めおきしが臭くなること無く又蟲もその中に生ぜざりき 二五 モーセ言ふ汝等今日其を食へ今日はヱホバの安息日なれば今日は汝等これを野に獲ざるべし 二六 六日の間汝等これを斂むべし第七日は安息日なればその日には有ざるべし 二七 然るに民の中に七日に出て斂めんとせし者ありしが得ところ無りき 二八 是においてヱホバ、モーセに言たまひけるは何時まで汝等は吾が誡命とわが律法をまもることをせざるや 二九 汝等視よヱホバなんぢらに安息日を賜へり故に第六日には二日の食物を汝等にあたへたまふなり汝等おの〳〵その處に休みをれ第七日にはその處より出る者あるべからず 三十 是民第七日に休息り 三一 イスラエルの家その物の名をマナと稱り是は芫の實のごとくにして白く其味は蜜をいれたる菓子のごとし 三二 モーセ言ふヱホバの命じたまふところ是のごとし是を一オメル盛

て汝等の代々の子孫のためにたくはへおくべし是はわが汝等をエジプトの地より導きいだせし時に曠野にて汝等を養ひしところのパンを之に見さしめんためなり 三三 而してモーセ、アロンに言けるは壺を取てその中にマナ一オメルを盛てこれをエホバの前におき汝等の代々の子孫のためにたくはふべし 三四 エホバのモーセに命じたまひし如くにアロンこれを律法の前におきてたくはふ 三五 イスラエルの子孫は人の住る地に至るまで四十年が間マナを食へり即ちカナンの地の境にいたるまでマナを食へり 三六 オメルはエパの十分の一なり

第十七章

一 イスラエルの子孫の會衆エホバの命にしたがひて皆シンの曠野を立出で旅路をかさねてレピデムに幕張せしが民の飲む水あらざりき 二 是をもて民モーセと爭ひて言ふ我等に水をあたへて飲しめよモーセかれらに言けるは汝ら何ぞ我とあらそふ

や何ぞエホバを試むるや 三 彼處にて民水に渇き民モーセにむかひて呟き言ふ汝なにとて我等をエジプトより導きいだして我等とわれらの子女とわれらの家畜を渇かし死なしめんとするや 四 是に於てモーセ、エホバに呼はりて言ふ我これ民に何をなすべきや彼等は殆ど我を石にて撃んとするなり 五 エホバ、モーセに言たまひけるは汝民の前に進み民の中の或長老等を伴ひて汝が河を撃し杖を手に執て往よ 六 視よ我そこにて汝の前にあたりてホレブの磐の上に立ん汝磐を撃べし然せば其より水出ん民これを飲べしモーセすなはちイスラエルの長老等の前にて斯おこなへり 七 かくて彼その處の名をマッサと呼び又メリバと呼り是はイスラエルの子孫の爭ひしにより又そのエホバわれらの中に在すや否と言てエホバを試みしに由るなり 八 時にアマレクきたりてイスラエルとレピデムに戰ふ 九 モーセ、ヨシユアに言けるは我等のため

に人を擇み出てアマレクと戰へ明日我神の杖を手にとりて岡の嶺に立ん 十 ヨシュアすなはちモーセの己に言しごとくに爲しアマレクと戰ふモーセ、アロンおよびホルは岡の嶺に登りしが 十一 モーセ手を擧をれバイスラエル勝ち手を垂をれバアマレク勝り 十二 然るにモーセは手重くなりたれバアロンとホル石をとりてモーセの下におきてその上に坐せしめ一人は此方一人は彼方にありてモーセの手を支へたりしかばその手日の沒まで垂下ざりき 十三 是においてヨシュア刃をもてアマレクとその民を敗り 十四 エホバモーセに言たまひけるは之を書に筆して記念となしヨシュアの耳にこれをいれよ我必ずアマレクの名を塗抹て天下にこれを誌ゆること无らしめん 十五 斯てモーセ一座の壇を築きその名をエホバニシ(エホバ吾旗)と稱ふ 十六 モーセ云けらくエホバは寶位にむかひて手を擧ることありエホバ世々アマレクと戰ひたまはん

第十八章

一 玆にモーセの外舅なるミデアンの祭司エテロ神が凡てモーセのため又その民イスラエルのために爲したまひし事エホバがイスラエルをエジプトより導き出したまひし事を聞り 二 是に於てモーセの外舅エテロその遣り還されてありしモーセの妻チッポラとその二人の子を挈へ來る 三 その子の一人の名はゲールショムと云ふ是はモーセ我他國に客となりをると言たればなり 四 今一人の名はエリエゼルと曰ふ是はわれ吾が父の神われを助け我を救ひてパロの劍を免れしめたまふと言たればなり 五 斯てモーセの外舅エテロ、モーセの子等と妻をつれて曠野に來りモーセが神の山に陣を張る處にいたる 六 彼すなはちモーセに言けるは汝の外舅なる我エテロ汝の妻および之と倶なるその二人の子をたづさへて汝に詣るとモーセ出てその外舅を迎へ禮をなして之に接吻し互にその安否を問て共に天幕に入る 八 而してモーセエ

ホバがイスラエルのためにパロとエジプト人とに爲たまひし諸の事と途にて遭し諸の艱難およびヱホバの己等を拯ひたまひし事をその外舅に語りければ　十　ヱテロ、ヱホバがイスラエルをエジプト人の手より救ひいだして之に諸の恩典をたまひし事を喜べりヱテロすなはち言けるはヱホバは頌べき哉汝等をエジプト人の手とパロの手より救ひいだし民をエジプト人の手の下より拯ひいだせり　十一　今我知るヱホバは諸の神よりも大なり彼等傲慢を逞しうせし事をなせしがヱホバかれらに勝り　十二　而してモーセの外舅ヱテロ燔祭と犧牲をヱホバに持きたれりアロンおよびイスラエルの長老等皆きたりてモーセの外舅とともに神の前に食をなす　十三　次の日にいたりてモーセ坐して民を審判きしが民は朝より夕までモーセの傍に立り　十四　モーセの外舅モーセの凡て民に爲ところを見て言けるは汝が民になす此事は何なるや何故に

汝は一人坐しをりて民朝より夕まで汝の傍にたつや 十五 モーセその外舅に言けるは民神に問んとて我に來るなり 十六 彼等事ある時は我に來れバ我此と彼とを審判きて神の法度と律法を知しむ 十七 モーセの外舅これに言けるは汝のなすところ善らず 十八 汝かならず氣力おとろへん汝も汝とともなる民も然らん此事汝には重に過ぐ汝一人にては之を爲ことあたはざるべし 十九 今吾言を聽け我なんぢに策を授けん願くハ神なんぢとともに在せ汝民のために神の前に居り訴訟を神に陳よ 二十 汝かれらに法度と律法を敎へ彼等の歩むべき道と爲べき事とを彼等に示せ 廿一 又汝全躰の民の中より賢して神を畏れ眞實を重んじ利を惡むところの人を選み之を民の上に立て千人の司とし百人の司となし五十人の司となし十人の司となすべし 廿二 而して彼等をして常に民を鞫しめ大事は凡てこれを汝に陳しめ小事は凡て彼等にみづからこれを判

かしむべし斯汝の身の煩瑣を省き彼らをして汝とその任を共にせしめよ 二三 汝もし此事を爲し神また斯汝に命じなむ汝はこれに勝ん此民もまた安然にその所に到ることを得べし 二四 モーセその外舅の言にしたがひてその凡て言しごとく成り 二五 モーセすなはちイスラエルの中より遍く賢き人を擇みてこれを民の長となし千人の司となし百人の司となし五十人の司となし十人の司となせり 二六 彼等常に民を鞫き難事はこれをモーセに陳べ小事は凡て自らこれを判けり 二七 斯てモーセその外舅を還したれば彼その國に往ぬ

第十九章

一 イスラエルの子孫エジプトの地を出て後第三月にいたりて其日にシナイの曠野に至る 二 即ちかれらレピデムを出たちてシナイの曠野にいたり曠野に幕を張り彼處にてイスラエルは山の前に營を設けたり 三 爰にモーセ登りて神に詣るにエホバ

山より彼を呼て言たまはく汝かくヤコブの家に言ひイスラエルの子孫に告べし 四 汝らはエジプト人に我がなしたるところの事を見我が鷲の翼をのべて汝らを負て我にいたらしめしを見たり 五 然ば汝等もし善く我が言を聴きわが契約を守らば汝等は諸の民に愈りてわが寶となるべし全地はわが所有なればなり 六 汝等は我に對して祭司の國となり聖き民となるべし是等の言語を汝イスラエルの子孫に告べし 七 是においてモーセ來りて民の長老等を呼びエホバの己に命じたまひし言を盡くその前に陳たるに 八 民皆等く應へて言けるはエホバの言たまひし所は皆われら之を為べしとモーセすなはち民の言をエホバに告ぐ 九 エホバ、モーセに言たまひけるは視よ我密雲の中にをりて汝に臨む是民をして我が汝と語るを聞しめて汝を永く信ぜしめんがためなりとモーセ民の言をエホバに告たり 十 エホバ、モーセに言たまひけるは

汝民の所に往て今日明日これを聖め之にその衣服を濯せ十一準備をなして三日を待て其は第三日にヱホバ全体の民の目の前にてシナイ山に降ればなり十二汝民のために四周に境界を設けて言べし汝等愼んで山に登るなかれその境界に捫るべからず山に捫る者はかならず殺さるべし十三手を之に觸べからず其者はかならず石にて撃ころさる或は射てころさるべし獸と人とを言ず生ることを得じ喇叭を長く吹鳴さば人々山に上るべしと十四モーセすなはち山を下り民にいたりて民を聖め民その衣服を濯ふ十五モーセ民に言けるは準備をなして三日を待て婦人に近づくべからず十六かくて三日の朝にいたりて雷と電および密雲山の上にあり又喇叭の聲ありて甚だ高かり營にある民みな震ふ十七モーセ營より民を引いでゝ神に會はむ民山の麓に立に十八シナイ山都て煙を出せりヱホバ火の中にありてその上に下りたまへばなりその煙竈の煙

のごとく立のぼり山すべて震ふ 十九 喇叭の聲彌高くなりゆきていげしくなりける時モーセ言を出すに神聲をもて應へたまふ 二十 エホバシナイ山に下りその山の頂上にいまし而してエホバ山の頂上にモーセを召たまひければモーセ上りき 二一 エホバ、モーセに言たまひけるは下りて民を警めよ恐らくは民推破りてエホバに來りて見んとし多の者死るにいたらん 二二 又エホバに近くところの祭司等にその身を潔めしめよ恐らくはエホバかれらを撃ん 二三 モーセ、エホバに言けるは民はシナイ山に得のぼらじ其は汝われらを警めて山の四周に境界をたて山を聖めよと言たまひたればなり 二四 エホバかれに言たまひけるは往け下れ而して汝とアロンともに上り來るべし但祭司等と民には推破りて我にのぼりきたらしめざれ恐らくは我かれらを撃ん 二五 モーセ民にくだりゆきてこれに告たり

第二十章

一 神この一切の言を宣て言たまはく 二 我は汝の神エホバ汝をエジプトの地その奴隷たる家より導き出せし者なり 三 汝我面の前に我の外何物をも神とすべからず 四 汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にある者の何の形状をも作るべからず 五 之を拝むべからずこれに事ふべからず我エホバ汝の神は嫉む神なれば我を悪む者にむかひては父の罪を子にむくいて三四代におよぼし 六 我を愛し我の誡命を守る者には恩恵をほどこして千代にいたるなり 七 汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからずエホバはおのれの名を妄に口にあぐる者を罰せではおかざるべし 八 安息日を憶えてこれを聖潔すべし 九 六日の間勞きて汝の一切の業を為べし 十 七日は汝の神エホバの安息なれば何の業務をも為べからず汝も汝の子息、息女も汝の僕婢も汝の家畜も汝の門の中に

をる他國の人も然り 十一 其はヱホバ六日の中に天と地と海と其等の中の一切の物を作りて第七日に息みたればなり是をもてヱホバ安息日を祝ひて聖日としたまふ 十二 汝は父母を敬へ是は汝の神ヱホバの汝にたまふ所の地に汝の生命の長からんためなり 十三 汝殺すなかれ 十四 汝姦淫するなかれ 十五 汝盗むなかれ 十六 汝その隣人に對して虚妄の證據をたつるなかれ 十七 汝その隣人の家を貪るなかれ又汝の隣人の妻およびその僕、婢、牛、驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を貪るなかれ 十八 民みな雷と電と喇叭の音と山の煙るとを見たり民これを見て懼れをのゝきて遠く立ち 十九 モーセにいひけるは汝われらに語れ我等聽ん唯神の我らに語りたまふことあらざらしめよ恐くは我等死ん 二十 モーセ民に言けるは畏るゝなかれ神汝らを試みんため又その畏怖を汝らの面の前におきて汝らに罪を犯さゞらしめんために臨みたまへるなり 二十一 是において民は遠

くに立ちしがモーセは神の在すところの濃雲に進みいたる 二二 エホバ、モーセに言たまひけるは汝イスラエルの子孫に斯いふべし汝等は天よりわが汝等に語ふを見たり 二三 汝等何をも我にならべて造るべからず銀の神をも金の神をも汝らのために造るべからず 二四 汝土の壇を我に築きてその上に汝の燔祭と酬恩祭、汝の羊と牛をささぐべし我は凡てわが名を憶えしむる處にて汝に臨みて汝を祝まん 二五 汝もし石の壇を我につくるならば琢石をもてこれを築くべからず其は汝もし鑿をこれに當なば之を汚すべければなり 二六 汝階より己が壇に升るべからず是汝の恥る處のその上に露るゝことなからんためなり

第二十一章

一 是は汝が民の前に立べき律例なり 二 汝ヘブルの僕を買ふ時は六年の間之に職業を為しめ第七年には贖を索ずしてこれを釋つべし 三 彼もし獨身にて來らば獨身にて去べし若妻あら

むろの妻てきところもに去べし 四 もしろれ主人てきに妻をあたへ
て男子又い女子あきお生れたらむ妻とろの子等は主人に屬すべ
し彼は獨身あて去べし 五 僕もし我わが主人と己が妻子を愛す我
釋たるゝを好まずと明白あ言ば 六 ろの主人てきを士師の所に携
もき又戸あるひは戸柱の所あつきもくべし而して主人錐をもて
ろきの耳を刺とほすべし彼は何時までもてれあ事ふべきあり 七
人若ろの娘を賣て婢となす時い僕のごとくあ去べうらず 八 彼も
しろの約せし主人の心に適ざる時はろの主人あきを贖はしむる
てとを得べし然ど之あ眞實あらずして亦てきを異邦人あ賣あと
をあすを得べうらず 九 又もし之を己の子に與へんと約しあばあ
きを女子のごとくあ待ふべし 十 父もしろれ子のためあ別に娶る
あとあるとも彼に食物と衣服を與ふる事とろの交接の道とれあ
れを間斷あむべうらず 十一 其人あれに此三を行いずば彼は金をつ

くれずして出さることを得べし 十二 人を撃て死しめたる者は必ず殺さるべし 十三 若人みづから畫策ことなきに神人をその手にわたらしめたまふことある時は我汝のために一箇の處を設くればその人其處に逃るべし 十四 人もし故にその隣人を謀りて殺す時は汝かれをわが壇よりも執へゆきて殺すべし 十五 その父あるひは母を撃ものは必ず殺さるべし 十六 人を拐帶したる者は之を賣たるも尚その手にあるも必ず殺さるべし 十七 その父あるひは母を詛る者は殺さるべし 十八 人相爭ふ時に一人石または拳をもてその對手を撃ちしに死にいたらずして床につくほどあらんに 十九 若起あがりて杖によりて歩むにいたらば之を撃たる者は赦さるべし 但しその業を休める賠償をなして之を全く愈しむべきなり 二十 人もし杖をもてその僕あるひは婢を撃んにその手の下に死ば必ず罰せらるべし 二十一 然ど彼もし一日二日生のびなば其人は罰せられざるべ

し彼はその人の金子なればなり 二二 人もし相爭ひて妊める婦を撃ちその子を墮させんに別に害なき時は必ずその婦人の夫の要むる所にしたがひて刑らる法官の定むる所を爲べし 二三 若し害ある時は生命にて生命を償ひ 二四 目にて目を償ひ齒にて齒を償ひ手にて手を償ひ足にて足を償ひ 二五 烙にて烙を償ひ傷にて傷を償ひ打傷にて打傷を償ふべし 二六 人もしその僕の一の目あるひは婢の一の目を撃てこれを喪さばその目のために之を釋つべし 二七 又もしその僕の一箇の齒あるひは婢の一箇の齒を打落さばその齒のために之を釋つべし 二八 牛もし男あるひは女を衝て死しめなばその牛をば必ず石にて撃殺すべしその肉は食ふべからず但しその牛の主は罪なし 二九 然ど牛もし素より衝くことをなす者にしてその主これがために忠告をうけし事あるに之を守りおかずして遂に男あるひは女を殺すに至らしめなばその牛は石にて撃れその主もまた殺さ

るべし 三十 若し彼贖罪金を命ぜられなば凡てその命ぜられし者を生命の償に出すべし 三一 男子を衝も女子を衝もこの例にしたがひてなすべし 三二 牛もし僕あるひは婢を衝ばその主人に銀三十シケルを與ふべし又その牛は石にて撃ころすべし 三三 人もし坑を啓くか又は人もし穴を掘てとをなしてこれを覆はずして牛あるひは驢馬これに陷ば 三四 穴の主これを償ひ金をその所有主に與ふべし但しその死たる畜は己の有となるべし 三五 此人の牛もし彼人の牛を衝殺さば二人その生る牛を賣てその價をわかつべし又その死たるのをも分つべし 三六 然どその牛素より衝ことをなす者なること知をるにその主これを守りおかざりしならばその人かならず牛をもて牛を償ふべし但しその死たる者は己の有となるべし

第二十二章

一 人もし牛あるひは羊を竊みてこれを殺し又は賣る時は五の牛をもて一の牛を賠ひ四の羊をもて一の羊を賠ふべし 二

もし盜賊の壞り入るを見てこれを撃て死しむる時はこれがために血をながすに及ばず 三 然ど若日いでゝよりならば之がために血をながすべし盜賊は全く償をなすべし若物あらざる時は身をうりてその竊める物を償ふべし 四 若その竊める物寳に生てその手にありなばその牛驢馬羊たるにかゝはらず倍してこれを償ふべし 五 人もし田園あるひは葡萄園の物を食はせその家畜をはなちて人の田園の物を食ふにいたらしむる時は自己の田園の嘉物と自己の葡萄園の嘉物をもてその償をなすべし 六 火もし逸て出棘にうつりその積あげたる穀物あるひは未だ刈ざる穀物あるひは田野を燬ばその火を焚たる者かならずこれを償ふべし 七 人もし金あるひは物を人に預るにその人の家より竊みとられたる時はその盜者あらはれなばこれを倍して償はしむべし 八 盜者もしあらはれずば家の主人を法官につれゆきて彼がその人の物に手

をうけたるや否を見るべし 九 何の過愆を論ず牛にもあれ驢馬にもあれ羊にもあれ衣服にもあれ又は何の失物にもあれ凡て人の見て是其なりと言ふ者ある時は法官の兩造の言を聽べし而して法官の罪ありとする者なきを倍してその對手に償ふべし 十 人もし驢馬か牛か羊か又はその他の家畜をその隣人にあづけんに死るか傷けらるゝか又は捨ひさらるゝことありて誰もこれを見し者なき時は 十一 二人の間にその隣人の物に手をかけずとヱホバを指て誓ふことあるべし然る時はその持主これを承諾べし彼の人は償をなすに及ばず 十二 然ど若自己の許より竊まれたる時はその所有主にこれを償ふべし 十三 若またその裂ころされし時は其を證據のために持きたるべしその裂ころされし者は償ふにおよばず 十四 人もしその隣人より借たる者あらんにその物傷けられ又は死ることありてその所有主そこにあらざる時は必ずこれを償

ふべし 十五 その所有主これと共にをらばこれを償ふにおよばず雇し者なる時もあり其は雇れて來りしなればなり 十六 人もし聘定あらざる處女を誘ひてこれと寢たらば必ずこれに聘禮して妻となすべし 十七 もしその父これをその人に與ふることを固く拒まば處女にする聘禮にてらして金をはらふべし 十八 魔術をつかふ女を生しおくべからず 十九 凡て畜を犯す者をば必ず殺すべし 二十 ヱホバをおきて別の神に儀牲を献る者をば殺すべし 二一 汝他國の人を惱すべからず又これを虐ぐべからず汝らもエジプトの國にをる時は他國の人たりしなり 二二 汝凡て寡婦あるひは孤子を惱すべからず 二三 汝もし彼等を惱まして彼等われに呼らば我かならずその號呼を聽べし 二四 わが怒烈しくなり我劍をもて汝らを殺さん汝らの妻は寡婦となり汝らの子女は孤子とならん 二五 汝もし汝とともにをるわが民の貧き者に金を貸す時は金貸のごとくなすべからず又

これより利足をとるべからず 二六 汝もし人の衣服を質にとらバ日のいる時までにこれを歸すべし 二七 其ハかの身を蔽ふ者ハ是のミにして是ハかの膚の衣なれバなり彼何の中に寢んや彼われに籲はらバ我きかん我ハ慈悲ある者なれバなり 二八 汝神を罵るべからず民の主長を詛ふべからず 二九 汝の豐滿なる物と汝の搾りたる物とを獻ぐることを怠たるなかれ汝の長子を我に與ふべし 三十 汝またた汝の牛と羊をも斯なすべし即ち七日母とゝもにをらしめて八日日にこれを我に與ふべし 三一 汝等は我の聖民となるべし汝らは野にて獸に裂れし者の肉を食ふべからず汝らこれを犬に投與ふべし

第二十三章

一 汝虛妄の風說を言ふらすべからす惡き人と手をあはせて人を誣る證人となるべからず 二 汝衆の人にしたがひて惡をなすべからず訴訟において答をなすに方りて衆の人にしたがひ

て道を曲べからず 三 汝また貧き人の訴訟を曲て庇くべからず 四 汝もし汝の敵の牛あるひは驢馬の迷ひ去に遭ばかならずこれを牽てその人に歸すべし 五 汝もし汝を惡む者の驢馬のその負の下に仆るを見ば愼みてこれを遺さるべからず必ずこれを助けてその負を釋べし 六 汝貧き者の訴訟ある時にその判決を曲べからず 七 虛假の事に遠かれ無辜者と義者とはこれを殺すなかれ我は惡き者を義とすることあらざるなり 八 汝賄賂を受べからず賄賂は人の目を暗まし義者の言を曲しむるなり 九 他國の人を虐ぐべからず汝等はエジプトの國にをる時は他國の人にてありたれば他國の人の心を知るなり 十 汝六年の間汝の地に種播きその實を穫いるべし 十一 但し第七年にはこれを息ませて耕さずにおくべし而して汝の民の貧き者に食ふことを得せしめよ其餘れる者は野の獸にこれを食れん汝の葡萄園も橄欖園も斯のごとくなすべし 十二

汝六日の間汝の業をなし七日に息むべし斯く汝の牛および驢馬を息ませ汝の婢の子および他國の人をして息をつかしめよ
十三 わが汝に言し事に凡て心を用ひよ他の神々の名を稱ふべからずまた之を汝の口より聞えしめざれ
十四 汝年に三度わがために節筵を守るべし
十五 汝無酵パンの節禮をまもるべし即ちわが汝に命ぜしごとくアビブの月の定の時において七日の間酵いれぬパンを食ふべし其はその月に汝エジプトより出たればなり徒手にてわが前に出る者あるべからず
十六 また穡時の節筵を守るべし是すなはち汝が勞苦て田野に播る者の初の實を祝ふなり又收藏の節筵を守るべし是すなはち汝の勞苦によりて成る者を年の終に田野より收藏る者なり
十七 汝の男たる者は皆年に三次主エホバの前に出べし
十八 汝わが犧牲の血を酵いれしパンとともに獻ぐべからず又わが節筵の脂を翌朝まで殘しおくべからず
十九 汝の地に初に結べる實

の初を汝の神エホバの室に持きたるべし汝山羊羔をその母の乳にて煮べからず 二十 視よ我天の使をつかはして汝に先たせ途にて汝を守らせ汝をわが備へし處に導かしめん 二一 汝等その前に謹ミをりその言にしたがへ之を怒らするなかれ彼なんぢらの咎を赦さゞるべしわが名その中にあればなり 二二 汝もし彼が言にしたがひ凡てわが言ところを爲ば我なんぢの敵の敵となり汝の仇の仇となるべし 二三 わが使汝にさきだちゆきて汝をアモリ人、ヘテ人、ペリジ人、カナン人、ヒビ人、およびエブス人に導きいたらん我これらを絶べし 二四 汝これらの神を拜むべからず之に奉事べからず彼らの作にならふなかれ汝其等を悉く毀ちその偶像を打摧くべし 二五 汝等の神エホバに事へよ然ばエホバ汝らのパンと水を祝し汝らの中より疾病を除きたまはん 二六 汝の國の中には流産する者なく妊ざる者なかるべし我汝の日の數を盈さん 二七 我わが畏懼を

なんぢの前に遣し汝が至るところの民をことごとく敗り汝の諸の敵をして汝に後を見せしめん 二八 我黄蜂を汝の先につかはさん是ヒビ人カナン人およびヘテ人を汝の前より逐はらふべし 二九 我かれらを一年の中には汝の前より逐はらはじ恐くは土地荒れ野の獣増て汝を害せん 三十 我漸々にかれらを汝の前より逐はらはん汝らは遂に増てその地を獲にいたらん 三一 我なんぢの境をさだめて紅海よりペリシテ人の海にいたらせ曠野より河にいたらしめん我その地に住る者を汝の手に付さん汝かれらを汝の前より逐はらふべし 三二 汝かれらおよび彼らの神と何の契約をもなすべからず 三三 彼らは汝の國に住べきにあらず恐くは彼ら汝をして我に罪を犯さしめん汝もし彼等の神に事なばかならず汝の機檻となるべきなり

第二十四章

一 又モーセに言たまひけるは汝アロン、ナダブ、アビウお

よびイスラエルの七十人の長老とともにヱホバの許に上りきたりて而して汝等遥にたちて拜むべし 二 モーセ一人ヱホバに近づくべし彼等は近るべからず又民もかれとともに上るべからず 三 モーセ来りてヱホバの諸の言およびもろもろの典例を民に告しに民みな同音に應て云ふヱホバの宣ひし言は皆われらこれを爲べし 四 モーセヱホバの言をことごとく書記し朝夙に興いでて山の麓に壇を築きイスラエルの十二の支派にしたがひて十二の柱を建て 五 而してイスラエルの子孫の中の少き人等を遣はしてヱホバに燔祭を献げしめ牛をもて酬恩祭を供へしむ 六 モーセ時にその血の半をとりて鉢に盛れ又その血の半を壇の上に灌げり 七 而して契約の書をとりて民に誦きかせたるに彼ら應へて言ふヱホバの宣ふ所は皆われらこれを爲て遵ふべしと 八 モーセすなはちその血をとりて民に灑ぎて言ふ是すなはちヱホバが此諸の言につ

きて汝と結たまへる契約の血なり 九 斯てモーセ、アロン、ナダブ、アビウおよびイスラエルの七十人の長老のぼりゆきて 十 イスラエルの神を見るにその足の下には透明る青玉をもて作れるごとき物ありて耀ける天空にさも似たり 十一 神はイスラエルの此頭人等にその手をつけたまはざりき彼等は神を見又食飲をなせり 十二 茲にヱホバ、モーセに言たまひけるは山に上りて我に來り其處にをれ我わが彼等を教へんために書しるせる法律と誡命を載るところの石の板を汝に與へん 十三 モーセその從者ヨシユアとともに起あがりモーセのぼりて神の山に至る 十四 時に彼長老等に言けるは我等の汝等に歸るまで汝等は此に待ちをれ視よアロンとホル汝等とともに在り凡て事ある者は彼等にいたるべし 十五 而してモーセ山にのぼりしが雲山を蔽ひをる 十六 すなはちヱホバの榮光シナイ山の上に駐りて雲山を蔽ふこと六日なりしが七日にいたりて

ヱホバ雲の中よりモーセを呼たまふ 十七 ヱホバの榮光山の巓に燃る火のごとくにイスラエルの子孫の目に見えたり 十八 モーセ雲の中に入り山に登りモーセ四十日四十夜山に居る

第二十五章

一 ヱホバ、モーセに告て言たまひけるは 二 イスラエルの子孫に告て我に獻物を持きたれと言へ凡て心に好んで出す者よりは汝等の我に獻ぐるところの物を取べし 三 汝等がかれらより取べきところの獻物は是なり即ち金、銀、銅 四 青、紫、紅の線、麻、山羊の毛 五 赤染の牡羊の皮、獾の皮、合歡木 六 燈油、塗膏と馨しき香を調ふところの香料 七 璁珩およびエポデと胸牌に嵌る玉 八 彼等わがために聖所を作るべし我かれらの中に住ん 九 凡てわが汝らに示すところに循ひ幕屋の式樣および器具の式樣にしたがひてこれを作るべし 十 彼等合歡木をもて櫃を作るべしその長は二キユビト半その濶は一キユビト半その高は一キユビト半なるべ

し十一汝純金をもて之を蔽ふべし即ち內外ともにこれを蔽ひその上の周圍に金の緣を造るべし十二汝金の環四箇を鑄てその四の足につくべし即ち此旁に二箇の輪彼旁に二箇の輪をつくべし十三汝また合歡木をもて杠を作りてこれに金を着すべし十四而してその杠を櫃の邊旁の環にさしいれてこれをもて櫃を舁べし十五杠は櫃の環に差いれおくべし其より脫はなすべからず十六汝わが汝に與ふる律法をその櫃に藏むべし十七汝純金をもて贖罪所を造るべしその長は二キユビト半その濶は一キユビト半なるべし十八汝金をもて二箇のケルビムを作るべし即ち槌にて打てこれを作り贖罪所の兩傍に置べし十九一のケルビムを此旁に一のケルビムを彼旁に造れ即ちケルビムを贖罪所の兩旁に造るべし二十ケルビムは翼を高く展べその翼をもて贖罪所を掩ひその面を互に相向くべし即ちケルビムの面は贖罪所に向ふべし二十一汝贖罪所を櫃の上

に置ゑまた我が汝に與ふる律法を櫃の中に藏むべし 二二 其處にて我なんぢに會ひ贖罪所の上より、律法の櫃の上なる二箇のケルビムの間よりして我イスラエルの子孫のためにわが汝に命ぜんとする諸の事を汝に語らん 二三 汝また合歡木をもて案を作るべしその長は二キユビトその濶は一キユビトその高は一キユビト半なるべし 二四 而して汝純金をこれに着せその周圍に金の緣をつくるべし 二五 汝その四圍に掌寬の邊をつくりその邊の周圍に金の小緣を作るべし 二六 またそれがために金の環四箇を作りその足の四隅にその環をつくべし 二七 環は邊の側に附べし是は案を舁とてその杠をいるゝ處なり 二八 また合歡木をもてその杠をつくりてこれに金を着すべし案はこれに因て舁るべきなり 二九 汝また其に用ふる皿、匙、杓および酒を灌ぐところの爵を作るべし即ち純金をもてこれを造るべし 三十 汝案の上に供前のパンを置て常にわが前にあらし

むべし 三一 汝純金をもて一箇の燈臺を造るべし燈臺は槌をもてうちて之を作るべしその臺座、軸、萼、節、花は其に聯らなるべし 三二 又六の枝をその旁より出さしむべし即ち燈臺の三の枝は此旁より出で燈臺の三の枝は彼旁より出しむべし 三三 巴旦杏の花の形せる三の萼、節および花とともに此枝にあり又巴旦杏の花の形せる三の萼、節および花とともに彼枝にあるべし燈臺より出る六の枝を皆斯のごとくにすべし 三四 巴旦杏の花の形せる四の萼その節および花とともに燈臺にあるべし 三五 兩箇の枝の下に一箇の節あらしめ又その兩箇の枝の下に一箇の節あらしめ又その兩箇の枝の下に一箇の節あらしむべし燈臺より出る六の枝みな是のごとくなるべし 三六 その節と枝とは其に連ならしめ皆槌にて打て純金をもて造るべし 三七 又それがために七箇の燈盞を造りその燈盞を上に置てその對向を照さしむべし 三八 その燈鉗と剪燈盤をも純金ならしむべ

し 三九 燈臺と此の諸の器具を造るには純金一タラントを用ふべし 四十 汝山にて示されし式樣にしたがひて之を作ることに心を用ひよ

第二十六章

一 汝また幕屋のために十の幕を造るべしその幕は即ち麻の撚絲青紫および紅の絲をもて之を造り精巧にケルビムをその上に織出すべし 二 一の幕の長は二十八キユビト一の幕の濶は四キユビトなるべし幕は皆その寸尺を同うすべし 三 その幕五箇を互に連ねあはせ又その他の幕五箇をも互に連ねあはすべし 四 而してその一聯の幕の邊においてその聯絡處の端に青色の襻を付べし又他の一聯の幕の聯絡處の邊にも斯なすべし 五 汝一聯の幕に襻五十をつけ又他の一聯の幕の聯絡處の邊にも襻五十をつけ斯その襻をして彼と此と相對せしむべし 六 而して金の鐶五十を造りその鐶をもて幕を連ねあはせて一の幕屋となすべし 七 汝

また山羊の毛をもて幕をつくりて幕屋の上の蓋となすべし即ち幕十一をつくるべし 八 その一箇の幕の長は三十キユビトその一箇の幕の濶は四キユビトなるべし即ちその十一の幕は尺寸を一つにすべし 九 而してその幕五を一に聯ねまたその幕六を一に聯ねその第六の幕を幕屋の前に摺むべし 十 又その一聯の幕の邊すなはちその聯絡處の端に襻五十を付け又他の一聯の幕の聯絡處にも襻五十を付べし 十一 而して銅の鐶五十を作りその鐶を襻にかけてその幕を聯ねあはせて一となすべし 十二 その天幕の幕の餘れる遺餘すなはちその餘れる半幕をば幕屋の後に垂しむべし 十三 天幕の幕の餘れる者は此旁に一キユビト彼旁に一キユビトあり之を幕屋の兩傍此方彼方に垂てこれを蓋ふべし 十四 汝赤く染たる牡山羊の皮をもて幕屋の蓋をつくりその上に獾の皮の蓋をほどこすべし 十五 汝合歡木をもて幕屋のために竪板を造るべし 十六 一枚の板

の長は十キユビト一枚の板の濶は一キユビト半なるべし 十七 板ご
とに二の桙をつくりて彼と此と交指しめよ幕屋の板には皆斯の
ごとく爲べし 十八 汝幕屋のために板を造るべし即ち南向の方のた
めに板二十枚を作るべし 十九 而してその二十枚の板の下に銀の座
四十を造るべし即ち此板の下にその二の桙のために二の座あ
らしめ彼板の下にもその二の桙のために二の座あらしむべし 二十
幕屋の他の方すなはちその北の方のためにも板二十枚を作るべ
し 二一 而してその銀の座四十を作り此板の下にも二の座彼の板の
下にも二の座あらしむべし 二二 幕屋の後すなはちその西の方のた
めに板六枚を造るべし 二三 又幕屋の後の兩の隅のために板二枚を
作るべし 二四 その二枚は下にて相合せしめその頂まで一に連なら
しむべし一箇の鐶に於て然りその二枚ともに是の如くなるべし
其等は二の隅のために設くる者なり 二五 その板は合て八枚その銀

の座は十六座、此板にも二の座、彼板にも二の座あらしむべし 二六 汝合歓木をもて横木を作り幕屋の此方の板のために五本を設くべし 二七 また幕屋の彼方の板のために横木五本を設け幕屋の後すなはち西の方の板のために横木五本を設くべし 二八 板の眞中にある中間の横木をば端より端まで通らしむべし 二九 而してその板に金を着せ金をもて之がために鐶を作りて横木をこれに貫き又その横木に金を着すべし 三〇 汝山にて示されしところの模範にしたがひて幕屋を建べし 三一 汝また青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて幕を作り巧にケルビムをその上に織いだすべし 三二 而して金を着たる四本の合歓木の柱の上に之を掛べしその鈎は金にしてその柱は四の銀の座の上に置べし 三三 汝その幕を鐶の下に掛け其處にその幕の中に律法の櫃を藏むべしその幕すなはち汝らのため聖所と至聖所を分たん 三四 汝至聖所にある律法の櫃の上に贖

罪所を置べし 三五 而してその幕の外に案を置し幕屋の南の方に燈臺を置て案に對はしむべし案は北の方に置べし 三六 又青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて幔を織なして幕屋の入口に掛べし 三七 又その幔のために合歡木をもて柱五本を造りてこれに金を着せその鈎を金にすべし又その柱のために銅をもて五箇の座を鑄べし

第二十七章

一 汝合歡木をもて長五キユビト濶五キユビトの壇を作るべしその壇は四角その高は三キユビトなるべし 二 その四隅の上に其の角を作りてその角を其より出しめその壇には銅を着すべし 三 又灰を受る壺と火鏟と鉢と肉叉と火鼎を作るべし壇の器は皆銅をもて之を作るべし 四 汝壇のために銅をもて金網を作りその網の上にその四隅に銅の環を四箇作るべし 五 而してその網を壇の中程の邊の下に置て之を壇の半に達せしむべし 六 又壇のために杠を作るべし即ち合歡木をもて杠を造り銅をこれに着す

べし 七 その杠を環に貫きその杠を壇の兩傍にあらしめて之を舁べし 八 壇は汝板をもて之を空に造り汝が山にて示されしごとくにこれを造るべし 九 汝また幕屋の庭をつくるべし南に向ひては庭のために南の方に長百キユビトの細布の幕を設けてその一方に當べし 十 その二十の柱およびその二十の座は銅にしその柱の鈎およびその桁は銀にすべし 十一 又北の方にあたりて長百キユビトの幕をその縦に設くべしその二十の柱とその二十の座は銅にし柱の鈎とその桁は銀にすべし 十二 庭の横すなはちその西の方には五十キユビトの幕を設くべしその柱は十その座も十 十三 また東に向ひては庭の東の方の濶は五十キユビトにすべし 十四 而して此一旁に十五キユビトの幕を設くべしその柱は三その座も三 十五 又彼一旁にも十五キユビトの幕を設くべしその柱は三その座も三 十六 庭の門のために青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて織なし

たる二十キユビトの幔を設くべしその柱は四その座も四 十七 庭の四周の柱は皆銀の桁をもて續けその鈎を銀にしその座を銅にすべし 十八 庭の縦は百キユビトその横は五十キユビト宛その高は五キユビト麻の撚糸をもてつくりなしその座を銅にすべし 十九 凡て幕屋に用ふるところの諸の器具並にその釘および庭の釘は銅をもて作るべし 二十 汝又イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火のために汝に持きたらしめて絶ず燈火をともすべし 二十一 集會の幕屋に於て律法の前なる幕の外にアロンとその子等晩より朝までエホバの前にその燈火を整ふべし是はイスラエルの子孫が世々たえず守るべき定例なり

第二十八章

一 汝イスラエルの子孫の中より汝の兄弟アロンとその子等すなはちアロンとその子ナダブ、アビウ、エレアザル、イタマルを汝に至らしめて彼をして我にむかひて祭司の職をなさしむべ

し二汝また汝の兄弟アロンのために聖衣を製りて彼の身に顯榮と榮光あらしむべし三汝凡て心に智慧ある者すなはち我が智慧の靈を充しおきたる者等に語りてアロンの衣服を製らしめ之を用てアロンを聖別て我に祭司の職をなさしむべし四彼等が製るべき衣服は是なり即ち胸牌、エポデ、明衣、間格の裏衣、頭帽および帶、彼等汝の兄弟アロンとその子等のために聖衣をつくりて彼をして祭司の職を我になさしむることをえせしむべし五即ち彼等金、青、紫、紅の糸および麻糸をとりて用ふべし六又金、青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて巧にエポデを織なすべし七エポデには二の肩帶をほどこしその兩の端を連ねて之を合すべし八エポデの上にありてこれを束ぬるところの帶はその物同うしてエポデの製のごとくなすべし即ち金、青、紫、紅の糸および麻の撚糸をもてこれを作るべし九汝二箇の葱珩をとりてその上にイスラエルの

子等の名を鐫つくべし
十 即ち彼等の誕生にしたがひてその名六
を一の玉に鐫りその遺餘の名六を外の玉に鐫べし
十一 玉に雕刻す
る人の印を刻がごとくに汝イスラエルの子等の名をその二の玉
に鐫つけその玉を金の槽に嵌べし
十二 その二の玉をエポデの肩帶
の上につけてイスラエルの子等の記念の玉とならしむべし即ち
アロン、エホバの前において彼等の名をその兩の肩に負て記念と
ならしむべし
十三 汝金の槽を作るべし
十四 而して純金を組て紐ので
とき二箇の鏈を作りその組る鏈をかの槽につくべし
十五 汝また審
判の胸牌を巧に織なしエポデの製のごとくに之をつくるべし即
ち金、青、紫、紅の線および麻の撚糸をもてこれを製るべし
十六 是は
四角にして二重なるべく其長は半キユビトその濶も半キユビト
なるべし
十七 汝またその中に玉を嵌て玉を四行になすべし即ち赤玉、
黄玉、瑪瑙の一行を第一行とすべし
十八 第二行は紅玉、青玉、金剛石
十九

第三行は深紅玉、白瑪瑙、紫玉 二十 第四行は黄緑玉、葱珩、碧玉凡て金の槽の中にこれを嵌べし 二一 その玉はイスラエルの子等の名に循ひその名のごとくにて十二なすべし而してその十二の支派の各々の名は印を刻ごとくにこれを鐫つくべし 二二 汝純金を紐のごとくに組たる鏈を胸牌の上につくべし 二三 また胸牌の上に金の環二箇を作り胸牌の両の端にその二箇の環をつけ 二四 その金の紐二條を胸牌の端の二箇の環につくべし 二五 而してその二條の紐の両の端を二箇の槽に結ひエポデの肩帯の上につけてその前にあらしむべし 二六 又二箇の金の環をつくりて之を胸牌の両の端につくべし即ちそのエポデに對ふところの内の邊にこれをつくべし 二七 汝また金の環二箇を造りてこれをエポデの両傍の下の方につけその前の方にてその聯接る處に對ひてエポデの帯の上にあらしむべし 二八 胸牌は青紐をもてその環によりて之をエポデの環に結

ひつけエポデの帯の上にあらしむべし然せば胸牌エポデを離るゝこと無るべし 二九 アロン聖所に入る時はその胸にある審判の胸牌にイスラエルの子等の名を帶てこれをその心の上に置きエホバの前に恒に記念とならしむべし 三十 汝審判の胸牌にウリムとトンミムをいれアロンをしてそのエホバの前に入る時にこれをその心の上に置しむべしアロンはエホバの前に常にイスラエルの子孫の審判を帶てその心の上に置べし 三一 エポデに屬する明衣は凡てこれを青く作るべし 三二 頭をいるゝ孔はその眞中に設くべし又その孔の周圍には織物の縁をつけて鎧の領盤のごとくになして之を綻びざらしむべし 三三 その裾には青、紫、紅の糸をもて石榴をつくりてその裾の周圍につけ又四周に金の鈴をその間々につくべし 三四 即ち明衣の裾には金の鈴に石榴又金の鈴に石榴とその周圍につくべし 三五 アロン奉事をなす時にこれを着べし彼が聖處に

いりてヱホバの前に至る時また出きたる時にはその鈴の音聞ゆべし斯せば彼死ることあらじ 三六 汝純金をもて一枚の前板を作り印を刻がごとくその上にヱホバに聖と鐫りつけ 三七 之を青紐につけて頭帽の上にあらしむべし即ち頭帽の前の方にこれをつくべし 三八 是はアロンの額にあるべしアロンはイスラエルの子孫が献ぐるところの聖物すなはちその献ぐる諸の聖き供物の上にあるところの罪を負べしその板を常にアロンの額にあらしむべし是はヱホバの前に其等の受納られんためなり 三九 汝麻糸をもて裏衣を間格に織り麻糸をもて頭帽を製りまた帯を繡工に織なすべし 四十 汝またアロンの子等のために裏衣を製り彼らのために帯を製り彼らのために頭巾を製りてその身に顯榮と榮光あらしむべし 四一 而して汝これを汝の兄弟アロンおよび彼とともなるその子等に着せ膏を彼等に灌ぎこれを立てこれを聖別てこれをして祭司

れ職を我になさしむべし 四二 又かれらのためにその陰所を蔽ふ麻の褌を製り腰より髀に達らしむべし 四三 アロンとその子等は集會の幕屋に入る時又は祭壇に近づきて聖所に職事をなす時はこれを着べし斯せば愆をかうむりて死ることなからん是は彼および彼の後の子孫の永く守るべき例なり

第廿九章 一 汝かれらを聖別て彼らをして我にむかひて祭司の職をなさしむるには斯てれに爲べし即ち若き牡牛と二の全き牡山羊を取り 二 無酵パン、油を和たる無酵菓子および油を塗たる無酵煎餅を取るべし是等は麥粉をもて製るべし 三 而してこれを一箇の筐にいれ牡牛および二の牡山羊とともにこれをその筐のままに持きたるべし 四 汝またアロンとその子等を集會の幕屋の口に携きたりて水をもてかれらを洗ひ清め 五 衣服をとりて裏衣、エポデに屬する明衣、エポデおよび胸牌をアロンに着せエポデの帶を之

に帶しむべし 六 而してかれの首に頭帽をかむらせその頭帽の上にかの聖金板を戴しめ 七 灌油を取てかれを彼の首に傾け灌ぐべし 八 又かれの子等を携來りて之に裏衣を着せ 九 之に帶を帶しめ頭巾をかれにかむらすべし即ちアロンとその子等に斯なすべし祭司の職はかれらに歸す永くかれを例となすべし汝斯アロンとその子等を立べし 十 汝集會の幕屋の前に牡牛をひき來らしむべし而してアロンとその子等その牡牛の頭に手を按べし 十一 かくして汝集會の幕屋の口にてエホバの前にその牡牛を宰すべし 十二 汝その牡牛の血をとり汝の指をもてこれを壇の角に塗りその血をことごとく壇の下に灌ぐべし 十三 汝またその臟腑を裹むところの諸の脂、肝の上の網膜およびその二の腎とその上の脂を取てかれを壇の上に燔べし 十四 但しその牡牛の肉とその皮およびその糞は營の外にて火に燒べし是は罪祭なり 十五 汝またその牡山羊一頭を取るべし而

してアロンとろの子等ろの牡山羊の上ふ手を按べし 十六 汝ろの牡山羊を宰しろの血をとりてあれを壇の上の周圍に灌ぐべし 十七 汝ろれ牡山羊を切割きろの臟腑とろの足を洗ひて之をろの肉の塊とろの頭れ上ふおれくべし 十八 汝ろの牡山羊を壇の上ふ悉く燒べし是エホバふたてまつる燔祭なり是れ馨しき香ふしてエホバふたてまつる火祭なり 十九 汝また今一の牡山羊をとるべし而してアロンとろの子等ろの牡山羊の頭の上ふ手を按べし 二十 汝そなれちろの牡山羊を殺しろの血をとりてあきをアロンの右の耳の端れよびろの子等の右の耳の端ふつけ又ろの右の手の大指と右の足の拇指ふつけろの血を壇の周圍ふ灌ぐべし 二一 又壇の上の血をとり灌油をとりて之をアロンとろの衣服およびろの子等とろの子等の衣服ふ灌ぐべし斯彼とろの衣服およびろの子等とろの子等の衣服清淨なるべし 二二 汝ろの牡山羊の脂と脂の尾およびろの臟腑

を裹る脂、肝の上の網膜、二箇の腎とその上の脂および右の腿を取べし是は任職の牡山羊なり 二三 汝またエホバの前にある無酵パンの筐の中よりパン一個と油ぬりたる菓子一箇と煎餅一個を取べし 二四 汝これらを悉くアロンの手とその子等の手に授けこれを搖てエホバに搖祭となすべし 二五 而して汝これらを彼等の手より取て壇の上にて燔祭にくはへて焼くべし是エホバの前に馨しき香となるべし是すなはちエホバにたてまつる火祭なり 二六 汝またアロンの任職の牡山羊の胸を取てこれをエホバの前に搖て搖祭となすべし是汝の受るところの分なり 二七 汝その搖るところの搖祭の物の胸および擧るところの擧祭の物の腿すなはちアロンとその子等の任職の牡山羊の胸と腿を聖別つべし 二八 是はアロンとその子等に歸すべしイスラエルの子孫永くこの例を守るべきなり是はイスラエルの子孫が酬恩祭の犧牲の中よりとるところの

擧祭にしてヱホバになすところの擧祭なり 二九 アロンの聖衣は其後の子孫に歸すべし子孫これを着て膏をそゝがれ職に任ぜらるべきなり 三十 アロンの子孫の中彼にかはりて祭司となり集會の幕屋にいりて聖所に職をなす者は先七日の間これを着るべし 三一 汝任職の牡山羊を取り聖所にてその肉を煮べし 三二 アロンとその子等は集會の幕屋の戸口においてその牡山羊の肉と筐の中のパンを食ふべし 三三 罪を贖ふ物すなはち彼らを立て彼らを聖別るに用るところの物を彼らは食ふべし餘の人は食ふべからず其は聖物なればなり 三四 もし任職の肉あるひはパン旦まで遺りをらばその遺者は火をもてこれを燒べし是は聖ければ食ふべからず 三五 汝わが凡て汝に命ずるごとくにアロンとその子等に斯なすべし即ちかれらのために七日のあひだ任職の禮をおこなふべし 三六 汝日々に罪祭の牡牛一頭をさゝげて贖をなすべし又壇のために贖罪をな

してこれを潔めこれに膏を灌ぎこれを聖別べし 三七 汝七日のあひ
だ壇のために贖をなして之を聖別め至聖き壇とならしむべし凡
て壇に捫る者は聖なるべし 三八 汝が壇の上にさゝぐべき者は是な
り即ち一歳の羔二を日々絶ず献ぐべし 三九 一の羔は朝にこれを献
げ一の羔は夕にこれを献ぐべし 四十 一の羔に麥粉十分の一を搗た
る油一ヒンの四分の一を和たるを添へ又灌祭として酒一ヒンの四
分の一を添べし 四一 今一の羔羊は夕にこれを献げ朝とおなじき素
祭と灌祭をこれと共にさゝげ馨しき香とならしめヱホバに火祭
たらしむべし 四二 是すなはち汝らが代々絶ず集會の幕屋の門口に
てヱホバの前に献ぐべき燔祭なり我其處にて汝等に會ひ汝と語
ふべし 四三 其處にて我イスラエルの子孫に會ん幕屋はわが榮光に
よりて聖なるべし 四四 我集會の幕屋と祭壇を聖めん亦アロンとそ
の子等を聖めて我に祭司の職をなさしむべし 四五 我イスラエルの

子孫の中に居て彼らの神とならん 四六 彼等は我が彼らの神エホバにして彼等の中に住んとて彼等をエジプトの地より導き出せし者なることを知ん我はその神エホバなり

第三十章

一 汝香を焚く壇を造るべし即ち合歡の木をもてこれを造るべし 二 その長は一キユビトその寛も一キユビトにして四角ならしめ其高は三キユビトとなし其角は其より出さしむべし 三 而してその上その四傍それ角ともに純金を着せその周圍に金の縁を作るべし 四 汝またその兩面に金の縁の下に金の環二箇をこれがために作るべし即ちその兩傍にてこれを作るべし是すなはちこれを舁とてその杠を貫く所なり 五 その杠は合歡の木をもてこれを作りて之に金を着すべし 六 汝これを律法の櫃の傍なる幕の前に置て律法の上なる贖罪所に對はしむべし其處は我が汝に會ふ處なり 七 アロン朝ごとにその上に馨しき香を焚べし彼燈火を整ふる時は

ろの上に香を焚べきなり 八 アロン夕に燈火を燃す時はその上に香を焚べし是香はエホバの前に汝等が代々絶すべからざる者なり 九 汝等その上に異る香を焚べからず燔祭をも素祭をも獻ぐべからず又その上に灌祭の酒を灌ぐべからず 十 アロン年に一回贖罪の罪祭の血をもてその壇の角のために贖をなすべし汝等代々年に一度是がために贖をなすべし是はエホバに最も聖き者たるなり 十一 エホバ、モーセに告て言たまはく 十二 汝がイスラエルの子孫の數を數へ去らぶるにあたりて彼等は各人その數へらるゝ時にその生命の贖をエホバにたてまつるべし是はその數ふる時にあたりて彼等の中に災害のあらざらんためなり 十三 凡て數へらるゝ者の中に入る者は聖所のシケルに遵ひて半シケルを出すべし一シケルは二十ゲラなり卽ち半シケルをエホバにたてまつるべし 十四 凡て數へらるゝ者の中に入る者卽ち二十歳以上の者はエホバ

に獻納物をなすべし 十五 汝ら生命を贖ふためにヱホバに獻納物をなすにあたりては富者も半シケルより多く出すべからず貧者も其より少く出すべからず 十六 汝イスラエルの子孫より贖の金を取てこれを幕屋の用に供ふべし是はヱホバの前にイスラエルの子孫の記念となりて汝らの生命を贖ふべし 十七 ヱホバ、モーセに告て言たまはく 十八 汝また銅をもて洗盤をつくりその臺をも銅になして洗ふことのために供へ之を集會の幕屋と壇との間に置てその中に水をいれおくべし 十九 アロンとその子等はそれに就て手と足を洗ふべし 二十 彼等は集會の幕屋に入る時に水をもて洗ふことを爲て死をまぬかるべし亦壇にちかづきてその職をなし火祭をヱホバの前に焚く時も然すべし 二十一 即ち斯その手足を洗ひて死を免るべし是は彼とその子孫の代々常に守るべき例なり 二十二 ヱホバまたモーセに言たまひけるは 二十三 汝また重立たる香物を取れ即ち

ち淨沒藥五百シケル香しき肉桂その半二百五十シケル香しき菖蒲二百五十シケル 二四 桂枝五百シケルを聖所のシケルに適ひて取り又橄欖の油一ヒンを取べし 二五 汝これをもて聖灌膏を製べしすなはち薫物を製る法にしたがひて香膏を製るべし是は聖灌膏たるなり 二六 汝これを集會の幕屋と律法の櫃に塗り 二七 案ところのもろもろの器具、燈臺とそのもろもろの器具および香壇 二八 並に燔祭の壇とそのもろもろの器具および洗盤とその臺とに塗べし 二九 汝是等を聖めて至聖らしむべし凡てこれに捫る者は聖くなるらん 三十 汝アロンとその子等に膏をそそぎて之を立て彼らをして我に祭司の職をなさしむべし 三一 汝イスラエルの子孫に告ていふべし是は汝らが代々我のために用ふべき聖灌膏なり 三二 是は人の身に灌ぐべからず汝等また此量をもて是に等き物を製るべからず是は聖し汝等これを聖物となすべし 三三 凡て之に等き物を製る者凡てこれ

を餘人につくる者はその民の中より絕るべし 三四 ヱホバ、モーセに言たまはく汝ナタフ、シケレテ、ヘルベナの香物を取りその香物を淨き乳香に和あはすべしその量は各等からしむべきなり 三五 汝これをもて香を製るべし即ち薰物を製る法にしたがひてこれをもて薰物を製り鹽をこれにくはへ潔く且聖からしむべし 三六 汝またその幾分を細に搗て我が汝に會ふところなる集會の幕屋の中にある律法の前にこれを供ふべし是は汝等において最も聖き者なり 三七 汝が製るところの香は汝等その量をもてこれを自己のために製るべからず是は汝においてヱホバのために聖き者たるなり 三八 凡て是に均き者を製りてこれを嗅ぐ者はその民の中より絕るべし

第三十一章

一 ヱホバ、モーセに告て言たまひけるは 二 我ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレルを名指て召し 三 神の靈をこれ

に充して智慧と了知と智識と諸の類の工に長しめ 四 奇巧を盡して金、銀および銅の作をなすことを得せしめ 五 玉を切り嵌め木に彫刻みて諸の類の工をなすことを得せしむ 六 視よ我またダンの支派のアヒサマクの子アホリアブを與へて彼とともならしむ凡て心に智ある者に我智慧を授け彼等をして我が汝に命ずる所の事を盡くなさしむべし 七 即ち集會の幕屋、律法の櫃、その上の贖罪所、幕屋の諸の器具、八 案ならびにその器具、純金の燈臺とその諸の器具、および香壇、九 燔祭の壇とその諸の器具、洗盤とその臺、十 供職の衣服、祭司の職をなす時に用ふるアロンの聖衣およびその子等の衣服 十一 および灌膏、ならびに聖所の馨しき香是等を我が凡て汝に命ぜしごとくに彼等製造べきなり 十二 ヱホバ、モーセに告て言たまひけるは 十三 汝イスラエルの子孫に告て言べし汝等かならず吾安息日を守るべし是は我と汝等の間の代々の徴にして汝等に我

の汝等を聖からしむるヱホバなるを知しむる為の者なればなり
十四 即ち汝等安息日を守るべし是は汝等に聖日なればなり凡て之
を瀆す者は必ず殺さるべし凡てその日に働作をなす人はその民
の中より絶るべし 十五 六日の間業をなすべし第七日は大安息にし
てヱホバに聖なり凡て安息日に働作をなす者は必ず殺さるべし
十六 斯イスラエルの子孫は安息日を守り代々安息日を祝ふべし是
永遠の契約なり 十七 是は永久に我とイスラエルの子孫の間の徴た
るなり其はヱホバ六日の中に天地をつくりて七日に休みて安息
に入たまひたればなり 十八 ヱホバシナイ山にてモーセに語ること
を終たまひし時律法の板二枚をモーセに賜ふ是は石の板にして
神の手をもて書したまひし者なり

第三十二章

一 茲に民モーセの山を下ることの遲きを見民集りてアー
ロンの許に至り之に言けるは起よ汝われらを導く神を我等のた

めに作れ其は我らをエジプトの國より導き上りし彼モーセ其人れ如何になりしか知ざればなり 二 アロンかれらに言けるは汝等の妻と息子息女等の耳にある金の環をとりはづして我に持きたれと 三 是において民みなその耳にある金の環をとりはづしてアロンの許に持來りければ 四 アロンこれを彼等の手より取り鎚鑿をもて之が形を造りて犢を鑄なしたるに人々言ふイスラエルよ是は汝をエジプトの國より導きのぼりし汝の神なりと 五 アロンこれを見てその前に壇を築き而してアロン宣告て明日はエホバの祭禮なりと言ふ 六 是において人衆明朝早く起いでゝ燔祭を獻げ酬恩祭を供ふ民坐して飲食し起て戯る 七 エホバ、モーセに言たまひけるは汝往て下れよ汝がエジプトの地より導き出せし汝の民は惡き事を行ふなり 八 彼等は早くも我が彼等に命ぜし道を離れ己のために犢を鑄なしてこれを拜み其に犧牲を献げて言ふイ

スラヱルよ是は汝をエジプトの地より導きのぼりし汝の神なりと
九 ヱホバまたモーセに言たまひけるは我この民を觀たり視よ是
は項の強き民なり 十 然ば我を阻るなかれ我かれらに向ひて怒を
發して彼等を滅し盡さん而して汝をして大なる國をなさしむべ
し 十一 モーセその神ヱホバの面を和めて言けるはヱホバよ汝なんぞ
て彼の大なる權能と強き手をもてエジプトの國より導きいだ
したまひし汝の民にむかひて怒を發したまふや 十二 何ぞエジプト
人をして斯言しむべけんや曰く彼は禍をくだして彼等を山に殺
し地の面より滅し盡さんとて彼等を導き出せしなりと然ば汝の
烈き怒を息め汝の民にこの禍を下さんとせしを思ひ直したまへ
十三 汝の僕アブラハム、イサク、イスラヱルを憶ひたまへ汝は自己さ
して彼等に誓ひて我天の星のごとくに汝等の子孫を增し又己が
言ふところの此地をことごとく汝等の子孫にあたへて永くこれ

を有たしめんと彼等に言たまへりと 十四 エホバ是においてその民に禍を降んとせしを思ひ直したまへり 十五 モーセすなはち身を轉して山より下れりその律法の二枚の板その手にあり此板はその兩面に文字あり即ち此面にも彼面にも文字あり 十六 此板は神の作なりまた文字は神の書にして板に彫つけてあり 十七 ヨシュア民の呼はる聲を聞てモーセにむかひ營中に戰爭の聲すと言ければ 十八 モーセ言ふ是は勝鬨の聲にあらず又敗北の號呼聲にもあらず我が聞ところのものは歌唱ふ聲なりと 十九 斯てモーセ營に近づくに及びて犢と舞蹈を見たれば怒を發してその手よりその板を擲ちてこれを山の下に碎けり 二十 而して彼等が作りし犢をとりてこれを火に燒き碎きて粉となしてこれを水に撒きイスラエルの子孫に之をのましむ 二十一 モーセ、アロンに言けるは此民汝に何をなしてか汝かれらに大なる罪を犯させしや 二十二 アロン言けるは吾主よ怒

を發したまふ勿れ此民の惡なるは汝の知ところなり 二三 彼等われに言けらく我らを導く神をわれらのために作れ其は我らをエジプトの國より導き上りし彼モーセ其人は如何なりしか知ざればなりと 二四 是において我凡て金をもつ者はこれをとりはづせと彼等に言ければ則ちこれを我に與へたり我これを火に投たれば此犢出きたれりと 二五 モーセ民を觀るに縱肆に事をなす、アロン彼等をして縱肆に事をなさしめたれば彼等はその敵の中に嘲笑となれるなり 二六 玆にモーセ營の門に立ち凡てエホバに歸する者は我に來れと言ければレビの子孫みな集りてかれに至る 二七 モーセすなはち彼等に言けるはイスラエルの神エホバ斯言たまふ汝等おの〳〵劍を横たへて門より門と營の中を彼處此處に行めぐりて各人その兄弟を殺し各人その伴侶を殺し各人その鄰人を殺せべしと 二八 レビの子孫すなはちモーセの言のごとくに爲たればろ

の日民凡三千人殺されたり 二九 是に於てモーセ言ふ汝等おの〱
ろの子をもろの兄弟をも顧ずして今日ヱホバに身を献げ而して
今日福祉を得よ 三〇 明日モーセ民に言けるは汝等は大なる罪を犯
せり今我ヱホバの許に上りゆかんとす我なんぢらの罪を贖ふを
得ることもあらん 三一 モーセすなはちヱホバに歸りて言けるは嗚
呼この民の罪は大なる罪なり彼等は自己のために金の神を作れ
り 三二 然どもなはゞ彼等の罪を赦したまへ然ずも願くは汝の書し
るしたまへる書の中より吾名を抹さりたまへ 三三 ヱホバ、モーセに
言たまひけるは凡てわれに罪を犯せる者をば我これをわが書より
抹さらん 三四 然ど今往て民を我が汝につげたる所に導けよ吾使者
汝に先だちて往ん但しわが罰をおこなふ日には我かれらの罪を
罰せん 三五 ヱホバすなはち民を撃たまへり是はかれら犢を造りた
るに因る即ちアロンこれを造りしなり

第三十三章

一 茲にヱホバ、モーセに言たまひけるは汝と汝がヱジプトの國より導き上りし民此を起いでて我がアブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を汝の子孫に與へんと言しろの地に上るべし 二 我一の使を遣して汝に先だゝしめん我カナン人、アモリ人、ヘテ人、ペリジ人、ヒビ人、ヱブス人を逐はらひ 三 なんぢらを乳と蜜の流るゝ地にいたらしむべし我は汝の中にをりては共に上らじ汝は項の強き民なれば恐くは我途にて汝を滅すにいたらん 四 民この惡き告を聞て憂へ一人もその妝飾を身につくる者なし 五 ヱホバ、モーセに言たまひけるはイスラエルの子孫に言へ汝等は項の強き民なり我もし一刻も汝の中にありて往ば汝を滅すにいたらん然ば今汝らの妝飾を身より取すてよ然せば我汝に爲べきことを知んと 六 是をもてイスラエルの子孫ホレブ山より以來はその妝飾を取すてゝ居ぬ 七 モーセ幕屋をとりて營の外に張て

營と遙に離れしめ之を集會の幕屋と名けたり凡てヱホバに求むることのある者は出ゆきて營の外なるところの集會の幕屋にいたる 八 モーセの出て幕屋にいたる時には民みな起あがりてモーセが幕屋にいるまで各々その天幕の門口に立てかれを見る 九 モーセ幕屋にいれば雲の柱くだりて幕屋の門口に立つ而してヱホバ、モーセとものいひたまふ 十 民みな幕屋の門口に雲の柱の立つを見れば民みな起て各人その天幕の門口にて拜をなす 十一 人がその友に言談がごとくにヱホバ、モーセと面をあはせてものいひたまふモーセはその天幕に歸りしがその僕なる少者ヌンの子ヨシュアは幕屋を離れざりき 十二 茲にモーセ、ヱホバに言けるは視たまへ汝はこの民を導き上れと我に言たまひながら誰を我とゝもに遣したまふかを我にしらしめたまはず汝かつて言たまひけらく我名をもて汝を知る汝はまた我前に恩を得たりと 十三 然ば我もし誠に汝

の目の前に恩を得たらむ願くは汝の道を我に示して我に汝を知らしめ我をして汝の目の前に恩を得せしめたまへ又汝この民の汝の有なるを念たまへ
十四 ヱホバ言たまひけるは我親汝と共にゆくべし我汝を安泰にならしめん
十五 モーセ ヱホバに言けるは汝もしみづから行たまはずば我等を此より上らしめたまふ勿れ
十六 我と汝の民とが汝の目の前に恩を得ることは如何にして知るべきや是汝が我等とともに往たまひて我と汝の民とが地の諸の民に異なる者となるによるにあらずや
十七 ヱホバ、モーセに言たまひけるは汝が言るこの事をも我為ん汝はわが目の前に恩を得たればなり我名をもて汝を知ればなり
十八 モーセ願くは汝の榮光を我に示したまへと言ければ
十九 ヱホバ言たまはく我わが諸の善を汝の前に通らしめヱホバの名を汝の前に宣ん我は恵んとする者を恵み憐まんとする者を憐むなり
二十 又言たまはく汝はわが面を見ること

あたはず我を見て生る人あらざればなり 二一 而してヱホバ言たまひけるは視よ我の傍に一の處あり汝磐の上に立べし 二二 吾榮光其處を過る時に我汝を磐の穴にいれ我が過る時にわが手をもて汝を蔽はん 二三 而してわが手を除る時に汝わが背後を見るべし吾面は見るべきにあらず

第三十四章

一 茲にヱホバ、モーセに言たまひけるは汝石の板二枚を前のごとくに斫て作れ汝が碎きし彼の前の板にありし言を我その板に書さん 二 詰朝までに準備をなし朝の中にシナイ山に上り山の巓に於て吾前に立て 三 誰も汝とともに上るべからず又誰も山の中に居べからず又その山の前にて羊や牛を牧ふべからず 四 モーセすなはち石の板二枚を前のごとくに斫て造り朝早く起て手に二枚の石の板をとりヱホバの命じたまひしごとくにシナイ山にのぼりけり 五 ヱホバ雲の中にありて降り彼とともに其處

に立ちてヱホバの名を宣たまふ 六 ヱホバすなはち彼の前を過て宣たまはくヱホバ、ヱホバ憐憫あり恩惠あり怒ることの遲く恩惠と眞實の大なる神 七 恩惠を千代までも施し惡と過と罪とを赦す者又罰すべき者をば必ず赦すことをせず父の罪を子に報い子の子に報いて三四代におよぼす者 八 モーセ急ぎ地に躬を鞠めて拜し 九 言けるはヱホバよ我もし汝の目の前に恩を得たらば願くは主我等の中にいましして行たまへ是は項の強き民なればなり我等の惡と罪を赦し我等を汝の所有となしたまへ 十 ヱホバ言たまふ視よ我契約をなす我未だ全地に行はれし事あらず何れの國民の中にも行はれし事あらざるところの奇跡を汝の總躰の民の前に行ふべし汝が住ところの國の民みなヱホバの所行を見ん我が汝をもて爲ところの事は怖るべき者なり 十一 汝わが今日汝に命ずるところの事を守れ視よ我アモリ人、カナン人、ヘテ人、ペリジ人

ヒビ人、エブス人を汝の前より逐はらふ 十二 汝みづから愼め汝が往ところの國の居民と契約をむすぶべからず恐くは汝の中において機檻となることあらん 十三 汝かへつて彼等の祭壇を崩しその偶像を毀ちそのアシラ像を斫たふすべし 十四 汝は他の神を拜むべからず其はエホバはその名を嫉妬と言て嫉妬神なればなり 十五 然ば汝その地の居民と契約を結ぶべからず恐くは彼等がその神々を慕ひて其と姦淫をおこなひその神々に犧牲をささぐる時に汝を招きてその犧牲に就て食はしむる者あらん 十六 又恐くは汝かれられ女子等を汝の息子等に妻すことありて彼等の女子等その神々を慕ひて姦淫を行ひ汝の息子等をして彼等の神々を慕て姦淫をおこなはしむるにいたらん 十七 汝おのれのために神々を鑄なすべからず〇 十八 汝無酵パンの節筵を守るべし即ち我が汝に命ぜしごとくアビブの月のその期において七日の間無酵パンを食ふべ

し其は汝アビブの月にエジプトより出たればなり 十九 首生たる者は皆吾の所有なり亦汝の家畜の首出の牡なる者も牛羊ともに皆なり 二十 但し驢馬の首出は羔羊をもて贖ふべし若し贖はずば其の頸を折べし汝の息子の中の初子は皆贖ふべし我前に空手にて出るものあるべからず 廿一 六日の間汝働作をなし第七日に休むべし耕耘時にも收割時にも休むべし 廿二 汝七週の節筵すなはち麥秋の初穗の節筵を爲し又年の終に收藏の節筵をなすべし 廿三 年に三回汝の男子みな主エホバ、イスラエルの神の前に出べし 廿四 我國々の民を汝の前より逐はらひて汝の境を廣くせん汝が年に三回のぼりて汝の神エホバのまへに出る時には誰も汝の國を取んとする者あらじ 廿五 汝わが犧牲の血を有酵パンとともに供ふべからず又逾越の節の犧牲は明朝まで存しおくべからざるなり 廿六 汝の土地の初穗の初を汝の神エホバの家に攜ふべし汝山羊羔をその母

の乳にて煮べからず 二七 斯てエホバ、モーセに言たまひけるは汝是等の言語を書しるせ我是等の言語をもて汝およびイスラエルと契約をむすべばなり 二八 彼はエホバとともに四十日四十夜其處に居しが食物をも食ず水をも飲ざりきエホバかの契約の詞なる十誡をかの板の上に書したまへり○ 二九 モーセかの律法の板二枚を己の手に執てシナイ山より下りしがその山より下りし時にモーセはその面の己がエホバと言ひしによりて光を發つを知ざりき 三十 アロンおよびイスラエルの子孫モーセを見てその面の皮の光を發つを觀怖れて彼に近づかざりしかば 三一 モーセかれらを呼りアロンおよび會衆の長等すなはちモーセの所に歸りたればモーセ彼等と言ふ 三二 斯ありて後イスラエルの子孫みな近よりければモーセ、エホバがシナイ山にて己に告たまひし事等を盡くこれに諭せり 三三 モーセかれらと語ふことを終て覆面帕をその面にあて

たり三四但しモーセはヱホバの前にいりてともに語ることある時はその出るまで覆面帕を除きてをりまた出きたりてその命ぜられし事をイスラエルの子孫に告ぐ三五イスラエルの子孫モーセの面を見るにモーセの面の皮光を發つモーセは入てヱホバと言ふまでまたその覆面帕を面にあてをる

第三十五章

一モーセ、イスラエルの子孫の會衆を盡く集てこれに言ふ是はヱホバが爲せと命じたまへる言なり二即ち六日の間は働作を爲べし第七日は汝等の聖日ヱホバの大安息日なり凡てその日に働作をなす者は殺さるべし三安息日には汝等の一切の住處に火をたく可らず○四モーセ、イスラエルの子孫の會衆に偏く告て言ふ是はヱホバの命じたまへるところの事なり五曰く汝等が有る物の中より汝等ヱホバに獻ぐる者を取べし凡て心より願ふ者は其を擕へきたりてヱホバに獻ぐべし即ち金銀銅六青、紫、紅

の線、麻糸、山羊の毛赤染の牡羊の皮、貛の皮、合歡木、八燈油、灌膏と馨しき香をつくる香物 九葱珩、エポデと胸牌に嵌る玉 十凡て汝等の中の心に智慧ある者來りてヱホバの命じたまひし者を悉く造るべし 十一即ち幕屋その天幕その頂蓋その鈎その版その横木その柱その座 十二また其櫃とその杠、贖罪所、障蔽の幕、十三案子とその杠およびその諸の器具、供前のパン 十四燈明の臺その器具とその盞および燈火の油 十五香壇とその杠、灌膏、馨しき香、幕屋の入口の幔 十六燔祭の壇およびその銅の網その杠その諸の器具洗盤とその臺 十七庭の幕その柱その座、庭の口の幔 十八幕屋の釘、庭の釘およびその紐 十九聖所にて職をなすところの供職の衣、即ち祭司の職をなす時に用ふるの者なる祭司アロンの聖衣および其子等の衣服 二十斯てイスラエルの子孫の會衆みなモーセの前を離れて去しが 二十一凡て心に感じたる者凡て心より願ふ者は來りてヱホバへの献納物を擕へいたり

集會の幕屋とその諸の用に供へ又聖衣のために供へたり 二二 即ち凡て心より願ふ者は男女ともに環鈕、耳環、指環、頸玉、諸の金の物を携へいたれり又凡て金の獻納物をヱホバに爲る者も然せり 二三 凡て青、紫、紅の線および麻絲、山羊の毛、赤染の牡羊の皮、貛の皮ある者は是を携へいたり 二四 凡て銀および銅の獻納物をなす者はこれを携へきたりてヱホバに獻げ又物を造るに用ふべき合歡木ある者は其を携へいたれり 二五 また凡て心に智慧ある婦女等はその手をもて紡ぐことをなしその紡ぎたる者なる青、紫、紅の線および麻絲を携へきたり 二六 凡て智慧ありて心に感じたる婦人は山羊の毛を紡げり 二七 又長たる者どもは葱珩およびヱポデと胸牌に嵌べき玉を携へいたり 二八 燈火と灌膏と馨しき香とに用ふる香物と油を携へいたれり 二九 斯イスラエルの子孫悅んでヱホバに獻納物をなせり即ちヱホバのモーセに藉て爲せと命じたまひし諸の工事をなさ

しむるために物を攜へきたらんと心より願ふところの男女は皆是のごとくになしたり○三十 モーセ、イスラエルの子孫に言ふ、視よエホバ、ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレルを名指て召たまひ 三十一 神の靈をこれに充して智慧と了知と知識と諸の類の工事に長たらしめ 三十二 奇巧を盡して金、銀および銅の作をなすことを得せしめ 三十三 玉を切り嵌め木に彫刻みて諸の類の工をなすことを得せしめ 三十四 彼の心を明らかにして教ふることを得せしめたまふ彼とダンの支派のアヒサマクの子アホリアブ倶に然り 三十五 斯智慧の心を彼等に充して諸の類の工事をなすことを得せしめたまふ即ち彫刻、文織、および青、紫、紅の絲と麻絲の刺繡並に機織等凡て諸の類の工をなすことを得せしめ奇巧をなきに盡さしめたまふなり

第三十六章

一 偖ベザレルとアホリアブおよび凡て心の穎敏き人即ちエホバが智慧と了知をあたへて聖所の用に供ふるところの諸

の工をなすことを知得せしめたまへる者等はエホバの凡て命じたまひし如くに事をなすべかりし 二モーセすなはちベザレルとアホリアブおよび凡て心の穎敏き人すなはちその心にエホバが智慧をさづけたまひし者凡そ來りてその工をなさんと心に望むところの者を召よせたり 三彼等は聖所の用にそなふるところの工事をなさしむるためにイスラエルの子孫が携へきたりし諸の献納物をモーセの手より受とりしが民は尚また朝ごとに自意の献納物をモーセに持きたる 四是に於て聖所の諸の工をなすところの智き人等みな各々その為ところの工をやめて來り 五モーセに告て言けるは民餘りに多く持きたればエホバが為せと命じたまひし工事をなすに用ふるに餘ありと 六モーセすなはち命を傳へて營中に宣布しめて云く男女ともに今よりは聖所に献納物をなすに及ばずと是をもて民は携へきたることを止たり 七其はそ

の有ところの物すでに一切の工をなすに足て且餘あればなり
八 偖彼等の中心に智慧ありてその工を爲るところの者十の幕をもて幕屋を造れりその幕は麻の撚絲と青、紫、紅の絲をもて巧にケルビムを織なして作れる者なり
九 その幕は各々長二十八キユビトその幕は各々寛四キユビトその幕はみな寸尺一なり
十 而してその幕五箇を互に連ねあはせ又その幕五箇をたがひに連ねあはせ
十一 一聯の幕の邊においてその連絡處の端に青色の襻を造り又他の一聯の幕の邊においてその連絡處にこれを造れり
十二 一聯の幕に襻五十をつくりまた他の一聯の幕の聯絡處の邊にも襻五十をつくりその襻は彼と此と相對す
十三 而して金の鈎五十をつくりその鈎をもてその幕を彼と此と相連ねたれば一箇の幕屋となる
十四 又山羊の毛をもて幕をつくりて幕屋の上の天幕となせりその造れる幕は十一なり
十五 その幕は各々長三十キユビト、その幕は

おのおの寛四キユビトにして十一の幕は寸尺同一なり 十六 その幕五を一幅に連ねまたその幕六を一幅に連ね 十七 その幕の邊において連絡處に襻五十をつくり又次の一連の幕の邊にも襻五十をつくれり 十八 又銅の鈎五十をつくりてその天幕をつらねあはせて一とならしめ 十九 赤染の牡羊の皮をもてその天幕の頂蓋をつくりてその上に貛の皮の蓋を設けたり ○ 二十 又合歡木をもて幕屋の竪板をつくれり 二一 板の長は十キユビト板の寛は一キユビト半 二二 一の板に二の榫ありて彼と此と交指ふ、幕屋の板には皆かくのごとく造りなせり 二三 又幕屋のために板を作れり即ち南に於て南の方に板二十枚 二四 その二十枚の板の下に銀の座四十をつくれり即ち此板の下にも二の座ありてその二の榫を承け彼板の下にも二の座ありてその二の榫を承く 二五 幕屋の他の方すなはちその北の方のためにも板二十枚を作り 二六 又その銀の座四十をつくれり即ち此

板の下にも二の座あり彼板の下にも二の座あり 二七 又幕屋の後面すなはちその西のために板六枚をつくり 二八 幕屋の後の兩隅のために板二枚宛をつくれり 二九 その二枚は下にて相合しその頂まで一に連なれり一箇の環に於て然りその二枚ともに是のごとし是等は二隅のために設けたる者なり 三十 その板は八枚ありその座は銀の座十六座あり各々の板の下に二の座あり 三一 又合歡の木をもて横木を作れり即ち幕屋の此方の板のために五本を設け 三二 幕屋の彼方の板のために横木五本を設け幕屋の後すなはちその西の板のために横木五本を設けたり 三三 又中間の横木をつくりて板の眞中において端より端まで通らしめ 三四 而してその板に金を着せ金をもて之がために環をつくりて横木をこれに貫き又その横木に金を着せたり 三五 又靑、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて幕をつくり巧にケルビムをその上に織いだし 三六 それがために合歡の木をもて

四本の柱をつくりてこれに金を着せたりその鈎は金なり又銀をもてこれがために座四を鑄たり 三七 又青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて幕屋の入口に掛る幔を織なし 三八 その五本の柱とその鈎とを造りその柱の頭と桁に金を着せたり但しその五の座は銅なり

第三十七章

一 ベザレル合歡木をもて櫃をつくりその長は二キユビト半、その寛は一キユビト半、その高は一キユビト半、二 而して純金をもてその内外を蔽ひてその上の周圍に金の縁を造れり 三 又金の環四箇を鑄てその四の足につけたり即ち此旁に二箇の輪、彼旁に二箇の輪を付く 四 又合歡木をもて杠を作りてこれに金を着せ 五 その杠を櫃の旁の環にさしいれて之をもて櫃をかくべからしむ 六 又純金をもて贖罪所を造りその長は二キユビト半、その寛は一キユビト半なり 七 又金をもて二箇のケルビムを作れり即ち

槌にて打て之を贖罪所の兩傍に作り 八 一箇のケルビムを此方の
末に一箇のケルビムを彼方の末に置り即ち贖罪所の兩傍にケル
ビムを作れり 九 ケルビムは翼を高く展べ其翼をもて贖罪所を掩
ひ其面をたがひに相向く即ちケルビムの面は贖罪所に向ふ 十 又
合歡木をもて案を作り其長は二キユビト其寛は一キユビト其高
は一キユビト半 十一 而て純金を之に着せ其周圍に金の縁をつけ 十二
又其四圍に掌寛の邊を作り其邊の周圍に金の小縁を作り 十三 而て
之が爲に金の環四箇を鑄其足の四隅に其環を付たり 十四 即ち環は
邊の側に在て案を舁く杠を入る處なり 十五 而て合歡木をもて案を
舁く杠を作て之に金を着せたり 十六 又案の上の器具即ち皿、匙、杓及
び酒を灌ぐ爵を純金にて作り 十七 又純金をもて一箇の燈臺を造り
即ち槌をもて打て其燈臺を作り其臺座、軸、萼、節、及び花は其に連る
十八 六の枝ろの旁より出づ即ち燈臺の三の枝は此旁より出で燈臺

の三の枝は彼旁より出づ 十九 巴旦杏の花の形せる三の萼、節および花とゝもに此枝にあり又巴旦杏の花の形せる三の萼、節および花とゝもに彼枝にあり燈臺より出る六の枝みな斯のごとし 二十 巴旦杏の花の形せる四の萼その節および花とゝもに燈臺にあり 二一 兩箇の枝の下に一箇の節あり又兩箇の枝の下に一箇の節あり又兩箇の枝の下に一箇の節あり燈臺より出る六の枝みな是のごとし 二二 その節と枝とは其に連なり皆槌にて打て純金をもて造れり 二三 又純金をもて七箇の燈盞と燈鉗と剪燈盤を造れり 二四 燈臺とその諸の器具は純金一タラントをもて作れり 二五 又合歡木をもて香壇を造れりその長一キユビトその寛一キユビトにして四角なりその高は二キユビトにしてその角は其より出づ 二六 その上その四傍その角とともに純金を着せその周圍に金の縁を作れり 二七 又その兩面に金の縁の下に金の環二箇をゑきがために作れり即ちその兩

旁にこれを作る是すなはち之を舁ところの杠を貫くところあり
二八 又合歡木をもてその杠をつくりて之に金を着せたり 二九 又薰物をつくる法にしたがひて聖灌膏と香物の清き香とを製れり

第三十八章

一 又合歡木をもて燔祭の壇を築けりその長は五キユビト其寛は五キユビトにして四角その高は三キユビト 二 而してその四隅の上に其の角を作りてその角を其より出しめその壇には銅を着せたり 三 又その壇の諸の器具すなはち壺と火鏟と鉢と肉叉と火鼎を作れり壇の器はみな銅にて造る 四 又壇のためにその銅の網をつくりこれを壇の中程の邊の下に置えて壇の半に達せしめ 五 その銅の網の四隅に四箇の環を鑄て杠を貫く處となし 六 合歡木をもてその杠をつくりて之に銅を着せ 七 壇の兩傍の環にその杠をつらぬきて之を舁べからしむその壇は板をもてこれを空につくれり 八 また銅をもて洗盤をつくりその臺をも銅にす即ち集

會の幕屋の門にて役事をなすところの婦人等の鏡をもて之を作れり 九 又庭を作れり南に於ては庭の南の方に百キユビトの細布の幕を設く 十 その柱は二十その座は二十にして共に銅なりその柱の鈎および桁は銀なり 十一 北の方には百キユビトの幕を設くその柱は二十その座は二十にして共に銅なりその柱の鈎と桁は銀なり 十二 西の方には五十キユビトの幕を設くその柱は十その座は十その柱の鈎と桁は銀なり 十三 東においては東の方に五十キユビトの幕を設く 十四 而してその一旁に十五キユビトの幕を設くその柱は三、その座も三、 十五 又その一旁にも十五キユビトの幕を設くその柱は三、その座も三、即ち庭の門の此旁彼旁ともに然り 十六 庭の周圍の幕はみな細布なり 十七 柱の座は銅、柱の鈎と桁は銀、柱の頭の包は銀なり庭の柱はみな銀の桁にて連る 十八 庭の門の幔は青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて織なしたる者なりその長は二十キユ

ピト、その寛における高は五キユピトにして庭の幕と等し 十九 その柱は四、その座は四にして共に銅、その鈎は銀、その頭の包と桁は銀なり 二十 幕屋およびその周圍の庭の釘はみな銅なり 二一 幕屋につける物すなはち律法の幕屋につける物を量るに左のごとし祭司アロンの子イタマルモーセの命にしたがひてレビ人を率ゐ用ひてなきを量きるなり 二二 ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレル凡てエホバのモーセに命じたまひし事等をなせり 二三 ダンの支派のアヒサマクの子アホリアブ彼とともにありて雕刻、織文をなし青、紫、紅の絲および麻絲をもて文繡をなせり 二四 聖所の諸の工作をなすに用たる金は聖所のシケルにしたがひて言ば都合二十九タラント七百三十シケルなり是すなはち献納たるところの金なり 二五 會衆の中の核數られし者の献げし銀は聖所のシケルにしたがひて言ば百タラント千七百七十五シケルなり 二六 凡て數らる

る者の中に入し者即ち二十歳以上の者六十萬三千五百五十八人にありたれバ聖所のシケルにしたがひて言ハ一人に一ベカとなる是すなはち半シケルなり 二七 百タラントの銀をもて聖所の座と幕の座を鑄たり百タラントをもて百座を作くれバ一座すなはち一タラントなり 二八 又千七百七十五シケルをもて柱の鈎を作くり柱の頭を包み又柱を連ねあはせたり 二九 又獻納たるところの銅ハ七十タラント二千四百シケルなり 三十 是をもちひて集會の幕屋の門の座を作くり銅の壇とところの銅の網および壇の諸の器具を作くり 三一 庭の周圍の座と庭の門の座および幕屋の諸の釘と庭の周圍の諸の釘を作れり

第三十九章

一 青、紫、紅の絲をもて聖所にて職をなすところの供職の衣服を製り亦アロンのために聖衣を製りヱホバのモーセに命じたまひしごとくせり 二 又金、青、紫、紅の絲および麻の撚糸をも

てエポデを製り 三 金を薄片に打展べ剪て綫となしこれを青、紫、紅の絲および麻絲に和てこれを織なし 四 又これがために肩帶をつくりて之を連ねその兩の端において之を連ぬ 五 エポデの上にありて之を束ぬるところの帶はその物と同じうして其の製のごとし即ち金、青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて製る者なりエホバのモーセに命じたまひしごとくなり 六 又蒼珩を琢て金の槽に嵌め印を刻るがごとくにイスラエルの子等の名をこれに鐫りつけ 七 これをエポデの肩帶の上につけてイスラエルの子孫の記念の玉とならしむエホバのモーセに命じたまひしごとし 八 また胸牌を巧に織なしエポデの製のごとく金、青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもてこれを製り 九 胸牌は四角にして之を二重につくりたれば二重にしてその長半キユビトその濶半キユビトなり 十 その中に玉四行を嵌む即ち赤玉、黄玉、瑪瑙の一行を第一行とす 十一 第二行

は紅玉、青玉、金剛石 十二 第三行は深紅玉、白瑪瑙、紫玉 十三 第四行は黄緑玉、葱珩、碧玉、凡て金の槽の中にこれを嵌たり 十四 その玉はイスラエルの子等の名にしたがひ其名のごとくに之を十二になし而して印を刻るごとくにその十二の支派の各々の名をこれに鐫つけたり 十五 又純金を紐のごとくに組たる鏈を胸牌の上につけたり 十六 又金をもて二箇の槽をつくり二の金の環をつくりその二の環を胸牌の兩の端につけ 十七 その金の紐二條を胸牌の端の二箇の環につけたり 十八 而してその二條の紐の兩の端を二箇の槽に結びエポデの肩帶の上にかけてその前にあらしむ 十九 又二箇の金の環をつくりて之を胸牌の兩の端につけたり即ちそのエポデに對ふところの内の邊にこれを付く 二十 また金の環二箇を造りてこれをエポデの兩傍の下の方につけてその前の方にてその聯接る處に對てエポデの帶の上にあらしむ 二一 胸牌は青紐をもてその環によりて之

をエポデの環に結つけエポデの帶の上にあらしめ胸牌をしてエポデを離るゝことなからしむ 二二 又エポデに屬する明衣は凡て靑く織なせり 二三 明衣の孔はその眞中にありて鎧の領盤のごとしその孔の周圍に縁ありて綻びざらしむ 二四 而して明表の裾に靑、紫、紅の撚絲をもて石榴を作りつけ 二五 又純金をもて鈴をつくりその鈴を明衣の裾の石榴の間につけ周圍において石榴の間々にこれをつけたり 二六 即ち鈴に石榴、鈴に石榴と供職の明衣の裾の周圍につけたりヱホバのモーセに命したまひしごとし 二七 又アロンとその子等のために織布をもて裏衣を製り 二八 細布をもて頭帽を製り細布をもて美しき頭巾をつくり麻の撚絲をもて褌をつくり 二九 麻の撚絲および靑、紫、紅の絲をもて帶を織なせりヱホバのモーセに命じたまひしごとし 三十 又純金をもて聖冠の前板をつくり印を刻むがごとくにその上にヱホバに聖といふ文字を書つけ 三一 之

に靑紐をつけて之を頭帽の上に結つけたりヱホバのモーセに命じたまひし如し○三二 斯集會の天幕なる幕屋の諸の工事成ぬイスラエルの子孫ヱホバの凡てモーセに命じたまひしごとくに爲て斯おこなへり 三三 人衆幕屋と天幕とその諸の器具をモーセの許に携へいたる即ちその鈎その板その横木その柱その座 三四 赤染の牡羊の皮の蓋、貛の皮の蓋、障蔽の幕 三五 律法の櫃とその杠、贖罪所 三六 案とその諸の器具、供前のパン、三七 純金の燈臺とその盞すなはち陳列る燈盞とその諸の器具ならびにその燈火の油 三八 金の壇、灌膏、香、幕屋の門の幔子 三九 銅の壇、その銅の網とその杠およびその諸の器具洗盤とその臺、四十 庭の幕、その柱とその座、庭の門の幔子その紐とその釘ならびに幕屋に用ふる諸の器具、集會の天幕のために用ふる者 四一 聖所にて職をなすときその供職の衣服即ち祭司の職をなす時に用ふる者なる祭司アロンの聖衣およびその子等の衣服 四二 斯

エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくにイスラエルの子孫その諸の工事をなせり 四三 モーセその一切の工作を見るにエホバの命じたまひしごとくに造りてあり即ち是のごとくに作りてあればモーセ人衆を祝せり

第四十章

一 玆にエホバ、モーセに告て言たまひけるは 二 正月の元日に汝集會の天幕の幕屋を建べし 三 而して汝その中に律法の櫃を置ゑ幕をもてその櫃を障蔽し 四 又案を攜へいり陳設の物を陳設け且燈臺を攜へいりてその燈盞を置うべし 五 汝また金の香壇を律法の櫃の前に置ゑ幔子を幕屋の門に掛け 六 燔祭の壇を集會の天幕の幕屋の門の前に置ゑ 七 洗盤を集會の天幕とその壇の間に置ゑて之に水をいれ 八 庭の周圍に藩籬をたて庭の門に幔子を垂れ 九 而して灌膏をとりて幕屋とその中の一切の物に灌ぎて其とその諸の器具を聖別べし是聖物となるらん 十 汝また燔祭の壇と

その一切の器具に膏をそゝぎてその壇を聖別べし壇は至聖物とならん 十一 又洗盤とその臺に膏をそゝぎて之を聖別め 十二 アロンとその子等を集會の幕屋の門につれきたりて水をもて彼等を洗ひ 十三 アロンに聖衣を着せ彼に膏をそゝぎてこれを聖別め彼をして祭司の職を我になさしむべし 十四 又かれの子等をつれきたりて之に明衣を着せ 十五 その父になせるごとくに之に膏を灌ぎて祭司の職を我になさしむべし彼等の膏そゝがれて祭司たることは代々變らざるべきなり 十六 モーセかく行へり即ちエホバの己に命じたまひし如くに為たり 十七 第二年の正月にいたりてその月の元日に幕屋建ぬ 十八 乃ちモーセ幕屋を建てその座を置ゑその板をたてその横木をさしこみその柱を立て 十九 幕屋の上に天幕を張り天幕の蓋をその上にほどこせりエホバのモーセに命じ給ひし如し 二十 而してかれ律法をとりて櫃に藏め杠を櫃につけ贖罪所を櫃の上に

置すゑ 二一 櫃を幕屋に携へいり障蔽の幕を垂て律法の櫃を隱せりヱホバのモーセに命じたまひしごとし 二二 彼また集會の幕屋において幕屋の北の方にてその幕の外に案を置すゑ 二三 供前のパンをその上にヱホバの前に陳設たりヱホバのモーセに命じたまひし如し 二四 又集會の幕屋において幕屋の南の方に燈臺をおきて案にむかはしめ 二五 燈盞をヱホバの前にかゝげたりヱホバのモーセに命じたまひしごとし 二六 又集會の幕屋においてその幕の前に金の壇を居すゑ 二七 その上に馨しき香を焚りヱホバのモーセに命じたまひしごとし 二八 又幕屋の門に幔子を垂れ 二九 集會の天幕の幕屋の門に燔祭の壇を置すゑその上に燔祭と素祭をさゝげたりヱホバのモーセに命じたまひし如し 三十 又集會の天幕とその壇の間に洗盤をおき其に水をいれて洗ふことの爲にす 三一 モーセアロンおよびその子等其につきて手足を洗ふ 三二 即ち集會の幕屋に入る時または壇に

近づく時に洗ふことをせりヱホバのモーセに命じたまひしごとし 三三 また幕屋と壇の周圍の庭に籬をたて庭の門に幔子を垂ぬ是モーセその工を竣たり 三四 斯て雲集會の天幕を蓋てヱホバの榮光幕屋に充たり 三五 モーセは集會の幕屋にいることを得ざりき是雲その上に止り且ヱホバの榮光幕屋に盈たればなり 三六 雲幕屋の上より昇る時にはイスラエルの子孫途に進めり其途々に凡て然り 三七 然ど雲の昇らざる時にはその昇る日まで途に進むことをせざりき 三八 即ち晝は幕屋の上にヱホバの雲あり夜はその中に火ありイスラエルの家の者皆これを見るその途々すべて然り

利未記

第一章

一 エホバ集會の幕屋よりモーセを呼びこれに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝等の中の人もし家畜の禮物をエホバに供んとせばん牛あるひは羊をとりてその禮物となすべし 三 もし牛の燔祭をもてその禮物になさんとせば全き牡牛を供ふべしすなはち集會の幕屋の門にてこれをエホバの前にその受納たまふやうに供ふべし 四 彼その燔祭とする者の首に手を按べし然ば受納られて彼のために贖罪とならん 五 彼エホバの前にその犢を宰るべし又アロンの子等なる祭司等はその血を携へきたりて集會の幕屋の門なる壇の四圍にその血を灑ぐべし 六 彼またその燔祭の牲の皮を剝ぎこれを切わかつべし 七 祭司アロンの子等壇の上に火を置きその火の上に薪柴を陳べ 八 而してアロンの子等なる祭司等その切はなてる者その首およびその脂

を壇の上なる火の上にある薪の上に陳ぶべし 九 その臓腑と足はこれを水に洗ふべし斯て祭司は一切を壇の上に焼て燔祭となすべし是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり 十 またその禮物もし群の羊あるひは山羊の燔祭たらむ全き牡を供ふべし 十一 彼壇の北の方においてヱホバの前にこれを宰るべしアロンの子等なる祭司等その血を壇の四圍に灑ぐべし 十二 彼また之を切わかちその首とその脂を截とるべし而して祭司これを皆壇の上なる火の上にある薪の上に陳ぶべし 十三 またその臓腑と足はこれを水に洗ひ祭司一切を携へきたりて壇の上に焼べし是を燔祭となす是即ち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり 十四 若また禽を燔祭となしてヱホバに獻るならば山鳩または雛き鴿を携へ來りて禮物となすべし 十五 祭司はこれを壇にたづさへゆきてその首を切やぶりこれを壇の上に焼べしまたその血はこれをしぼりい

だして壇の一方にぬるべし 十六 またその嗉袋とその內の物はこれを除きて壇の東の方なる灰棄處にてこれを棄べし 十七 またその翼は切はなすこと无にこれを割べし而してこれを壇の上にて火の上なる薪柴の上に焼べし是を燔祭となす是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり

第二章

一 人素祭の禮物をエホバに供ふる時は麥粉をもてその禮物となしその上に油をそそぎ又その上に乳香を加へ 二 これをアロンの子等なる祭司等の許に攜へゆくべし斯てまた祭司はその麥粉と油一握をとりその一切の乳香とともに取り之を記念の分となして壇の上に焼べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり 三 素祭の餘はアロンとその子等に歸すべし是はエホバ獻る火祭の一にして至聖物たるなり 四 汝もし爐に焼たる物をもて素祭の禮物となさんとせば麥粉に油を和て作れる無酵菓子か

よび油を抹たる無酵煎餅を用ふべし 五 汝の素祭とする禮物もし鍋に燒たる物ならば麥粉に油を和て酵いれずに作れる者を用ふべし 六 汝これを細に割てその上に油をそゝぐべし是を素祭となすべし 七 汝の素祭とする禮物もし釜に烹たる物ならば麥粉と油をもて作れる者を用ふべし 八 汝これ等の物をもて作れる素祭の物をヱホバに携へいたるべし是を祭司に授さば祭司はこれを壇にたづさへ往き 九 その素祭の中より記念の分をとりて壇の上に焚べし是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり 十 素祭の餘はアロンとその子等に皈すべし是はヱホバにさゝぐる火祭の一にして至聖物たるなり 十一 凡そ汝等がヱホバにたづさへいたる素祭は都て酵いれて作るべからず汝等はヱホバに献る火祭の中に酵または蜜を入て焚べからず 十二 但し初熟の禮物をそなふる時には汝等これをヱホバにそなふべし然ど馨しき香のためにこれを

壇にそなふる事はなすべからず 十三 汝素祭を献るには凡て鹽をもて之に味くべし汝の神の契約の鹽を汝の素祭に缺こと勿れ汝禮物をなすには都て鹽をそなふべし 十四 汝初穗の素祭をヱホバにそなへんとせむ穗を火にやきて殻をさりたる者をもて汝の初穗の禮物にそなふべし 十五 汝また油をその上にほどこし乳香をその上に加ふべし是を素祭となす 十六 祭司はその殻を去たる穀物の中および油の中よりその記念の分を取りその一切の乳香とともにこれを焚べし是すなはちヱホバにさゝぐる火祭なり

第三章

一 人もし酬恩祭の犧牲と獻るに當りて牛をとりて之を献るならば牝牡にかゝはらずその全き者をヱホバの前に供ふべし 二 すなはちその禮物の首に手を按き集會の幕屋の門にこれを宰るべし而してアロンの子等なる祭司等その血を壇の周圍に灑ぐべし 三 彼はまたその酬恩祭の犧牲の中よりして火祭をヱホバに

献べし即ち臓腑を裹むところの脂と臓腑の上の一切の脂 四 および二箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者を取べし 五 而してアロンの子等壇の上において火の上なる薪の上の燔祭の上にこれを焚べし是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり 六 もしまたヱホバに酬恩祭の犠牲を献るにあたりて羊をその禮物となすならば牝牡にかゝはらず其全き者を供ふべし 七 若また羔羊をその禮物となすならば之をヱホバの前に牽來り 八 その禮物の首に手を按きこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍にそゝぐべし 九 彼その酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をヱホバにささぐべし即ちその脂をとりその尾を脊骨より全く斷きりまた臓腑を裹ところの脂と臓腑の上の一切の脂 十 および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の

上に達る者をとるべし十一祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭にしてヱホバにたてまつる食物なり十二もし山羊を禮物となすならばこれをヱホバの前に牽來り十三其の首に手を按きてこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍に灑ぐべし十四彼またその中よりして禮物をとりヱホバに火祭をさゝぐべしすなはち臟腑を裹むところの脂と臟腑の上のすべての脂十五および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩旁にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者をとるべし十六祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭として奉つる食物にして馨しき香たるなり脂はみなヱホバに歸すべし十七汝等は脂と血を食ふべからず是は汝らがその一切の住處において代々永く守るべき例なり

第四章

一ヱホバまたモーセに告て言たまはく二イスラエルの子孫に告ていふべし人もし誤りてヱホバの誡命に違ひて罪を犯しろ

の爲べからざる事の一を行ふことあり 三 また若膏そゝがれし祭司罪を犯して民を罪に陷いるゝごとき事あらバその犯せし罪のために全き犢の若き者を罪祭としてヱホバに獻べし 四 即ちその牡犢を集會の幕屋の門に牽きたりてヱホバの前にいたりその牡犢の首に手を按きその牡犢をヱホバの前に宰るべし 五 かくて膏そゝがれし祭司その牡犢の血をとりてこれを集會の幕屋にたづさへ入り 六 而して祭司指をその血にひたして聖所の前にて障蔽の幕の前にその血を七次そゝぐべし 七 祭司またその血をとりてヱホバの前にて集會の幕屋にある馨香の壇の角にこれを塗べしその牡犢の血は凡てこれを集會の幕屋の門にある燔祭の壇の底下に灌べし 八 またその牡犢の脂をことごとく取て罪祭に用ふべし即ち臟腑を裹むところの脂と臟腑の上の一切の脂 九 および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩旁にある者ならびに肝の上の

網膜の腎の上に達る者を取べし十之を取こと酬恩祭の犠牲の牛より取がごとくすべし而して祭司これを燔祭の壇の上に焚べし十一その牡犢の皮とその一切の肉およびその首と脛と臟腑と糞等十二凡てその牡犢はこれを營の外に携へいだして灰を棄る場なる清淨處にいたり火をもてこれを薪柴の上に焚べし即ち是れ灰棄る處に焚べきなり十三またイスラエルの全會衆過失をなしたるにその事會衆の目にあらはれずして彼等つひにエホバの誡命の爲べからざる者を爲し罪を獲ることあらんに十四もしその犯せし罪あらはれなば會衆の者若き犢を罪祭に献ぐべし即ちこれを集會の幕屋の前に牽いたり十五會衆の長老等エホバの前にてその牡犢の首に手を按きその一人牡犢をエホバの前に宰るべし十六而して膏そゝがれし祭司その牡犢の血を集會の幕屋に携へいり十七祭司指をその血にひたしてエホバの前障蔽の幕の前にこれを七次そゝ

ぐべし 十八 祭司またその血をとりヱホバの前にて集會の幕屋にある壇の角にこれを塗べしその血は凡てこれを集會の幕屋の門にある燔祭の壇の底下に灌べし 十九 またその脂をことごとく取て壇の上に焚べし 二十 すなはち罪祭の牡犢になしたるごとくにこの牡犢にもなし祭司これをもて彼等のために贖罪をなすべし然せば彼等赦されん 二十一 かくして彼その牡犢を營の外にたづさへ出し初の牡犢を焚しごとくにこれを焚べし是すなはち會衆の罪祭なり 二十二 また牧伯たる者罪を犯しその神ヱホバの誡命の爲べからざる者を誤り爲て罪と獲ことあらんに 二十三 若その罪を犯せしことを覺らば牡山羊の全き者を禮物に持きたり 二十四 その山羊の首に手を按き燔祭の牲を宰る場にてヱホバの前にこれを宰るべし是すなはち罪祭なり 二十五 祭司は指をもてその罪祭の牲の血をとり燔祭の壇の角にこれを抹り燔祭の壇の底下にその血を灌ぎ 二十六 酬恩祭の

犠牲の脂のごとくにその脂を壇の上に焚べし斯祭司かれの罪のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん 二七 また國の民の中に誤りて罪を犯しヱホバの誡命の爲べからざる者の一を爲て罪を獲る者あらんに 二八 若その罪を犯せしことを覺らば牝山羊の全き者を牽きたりてその犯せし罪のためにこれを禮物になすべし 二九 即ちその罪祭の牲の首に手を按き燔祭の牲の場にてその罪祭の牲を宰るべし 三十 而して祭司は指をもてその血を取り燔祭の壇の角にこれを抹りその血をこと〴〵くその壇の底下に灌べし 三一 祭司またその酬恩祭の牲より脂をとるごとくにその脂をこと〴〵く取りこれを壇の上に焚てヱホバに馨しき香をたてまつるべし斯祭司かれのために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん 三二 彼もし羔羊を罪祭の禮物に持きたらんとせば牝の全き者を携へきたり 三三 その罪祭の牲の首に手を按き燔祭の牲を宰る場にてこれを宰りて

罪祭となすべし 三四 祭司指をもてその罪祭の牲の血を取り燔祭の壇の角にこれを抹りその血をことごとくその壇の底下に灌ぎ 三五 羔羊の脂を酬恩祭の犠牲より取るごとくにその脂をことごとく取べし而して祭司はエホバにさゝぐる火祭のごとくにこれを壇の上に焚べし斯祭司彼の犯せる罪のために贖をなすべし然せば彼は赦されん

第五章

一 人もし証人として出たる時に誓の声を聴ながらその見たる事またはその知る事を陳ずして罪を犯さばその咎は己の身に帰すべし 二 人もし汚穢たる獣の死体汚穢たる家畜の死体汚穢たる昆蟲の死体など凡て汚穢たる物に捫ることあらばその事を心づかざるもその身は汚れて辜あり 三 もし又心づかずして人の汚穢にふるゝ事あらばその人の汚穢は如何なる汚穢にもあれその之を知るにいたる時は辜あり 四 人もし心づかずして誓を發

し妄に口をもて惡をなさんと言ひ善をなさんと言はゞその人の誓を發して妄に言ふところ如何なる事にもあれそのことを知るにいたる時は此等の一において辜あり 五 若これらの一において辜ある時は某の事において罪を犯せりと言あらはし 六 その愆のためそのおかせし罪のために羊の牝なる者すなはち羔羊あるひは牝山羊をエホバにたづさへ來りて罪祭となすべし斯て祭司は彼の罪のために贖罪をなすべし 七 もし羔羊にまで手のとゞかざる時は鳩二羽か雛鴿二羽をその犯せし愆のためにエホバに持きたり一を罪祭にもちひ一を燔祭に用ふべし 八 即ちこれを祭司にたづさへ往べし祭司はその罪祭の者を先にさゝぐべし即ちその首を頸の根より切やぶるべし但しこれを切はなすべからず 九 而してその罪祭の者の血を壇の一方にそゝぎその餘の血をば壇の底下にしぼり出すべし是を罪祭となす 十 またその次のは慣例の

ごとくに燔祭にさゝぐべし斯祭司彼が犯せし罪のために贖をなすべし然せば彼は赦されん十一もし二羽の鳲鳩か二羽の雛き鴿までに手のとゞかざる時はその罪ある者麥粉一エパの十分一を禮物にもちきたりてこれを罪祭となすべしその上に膏をおくべからず又その上に乳香を加ふべからず是は罪祭なればなり十二彼祭司の許にこれを携へゆくべし祭司はこれを一握とりて記念の分となし壇の上にてヱホバの火祭の上にてこれを焚べし是を罪祭となすべし十三斯祭司は彼が是等の一を犯して獲たる罪のために贖をなすべし然せば彼は赦されんその殘餘は素祭とひとしく祭司に歸すべし○十四ヱホバモーセに告て言たまはく十五人もし過失を爲し知ずしてヱホバの聖物を干して罪を獲ことあらば汝の估價に依り聖所のシケルにしたがひて數シケルの銀にあたる全き牡羊を群の中よりとりその愆のためにこれをヱホバに攜へきたりて愆

祭となすべし十六而してその聖物を干して獲たる罪のために償を
なしまた之が五分の一をくはへて祭司に付すべし祭司はその愆
祭の牡羊をもて彼のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん
十七人もし罪を犯しヱホバの誡命の爲べからざる者の一を爲すあ
とあらむ假令これを知ざるも尙罪ありその罪を任べきなり十八卽
ち汝の估價にしたがひて群の中より全き牡羊をとり愆祭となし
てこれを祭司にたづさへいたるべし祭司は彼が知ずして誤りし
過誤のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん十九是を愆祭と
なすその人は誠にヱホバに罪を獲たり

第六章

一ヱホバまたモーセに告て言たまはく二人もしヱホバに
むかひて不信をなして罪を獲ることあり卽ち人の物をあづかり又
は質にとり又は奪ひおきて然ることあらずと言ひ或は人を虐る事
を爲し三或は人の落せし物を拾ひおきて然ることなしと言ひ僞り

て誓ふことを爲す等凡て人の爲て罪を獲るところの事を一にても行はば 四 是罪を犯して身に罪ある者なればその奪し物その虐げて取たる物その預りし物その拾ひとりし物 五 および凡てその僞り誓し物を還すべし即ちその原物を還しその上に五分の一をこれに加へその愆祭をささぐる日にこれをその本主に付すべし 六 彼その愆祭をヱホバに攜へきたるべし即ち汝の估價にしたがひその愆のため群の中より全き牡羊をとりて祭司にいたるべし 七 祭司はヱホバの前において彼のために贖罪をなすべし然せば彼はその中のいづれを行ひて愆を獲るもゆるさるべし 八 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 九 アロンとその子等に命じて言へ燔祭の例は是のごとし此燔祭は壇の上なる爐の上に旦まで終夜あらしむべし即ち壇の火をしてこれと共に燃つゞけあらしむべきなり 十 祭司は麻の衣服を着て麻の褌をその肉に纏ひ壇の上に

て火にやけたる燔祭の灰を取て壇の旁に置き 十一 而してその衣服を脱ぎ他の衣服をつけてその灰を營の外に携へいだし清淨地にもちゆくべし 十二 壇の上の火をたえず燃しむべし熄しむべからず祭司は朝ごとに薪柴をその上に燃し燔祭の物をその上に陳べまた酬恩祭の脂をその上に焚べし 十三 火はつねに壇の上にたえず燃しむべし熄しむべからず○ 十四 素祭の例は是のごとしアロンの子等これをヱホバの前すなはち壇の前にさゝぐべし 十五 即ち素祭のの麥粉とその膏を一握とりまた素祭の上の乳香をことごとく取て之を壇の上に焚き馨しき香となし記念の分となしてヱホバにたてまつるべし 十六 その遺餘はアロンとその子等これを食ふべし即ち酵をいれずして之を聖所に食ふべし集會の幕屋の庭にて之を食ふべきなり 十七 之を酵いれて燒べからず我わが火祭の中より我これを彼等にあたへてその分となさしむ是は罪祭と愆祭のごと

くは至聖し 十八 アロンの子等の男たる者はみな之を食ふことを得べし是はエホバにたてまつる火祭の例にして汝等が代々永くまもるべき者なり凡てこれに觸る者は聖なるべし○ 十九 エホバモーセに告て言たまはく 二十 アロンとその子等が膏そゝがるゝ日にエホバにさゝぐべき禮物は是のごとし麥粉一エパの十分の一を素祭となして恒に献ぐべし即ちその半を朝にその半を夕にさゝぐべし 二一 是は鍋の内に油をもて作りその燒たる時は汝これを擕へきたるべし即ちこれを幾個にも劈て素祭となしエホバに献げて馨しき香となさしむべし 二二 アロンの子等の中膏そゝがれて彼に繼で祭司となる者はこれを献ぐべし斯はエホバに對して永く守るべき例なり是は全く焚つくすべし 二三 凡て祭司の素祭はみな全く焚つくすべし食ふべからざるなり○ 二四 エホバまたモーセに告て言たまはく 二五 アロンとその子等に告ていふべし罪祭の例は

是のごとし燔祭の牲を宰る場にて罪祭の牲をヱホバの前に宰るべし是れ至聖物なり 二六 罪のために之をさゝぐるところの祭司これを食ふべし即ち集會の幕屋の庭において聖所に之を食ふべし 二七 凡てその肉に觸る者は聖なるべしその血もし衣服に灑ぎかゝることあらむその灑ぎかゝりたる者を聖所に洗ふべし 二八 またこれを煑たる土瓦の器皿は碎くべし若これを煑たる者銅の鍋ならば水をもてこれを磨き洗ふべし 二九 祭司等の中の男たる者は皆これを食ふことを得べし是れ至聖し 三十 然どその血を集會の幕屋にたづさへいりて聖所にて贖罪をなしたる罪祭は之を食ふべからず火をもてこれを焚べし

第七章

一 また愆祭の例は是のごとし是れ至聖者なり 二 燔祭を宰る場にて愆祭を宰るべし而して祭司その血を壇の四周にそゝぎ 三 その脂をことごとく獻ぐべし即ちその脂の尾その臟腑を裹む

ところの諸の脂四兩個の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者およ
び肝の上の網膜の腎の上におよべる者を取り五祭司これを壇の上に焚てエホバに火祭とすべし之を愆祭となす六祭司等の中の男たる者はみな之を食ふことを得是は聖所に食ふべし至聖者なり七罪祭も愆祭もその例は一にして異ならずこれは贖罪をなすところの祭司に歸すべし八人の燔祭をささぐるところの祭司その祭司はその獻ぐる燔祭の牲の皮を自己に得べし九凡て爐に燒たる素祭の物および凡て釜と鍋にて製へたる者はこれを獻ぐるところの祭司に歸すべし十凡そ素祭は油を和たる者も乾たる者もみなアロンの諸の子等に均く歸すべし○十一エホバに獻ぐべき酬恩祭の儀牲の例は是のごとし十二若これを感謝のために獻るならば油を和たる無酵菓子と油をぬりたる無酵煎餅および麥粉に油をまぜて燒たる菓子をその感謝の儀牲にあはせて獻べし十三その

菓子の外にまた有酵パンを酬恩祭なる感謝の犠牲にあはせてその禮物に供ふべし 十四 即ちその全体の禮物の中より一箇宛を取りエホバにさゝげて擧祭となすべし是は酬恩祭の血を灑ぐところの祭司に歸すべきなり 十五 感謝のために獻ぐる酬恩祭の犠牲の肉はこれを獻ぐるその日の中に食ふべし少しにても翌朝まで存しおくまじきなり 十六 その犠牲の禮物もし願還あるひは自意の禮物ならばその犠牲をさゝげし日にこれを食ふべしその殘餘はまた明日これを食ふことを得るなり 十七 但しその犠牲の肉の殘餘は第三日にいたらば火に焚べし 十八 若その酬恩祭の犠牲の肉を第三日に少しにても食ふことをなさば其は受納られずまた禮物と算へらるゝことなくして反て憎むべき者となるらん是を食ふ者はその罪を任べし 十九 その肉もし汚穢たる物にふるゝ事あらば食ふべからず火に焚べしその肉は浄き者みな之を食ふことを得るなり 二十 若その身に

汚穢ある人ヱホバに屬する酬恩祭の犧牲の肉を食はゞその人はその民の中より絶るべし 二一 また人もし人の汚穢あるひは汚たる獸畜あるひは忌はしき汚たる物等都て汚穢に觸ることありながらヱホバに屬する酬恩祭の犧牲の肉を食はゞその人はその民の中より絶るべし○ 二二 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二三 イスラエルの子孫に告て言べし牛羊山羊の脂は都て汝等食ふべからず 二四 自ら死たる獸畜の脂および裂ころされし獸畜の脂は諸般の事に用ふるを得れどもこれを食ふことは絶てなすべからず 二五 人のヱホバに火祭として献るところの牲畜の脂は誰もこれを食ふべからず之を食ふ人はその民の中より絶るべし 二六 また汝等はその一切の住處において鳥獸の血を決して食ふべからず 二七 何の血によらずこれを食ふ人あればその人は皆民の中より絶るべし○ 二八 ヱホバモーセに告て言たまはく 二九 イスラエルの子孫に告

て言べし酬恩祭の犠牲をヱホバに献ぐる者はその酬恩祭の犠牲の中よりその禮物を取てヱホバにたづさへ來るべし 三十 ヱホバの火祭はその人手づからこれを携へきたるべし即ちその脂と胸とをたづさへ來りその胸をヱホバの前に搖て搖祭となすべし 三一 而して祭司はその脂を壇の上に焚べしその胸はアロンとその子等に歸すべし 三二 汝等はその酬恩祭の犠牲の右の腿を擧祭となして祭司に與ふべし 三三 アロンの子等の中酬恩祭の血と脂とを献ぐる者その右の腿を得て自己の分となすべし 三四 我イスラエルの子孫の酬恩祭の犠牲の中よりその搖る胸と擧たる腿をとりてこれを祭司アロンとその子等に與ふ是はイスラエルの子孫の中に永く行はるべき例の典なり 三五 是はヱホバの火祭の中よりアロンに歸する分またその子等に歸する分なり彼等を立てヱホバに祭司の職をなさしむる日に斯定めらる 三六 すなはち是は彼等に膏をそそぐ日に

エホバが命をくだしてイスラエルの子孫の中より彼等に歸せしめたまふ者にて代々永くまもるべき例典たるなり 三七 是すなはち燔祭素祭罪祭愆祭任職祭酬恩祭の犠牲の法なり 三八 エホバ シナイの野においてイスラエルの子孫にその禮物をエホバに供ふることを命じたまひし日に是をシナイ山にてモーセに命じたまひしなり

第八章

一 エホバ モーセに告て言たまはく 二 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり 三 また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ 四 モーセすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆の集會の幕屋の門に集りぬ 五 モーセ會衆にむかひて言ふ エホバの爲せと命じたまへる事は斯のごとしと 六 而してモーセ アロンとその子等を携きたり水をもて彼等を洗ひ潔め 七 アロンに

裏衣を着せ帯をおびしめ明衣を纏はせエポデを着しめエポデの帯を之に帯しめこれをもてエポデをその身に結つけ 八 また胸牌をこれに着させその胸牌にウリムとトンミムをつけ 九 その首に頭帽をかむらしめその頭帽の上すなはちその額に金の板の聖前板をつけたりエホバのモーセに命じたまひし如し 十 モーセまた灌膏をとり幕屋とその中の一切の物に灌ぎて之を聖別め 十一 且これを七度壇にそそぎ壇とその諸の器具および洗盤とその臺に膏そそぎてこれを聖別め 十二 また灌膏をアロンの首にそそぎ之に膏そそぎて聖別たり 十三 モーセまたアロンの子等をつれきたりて裏衣をこれに着せ帯をこれに帯しめ頭巾をこれに蒙らせたりエホバのモーセに命じたまひし如くなり 十四 また罪祭の牡牛を牽きたりてアロンとその子等その罪祭の牡牛の頭に手を按り 十五 斯てこれを殺してモーセその血をとり指をもてその血を壇の四周の

角につけて壇を潔淨しまた壇の底下にその血を灌ぎて之を聖別め之がために贖をなせり 十六 モーセまたその臟腑の上の一切の脂肝の上の網膜および兩箇の腎とその脂をとりて之を壇の上に焚り 十七 但しその牡牛その皮その肉およびその糞は營の外にて火にて焚りエホバのモーセに命じたまひし如し 十八 また燔祭の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按たり 十九 斯てこれを宰してモーセその血を壇の周圍に灑げり 二十 而してモーセその牡羊を切さきその頭と肉塊と脂とを焚り 二十一 また水をもてその臟腑と脛を洗ひてモーセその牡羊をことごとく壇の上に焚り是は馨しき香のためにさゝぐる燔祭にしてエホバにたてまつる火祭たるなりエホバのモーセに命じたまひし如し 二十二 また他の牡羊すなはち任職の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按り 二十三 斯てこれを殺してモーセその血をとりてこれをア

ロンの右の耳の端とその右の手の大指と右の足の拇指につけ 二四 またアロンの子等をつれきたりてその右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指にその血をつけたり而してモーセその血を壇の周圍に灑げり 二五 彼またその脂と脂の尾および臟腑の上の一切の脂と肝の上の網膜ならびに兩箇の腎とその脂とその右の腿とを取り 二六 またエホバの前なる無酵パンの筐の中より無酵菓子一箇と油ぬりたるパンの菓子一箇と煎餅一箇を取り是等をその脂の上とその右の腿の上に載せ 二七 是を凡てアロンの手とその子等の手に授け之をエホバの前に搖て搖祭となさしめたり 二八 而してモーセまた之を彼等の手より取り壇の上にて燔祭の上にてこれを焚り是は馨しき香のためにたてまつる任職祭にしてエホバにさゝぐる火祭なり 二九 斯てモーセその胸をとりエホバの前にこれを搖て搖祭となせり任職の牡羊の中是はモーセの分に歸する者な

りヱホバのモーセに命じたまひし如し 三十 而してモーセ灌膏と壇の上の血をとりて之をアロンとその衣服に灑ぎまたその子等とその子等の衣服にそゝぎアロンとその衣服およびその子等とその子等の衣服を聖別たり 三一 斯てモーセまたアロンとその子等に言けるは集會の幕屋の門にて汝等その肉を煮よ而して任職祭の筐の内にあるパンと偕にこれを其處に食へ是はアロンとその子等これを食ふべしと我に命ありしにしたがふなり 三二 その肉とパンの餘れる者は汝等これを火に焚べし 三三 汝等はその任職祭の竟る日まで七日が間は集會の幕屋の門口より出べからず其は汝等の任職は七日にわたればなり 三四 今日行ひて汝等のために罪をおぎなふが如くにヱホバ斯せよと命じたまふなり 三五 汝等は集會の幕屋の門口に七日の間日夜居てヱホバの命令を守れ然せば汝等死る事なからん我かく命ぜられたるなり 三六 すなはちアロンとそ

の子等はエホバのモーセによりて命じたまひし事等を盡く爲り
第九章
一 斯て第八日にいたりてモーセ、アロンとその子等および
イスラエルの長老等を呼 二 而してアロンに言けるは汝若き牡犢を
の全き者を罪祭のために取りまた牡羊の全き者を燔祭のためにと
取りてこれをエホバの前に獻ぐべし 三 汝イスラエルの子孫に告
て言べし汝等牡山羊を罪祭のために取りまた犢牛と羔羊の當歳
にして全き者を燔祭のために取きたれ 四 また酬恩祭のためにエ
ホバの前に供ふる牡牛と牡羊を取り且油を和たる素祭をとりき
たるべしエホバ今日汝等に顯れたまふべければなり 五 是に於て
モーセの命ぜし物を集會の幕屋の前に攜へ來り會衆みな進より
てエホバの前に立ければ 六 モーセ言ふエホバの汝等に爲と命じ
たまへる者はすなはち是なり斯せばエホバの榮光汝等にあらはれ
きん 七 モーセすなはちアロンに言けるは汝壇に往き汝の罪祭と

汝の燔祭を獻げて己のためと民のために贖罪を爲しまた民の禮物を獻げて之がために贖罪となし凡てヱホバの命じたまひし如くせよ 八 是に於てアロン壇に往き自己のためにする罪祭の犢を宰れり 九 しかしてアロンの子等その血をアロンの許にたづさへ來りければアロン指をその血にひたして之を壇の角につけその血を壇の底下に灌ぎ 十 また罪祭の牲の脂と腎と肝の上の網膜を壇の上に焼り凡てヱホバのモーセに命じたまひし如し 十一 またその肉と皮は營の外にて火に焚り 十二 アロンまた燔祭の牲を宰りしがその子等これが血を自己の許に携へきたりければ之を壇の周圍に灌げり 十三 彼等また燔祭の牲すなはちその肉塊と頭をこれに持きたりければ彼壇の上にこれを焚き 十四 また彼臟腑と脛を洗ひ壇の上にて之を燔祭の上に焚り 十五 彼また民の禮物を攜へきたれり即ち民のためにする罪祭の山羊を取て之を宰り前のごとく

に之を獻げて罪祭となし 十六 また燔祭の牲を牽きたりて定例のごとくに之をささげたり 十七 また素祭を擕へきたりてその中より一握をとり朝の燔祭にくはへてこれを壇の上に焚り 十八 アロンまた民のためにする酬恩祭の犧牲なる牡牛と牡羊を宰りしがその子等その血を己にもちきたりければ之を壇の周圍に灑げり 十九 彼等またその牡牛と牡羊の脂およびその脂の尾と臟腑を裹む者と腎と肝の上の網膜とを擕へきたれり 二十 即ち彼等その脂をその胸の上に載きたりけるにアロンその脂を壇に焚り 廿一 その胸と右の腿はアロンこれをヱホバの前に搖て搖祭となせり凡てモーセの命じたる如し 廿二 アロン民にむかひて手を擧てこれを祝し罪祭燔祭酬恩祭を献ることを畢て下り 廿三 モーセとアロン集會の幕屋にいり出きたりて民を祝せり斯てヱホバの榮光總體の民に顯れ 廿四 火ヱホバの前より出て壇の上の燔祭と脂を燬つくせり民

てれを見て聲をあげ俯伏ぬ

第十章

一 玆にアロンの子等なるナダブとアビウともにその火盤をとりて火をこれにいれ香をその上に盛て異火をヱホバの前に獻げたり是はヱホバの命じたまひし者にあらざりしかば 二 火ヱホバより出て彼等を爕ほろぼせりすなはち彼等はヱホバの前に死うせぬ 三 モーセ、アロンに言けるはヱホバの宣ふところ是のごとし云く我は我に近づく者等の中に我の聖きことを顯はし又全躰の民の前に榮光を示さんアロンは默然たりき 四 モーセかくてアロンの叔父ウジエルの子等なるミサエルとエルザパンを呼び汝等進みよりて聖所の前より汝等の兄弟等を營の外に携へ出せとこれにいひければ 五 すなはち進みよりて彼等を裏衣のまゝに營の外に携へ出しモーセの言るごとくせり 六 モーセまたアロンおよびその子エレアザルとイタマルにいひけるは汝らの頭を

露すなかれまた汝らの衣を裂なかれ恐くは汝等死んまた震怒全躰の民におよぶならん但汝等の兄弟たるイスラエルの全家エホバのかく火をもて燬ほろぼしたまひし事を哀くべし 七 汝等はまた集會の幕屋の門より出べからず恐くは汝等死ん其はエホバの灌膏汝らの上にあればなりと彼等モーセの言のごとくに為り〇 八 茲にエホバアロンに告て言たまはく 九 汝も汝の子等も集會の幕屋にいる時には葡萄酒と濃酒を飲なかれ恐くは汝等死ん是は汝らが代々永く守るべき例たるべし 十 斯するは汝等が物の聖と世間なるとを分ち汚たると潔淨とを分つことを得んため 十一 又エホバのモーセによりて告たまひし一切の法度をイスラエルの子孫に教ふることを得んがためなり〇 十二 モーセまたアロンおよびその遺れる子エレアザルとイタマルに言けるは汝等エホバの火祭の中より素祭の遺餘を取り酵をいれずして之を壇の側に食へ

是は至聖物なり 十三 是はエホバの火祭の中より汝に歸する者また汝の子等に歸する者なれば汝等これを聖所にて食ふべし我かく命ぜられたるなり 十四 また搖る胸と擧たる腿は汝および汝の男子と女子これを淨處にて食ふべし是はイスラエルの子孫の酬恩祭の中より汝の分と汝の子等の分に與へらるゝ者なればなり 十五 彼等その擧るところの腿と搖ところの胸を火祭の脂とゝもに持きたりてこれをエホバの前に搖て搖祭となすべし其は汝と汝の子等に歸すべし是は永く守るべき例にしてエホバの命じたまふ者なり 十六 斯てモーセ罪祭の山羊を尋ね索めけるに既にこれを燬たりしかばアロンの遺れる子等エレアザルとイタマルにむかひてモーセ怒を發し言けるは 十七 罪祭の牲は至聖なるに汝等なんぞ之を聖所にて食ざりしや是は汝等をして會衆の罪を任て彼等のためにエホバのまへに贖をなさしめんとて汝等に賜ふ者たるなり 十八

觀よその血はまだこれを聖所に携へいることをせざりきこの物は我が命ぜしごとくに汝等これを聖所にて食ふべかりしなり 十九 アロン モーセに言けるは今日彼等その罪祭と燔祭をヱホバの前に献げしが斯る事我身に臨めり今日もし我罪祭の牲を食はゞヱホバこれを善と觀たまふや 二十 モーセこれを聽て善とせり

第十一章

一 ヱホバ モーセとアロンに告てこれに言たまはく 二 イスラエルの子孫に告て言へ地の諸の獸畜の中汝らが食ふべき獸者は是なり 三 凡て獸畜の中蹄の分たる者すなはち蹄の全く分たる反芻者は汝等これを食ふべし 四 但し反芻者と蹄の分たる者の中汝等の食ふべからざる者は是なり即ち駱駝是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり 五 山鼠是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり 六 兎是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり 七 猪是は蹄あひ分れ蹄まつたく分るれど

も反芻ことをせざれば汝等には汚たる者なり 八 汝等是等の者の肉を食ふべからずまたその死躰にさはるべからず是等は汝等には汚たる者なり○ 九 水にある諸の族の中汝等の食ふべき者は是なり凡て水の中にをり海河に居る者にして翅と鱗ある者は汝等これを食ふべし 十 凡て水に動く者凡て水に生る者即ち凡て海河にある者にして翅と鱗なき者は是汝等には忌はしき者なり 十一 是等は汝等には忌はしき者なり汝等その肉を食ふべからずまたその死躰をば忌しき者となすべし 十二 凡て水にありて翅も鱗もなき者は汝等には忌しき者たるべし○ 十三 鳥の中に汝等が忌しとすべき者は是なり是をば食ふべからず是は忌しき者なり即ち鵰黄鷹鳶 十四 鶻鷹の類 十五 諸の鴉の類 十六 駝鳥梟鷗雀鷹の類 十七 鸕鷀鷺 十八 白鳥鵜鸛大鷹 十九 鶴鵝鶚の類戴勝および蝙蝠○ 二十 また凡て羽翼のありて四肥にあるくところの昆蟲は汝等には忌はしき者なり 二十一 但し

羽翼のありて四爬にあるく諸の昆蟲の中その足に飛脚のありて地に飛ぶものは汝等これを食ふことを得べし 二二 即ちその中蝗蟲の類大蝗の類小蝗の類蟋蟀の類を汝等食ふことを得べし 二三 凡て羽翼ありて四爬にあるくところの昆蟲はみな汝等には忌はしき者たるなり 二四 これ等はなんぢらを汚すなり凡て是等の者の死躰を捫る者は晩まで汚るべし 二五 凡てその死體を身に擕ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり 二六 凡そ蹄の分れたる獸畜の中その蹄の全く分きざる者あるひは反芻ことをせざる者の死體は汝等には汚穢たるべし凡てこれを捫る者は汚るべし 二七 四足にてあるく諸の獸畜の中その掌底にて歩む者は皆汝等には汚穢たるべしその死骸に捫る者は晩まで汚るべし 二八 その死體を身に擕ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり是等は汝等には汚たる者なり○ 二九 地に匍ところの匍行者の中

汝等に汚穢となる者は是なり即ち鼬鼠、鼯鼠、大蜥蜴の類 三十 蛤蚧、龍子、守宮、蛇醫、蝘蜓 三一 諸の匍者の中是等は汝等には汚穢たるなり凡てその死たるに捫る者は晩まで汚るべし 三二 是等の者の死て上に墜たる物は何にもあれ汚るべし木の器具にもあれ衣服にもあれ皮革にもあれ嚢袋にもあれ凡そ事に用ふる器は皆これを水にいるべし是は晩まで汚穢ん斯せば是は清まるべし 三三 また是等の中の者瓦の器におつればその内にある者みな汚るべし汝らその器を毀つべきなり 三四 また水の入たる食ふべき食物も是等によりて汚るべく諸般の器にある飲べき飲物も是等に由て汚るべし 三五 是等の者の死體物の上に墮ればその物都て汚るべし爐にもあれ土鍋にもあれ之を毀つべきなり是は汚れて汝等には汚れたる者となればなり 三六 然ど泉水あるひは塘池水の瀦は汚ること無し唯その死體に觸る者汚るべし 三七 是等の者の死體は播べき種の上にお

墮るも其は汚るゝことなし 三八 然ど種の上に水のかゝれる時にその死體上に墮なば其は汝等には汚たるべし 三九 汝等が食ふところの獸畜の死たる時はその死體に觸る者は晩まで汚るべし 四十 その死體を食ふ者はその衣服を濯ふべし其身は晩まで汚るゝなりその死體を擔ふ者もその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり 四一 地の上に匍ところの諸の匍行物は忌べき者なり食ふべからず 四二 即ち地に匍ところの諸の匍行物の中凡て腹ばひ行く者四足にて歩く者ならびに多の足を有つ者是等をば汝等食ふべからず是等は忌べき者たるなり 四三 汝等は匍ところの匍行物のためにその身を忌しき者にするなかれ是等をもてその身を汚すなかれ又是等に汚さるゝなかれ 四四 我は汝等の神ヱホバなれば汝等その身を聖潔せよ然ば汝等聖者とならん我聖ければなり汝等は必ず地に匍ところの匍行者をもてその身を汚すことをせざれ 四五 我は

汝等の神とならんとて汝等をエジプトの國より導きいだせしエホバなり我聖ければ汝等聖潔なるべし 四六 是すなはち獸畜と鳥と水に動く諸の生物と地に匍ふ諸の匍行物とにかゝはるところの例にして 四七 汚たる者と潔き者とを分ち食るゝ生物と食れざる生物とを分つ者なり

第十二章

一 エホバまたモーセに告て曰たまはく 二 イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を生ば七日汚るべし卽ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり 三 また第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし 四 その婦は尙その成潔の血に三十三日を歷べしその成潔の日の滿るまでは聖物にさはるべからず聖所にいるべからず 五 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を經べきなり 六 而してその男子あるひは女子につきての成潔の日滿なば燔祭の爲に歳當

の羔羊を取り罪祭のために雛き鴿あるひは鳲鳩を取てこれを集會の幕屋の門に攜へきたり祭司にいたるべし 七 祭司は之をヱホバの前にさゝげてその婦女のために贖罪をなすべし然せばその出血の穢潔まるべし是すなはち男子または女子を生る婦女にかゝはるところの例なり 八 その婦女もし羔羊にまで手の屆かざる時は鳲鳩二羽か又は雛き鴿二羽を攜へきたるべし是一は燔祭のため一は罪祭のためなり祭司これがために贖罪をなすべし然せば婦人は潔まるべし

第十三章

一 ヱホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 二 人その身の皮に腫あるひは癬あるひは光る處ありてこれがその身の皮にあること癩病の患處のごとくならばその人を祭司アロンまたは祭司たるアロンの子等に攜へいたるべし 三 また祭司は肉の皮のその患處を觀べしその患處の毛もし白くなり且その患處身

の皮よりも深く見えなば是癩病の患處なり祭司かれを見て汚たる者となすべし 四 もし又その身の皮の光る處白くありて皮よりも深く見えずまたその毛も白くならずば祭司その患處ある人を七日の間禁鎖おき 五 第七日にまた祭司之を觀べし若その患處變ることなくまたその患處皮に蔓延ることなくば祭司またその人を七日の間禁鎖おき 六 第七日にいたりて祭司ふたゝびその人を觀べしその患處もし薄らぎまたその患處皮に蔓延らずば祭司これを潔者となすべし是は癬なりその人は衣服を洗ふべし然せば潔くならん 七 然どその人祭司に觀られて潔き者となりたる後にいたりてその癬皮に廣く蔓延らば再び祭司にその身を見すべし 八 祭司これを觀てその癬皮に蔓延るを見ば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病なり○ 九 人もしその身に癩病の患處あらば祭司の所にこれを攜ゆくべし 十 祭司これを觀るにその皮に腫白くし

てその毛も白くなり且その腫に爛肉の見ゆるあらば 十一 是舊き癩病のその身の皮にあるなれば祭司これを汚たる者となすべしその人は汚たる者なればこれを禁錮るにおよばず 十二 若また癩病大にその皮に發しその患處ある者の皮に遍く滿て首より足まで凡て祭司の見るところにおよばゞ 十三 祭司これを視若その身に遍く癩病の滿たるを見ばその患處ある者を潔き者となすべし其人は全く白くなりたれば潔きなり 十四 然どもし爛肉その人に顯るゝ時は汚たる者なり 十五 祭司爛肉を視ばその人を汚たる者となすべし爛肉は汚たる者なり是すなはち癩病たり 十六 若またその爛肉變て白くならばその人は祭司に詣るべし 十七 祭司これを視るにその患處もし白くなりをらば祭司その患處ある者を潔き者となすべし其人は潔きなり○ 十八 また肉の皮に瘍ありしに愈てその瘍の地方に白き腫おこり又は白くして微紅き光る處おこるありて

之を祭司に見することあらんに 二十 祭司これを視るに皮よりも卑く見てその毛白くなりをらば祭司その人を汚たる者となすべし其れ瘍瘡より起りし癩病の患處たるなり 二一 然ど祭司これを觀るに其處に白き毛あらずまた皮よりも卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁鎖おくべし 二二 而してもし大に皮に蔓延らば祭司その人を汚たる者となすべし是その患處なり 二三 然どその光る處もしその所に止りて蔓延ずば是れ瘍瘡の痕跡なり祭司その人を潔き者となすべし 二四 また肉の皮に火傷あらんにその火傷の跡もし微紅くして白く又は只白くして光る處とならば 二五 祭司これを視べし若その光る處の毛白くなりてその處皮よりも深く見なば是火傷より起りし癩病なれば祭司その人を汚たる者となすべし是れ癩病の患處たるなり 二六 然ど祭司これを視るにその光る處に白き毛あらずまたその處皮よりも卑からずして却て薄ら

ぎをらば祭司その人を七日の間禁鎖おき 二七 第七日に祭司これを觀べしもし大に皮に蔓延りをらば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處なり 二八 もしその光る處その所に止り皮に蔓延らずして却て薄らぎをらば是火傷の腫なり祭司その人を潔き者となすべし其は是火傷の痕跡なればなり○ 二九 男あるひは女もし頭または鬚に患處あらば 三〇 祭司その患處を觀べし若皮よりも深く見えまた其處に黃なる細き毛あらば祭司その人を汚れたる者となすべし其は瘡にして頭または鬚にある癩病なり 三一 若また祭司その瘡の患處を觀に皮よりも深からずしてまた其處に黑き毛あること無ば祭司その瘡の患處ある者を七日の間禁鎖おき 三二 第七日に祭司その患處を觀べしその瘡もし蔓延ずまた其處に黃なる毛あらずして皮よりもその瘡深く見ずば 三三 その人は剃ことをなすべし但しその瘡の上は剃べからず祭司其瘡ある者を尚ま

た七日の間禁鎖おき 三四 第七日に祭司またその瘡を觀べし若その瘡皮に蔓延ずまた皮よりも深く見ずば祭司その人を潔き者となすべしその人はまたその衣服をあらふべし然せば潔くならん 三五 若その潔き者となりし後にいたりてその瘡大に皮に蔓延りなば 三六 祭司その人を觀べし若その瘡皮に蔓延らば祭司は黃なる毛を尋るにおよばずその人は汚たる者なり 三七 然ど若その瘡止たるごとくに見えて黑き毛其處に生ずるあらばその瘡痊たる者にてその人は潔し祭司その人を潔き者となすべし○ 三八 また男あるひは女その身の皮に光る處すなはち白き光る處あらば 三九 祭司これを觀べし若その身の皮の光る處薄白ならば是白斑その皮に生じたるなればその人は潔し 四十 人もしその髮毛頭より脫おつるあるも禿なれば潔し 四一 人もしその面に近き處の頭の毛脫おつるあるも額は禿たるなれば潔し 四二 然ども若その禿頭または禿額に白

く微紅き患處あらむ是その禿頭または禿額に癩病の發したるなり 四三 祭司なれを觀べし若その禿頭あるひは禿額の患處の腫白くして微紅くあり身の肉に癩病のあらはるゝごとくならむ 四四 是癩病人にして汚たる者なり祭司その人をもて全く汚たる者となすべしその患處その頭にあるなり 四五 癩病の患處ある者はその衣服を裂きその頭を露しその口に蓋をあてゝ居り汚たる者汚たる者とみづから稱ふべし 四六 その患處の身にある日の間は恒に汚たる者たるべしその人は汚たる者なれば人に離きて居るべし卽ち營の外に住居をなすべきなり〇 四七 若また衣服に癩病の患處起るあらん時は毛の衣にもあれ麻の衣にもあれ 四八 又麻あるひは毛の經線にあるにもせよ緯線にあるにもせよ皮革にあるにもあれ又凡て皮革にて造れる物にあるにもあれ 四九 若その衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に有

ところの患處青くあるか又ハ赤くあらバ是癩病の患處なり之を祭司に見すべし 五十 祭司ハその患處を視その患處ある物を七日の間禁鎖おき 五一 第七日にその患處を視べし若その衣服あるひハ經線あるひハ緯線あるひハ毛あるひハ皮革あるひハ凡て皮革にて造れる物にあるところの患處蔓延ならバ是惡き癩病にしてその物ハ汚たる者なり 五二 彼その患處あるところの衣服毛またハ麻の經線緯線あるひハ凡て皮革にて造れる物を燬べし是ハ惡き癩病なりその物を火に燒べし 五三 然ど祭司これを視に患處もしその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に蔓延ずバ 五四 祭司命じてその患處ある物を濯ハせ尙七日の間これを禁鎖れど 五五 而して祭司その濯ひし患處を觀べし患處もし色の變るなくバ患處の蔓延ことあらざるも是は汚たる者なり汝これを火に燬べし是は表面にあるも裏面にあるも共に腐蝕の陷な

り 五六 然ど濯たる後に祭司これを觀るにその患處薄らぎたらばその衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線より患處を切とるべし 五七 然るに尚またその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に患處のあらはるゝあらば是再發なり汝その患處ある物を火に燒べし 五八 また汝が濯ふところの衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物よりして若その患處脫さらば再びこれを濯ふべし然せば潔し 五九 是すなはち毛または麻の衣服および經線緯線ならびに凡て皮革にて造りたる物に起れる癩病の患處をしらべて潔と汚たるとを定むるところの條例なり

第十四章

一 ヱホバ、モーセに告て言たまはく 二 癩病人の潔めらるる日の定例は是のごとし即ちその人を祭司の許に携へゆくべし 三 先祭司營より出ゆきて觀祭司もし癩病人の身にありし癩病の

患處の痊たるを見ば 四 祭司その潔めらるゝ者のために命じて生る潔き鳥二羽に檜木と紅の線と牛膝草を取きたらしめ 五 祭司また命じてその鳥一羽を瓦の器の内にて活水の上に殺さしめ 六 而してその生る鳥を取り檜木と紅の線と牛膝草をも取て之を夫活水の上に殺したる鳥の血の中にその生る鳥とゝもに濡し 七 癩病より潔められんとする者にこれを七回灑ぎてこれを潔き者となしその生る鳥をば野に放つべし 八 潔めらるゝ者はその衣服を濯ひその毛髪をことごとく剃おとし水に身を滌ぎて潔くなり然る後に營に入きたるべし但し七日が間は自己の天幕の外に居るべし 九 而して第七日にその身の毛髪をことごとく剃べし即ちその頭の髪と鬚と眉とをことごとく剃りまたその衣服を濯ひ且その身を水に滌ぎて潔くなるべし 十 第八日にいたりてその人二匹の全き羔羊の牡と當歳なる一匹の全き羔羊の牝を取りまた麥粉十

分の三に油を和たる素祭と油一ログを取べし 十一 潔禮をなす所の祭司その潔めらるべき人と是等の物とを集會の幕屋の門にてヱホバの前に置き 十二 而して祭司かの羔羊一匹を取り一ログの油とゝもに之を愆祭に献げまた之をヱホバの前に搖て搖祭となすべし 十三 その羔羊の牡の罪祭燔祭の牲を宰る處すなはち聖所にてこれを宰るべし罪祭の物の祭司に歸するごとく愆祭の物も然るなり是は至聖物たり 十四 而して祭司その愆祭の牲の血を取りその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指に祭司なきをつくべし 十五 祭司またその一ログの油をとりて之を自己の左の手の掌に傾つぎ 十六 而して祭司その右の指を左の手の油にひたしその指をもて之を七回ヱホバの前に灑ぐべし 十七 その手の殘餘の油は祭司その潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指においてその愆祭の牲の血の上に之をつくべ

し 十八 而して尙その手に殘る油は祭司これをその潔めらるべき者の首につけヱホバの前にて祭司その人のために贖罪をなすべし 十九 斯してまた祭司罪祭を獻げその汚穢を潔めらるべき者のために贖罪を爲て然る後に燔祭の牲を宰るべし 二十 而して祭司燔祭と素祭を壇の上に獻げその人のために祭司贖罪を爲べし然せむその人は潔くならん 二一 その人もし貧くして之にまで手の屆かざる時は搖て自己の贖罪をなさしむべき愆祭のために羔羊の牡一匹をとり又素祭のために麥粉十分の一に油を和たるを取りまた油一ログを取り 二二 且その手のとどくところに循ひて鳲鳩二羽かまたは雛き鴿二羽を取るべし其一は罪祭のための者一は燔祭のための者なり 二三 而してその潔禮の第八日に之を祭司に携へ集會の幕屋の門にきたりてヱホバの前にいたるべし 二四 かくて祭司はその愆祭の牡羊と一ログの油を取り祭司これをヱホバの前に搖て

搖祭となすべし 二五 而して愆祭の羔羊を宰りて祭司その愆祭の牲の血を取りこれをその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指につけ 二六 また祭司その油の中を己の左の手の掌に傾ぎ 二七 而して祭司その右の指をもて左の手の油を七回エホバの前に灑ぎ 二八 亦祭司その潔めらるべき者の右の耳と右の手の大指と右の足の拇指において愆祭の牲の血をつけし處にその手の油をつくべし 二九 またその手に殘れる油をば祭司その潔めらるべき者の首に之をつけエホバの前にてその人のために贖罪をなすべし 三十 その人その手のおよぶところの鶻鳩または雛き鴿の一羽を獻ぐべし 三一 即ちその手のおよぶところの者一を罪祭に一を燔祭に爲べし祭司はその潔めらるべき者のためにエホバの前に贖罪をなすべし 三二 癩病の患處ありし人にてその潔禮に用ふべき物に手の届ざる者は之をその條例とすべし 三三 エホバモーセと

アロンに告て言たまはく 三四 我が汝らの產業に與ふるカナンの地に汝等の至らん時に我汝らの產業の地の或家に癩病の患處を生ぜしむることあらん 三五 その家の主來り祭司に告て患處のごとき者家に現はると言べし 三六 然る時は祭司命じて祭司のその患處を觀に行く前にその家を空しむべし是は家にある物の凡て汚さざらんためなり而して後に祭司いりてその家を觀べし 三七 その患處を觀にもしその家の壁に青くまたは赤き窪の患處ありて壁よりも卑く見ゆるならば 三八 祭司その家を出て家の門にいたり七日の間家を閉おき 三九 祭司第七日にまた來りて觀るべしその患處もし家の壁に蔓延をらば 四十 祭司命じてその患處ある石を取のぞきて邑の外の汚穢所にこれを棄しめ 四一 またその家の內の四周を刮らしむべしその刮りし灰沙は之を邑の外の汚穢所に傾け 四二 他の石を取てその石の所に入かふべし而して彼他の灰沙をとりて家を塗べ

きなり 四三 斯石を取のぞき家を刮りてこれを塗かへし後にその患處もし再びおこりて家に發しなば 四四 祭司また來りて視べし患處もし家に蔓延たらば是家にある惡き癩病なれば其れ汚るゝなり 四五 彼その家を毀ちその石その木およびその家の灰沙をことゞく邑の外の汚穢所に搬びいだすべし 四六 その家を閉おける日の間にこれに入る者は晩まで汚るべし 四七 その家に臥す者はその衣服を洗ふべしその家に食する者もその衣服を洗ふべし 四八 然ど祭司いりて視にその患處家を塗かへし後に家に蔓延ずば是患處の痊たる者なれば祭司その家を潔きとなすべし 四九 彼すなはちその家を潔むるために鳥二羽に檜木と紅の線と牛膝草を取り 五十 その鳥一羽を瓦の器の內にて活る水の上に殺し 五一 檜木と牛膝草と紅の線と生鳥を取て之をその殺せし鳥の血なる活る水に浸し七回家に灑ぐべし 五二 斯祭司鳥の血と活る水と生る鳥と檜木と牛膝

草と紅の線をもて家を潔め 五三 その生る鳥を邑の外の野に縦ちその家のために贖罪をなすべし然せば其は潔くならん 五四 是すなはち癩病の諸患處癬 五五 および衣服と家屋の癩病 五六 ならびに腫と癬と光る處とに關る條例にして 五七 何の日潔きか何の日汚たるかを敎ふる者なり癩病の條例は是のごとし

第十五章

一 エホバ モーセとアロンに告て言たまはく 二 凡そ人その肉に流出あらばその流出のために汚るべし 三 その流出に由て汚るること是のごとし即ちその肉の流出をたゝるもその肉の流出滞はるも共にその汚穢となるなり 四 流出ある者の臥たる床は凡て汚るまたその人の坐したる物は凡て汚るべし 五 その床に觸る人は衣服をあらひ水に身を濯ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 六 流出ある人の坐したる物の上に坐する人は衣服を洗ひ水に身をそゝぐべしその身は晩まで汚るゝなり 七 流出ある者の身に

觸る人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 八 もし流出ある者の唾潔き者にかゝらばその人衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 九 流出ある者の乗たる物は凡て汚るべし 十 またその下にありし物に觸る人は皆晩まで汚るゝまた其等の物を攜ふる者は衣服を洗ひ水に身をそゝぐべしその身は晩まで汚るゝなり 十一 流出ある者手を水に洗はずして人にさはらばその人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 十二 流出ある者の捫りし瓦の器は凡て碎くべし木の器は凡て水に洗ふべし 十三 流出ある者その流出やみて潔くならば己の成潔のために七日を數へその衣服を洗ひ活る水にその體を滌ぐべし然せば潔くなるべし 十四 而して第八日に鳲鳩二羽または雛き鴿二羽を自己のために取り集會の幕屋の門にきたりてエホバの前にいたり之を祭司に付すべし 十五 祭司はその一を罪祭に一

を燔祭に獻げ而して祭司その人の流出のためにエホバの前に贖罪をなすべし 十六 人もし精の洩ることあらばその全身を水にあらふべしその身は晩まで汚るゝなり 十七 凡て精の粘着たる衣服皮革などは皆水に洗ふべし是は晩まで汚るゝなり 十八 男もし女と寢て精を洩さば二人ともに水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり○ 十九 また婦女流出あらんにその肉の流出もし血ならば七日の間不潔なり凡て彼に捫る者は晩まで汚るべし 二十 その不潔の間に彼が臥たるところの物は凡て汚るべし又彼がその上に坐れる物も皆汚れん 二一 その床に捫る者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 二二 彼が凡て坐りし物に捫る者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 二三 彼の床の上または凡て坐りし物の上にある血に捫らばその人は晩まで汚るゝなり 二四 人もし婦女と寢てその不潔を身に得ば七日

汚るべしその人の臥たる床は凡て汚れん 二五 婦女もしその血の流出不潔の期の外にありて多くの日に渉ることあり又はその流出する事不潔の期に逾るあらばその汚穢の流出する日の間は凡てその不潔の時の如くなしてその身汚る 二六 凡てその流出ある日の間彼が臥ところの床は彼におけること不潔の床のごとし凡そ彼が坐れる物はその汚るゝこと不潔の汚穢のごとし 二七 是等の物に捫る人は凡て汚るその衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝあり 二八 彼もしその流出やみて淨まらば七日を筭ふべし而して後潔くあらん 二九 彼第八日に鴿二羽または雛き鴿二羽を自己のために取りこれを祭司に擕さへ來り集會の幕屋の門にいたるべし 三十 祭司その一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司その汚穢の流出のためにヱホバの前に贖をなすべし 三一 斯汝等イスラエルの子孫をその汚穢に離れしむべし是は彼等がその中間にあ

る吾が幕屋を汚してその汚穢に死ることなからん爲なり 三二 是すなはち流出ある者その精を洩してこれに身を汚せし者 三三 その不潔を患ふ婦女或は男あるひは女の流出ある者汚たる婦女と寢たる者等に關るところの條例なり

第十六章

一 アロンの子等二人がエホバの前に獻ぐることを爲て死たる後にエホバモーセに斯告たまへり 二 即ちエホバモーセに言たまひけるは汝の兄弟アロンに告よ時をわかたずして障蔽の幕の內なる聖所にいり櫃の上なる贖罪所の前にいたるべからず是死ることなからんためなり其は我雲のうちにありて贖罪所の上にあらはるべければなり 三 アロン聖所にいるには斯すべしすなはち犢の牡を罪祭のために取り牡羊を燔祭のために取り 四 聖き麻の裏衣を着麻の褌をその肉にまとひ麻の帶をもて身に帶し麻の頭帽を冠るべし是は聖衣なりその身を水にあらひてこれを

着べし五またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊二匹を罪祭のためおよび牡羊一匹を燔祭のために取べし六アロンは自己のためなるところの罪祭の牡牛を牽きたりて自己と家族のために贖罪をなすべし七アロンまたかの兩隻の山羊を取り集會の幕屋の門にてエホバの前にこれを置き八かの兩隻の山羊のために䦰を掣べし即ち一の䦰をエホバのためにし一の䦰をアザゼルのためにすべし九而してアロンかのエホバの䦰にあたりし山羊を献げて罪祭となすべし十又アザゼルの䦰にあたりし山羊はこれをエホバの前に生しおきこれをもて贖罪をなしこれを野におくりてアザゼルにいたらすべし十一即ちアロン自己のためなる罪祭の牡牛を牽きたりて自己と家族のために贖罪をなし自己のためなる其罪祭の牡牛を宰り十二而して火鼎をとりエホバの前の壇よりして熱れる火を之に盈てまた兩手に細末の馨しき香と

盈て之を障蔽の幕の中に携へいり 十三 ヱホバの前に於て香をその
火に放べ香の煙の雲をして律法の上なる贖罪所を蓋はしむべし
然せば彼死ることあらじ 十四 彼またその牡牛の血をとり指をもて
之を贖罪所の東面に灑ぎまた指をもてその血を贖罪所の前に七
回灑ぐべし 十五 斯してまた民のためなるその罪祭の山羊を宰りそ
の血を障蔽の幕の内に携へいりかの牡牛の血をもて爲しごとく
その血をもて爲しこれを贖罪所の上と贖罪所の前に灑ぎ 十六 イス
ラエルの子孫の汚穢とその諸の悖れる罪とに縁て聖所のために
贖罪を爲べし即ち彼等の汚穢の中間にある集會の幕屋のために
斯なすべきなり 十七 彼が聖所において贖罪をなさんとて入たる時
はその自己と己の家族とイスラエルの全會衆のために贖罪をな
して出るまでは何人も集會の幕屋の内に居べからず 十八 斯て彼ヱ
ホバの前なる壇に出きたり之がために贖罪をなすべし即ちその牡

牛の血と山羊の血を取て壇の四周の角につけ 十九 また指をもて七回その血を其の上に灑ぎイスラエルの子孫の汚穢をのぞきて其を潔ようし且聖別べし 二十 斯それ聖所と集會の幕屋と壇のために贖罪をなしてその生る山羊を牽きたるべし 二一 然る時アロンその生る山羊の頭に兩手を按きイスラエルの子孫の諸の惡事とその諸の悖反る罪をこと〴〵くその上に承認してこれを山羊の頭に載せ選びおける人の手をもてこれを野に遣るべし 二二 その山羊彼等の諸の惡を人なき地に負ゆくべきなり即ちその山羊を野に遣るべし 二三 斯してアロン集會の幕屋にいりその聖所にいりし時に穿たる麻の衣を脱て其處に置き 二四 聖所においてその身を水にそゝぎ衣服をつけて出で自己の燔祭と民の燔祭とを獻げて自己と民とのために贖罪をなすべし 二五 また罪祭の牲の脂を壇の上に焚べきなり 二六 かの山羊をアザゼルに遣りし者は衣服を濯ひ水に身

を滌ぎて然る後營にいるべし 二七 聖所において贖罪をなさんためにその血を携へ入たる罪祭の牡牛と罪祭の山羊とは之を營の外に携へいだしその皮と肉と糞を火に焼べし 二八 之を焼たる者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にいるべし 二九 汝等永く此例を守るべし即ち七月にいたりその月の十日に汝等その身をなやましまた何の工をも爲べからず自己の國の人もまた汝等の中に寄寓る外國の人も共に然すべし 三十 其は此の日に祭司汝らのために贖罪をなして汝らを淨むることなり是汝らがヱホバの前にその諸の罪を淸められんためになす者なり 三一 是は汝らの大安息日なり汝ら身をなやますべし是永く守るべき例なり 三二 膏をそゝがれて任ぜられその父に代りて祭司の職をなすところの祭司贖罪をなすべし彼は麻の衣すなはち聖衣を衣べし 三三 彼すなはち至聖所のために贖罪をなしまた集會の幕屋のためと壇のためにも贖罪をなし

また祭司等のために民の會衆のために贖罪をなすべし 三四 是汝等が永く守るべき例にしてイスラエルの子孫の諸の罪のために年に一度贖罪をなす者なり彼すなはちヱホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第十七章

一 ヱホバ、モーセに告て言たまはく 二 アロンとその子等およびイスラエルの總の子孫に告てこれに言べしヱホバの命ずるところ斯のごとし云く 三 凡そイスラエルの家の人の中牛羊または山羊を營の內に宰りあるひは營の外に宰ることを爲し 四 之を集會の幕屋の門に牽きたりて宰りヱホバの幕屋の前において之をヱホバに禮物として獻ぐることを爲ざる者は血を流せる者と算らるべし彼は血を流したるなればその民の中より絶るべきなり 五 是はイスラエルの子孫をしてその野の表に犧牲とするところの犧牲をヱホバに牽きたらしめんがためなり卽ち彼等は之を

牽きたり集會の幕屋の門にいたりて祭司に就きこれを酬恩祭としてヱホバに献ぐべきなり 六 然る時は祭司その血を集會の幕屋の門なるヱホバの壇にそゝぎまたその脂を馨しき香のために焚てヱホバに奉つるべし 七 彼等はその慕ひて淫せし魑魅に重て犧牲をさゝぐ可らず是は彼等が代々永くまもるべき例なり 八 汝また彼等に言べし凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寓る他國の人燔祭あるひは犧牲を献ぐることをせんに 九 之を集會の幕屋の門に携へきたりてヱホバにこれを献ぐるにあらずばその人はその民の中より絶るべし 十 凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寓る他國の人の中何の血によらず血を食ふ者あれば我その血を食ふ人にわが面をむけて攻めその民の中より之を斷さるべし 十一 其は肉の生命は血にあればなり我汝等がこれを以て汝等の靈魂のために壇の上にて贖罪をなさんために是を汝

等に與ふ血はその中に生命れある故によりて贖罪をなす者なればなり 十二 是をもて我イスラエルの子孫にいへり汝らの中何人も血をくらふべからずまた汝らの中に寄寓る他國の人も血を食ふべからずと 十三 凡そイスラエルの子孫の中または汝らの中に寄寓る他國の人の中もし食はるべき獣あるひは鳥を獵獲たる者あらばその血を灌ぎいだし土にて之を掩ふべし 十四 凡ての肉の生命はその血にして是はすなはちその魂たるなり故に我イスラエルの子孫にいへりなんぢらは何の肉の血をもくらふべからず其は一切の肉の生命はその血なればなり凡て血をくらふものは絶るべし 十五 およそ自ら死たる物または裂ころされし物をくらふ人はなんぢの國の者にもあれ他國の者にもあれその衣服をあらひ水に身をそゝぐべしその身は晩までけがるゝなりその後は潔し 十六 その人もし洗ふことをせずまたその身を水に滌がずばその罪を任

べし

第十八章

一 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告て之に言へ我は汝らの神ヱホバなり 三 汝らその住をりしエジプトの國に行はるゝ所の事等を倣ひ行ふべからずまた我が汝等を導きいたるカナンの國におてなはるゝ所の事等を倣ひおこなふべからずまたその例に歩行べからず 四 汝等は我が法を行ひ我が例をまもりてその中にあゆむべし我は汝等の神ヱホバなり 五 汝等わが例とわが法とをまもるべし人もし是を行はゞ之によりて生べし我はヱホバなり○ 六 汝等凡てその骨肉の親に近づきて之と淫するなかれ我はヱホバなり 七 汝の母と淫するなかれ是汝の父を辱しむるなればなり彼は汝の母なれば汝これと淫するなかれ 八 汝の父の妻と淫するなかれ是汝の父を辱しむるなればなり 九 汝の姉妹すなはち汝の父の女子と汝の母の女子は家に

生れたると家外に生れたるとによらず凡てこれと淫するなかれ 十 汝の男子の女子または汝の女子の女子と淫する事なかれ是自己を辱しむるなればなり 十一 汝の父の妻が汝の父によりて産たる女子は汝の姉妹なれば之と淫するなかれ 十二 汝の父の姉妹と淫するなかれ是は汝の父の骨肉の親なればなり 十三 また汝の母の姉妹と淫するなかれ是は汝の母の骨肉の親なり 十四 汝の父の兄弟の妻に親づきて之と淫するなかれ是は汝の叔伯母なり 十五 汝の媳と淫するなかれ是は汝の息子の妻なれば汝これと淫するなかれ 十六 汝の兄弟の妻と淫するなかれ是汝の兄弟を辱しむるなればなり 十七 汝婦人とその婦の女子とに淫するなかれまたその婦人の子息の女子またはその女子の女子を取て之に淫するなかれ是等は汝の骨肉の親なれば然するは悪し 十八 汝妻の尚生る間に彼の姉妹を取て彼とおなじく妻となして之に淫するなかれ 十九 婦のその行經の汚穢ある間はて

れを近づきて淫するなかれ 二十 汝の鄰の妻と交合して彼によりて己が身を汚すなかれ 二一 汝の子女を火の中を通らしめてこれをモロクにさゝぐることを絶て為ざれ亦汝の神ヱホバの名を汚すなかれ我はヱホバなり 二二 汝女と寝るごとくに男と寝るなかれ是は憎むべき事なり 二三 汝獸畜と交合して之によりて己が身を汚すことなかれまた女たる者は獸畜の前に立て之と接るなかれ是憎むべき事なり 二四 汝等はこの諸の事をもて身を汚すなかれ我が汝等の前に逐はらふ國々の人はこの諸の事によりて汚れ 二五 その地もまた汚る是をもて我その惡のために之を罰するその地も亦自らその中に住る民を吐いだすなり 二六 然ば汝等は我が例と法を守りこの諸の憎むべき事を一も為べからず汝らの國の人も汝らの中間に寄寓る他國の人も然るべし 二七 汝等の先にありし此地の人々はこの諸の憎むべき事を行へりその地もまた汚る 二八 汝等は是

のごとくするなかれ恐くはその地汝らの先にありし國人を吐いだす如く汝らをも吐いださん 二九 凡そこの憎むべき事等を一にても行ふ者あれば之を行ふ人はその民の中より絶るべし 三十 然ば汝等はわが例規を守り汝等の先におこなはれし是等の憎むべき習俗を一も行ふなかれまた之によりて汝等身を汚す勿れ我は汝等の神ヱホバなり

第十九章

一 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二 汝イスラエルの子孫の全會衆に告てこれに言へ汝等宜く聖あるべし其は我ヱホバ汝らの神聖あればなり 三 汝等おの〳〵その母とその父を畏れまた吾が安息日を守るべし我は汝らの神ヱホバなり 四 汝等虚き物を恃むなかれまた汝らのために神々を鑄造ることなかれ我は汝らの神ヱホバなり 五 汝等酬恩祭の犠牲をヱホバにさゝぐる時は汝らの受納らるゝやうに献ぐべし 六 之を食ふことは之を献ぐ

る日とその翌日に於てすべし若殘りて三日にいたらばこれを火に燒べし 七 もし第三日に少にても之を食ふことあらば是は憎むべき物となりて受納られざるべし 八 之を食ふ者はヱホバの聖物を汚すによりてその罰を蒙むるべし即ちその人は民の中より絶さられん 九 汝らの地の穀物を穫ときには汝等その田野の隅々までを盡く穫可らず亦汝の穀物の遺穗を拾ふべからず 十 また汝の菓樹園の菓を取つくすべからずまた汝の菓樹園に落たる菓を斂むべからず貧者と旅客のためにこれを遺しおくべし我は汝らの神ヱホバなり 十一 汝等竊むべからず僞るべからず互に欺くべからず 十二 汝等わが名を指て僞り誓ふべからずまた汝の神の名を汚すべからず我はヱホバなり 十三 汝の鄰人を虐ぐべからずまたその物を奪ふべからず傭人の値を明朝まで汝の許に留めおくべからず 十四 汝聾者を詛ふべからずまた瞽者の前に礙物をおくべからず汝の

神を畏るべし我はヱホバなり 十五 汝審判をなすに方りて不義をおこなふべからず但貧窮者を偏り護べからず權ある者を曲て庇くべからず但公義をもて汝の鄰を審判べし 十六 汝の民の間に往めぐりて人を讒るべからず汝の鄰人の血をながすべからず我はヱホバなり 十七 汝心に汝の兄弟を惡むべからず必ず汝の鄰人を勸戒むべし彼の故によりて罪を身にうくる勿れ 十八 汝仇をかへすべからず汝の民の子孫に對ひて怨を懷くべからず己のごとく汝の鄰を愛すべし我はヱホバなり 十九 汝らわが條例を守るべし汝の家畜をして異類と交らしむべからず異類の種をまぜて汝の田野に播べからず麻と毛をまじへたる衣服を身につくべからず 二十 凡そ未だ贖ひ出されず未だ解放されざる奴隸の女にして夫に適く約束をなせし者あらんに人もしこれと交合しなばその二人を譴責むべし然れど之を殺すに及ばず是その婦いまだ解放されざるが故なり 二十一 その

男は愆祭をヱホバに擕へきたるべし即ち愆祭の牡羊を集會の幕
屋の門に牽きたるべきなり 二二 而して祭司その人の犯せる罪のた
めにその愆祭の牡羊をもてヱホバの前にてそがために贖罪をな
すべし斯せばその人の犯せし罪赦されん〇 二三 汝等の地にいた
りて諸の果實の樹を植ん時はその果實をもて未だ割禮を受ざる
者と見做べし即ち三年の間汝等これをもて割禮を受ざる者とな
すべし是は食はざるなり 二四 第四年には汝らその諸の果
實を聖物となしてこれをもてヱホバに感謝の祭を爲べし 二五 第五年
に汝等その果實を食ふべし然せば汝らのために多く實を結ばん
我は汝らの神ヱホバなり 二六 汝等何をも血のままに食ふべからず
また魔術を行ふべからず卜筮をなすべからず 二七 汝等頭の鬢を圓
く剪べからず汝鬚の兩方を損ずべからず 二八 汝等死る人のために
己が身に傷くべからずまたその身に刺文をなすべからず我はヱ

ホバなり 二九 汝の女子を汚して娼妓の業をなさしむべからず恐くは淫事國におこなはれ罪惡國に滿んと 三〇 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はヱホバなり 三一 汝等憑鬼者を恃むなかれ卜筮師に問ことを爲て之に身を汚さるゝなかれ我は汝らの神ヱホバなり 三二 白髮の人の前には起あがるべしまた老人の身を敬ひ汝の神を畏るべし我はヱホバなり 三三 他國の人汝らの國に寄留て汝とゝもに在ばこれを虐ぐるなかれ 三四 汝等とゝもに居る他國の人をば汝らの中間に生れたる者のごとくし己のごとくに之を愛すべし汝等もエジプトの國に客たりし事あり我は汝らの神ヱホバなり 三五 汝等審判に於ても尺度に於ても秤子に於ても升斗に於ても不義をなすべからず 三六 汝等公平き秤公平き錘公平きエパ公平きヒンをもちふべし我は汝らの神ヱホバ汝らをエジプトの國より導き出せし者なり 三七 汝等わが一切の條例とわが一切の律法を守

りてこれを行なふべし我はヱホバなり

第二十章

一ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二汝イスラエルの子孫に言べし凡そイスラエルの子孫の中またはイスラエルに寄寓る他國の人の中その子をモロクに献ぐる者は必ず誅さるべし國の民石をもて之を撃べし 三我またわが面をその人にむけて之を攻めこれをその民の中より絶ん其は彼その子をモロクに献げて吾が聖所を汚しまたわが聖名を褻せばなり 四その人がモロクにその子を献ぐる時に國の民もし目を掩ひて見ざるがごとくし之を殺すことをせずば 五我わが面をその人とその家族にむけ彼および凡て彼に倣ひてモロクと淫をおこなふところの者等をその民の中より絶ん 六憑鬼者また卜筮師を恃みこれに從がふ人あらば我わが面をその人にむけ之をその民の中に絶べし 七然ば汝等宜く自ら聖潔して聖あるべし我は汝らの神ヱホバたるなり

八 汝等わが條例を守りてこれを行ふべし我は汝らを聖別るヱホバ
なり 九 凡てその父またはその母を詛ふ者はかならず誅さるべし
彼その父またはその母を詛ひたれば其血は自身に歸すべきな
り 十 人の妻と姦淫する人すなはちその鄰の妻と姦淫する者あれ
ばその姦夫淫婦ともにかならず誅さるべし 十一 その父の妻と寝る
人は父を辱しむるなり兩人ともにかならず誅さるべしその血は
自己に歸せん 十二 人もしその子の妻と寝る時は二人ともにかなら
ず誅さるべし是憎むべき事を行へばなりその血は自己に歸せん
十三 人もし婦人と寝るごとく男子と寝ることをせば是その二人憎
むべき事をおこなふなり二人ともにかならず誅さるべしその血は
自己に歸せん 十四 人妻を娶る時にそれの母をともに娶らば是惡
き事なり彼も彼等もともに火に焼るべし是汝らの中に惡き事の
無らんためなり 十五 男子もし獸畜と交合しなばかならず誅さるべ

し汝らまたその獸畜を殺すべし 十六 婦人もし獸畜に近づきて之と交らばその婦人と獸畜を殺すべし是等はともに必ず誅さるべしその血は自己に歸せん 十七 人もしその姉妹すなはちその父の女子あるひは母の女子を取りて此は彼の陰所を見彼は此の陰所を見なば是恥べき事となすなりその民の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姉妹と淫したればその罪を任べきなり 十八 人もし經水ある婦人と寢て彼の陰所を露はすことあり即ち男子その婦人の源を露し婦人また己の血の源を露すあらば二人ともにその民の中より絶るべし 十九 汝の母の姉妹または汝の父の姉妹の陰所を露はすべからず斯する時はその骨肉の親たる者の陰所をあらはすなれば二人ともにその罪を任べきなり 二十 人もしその伯叔の妻と寢る時は是その伯叔の陰所を露はすなれば二人ともにその罪を任ひ子なくして死ん 二一 人もしその兄弟の妻を取ば是汚はしき事

なり彼その兄弟の陰所を露はしたるなればその二人は子なかるべし 二二 汝等は我が一切の條例と一切の律法を守りて之を行ふべし然せば我が汝らを住せんとて導き行ところの地汝らを吐いだすことを爲じ 二三 汝らの前より我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べからず彼等はこの諸の事をなしたるなれば我かれらを惡むなり 二四 我さきに汝等に言へり汝等その地を獲ん我これを汝らに與へて獲さすべし是は乳と蜜の流るゝ地なり我は汝らの神ヱホバにして汝らを他の民より區別てり 二五 汝等は獸畜の潔と汚たると禽の潔と汚たるとを區別べし汝等は我が汚たる者として汝らのために區別たる獸畜または禽または地に匍ふ諸の物をもて汝らの身を汚すべからず 二六 汝等は我の聖者となるべし其は我ヱホバ聖ければなり我また汝等をして我の所有とならしめんがために汝らを他の民より區別たるなり 二七 男または女の憑鬼者をな

し或はト筮をなす者はかならず誅さるべし即ち石をもてこれを撃べし彼等の血は彼らに歸せん

第二十一章

一 エホバ モーセに告て言たまはくアロンの子等なる祭司等に告てこれに言へ民の中の死人のために身を汚す者あるべからず 二 但しその骨肉の親のためすなはちその母のため父のため男子のため女子のため兄弟のため 三 またその姉妹の處女にして未だ夫あらざる者のためには身を汚すも宜し 四 祭司はその民の中の長者なれば身を汚して褻たる者となるべからず 五 彼等は髮をそりて頭に毛なき所をつくるべからずその鬚の兩傍を損ずべからずまたその身に傷つくべからず 六 その神に對て聖なるべくまたその神の名をけがすべからず彼等はエホバの火祭すなはち其神の食物を献ぐる者なれば聖なるべきなり 七 彼等は妓女または汚されたる女を妻に娶るべからずまた夫に出されたる女を

娶るべからず其はその身エホバにむかひて聖ければなり 八 汝これをもて聖者とすべし彼は汝の神エホバの食物を献ぐる者なればなり汝すなはちこれをもて聖者となすべし其は我エホバ汝らを聖別る者聖ければなり 九 祭司の女たる者淫行をなしてその身を汚さば是その父を汚すなり火をもてこれを焼べし 十 その兄弟の中灌膏を首にそゝがれ職に任ぜられて祭司の長となれる者はその頭をあらはすべからずまたその衣服を裂べからず 十一 死人の所に往べからずまたその父のためにも母のためにも身を汚すべからず 十二 また聖所より出べからずその神の聖所を褻すべからず其はその神の灌膏首にあればなり我はエホバなり 十三 彼妻には處女を娶るべし 十四 寡婦休れたる婦または汚れたる婦妓女等は娶るべからず惟自己の民の中の處女を妻にめとるべし 十五 その民の中に自己の子孫を汚すべからず我エホバこれを聖別ればなり

○十六エホバ、モーセに告て言たまはく 十七アロンに告て言へ凡そ汝の歴代の子孫の中身に疵ある者は進みよりてその神エホバの食物を献ぐる事を爲べからず 十八凡て疵ある人は進みよるべからずすなはち瞽者跛者および鼻の缺たる者成餘るところ身にある者 十九脚の折たる者手の折たる者 二十傴僂者、侏儒、目に雲膜ある者、疥ある者、癬ある者、外腎の壞れたる者等は進みよるべからず 二十一凡そ祭司アロンの子孫の中身に疵ある者は進みよりてエホバの火祭を献ぐべからず彼は身に疵あるなれば進みよりてエホバの食物を献ぐべからざるなり 二十二神の食物の至聖者も聖者も彼は食ふことを得 二十三然ど障蔽の幕に至るべからずまた祭壇に近よるべからず其は身に疵あればなり斯かれわが聖所を汚すべからず其は我エホバこれを聖別ればなり 二十四モーセすなはちアロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫にこれを告たり

第二十二章

一エホバモーセに告て言たまはく 二汝アロンとその子等に告て彼等をしてイスラエルの子孫の聖物をみだりに享用ざらしめまたその聖別て我にさゝげたる物について己が名を汚すこと無らしむべし我はエホバなり 三彼等に言へ凡そ汝らの歴代の子孫の中都てイスラエルの子孫の聖別て我にさゝげし聖物に汚たる身をもて近く者あればその人はわが前より絶るべし我はエホバなり 四アロンの子孫の中癩病ある者または流出ある者は凡てその潔くなるまで聖物を食ふべからずまた死躰に汚れたる物に捫れる者または精をもらせる者 五または凡て人を汚すところの匍行物に捫れる者または何の汚穢を論はず人をして汚さしむるところの人に捫れる者 六此のごとき物に捫れる者は晩まで汚るべしまたその身を水にて洗ふにあらざれば聖物を食ふべからず 七日の入たる時は潔くなるべければその後に聖物を食ふべ

し是その食物なればなり 八 自ら死たる物または裂ころされし者を食ひて之をもて身を汚すべからず我はヱホバなり 九 彼等これを褻してこれが為に罪を獲て死るにいたらざるやう我が例規をまもるべし我ヱホバ是等を聖せり 十 外國の人は聖物を食ふ可らず祭司の客あるひは傭人は聖物を食ふべからざるなり 十一 然ど祭司金をもて人を買たる時はその者はこれを食ふことを得またその家に生れし者も然り彼等は祭司の食物を食ふことを得べし 十二 祭司の女子もし外國の人に嫁ぎなば禮物なる聖物を食ふべからず 十三 祭司の女子寡婦となるありまたは出さるゝありて子なくしてその父の家にかへり幼時のごとくにてあらばその父の食物を食ふことを得べし但し外國人はこれを食ふべからず 十四 人もし誤りて聖物を食はゞその聖物にこれが五分一を加へて祭司に付すべし 十五 イスラエルの子孫がヱホバに献ぐるところれ聖物を彼

等褻すべからず 十六 その聖物を食ふ者にはその愆の罰をかうむらしむべし其は我ヱホバこれを聖すればなり○ 十七 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 十八 アロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫に告てこれに言へ凡そイスラエルにをる外國の人の中願還の禮物または自意の禮物をヱホバに獻げて燔祭となさんとする者は 十九 その受納らるゝやうに牛羊あるひは山羊の牡の全き者を獻ぐべし 二十 凡て疵ある者は汝ら獻ぐべからず是はその物なんぢらのために受納られざるべければなり 二一 凡て願を還さんとしまたは自意の禮物をなさんとして牛あるひは羊をもて酬恩祭の犧牲を獻上る者はその受納らるゝやうに全き者を取べし其物には何の疵もあらしむべからざるなり 二二 即ち盲なる者折たる所ある者切斷たる處ある者腫物ある者疥ある者癬ある者是の如き者は汝等これをヱホバに獻ぐべからずまた壇の上に火祭となし

てヱホバにたてまつるべからず 二三 牛あるひは羊の成餘れる所またはは成足ざる所ある者は汝らこれを自意の禮物には用ふるも宜し然ど願還においては是は受納らるゝことなかるべし 二四 汝等外腎を打壞りまたは壓つぶしまたは割きまたは斬りたる者をヱホバに献ぐべからずまた汝らの國の中に斯る事を行ふべからず 二五 汝らまた異邦人の手よりも是等の物を受て神の食に供ふることを爲べからず其は是等は缺あり疵ある者なるに因て汝らのために受納らるゝことあらざればなり○ 二六 ヱホバ モーセに告て言たまはく 二七 牛羊または山羊生れなば之を七日その母につけ置べし八日より後は是はヱホバに火祭とすれば受納らるべし 二八 牝牛にもあれ牝羊にもあれ汝ら。その母と子とを同日に殺すべからず 二九 汝らヱホバに感謝の犠牲を献ぐる時は汝らの受納らるゝやうに献ぐべし 三十 是はその日の内に食つくすべし明日まで遺しおくべ

あらず我はヱホバなり 三一 汝ら我が誡命を守り且これを行ふべし
我はヱホバなり 三二 汝等わが名を瀆すべからず我はかへつてイス
ラエルの子孫の中に聖者とあがめらるべきなり我はヱホバにして
汝らを聖くする者 三三 汝らの神とならんとて汝らをエジプトの國
より導きいだせし者なり我はヱホバなり

第廿三章

一 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子
孫につげて之に言へ汝らが宣告て聖會となすべきヱホバの節期
は是のごとし我の節期はすなはち是なり 三 六日の間業務をなす
べし第七日は休むべき安息日にして聖會あり汝ら何の業をもなす
べからず是は汝らがその一切の住所において守るべきヱホバの
安息日なり○ 四 その期々に汝らが宣告べきヱホバの節期たる
聖會は是なり 五 すなはち正月の十四日の晩はヱホバの踰越節な
り 六 またその月の十五日はヱホバの酵いれぬパンの節なり七日

の間汝等酵いれぬパンを食ふべし 七 その首の日には汝ら聖會をなすべし何の職業をも爲すべからず 八 汝ら七日のあひだエホバに火祭を獻ぐべし第七日にはまた聖會をなし何の職業をもなすべからず○ 九 エホバまたモーセにつげて言たまはく 十 イスラエルの子孫につげて之に言へ汝らわが汝らにあたふるところの地に至るにおよびて汝らの穀物を穫ときは先なんぢらの穀物の初穗を一束を祭司にもちきたるべし 十一 彼その束の受いれらるゝやうに之をエホバの前に搖べし即ちその安息日の翌日に祭司これを搖べし 十二 また汝らその束を搖る日に當歳の牡羔の全き者を燔祭となしてエホバに獻べし 十三 その素祭には油を和たる麥粉十分の二をもちひ之をエホバに獻げて火祭となし馨しき香たらしむべし またその灌祭には酒一ヒンの四分の一をもちふべし 十四 汝らはその神エホバに禮物をたづさへ來るその日まではパンをも烘麥を

も青穗をも食ふべからず是は汝らがその一切の住居において代々永く守るべき例なり○十五汝ら安息日の翌日より即ち汝らが搖祭の束を携へきたりし日より數へて安息日七をもてその數を盈すべし十六すなはち第七の安息日の翌日までに日數五十を數へをはり新素祭をヱホバに献ぐべし十七また汝らの居所より十分の二をもてつくりたるパン二箇を携へきたりて搖るべし是は麥粉にてつくり酵をいれて燒べし是初穗をヱホバにさゝぐる者なり十八汝らまた當歳の全き羔羊七匹と少き牡羊一匹と牡山羊二匹をそのパンとゝもに献ぐべしすなはち是等をその素祭およびその灌祭とゝもにヱホバにたてまつりて燔祭となすべし是は火祭にしてヱホバに馨しき香となる者なり十九斯てまた牡山羊一匹を罪祭にさゝげ當歳の羔羊二匹を酬恩祭の犧牲にさゝぐべし二十而して祭司その初穗のパンとゝもにこの二匹の羔羊をヱホバの前に搖て

揺祭となすべし是等はヱホバにたてまつる聖物にして祭司に歸すべし二一汝らその日に汝らの中に聖會を宣告いだすべし何の職業をも爲べからず是は汝らがその一切の住所において永く守るべき條例なり二二汝らの地の穀物を穫ときは汝その穫るにのぞみて汝の田野の隅々までをことごとく穫つくすべからず又汝の穀物の遺穂を拾ふべからずこれを貧き者と客旅とに遺しおくべし我は汝らの神ヱホバなり○二三ヱホバまたモーセに告て言たまはく二四イスラエルの子孫に告て言へ七月においては汝らその月の一日をもて安息の日となすべし是は喇叭を吹て記念する日にして即ち聖會たり二五汝ら何の職業をもなすべからず惟ヱホバに火祭を獻ぐべし二六ヱホバまたモーセに告て言たまはく二七殊にまたその七月の十日は贖罪の日にして汝らにおいて聖會たり汝等身をなやましまた火祭をヱホバに獻ぐべし二八その日には汝ら何

の工をもなすべからず其は汝らのために汝らの神ヱホバの前に贖罪をなすべき贖罪の日なればなり
二九 凡てその日に身をなやますことをせざる者はその民の中より絶れん
三十 またその日に何の工にても為ものあれば我その人をその民の中より滅しさらん
三一 汝等何の工をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において代々永く守るべき條例なり
三二 是は汝らの休むべき安息日なり汝らその身をなやますべしまたその月の九日の晩すなはちその晩より翌晩まで汝等その安息をまもるべし
○三三 ヱホバまたモーセに告て言たまはく
三四 イスラエルの子孫に告て言へその七月の十五日は結茅節なり七日のあひだヱホバの前にこれを守るべし
三五 首の日には聖會を開くべし何の職業をもなすべからず
三六 汝等また七日のあひだ火祭をヱホバに献ぐべし而して第八日に汝等の中に聖會を開きまた火祭をヱホバに献ぐべし是は會の終結な

り汝ら何の職業をもなすべからず 三七 偖是等はエホバの節期にして汝らが宣告て聖會となし火祭をエホバに献ぐべき者なり即ち燔祭、素祭、犠牲、および灌祭等をその献ぐべき日にしたがひて献ぐべし 三八 この外にエホバの諸安息日ありまた外に汝らの献物ありまた外に汝らの諸の願還の禮物ありまた外に汝らが自意の禮物あり是みな汝らがエホバに献る者なり 三九 汝らその地の作物を斂めし時は七月の十五日よりして七日の間エホバの節筵をまもるべし即ち初の日にも安息をなし第八日にも安息をなすべし 四十 その首の日には汝等佳樹の枝を取べしすなはち棕櫚の枝と茂る樹の條と水楊の枝とを取りて七日の間汝らの神エホバの前に樂むべし 四一 汝ら歳に七日エホバに此節筵をまもるべし汝ら代々ながくこの條例を守り七月にこれを祝ふべし 四二 汝ら七日のあひだ茅廬に居りイスラエルに生れたる人はみな茅廬に居るべし 四三 斯す

るは我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せし時にこれを茅廬に住しめし事を汝ら代々の子孫に知しめんためなり我は汝らの神エホバなり
四三 モーセすなはちエホバの節期をイスラエルの子孫に告たり

第二十四章

一 エホバまたモーセに告て言たまはく
二 イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火のために汝に持きたらしめて絶ず燈火をともすべし
三 またアロンは集會の幕屋において律法の前なる幕の外にて絶ずエホバの前にその燈火を整ふべし是は汝らが代々ながく守るべき定例なり
四 彼すなはちエホバの前にて純精の燈臺の上にある燈火を絶ず整ふべきなり
五 汝麥粉を取りこれをもて菓子十二を燒べし菓子一箇には其十分の二をもちふべし
六 而してこれをエホバの前なる純精の案の上に二累に積み一累に六宛ならしむべし
七 汝また淨き乳香をそ

の累の上に置きこれをしてそのパンの上にありて記念とならしめエホバにたてまつりて火祭となすべし 八 安息日ごとに絶ずこれをエホバの前に供ふべし是はイスラエルの子孫の献ぐべき者にして永遠の契約たるなり 九 これはアロンとその子等に歸す彼等これを聖所に食ふべし是はエホバの火祭の一にして彼に歸する物にて至聖し是をもて永遠の條例となすべし 〇 十 玆にその父はエジプト人母はイスラエル人なる者ありてイスラエルの子孫の中にいで來れることありしがそのイスラエルの婦の生たる者イスラエルの人と營の中に爭論をなせり 十一 時にそのイスラエルの婦の生たる者エホバの名を瀆して詛ふことをなしければ人々これをモーセの許にひき來れり(その母はダンの支派のデブリの女子にして名をシロミテと曰ふ) 十二 人々これを閉こめおきてエホバの示諭をかうむるを俟り 十三 時にエホバモーセにつげて言たま

はく 十四 その詛ふことをなせし者を營の外に曳いだし之を聞たる者に皆その手を彼の首に按しめ全會衆をして彼を石にて撃しめよ 十五 汝またイスラエルの子孫に告て言べし凡てその神を詛ふ者はその罰を蒙るべし 十六 ヱホバの名を瀆す者はかならず誅されん全會衆かならず石をもて之を撃べし外國の人にても自己の國の人にてもヱホバの名を瀆すにおいては誅さるべし 十七 人を殺す者はかならず誅さるべし 十八 獸畜を殺す者はまた獸畜をもて獸畜を償ふべし 十九 人もしその鄰人に傷損をつけなばそのなせし如く自己もせらるべし 二十 即ち挫は挫目は目齒は齒をもて償ふべし人に傷損をつけしごとく自己も然せらるべきなり 二一 獸畜を殺す者は是を償ふべく人を殺す者は誅さるべきなり 二二 外國の人にも自己の國の人にもその法は同一なり我は汝らの神ヱホバなり 二三 モーセすなはちイスラエルの子孫にむかひその營の外にて詛ふこと

をなせし者を曳いだして石にて撃てと言ければイスラエルの子孫ヱホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第二十五章

一 ヱホバ、シナイ山にてモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告て之に言ふべし我が汝らに與ふる地に汝ら至らん時はその地にもヱホバにむかひて安息を守らしむべし 三 六年のあひだ汝その田野に種播きまた六年のあひだ汝その菓園の物を剪伐てその果を斂むべし 四 然ど第七年には地に安息をなさしむべし是ヱホバにむかひてする安息なり汝その田野に種播べからずまたその菓園の物を剪伐べからず 五 汝の穀物の自然生たる者は穫べからずまた汝の葡萄樹の修理なしに結べる葡萄は斂むべからず是地の安息の年なればなり 六 安息年の產物は汝らの食となるべしすなはち汝と汝の僕と汝の婢と汝の傭人と汝の所に寄寓る他國の人 七 ならびに汝の家畜と汝の國の中の獸

みなその産物をもて食となすべし○八汝安息の年を七次かぞふべし是すなはち七年を七回かぞふるなり安息の年七次の間はすなはち四十九年なり九七月の十日になんぢ喇叭の聲を鳴わたらしむべし即ち贖罪の日になんぢら國の中にあまねく喇叭を吹ならさしめ十かくしてその第五十年を聖め國中の一切の人民に自由を宣しめすべしこの年はなんぢらにはヨベルの年なりなんぢらおの〳〵その産業に歸りおの〳〵その家にかへるべし十一その五十年はなんぢらにはヨベルなりなんぢら種播べからずまた自然生たる物を穫べからず修理なしになりたる葡萄を歛むべからず十二この年はヨベルにしてなんぢらに聖ければなりなんぢらは田野の産物をくらふべし十三このヨベルの年にはなんぢらおの〳〵その産業にかへるべし十四なんぢの鄰に物を賣りまたは汝の鄰の手より物を買ふ時はなんぢらたがひに相欺むくべからず

十五 ヨベルの後の年の數にしたがひてなんぢその隣より買ことをなすべし彼もまたその果を得べき年の數にしたがひてなんぢに賣ことをなすべきなり 十六 年の數多ときはなんぢその值を增し年の數少なきときはなんぢその值を減すべし即ち彼その果の多少にしたがひてこれを汝に賣るべきなり 十七 汝らたがひに相欺むくべからず汝の神を畏るべし我は汝らの神ヱホバなり 十八 汝等わが法度を行ひまたわが律法を守りてこれを行ふべし然せば汝ら安泰にその地に住ことを得ん 十九 地はその產物を出さん汝等は飽まで食ひて安泰に其處に住ことを得べし 二十 汝等は我等もし第七年に種をまかずまたその產物を斂めずば何を食はんやと言か 二十一 我命じて第六年に恩澤を汝等に降し三年だけの果を結ばしむべし 二十二 汝等第八年に種を播ん然ど第九年まではその舊き果を食ふことを得んすなはちその果のいできたるまで汝ら舊き者を食ふ

ことを得べし 二三 地を賣るは限りなく賣べからず地は我の有なればなり汝らは客旅また寄寓者にして我とゝもに在るなり 二四 汝らの産業の地に於ては凡てその地を贖ふことを許すべし 二五 汝の兄弟もし零落てその産業を賣しことあらばその贖業人たる親戚きたりてその兄弟の賣たる者を贖ふべし 二六 若また人の之を贖ふ者あらずして己みづから之を贖ふことを得るにいたらば 二七 その賣てよりの年を數へて之が餘の分をその買主に償ふべし然せばその産業にかへることを得ん 二八 然どもしこれをその人に償ふことを得ずばその賣たる者は買主の手にヨベルの年まで在てヨベルに及びてもどさるべし彼すなはちその産業にかへることを得ん 二九 人石垣ある城邑の内の住宅を賣ことあらんに賣てより全一年の間はこれを贖ふことを得べし即ち期定の日の内にその贖をなすべきなり 三十 もし全一年の内に贖ふことなくばその石垣ある城邑

の内の家は買主の者に確定りて代々ながくこれに属しヨベルにもどされざるべし 三一 然と周圍に石垣あらざる村落の家はその國の田畝の附屬物と見做べし是は贖はるべくまたヨベルにいたりてもどさるべきなり 三二 レビ人の邑々すなはちレビ人の産業の邑々の家はレビ人何時にても贖ふことを得べし 三三 人もしレビ人の産業の邑においてレビ人より家を買ことあらむ彼の賣たる家はヨベルにおよびて返さるべし其はレビ人の邑々の家はイスラエルの子孫の中に是がもてる産業なればなり 三四 但しその邑々の郊地の田畝は賣べからず是その永久の産業なればなり 三五 汝の兄弟零落かつ手慄ひて汝の傍にあらむ之を扶助け之をして客旅または寄寓者のごとくに汝とゝもにありて生命を保たしむべし 三六 汝は兄弟より利をも息をも取べからず神を畏るべしまた汝の兄弟をして汝とゝもにありて生命を保たしむべし 三七 汝かれに利を

とりて金を貸べからずまた益を得んとて食物を貸べからず 三八 我は汝等の神ヱホバにしてカナンの地を汝らに與へ且なんぢらの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり 三九 汝の兄弟零落て汝に身を賣あたらば汝これを奴隸のごとくに使役べからず 四十 彼を志て傭人また寄寓者のごとくにして汝とともに在しめヨベルの年まで汝に仕へしむべし 四一 其時には彼その子女とともに汝の所より出去りその一族にかへりその父祖等の產業に歸るべし 四二 彼らはエジプトの國より我が導き出せし我の僕なればその身を賣て奴隸となる可らず 四三 汝嚴く彼を使ふべからず汝の神を畏るべし 四四 汝の有つ奴隸は男女ともに汝の四周の異邦人の中より取べし男女の奴隸は是等の者の中より買べきなり 四五 また汝らの中に寓寄る異邦人の子女の中よりも汝ら買ことを得また彼等の中汝らの國に生れて汝らと偕に居る人々の家よりも

然り彼等は汝らの所有となるべし 四六 汝ら彼らを獲て汝らの後の子孫の所有に遺し之に彼等を有ちてその所有となさしむることを得べし彼等は永く汝らの奴隸とならん然ど汝らの兄弟なるイスラエルの子孫をば汝等たがひに嚴しく相使ふべからず 四七 汝らの中なる客旅又は寄寓者にして富を致しその傍に住る汝の兄弟零落て汝の中なるその客旅あるひは寄寓者あるひは客旅の家の分支などに身を賣ることあらむ 四八 その身を賣たる後に贖はるゝことを得その兄弟の一人これを贖ふべし 四九 その伯叔または伯叔の子これを贖ふべくその家の骨肉の親たる者これを贖ふべしまた若能せば自ら贖ふべし 五十 然る時は彼己が身を賣たる年よりヨベルの年までをその買主とともに數へその年の數にしたがひてその身の代の金を定むべしまたその人に仕へし日は人を傭ひし日のごとくに數ふべきなり 五一 若なほ遺れる年多からばその數にし

たがひまたその買をし金に照して贖の金をその人に償ふべし 五二 若またヨベルの年までに遺れる年少からばその人とともに計算をなしその年數にてらして贖の金を之に償ふべし 五三 彼のその人に仕ふる事は歳雇の傭人のごとくなるべし汝の目の前において彼を嚴く使はしむべからず 五四 彼もし斯く贖はれずばヨベルの年にいたりてその子女とともに出べし 五五 是イスラエルの子孫は我の僕なるに因る彼等はわが僕にして我がエジプトの地より導き出せし者なり我は汝らの神ヱホバなり

第二十六章

一 汝ら己のために偶像を作り木像を雕刻べからず柱の像を竪べからずまた汝ら地に石像を立て之を拜むべからず其は我は汝らの神ヱホバなればなり 二 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はヱホバなり 三 汝等もしわが法令にあゆみ吾が誡命を守りてこれを行はゞ 四 我その時候に雨を汝らに與ふ

べし地はその産物を出し田野の樹木はその實を結ばん 五 是をもて汝らの麥打は葡萄を斂る時にまで及び汝らが葡萄を斂る事は播種時にまでおよばん汝等は飽までに食物を食ひ汝らの地に安泰に住ことを得べし 六 我平和を國に賜ふべければ汝等は安じて寢ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢらの國を行めぐることも有じ 七 汝等はその敵を逐ん彼等は汝等の前に劍に殞るべし 八 汝らの五人は百人を逐ひ汝らの百人は萬人を逐はん汝らの敵は皆汝らの前に劍に殞れん 九 我なんぢらを眷み汝らに子を生せ多からしめて汝等を增し汝らとむすびしわが契約を堅うせん 十 汝等は舊き穀物を食ふ間にまた新しき者を獲てその舊き者を出すに至らん 十一 我わが幕屋を汝らの中に立ん我心汝らを忌きらはじ 十二 我なんぢらの中に歩みまた汝らの神となるらん汝らはまたわが民となる

べし 十三 我は汝らの神ヱホバ汝らをエジプトの國より導き出して汝らの奴隷たることを免れしめし者なり我は汝らの軛の横木を碎き汝らをして眞直に立て歩く事を得せしめたり 十四 然ど汝等もし我に聽したがふ事をなさずこの諸の誡命を守らず 十五 わが法度を蔑如にしまた心にわが律法を忌きらひて吾が諸の誡命をおこなはず却てわが契約を破ることをなさば 十六 我もかく汝らになさんすなはち我なんぢらに驚恐を蒙らしむべし癆瘵と熱病ありて目を壞し靈魂を憊果しめん汝らの種播ことは徒然なり汝らの敵これを食はん 十七 我わが面をなんぢらに向て攻ん汝らは汝らの敵に殺されんまた汝らの惡む者汝らを治めん汝らはまた追ものなきに逃ん 十八 汝ら若かくのごとくなるも猶我に聽したがはずば我汝らの罪を罰する事を七倍重すべし 十九 我なんぢらが勢力として誇るところの者をほろぼし汝らの天を鐵のごとくに爲し汝らの地を

銅のごとくに爲ん 二十 汝等が力を用ふる事は徒然なるべし即ち地はその産物を出さず國の中の樹はその實を結ばざらん 二一 汝らもし我に敵して事をなし我に聽したがふことをせずば我なんぢらの罪にしたがひて七倍の災を汝らに降さん 二二 我また野獸を汝らの中に遣るべし是等の者汝らの子女を攫くらひ汝らの家畜を噬てころしまた汝らの數を寡くせん汝らの大路は通る人なきに至らん 二三 我これらの事をもて懲すも汝ら改めずなほ我に敵して事をなさば 二四 我も汝らに敵して事をなし汝らの罪を罰することをまた七倍おもくすべし 二五 我劍を汝らの上にもちきたりて汝らの背約の怨を報さんまた汝らがその邑々に集る時は汝らの中に我疫病を遣らん汝らはその敵の手に付されん 二六 我なんぢらが杖とするパンを打くだかん時婦人十人一箇の爐にて汝らのパンを燒き之を稱りて汝らに付さん汝等は食ふも飽ざるべし 二七 汝らもし是

のごとくなるも猶我に聽したがふことをせず我に敵して事をなさむ 二八 我も汝らに敵し怒りて事をなすべし我すなはち汝らの罪をいましむることを七倍おもくせん 二九 汝らはその男子の肉を食ひまたその女子の肉を食ふにいたらん 三十 我なんぢらの崇邱を毀ち汝らの柱の像を斫たふし汝らの偶像の尸の上に汝らの死體を投すて吾心に汝らを忌きらはん 三一 またなんぢらの邑々を滅し汝らの聖所を荒さんまた汝らの祭物の馨しき香を聞じ 三二 我その地を荒すべければ汝らの敵の其處に住る者なきを奇しまん 三三 我なんぢらを國々に散し劍をぬきて汝らの後を追ん汝らの地は荒き汝らの邑々は亡びん 三四 斯その地荒はてゝ汝らが敵の國に居んその間地は安息を樂まん即ち斯る時はその地やすみて安息を樂むべし 三五 是は、その荒てをる日の間息まん汝らが其處に住たる間は汝らの安息に此休息を得ざりしなり 三六 また汝らの中の遺れる者

にはその敵の地において我これに恐懼を懷かしめん彼等は木葉の搖く聲にもおどろきて逃げその逃る事は劍をさけて逃るがごとくまた追ものもなきに顛沛ばん 三七 彼等は追ものも無に劍の前にあるがごとくたがひに相つまづきて倒れん汝等はその敵の前に立ことを得じ 三八 なんぢ等はもろ〱の國の中にありて滅うせんなんぢらの敵の地なんぢらを呑つくすべし 三九 なんぢらの中の遺る者はなんぢらの敵の地においてその罪の中に痩衰へまた己の身につけるその先祖等の罪の中に痩衰へん 四十 かくて後彼らその罪とその先祖等の罪および己が我に悖りし咎と我に敵して事をなせし事を懺悔せん 四一 我も彼等に敵して事をなし彼らをその敵の地に曳いたりしが彼らの割禮を受ざる心をれて卑くなり甘んじてその罪の罰を受るに至るべければなり 四二 我またヤコブとむすびし吾が契約およびイサクとむすびし吾が契約を追憶しまたア

ブラハムとむすびしわが契約を追憶し且その地を眷顧ん 四三 彼等
その地を離るべければ地は彼等の之に居る者なくして荒てをる
間その安息をたのしまん彼等はまた甘じてその罪の罰を受ん是
は彼等わが律法を蔑如にしその心にわが法度を忌きらひたれば
なり 四四 かれ等斯のごときに至るもなほ我彼らが敵の國にをる時
にかれを棄ずまたこれを忌きらはじ斯我かれらを滅ぼし盡して
わがかれらと結びし契約をやぶることを爲ざるべし我は彼らの
神エホバなり 四五 我かれらの先祖等とむすびし契約をかれらのた
めに追憶さん彼らは前に我がその神とならんとて國々の人の目
の前にてエジプトの地より導き出せし者なり我はエホバなり 四六
是等はすなはちエホバがシナイ山において己とイスラエルの子
孫の間にモーセによりて立たまひし法度と條規と律法なり

第二十七章

一 エホバ モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子

孫につげてこれに言へ人もし誓願をかけなばなんぢの估價にしたがひてエホバに獻納物をなすべし三なんぢの估價はかくすべしすなはち二十歳より六十歳までは男には其價を聖所のシケルに循ひて五十シケルに估り四女にはその價を三十シケルに估るべし五また五歳より二十歳までは男にはその價を二十シケルに估り女には十シケルに估るべし六また一箇月より五歳までは男にはその價を銀五シケルに估り女にはその價を銀三シケルに估るべし七また六十歳より上は男にはその價を十五シケルに估り女には十シケルに估るべし八その人もし貧くして汝の估價に勝ざる時は祭司の前にいたり祭司の估價をうくべきなり祭司はその誓願者の力にしたがひて估價をなすべし九人もしそのエホバに禮物として献ることを爲すところの牲畜の中を取り誓願の物となしてエホバに獻る時は其物は都て聖し十之を更むべから

ずまた佳を惡に惡を佳に易べからず若し牲畜をもて牲畜に易る
ことをせば其と其に易たる者ともに聖なるべし 十一 もし人のヱホ
バに禮物として獻ぐることを爲ざるところの汚たる畜の中なら
ば其畜を祭司の前に牽いたるべし 十二 祭司はまたその佳惡にし
たがひて之が估價をなすべし即ちその價は祭司の估るところに
よりて定むべきなり 十三 その人若これを贖はんとせばその估る價
にまた之が五分の一を加ふべし 十四 また人もしその家をヱホバに
聖別さゝげたる時は祭司その佳惡にしたがひて之が估價を爲べ
し即ちその價は祭司の估るところによりて定むべきなり 十五 その
人もし家を贖はんとせばその估價の金にまた之が五分の一を加
ふべし然せば是は自分の有となるらん 十六 人もしその遺業の田野の
中をヱホバに獻ぐる時は其處に撒るゝ種の多少にしたがひてこ
れが估價をなすべし即ち大麥の種一ホメルを五十シケルに算ふべ

きなり十七もしその田野をヨベルの年より献たる時はその價は汝の估きる所によりて定むべし十八もし又その田野をヨベルの後に献たる時は祭司そのヨベルの年まで遺れる年の數にしたがひてその金を算へこれを準じてその估價を減すべし十九その田野を献たる者若てきを贖はんとせばその估價の金の五分の一をこれに加ふべし然せば是その人に歸せん二十然ど若その田野を贖ふことをせず又はこれを他の人に賣ことをなさば再び贖ふことを得じ二十一その田野はヨベルにおよびて出きたる時は永く奉納たる田野のごとくエホバに歸して聖き者となり祭司の産業となるらん二十二若また自己が買たる田野にしてその遺業にあらざる者をエホバに献たる時は二十三祭司その人のために估價してヨベルの年まではその金を推算べし彼は汝の估きる金高をその日エホバにたてまつりて聖物となすべし二十四ヨベルの年にいたらばその田野は賣主な

るその本來の所有主に歸るべし 二五 汝の估價はみな聖所のシケルにしたがひて爲べし二十ゲラを一シケルとなす 二六 但し牲畜の初子はヱホバに歸すべき初子なるを何人もこれを獻べからず牛にもあれ羊にもあれ是はヱホバの所屬なり 二七 若し汚たる畜ならば汝の估價にしたがひこれにその五分の一を加へてその人これを贖ふべし若これを贖ふことをせずば汝の估價にしたがひて之を賣べし 二八 但し人がその凡て有る物の中より取て永くヱホバに納めたる奉納物は人にもあれ畜にもあれその遺業の田野にもあれ一切賣べからずまた贖ふべからず奉納物はみなヱホバに至聖物たるなり 二九 また人の中永く奉納られて奉納物となれる者も贖ふべからず必ず殺すべし 三十 地の十分の一は地の産物にもあれ樹の菓にもあれ皆ヱホバの所屬にしてヱホバに聖きなり 三一 人もしその獻ぐる十分の一を贖はんとせば之にまたその五分の一を加ふ

べし三二牛または羊の十分の一については凡て杖の下を通る者の第十番にあたる者はエホバに聖き者なるべし三三その佳悪をたづぬべからずまた之を易べからず若これを易る時は其とその易たる者ともに聖き者となるべしこれを贖ふことを得ず三四是等はエホバがシナイ山においてイスラエルの子孫のためにモーセに命じたまひし誡命なり

利未記終

民數紀略

第一章

一 エジプトの國を出たる次の年の二月の一日にエホバシナイの野に於て集會の幕屋の中にてモーセに告て言たまはく 二 汝等イスラエルの子孫の全會衆の總數をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核べその諸の男丁の名の數と頭數とを得よ 三 すなはちイスラエルの中凡て二十歲以上にして戰爭にいづるに勝ふる者を汝とアロンその軍旅にしたがひて數ふべし 四 また諸の支派において各その父祖の家の長たる者一人を出して汝等とともにあらしむべし 五 汝らとともに立べき人々の名は是なり即ちルベンよりはシデウルの子エリヅル 六 シメオンよりはツリシヤダイの子シルミエル 七 ユダよりはアミナダブの子ナシヨン 八 イッサカルよりはツアルの子ネタニエル 九 ゼブルンよりはヘロンの子エリアブ 十 ヨセフの子等の中にてはエフライムよりはアミホデの

子エリシヤマ　マナセよりはパダヅルの子ガマリエル　十一　ベニヤミンよりはギデオニの子アビダン　十二　ダンよりはアミシヤダイの子アヒエゼル　十三　アセルよりはオクランの子パギエル　十四　ガドよりはデウエルの子エリアサフ　十五　ナフタリよりはエナンの子アヒラ　十六　是等は會衆の中より選み出されし者にてその父祖の支派の牧伯またイスラエルの千人の長なり　十七　かくてモーセとアロンこゝに名を擧たる人々を率領て　十八　二月の一日に會衆をこと〴〵く集めければ彼等その宗族に循ひその父祖の家にしたがひその名の數にしたがひて自分の出生を述たり斯二十歳以上の者こと〴〵く核へらる　十九　エホバの命じたまひしごとくモーセシナイの野にて彼等を核數たり　二十　すなはちイスラエルの長子ルベンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の

數に依りその頭數によれば 二一 ルベンの支派の中にその核數られ
し者四萬六千五百人ありき 二二 またシメオンの子等より生れたる
者等をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以
上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依
りその頭數に依れば 二三 シメオンの支派の中にその核數られし者五
萬九千三百人ありき 二四 またガドの子等より生れたる者をその宗
族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭
にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 二五 ガドの
支派の中にその核數られし者四萬五千六百五十人ありき 二六 ユダ
の子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家に循ひて
核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにそ
の名の數に依れば 二七 ユダの支派の中にその核數られし者七萬四
千六百人ありき 二八 イッサカルの子等より生れたる者をその宗族

に依りろの父祖の家にしたがひて核べ二十歲以上ふして戰爭に出るに勝る男丁を數へたるふろの名の數に依む 二九 イッサカルの支派の中にろの核數らきし者五萬四千四百人ありき 三十 ゼブルンの子等より生れたる者をろの宗族によりろの父祖の家ふしたがひて核べ二十歲以上ふして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數によれむ 三一 ゼブルンの支派の中にうの核數られし者五萬七千四百人ありき 三二 ヨセフの子等の中エフライムの子等より生きたる者をろの宗族ふよりろの父祖の家にしたがひて核べ二十歲以上ふして戰爭にいづるふ勝る男丁を數へたるにろの名の數に依む 三三 エフライムの支派の中にろの核數らきし者四萬五百人ありき 三四 又マナセの子等より生れたる者をろの宗族ふ依りろの父祖の家ふ循ひて核べ二十歲以上にして戰爭にいづるふ勝る男丁を數へたるにろの名の數に依む 三五 マナセの支派の中に

ろの核數られし者三萬二千二百人ありき 三六 ベニヤミンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば 三七 ベニヤミンの支派の中にその數へられし者三萬五千四百人ありき 三八 ダンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば 三九 ダンの支派の中にその核數られし者六萬二千七百人ありき 四十 アセルの子等より出たる者をその宗族にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば 四一 アセルの支派の中にその核數られし者四萬一千五百人ありき 四二 ナフタリの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へた

るにその名の數によれば四三ナフタリの支派の中にその數へられし者五萬三千四百人ありき四四是すなはちその核數られし者にしてモーセとアロンとイスラエルの牧伯等の數ふる所是のごとしその牧伯等は十二人にして各々その父祖の家のために出たるなり四五斯くイスラエルの子孫をその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁をイスラエルの中に數へたるに四六其核數られし者都合六十萬三千五百五十人ありき四七但しレビの支派の人はその父祖にしたがひて核數らるゝこと無りき四八即ちエホバモーセに告て言たまひけらく四九惟レビの支派のみは汝てこれを核數べからずまたその總數をイスラエルの子孫とともに計ふべからざるなり五十なんぢレビ人をして律法の幕屋とその諸の器具と其に屬する諸の物を管理らしむべし彼等はその幕屋とその諸の器具を運搬ぶことを爲し、またこれが役事を爲し

幕屋の四圍にその營を張べし 五一 幕屋を移す時はレビ人これを拆卸し幕屋を立る時はレビ人これを組たつべし外人のこれに近く者は殺さるべし 五二 イスラエルの子孫はその軍旅に循ひて各々自己の營にその天幕を張り各人その隊の纛の下に天幕を張べし 五三 然どレビ人は律法の幕屋の四圍に營を張べし是イスラエルの子孫の全會衆の上に震怒のおよぶことなからん爲なりレビ人は律法の幕屋をあづかり守るべし 五四 是においてイスラエルの子孫ヱホバのモーセに命じたまひしごとくに凡て爲し斯なせり

第二章

一 ヱホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫は各々その隊の纛の下にその營を張てその父祖の旗號の下に居るべくまた集會の幕屋の四圍においてこれにむかひて營を張べし 三 即ち日の出る方東に於てはユダの營の纛の下におつく者その軍旅にしたがひて營を張りアミナダブの子ナションユダの子孫の

の牧伯となるべし 四 ろれ軍旅するゝちろの核數られし者ゝ七萬四千六百人 五 ろの傍に營を張る者ゝイッサカルの支派なるべし而してツアルの子ナタニエルイッサカルの子孫の牧伯となるべし 六 ろの軍旅するゝちろの核數られし者ゝ五萬四千四百人 七 またゼブルンの支派ことと偕にありてヘロンの子エリアブゼブルンの子孫の牧伯となるべし 八 ろの軍旅するゝちろの核數られし者ゝ五萬七千四百人 九 ユダの營の軍旅するゝち核數られし者ゝ都合十八萬六千四百人是等の者ゝ首先に進むべし 十 また南の方ゝ於てゝルベンの營の纛の下につく者ろの軍旅ゝなたおひて居りシデウルの子エリヅルルベンの子孫の牧伯となるべし 十一 ろの軍旅するゝちろの核數られし者ゝ四萬六千五百人 十二 ろの傍ゝ營を張る者ゝシメオンの支派なるべし而してツリシャダイの子シルミエルシメオンの子孫の牧伯となるべし 十三 ろの軍旅するゝちろ

の核數られし者は五萬九千三百人 十四 ガドの支派これに次ぎデウエルの子エリアサフガドの子孫の牧伯となるべし 十五 その軍旅すなはちその核數られし者は四萬五千六百五十人 十六 ルベンの營の軍旅すなはちその核數をし者は都合十五萬一千四百五十人是等の者第二番に進むべし 十七 その次に律法の幕屋レビ人の營とゝもに諸營の眞中にありて進むべし彼等はその營を張がごとくに各々その隊にしたがひその纛にしたがひて進むべきなり 十八 また西の方においてはエフライムの營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて居りアミホデの子エリシヤマエフライムの子孫の牧伯となるべし 十九 その軍旅すなはちその核數られし者は四萬五百人 二十 マナセの支派その傍にありてパダヅルの子ガマリエルマナセの子孫の牧伯となるべし 二十一 その軍旅すなはちその核數をし者は三萬二千二百人 二十二 ベニヤミンの支派これに次ぎギデオニの

子アビダンベニヤミンの子孫の牧伯となるべし 二三 その軍旅すなはちその數へられし者は三萬五千四百人 二四 エフライムの營の軍旅すなはちその核數へられし者は都合十萬八千一百人是等の者第三番に進むべし 二五 また北の方に於てはダンの營の纛の下につく者その軍旅に循ひて居りアミシヤダイの子アヒエゼルダンの子孫の牧伯となるべし 二六 その軍旅すなはちその核數へられし者は六萬二千七百人 二七 その傍に營を張る者はアセルの支派なるべし而してオクランの子パギエルアセルの子孫の牧伯となるべし 二八 その軍旅すなはちその核數へられし者は四萬一千五百人 二九 ナフタリの支派これに次ぎエナンの子アヒラナフタリの子孫の牧伯となるべし 三十 その軍旅すなはちその核數へられし者は五萬三千四百人 三一 ダンの營の核數へられし者は都合十五萬七千六百人是等の者その旗號にしたがひて最後に進むべし 三二 イスラエルの子孫のその父

祖の家にしたがひて核數られし者は是のごとし諸營の軍旅すなはちその核數られし者は都合六十萬三千五百五十人なりき 三三 但しレビ人はイスラエルの子孫とゝもに計へらるゝこと無りき すなはちヱホバのモーセに命じたまへる如し 三四 是においてイスラエルの子孫ヱホバの凡てモーセに命じたまひしごとくに行ひ各々その宗族に依りその父祖の家に依りその隊の旗にしたがひて營を張りまた進むことを為せり

第三章

一 ヱホバシナイ山に於てモーセと語ひたまへる日にはアロンとモーセの一族左のごとくにてありき 二 アロンの子等は是のごとし長子はナダブ次はアビウエレアザルイタマル 三 是すなはちアロンの子等の名なり彼等は皆膏そゝがれ祭司の職に任ぜられて祭司となれり 四 ナダブとアビウはシナイの野にて異火をヱホバの前に獻たる時にヱホバの前に死り子なしエレアザルと

イタマルはその父アロンの目の前において祭司の職を爲り○五 エホバまたモーセに告て言たまはく 六 レビの支派を召よせ祭司アロンの前に侍りてこれに事へしめよ 七 彼らは集會の幕屋の前におりてアロンの職と全會衆の職に替り幕屋の役事をなすべきなり 八 すなはち彼等は集會の幕屋の諸の器具を看守イスラエルの子孫の職に替りて幕屋の役事をなすべし 九 汝レビ人をアロンとその子等に與ふべしイスラエルの子孫の中より彼等は全くアロンに與へらるゝ者なり 十 汝アロンとその子等を立て祭司の職を行はしむべし外人は近づく者は殺されん 十一 エホバ モーセに告て言たまはく 十二 視よ我イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはち首出の代にレビ人をイスラエルの子孫の中より取り 十三 首出はすべて我が有なり我エジプトの國の中の首出をことごとく撃ころせる時イスラエルの首出を人も畜もことごと

く聖別て我に歸せしめたり是はわが有となるべし我はヱホバなり 十四 ヱホバシナイの野にてモーセに告て言たまはく 十五 汝レビの子孫をその父祖の家に依りその宗族にしたがひて核數へよ即ちその一箇月以上の者を核數べし 十六 是においてモーセヱホバの言に循ひてその命ぜられしごとくに之を核數たり 十七 レビの子等の名は左のごとしゲルションコハテメラリ 十八 ゲルションの子等の名はその宗族によれば左の如しリブニシメイ 十九 コハテの子等の名はその宗族に依ば左のごとしアムラムイヅハルヘブロンウジエル 二十 メラリの子等の名はその宗族によればマヘリムシなりレビ人の宗族はその父祖の家に依ば是のごとくなり 二一 ゲルションよりリブニ人の族とシメイ人の族出たり是すなはちゲルション人の族なり 二二 その核數らるる者の數すなはち一箇月以上の男子の數は都合七千五百人 二三 ゲルション人の族は凡て幕屋の後すなは

ち西の方に營を張べし 二四 而してラエルの子エリアサフゲルシヨン人の牧伯となるべし 二五 集會の幕屋におけるゲルシヨンの子孫の職守は幕屋と天幕とその頂蓋および集會の幕屋の入口の幔と 二六 庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭の入口の幔ならびにその繩等凡て之に用ふる物を守るべき事あり 二七 またコハテよりアムラミ人の族イヅハリ人の族ヘブロン人の族ウジエリ人の族出たり是すなはちコハテ人の族なり 二八 一箇月以上の男子の數は都合八千六百人是みな聖所の職守を守るべき者なり 二九 コハテの子孫の族は凡て幕屋の南の方に營を張べし 三十 而してウジエルの子エリザパンコハテ人の族の牧伯となるべし 三一 彼等の職守は律法の櫃、案、燈臺、諸壇、および聖所の役事に用ふる器具ならびに幔等凡て其處に用ふる物を守るべき事あり 三二 祭司アロンの子エレアザルレビ人の牧伯の長となり且聖所の職を守る者を統轄るべし 三三 又

メラリよりマヘリ人の族とムシ人の族出たり是すなはちメラリの族なり 三四 その核數られし者すなはち一箇月以上の男子の數は六千二百人 三五 アビハイルの子ツリエルはメラリの族の牧伯となり此族は幕屋の北の方に營を張べし 三六 メラリの子孫の管理るべき者職守とすべき者は幕屋の板とその横木とその柱とその座とその諸の器具およびその用ふる一切の物 三七 ならびに庭の周圍の柱とその座とその釘およびその繩なり 三八 また幕屋の前なる東の方すなはち集會の幕屋の東の方にはモーセとアロンおよびアロンの子等營を張りイスラエルの子孫の職守に代て聖所の職守を守るべし外人これに近づく者は殺されん 三九 モーセとアロンがエホバの言に依りレビ人を悉く核數たるに一箇月以上の男子の數二萬二千ありき ○ 四十 エホバまたモーセに言たまはく汝イスラエルの子孫の中の首出たる男子の一箇月以上なる者を盡く數へてその名の數を計れ 四一

我ヱホバなり我ために汝レビ人を取りてイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代へまたレビ人の家畜を取てイスラエルの子孫の家畜の中なる諸の首出に代べし 四二 モーセすなはちヱホバの己に命じたまへるごとくにイスラエルの子孫の中なる首出子を盡く數へたり 四三 その數へられし首出なる男子の一箇月以上なる者その名の數に依て都合二萬二千二百七十三人ありき 四四 すなはちヱホバモーセに告て言たまはく 四五 汝レビ人を取てイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代へまたレビ人の家畜を取て彼等の家畜に代よレビ人はわが所有となるらん我はヱホバなり 四六 またイスラエルの子孫の首出子はレビ人より多きこと二百七十三人なれば是等を贖ふべき者となし 四七 その頭數に依て一人ごとに五シケルを取べし即ち聖所のシケルに循ひて之を取べきなり一シケルは二十ゲラなり 四八 汝その餘れる者の贖の金をアロン

とその子等に付すべし 四九 是においてモーセ、レビ人をもて贖ひ餘せるところの者の贖の金を取り 五十 即ちモーセ、イスラエルの子孫の首出子の中より聖所のシケルにしたがひて金千三百六十五シケルを取り 五一 その贖はるゝ者の金をエホバの言にしたがひてアロンとその子等に付せりエホバのモーセに命じたまひし如し

第四章

一 エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく 二 レビの子孫の中よりコハテの子孫の總數をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて計べ 三 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に働作をなすことを得る者をことごとく數へよ 四 コハテの子孫が集會の幕屋においてなすべき勤務は至聖物に關る者にして是のごとし 五 即ち營を進むる時はアロンとその子等まづ往て障蔽の幕を取おろし之をもて律法の櫃を覆ひ 六 その上に獾の皮の蓋をほどこしまたその上に總靑の布を打かけその

杠を差いるべし 七 また供前のパンの案の上に青き布を打かけその上に皿、匙、杓、および灌ぐ爵を置きまた常供のパンをその上にあらしめ 八 紅の布をその上に打かけ獾の皮の蓋をもてこれを覆ひ而してその杠を差いるべし 九 また青き布を取て燈臺とその盞その燈鉗その剪燈盤および其に用ふる諸の油の器を覆ひ 十 獾の皮の蓋の内に燈臺とその諸の器をいれてこれを棹にかくべし 十一 また金の壇の上に青き布を打かけ獾の皮の蓋をもて之を蓋ひその杠を差いるべし 十二 また聖所の役事に用ふる役事の器をことごとく取て青き布に裹み獾の皮の蓋をもてこれを蓋ひて棹にかくべし 十三 また壇の灰を取さりて紫の布をその壇に打かけ 十四 その上に役事をなすに用ふる諸の器具すなはち火鼎肉叉火鏟鉢および壇の一切の器具をこれに載せ獾の皮の蓋をその上に打かけ而してその杠を差とほすべし 十五 營を進むるにあたりてアロンとそ

の子等聖所と聖所の一切の器具を蓋ふことを畢りたらば則ちコハテの子孫いり來りてこれを舁べし然ながら彼等は聖物に捫るべからず恐くは死ん集會の幕屋の中なる是等の物はコハテの子孫の擔ふべき者なり十六祭司アロンの子エレアザルは燈火の油、馨しき香、常供の素祭および灌膏を司どりまた幕屋の全體とその中なる一切の聖物および其處の諸の器具を司どるべし十七ヱホバまたモーセとアロンに告て言たまはく十八汝等コハテ人の宗族の者をしてレビ人の中より絶ることに至らしむる勿れ十九彼等が至聖物に近く時に生命を保ちて死ることなからん爲に汝等かく之に爲すべし即ちアロンとその子等まづ入り彼等をして各箇その役事に就しめその擔ふべき物を取しむべし二十彼等は入て須臾も聖物を觀るべからず恐くは死ん〇二一ヱホバまたモーセに告て言たまはく二二汝ゲルションの子孫の總數をその父祖の家に依りその宗

族に循ひてしらべ 二三 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に働作をなすことを得る者をこと〴〵く數へよ 二四 ゲルション人の働く事と擔ふ物は是のごとし 二五 即ち彼等は幕屋の幕と集會の天幕および其の頂蓋と其の上なる貛の皮の蓋および集會の天幕の入口の幔を擔ひ 二六 庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭の門の入口の幔とその繩および其に用ふる諸の器具と其がために造る一切の物を擔ふべし斯く働作べきなり 二七 ゲルションの子孫の一切の役事すなはちその擔ふところと働くところはアロンとその子等の命に循ふべきなり汝等は彼等にその擔ふべき物を割交してこれを守らしむべし 二八 ゲルションの子孫の宗族が集會の幕屋においてなすべき働作は是のごとし彼等の守る所は祭司アロンの子イタマルこれを監督るべし○ 二九 メラリの子孫もまた汝これをその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ 三十

三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を盡く數へよ 三一 彼等が集會の幕屋において爲べき一切の役事すなはちその擔ひ守るべき物は是のごとし幕屋の板その横木その柱その座 三二 庭の四周の柱その座その釘その繩およびてをがために用ふる一切の器具なり彼等が擔ひ守るべき器具は汝等その名を按べて之を數ふべし 三三 是すなはちメラリの子孫の族がなすべき役事にして彼等は祭司アロンの子イタマルの監督をうけて集會の幕屋において此すべての役事を爲べきなり 三四 是においてモーセとアロンおよび會衆の牧伯等コハテの子孫をその宗族に依りその父祖の家にしたがひてしらべ 三五 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を盡く數へたるに 三六 その宗族にしたがひて數へられし者二千七百五十人ありき 三七 是すなはちコハ

テ人の族の數へられし者にして皆集會の幕屋において役事をなすことを得る者なりモーセとアロン エホバがモーセによりて命じたまひし所にしたがひて之を數へたり 三八 またゲルションの子孫をその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ 三九 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を數へたるに 四〇 その宗族に依りその父祖の家に循ひて數へられし者二千六百三十人ありき 四一 是すなはちゲルションの子孫の族の數へられし者にして皆集會の幕屋において勤務をなすことを得る者なりモーセとアロン エホバの命にしたがひて之を數へたり 四二 またメラリの子孫の族をその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ 四三 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を數へたるに 四四 その宗族にしたがひて數へられし者三千二百人ありき 四五 是

すなはちメラリの子孫の族の數へられし者なりモーセとアロンはヱホバのモーセによりて命じたまひし所にしたがひて之を數へたり 四六 モーセとアロンおよびイスラエルの牧伯等レビ人をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて之を數ふるに 四七 三十歲以上五十歲までにして能く來りて集會の幕屋の役事を爲し且これを擔ふ業を爲す者を數へたるに 四八 その數へられしものは總數合せて八千五百八十人ありき 四九 ヱホバの命にしたがひてモーセかれらを數へ彼等をして各人その役事に就しめかつその擔ふ所をうけもたしめたりヱホバの命にしたがひて數へたるところ是のごとし

第五章

一 ヱホバ モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に命じて癩病人と流出ある者と死骸に汚されたる者とを盡く營の外に出さしめよ 三 男女をわかたず汝等これを出して營の外に居らしめ彼等をしてその營を汚さしむべからず我その諸營の中に住

なり 四 イスラエルの子孫かく爲して之を營の外に出せりすなはちヱホバのモーセに告たまひし如くにイスラエルの子孫然なしぬ○五 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 六 イスラエルの子孫に告よ男または女もし人の犯す罪を犯してヱホバに悖りその身罪ある者とならば 七 その犯せし罪を言あらはしその物の代價にその五分の一を加へてこれを己が罪を犯せる者に付してその償を爲べし 八 然ど若その罪の償を受べき親戚その人にあらざる時はその罪の償をヱホバになして之を祭司に歸せしむべしまた彼のために用ひて贖をなすところの贖罪の牡羊も祭司に歸す 九 イスラエルの子孫の擧祭となして祭司に携へ來る所の聖物は皆祭司に歸す 十 諸の人の聖別て獻る物は祭司に歸し凡て人の祭司に付す物は祭司に歸するなり○十一 ヱホバモーセに告て言たまはく 十二 イスラエルの子孫に告てこれに言へ人の妻道ならぬ事を爲て

その夫に罪を犯すあり 十三 人これと交合したるにその事夫の目にかくれて露顯ず彼その身を汚したれどこれが證人となる者なく彼またその時に執へられもせざるあり 十四 すなはち妻その身を汚したる事ありて夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことあり又は妻その身を汚したる事なきに夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことある時は 十五 夫その妻を祭司の許に携へきたり大麥の粉一エパの十分の一をこれがために禮物として持きたるべしその上に油を灌ぐべからずまた乳香を加ふべからず是は猜疑の禮物記念の禮物にして罪を誌えしむる者なればなり 十六 祭司はまたその婦人を近く進ませてヱホバの前に立しめ 十七 瓦の器に聖水を入れ幕屋の下の地の土を取てその水に放ち 十八 其婦人をヱホバの前に立せその婦人にその頭を露さしめて記念の禮物すなはち猜疑の禮物をその手に持すべし而して祭司は詛を來らするところの苦き水を手

に執り十九婦を誓せてこれに言べし人もし汝と寢たる事あらず汝また汝の夫を措て道ならぬ事を爲て汚穢に染して無ば詛を來らする此苦水より害を受ることを有されず二十然ども汝もし汝の夫を措き道ならぬ事を爲てその身を汚し汝の夫ならざる人と寢たる事あらば二十一（祭司その婦人をして詛を來らする誓をなさしめて祭司その婦人に言べし）ヱホバ汝の腿を痩しめ汝の腹を脹れしめ汝をして汝の民の指て詛ふ者指て誓ふ者とならしめたまへ二十二また詛を來らするこの水汝の腸にいりて汝の腹を脹れさせ汝の腿を痩させんとその時婦人はアーメンアーメンと言べし二十三而して祭司この詛を書に筆記しその苦水にて之を洗おとし二十四婦人をしてその詛を來らする水を飲しむべしその詛を來らする水かれの中にいりて苦くならん二十五祭司まづその婦人の手より猜疑の禮物を取りその禮物をヱホバの前に搖てこれを壇に持來り二十六而して祭司其禮

物の中より記念の分一握をとりて之を壇の上に焚き然る後婦人にその水を飲ましむべし 二七 その水を之に飲ましめたる時もしかれその身を汚し夫に罪を犯したる事あるに於てはその詛を來らする水かれの中に入て苦くなりその腹脹れその腿瘦て自己はその民の指て詛ふ者となるらん 二八 然ど彼もしその身を汚しゝ事あらずして潔からば害を受ずして能く子を生ん 二九 是すなはち猜疑の律法なり妻たる者その夫を措き道ならぬ事を爲て身を汚しゝ時 三十 また夫たる者猜疑の心を起してその妻を疑ふ時はその婦人をヱホバの前におきて祭司その律法のごとく之に行ふべきなり 三一 斯せば夫は罪なく妻はその罪を任ん

第六章 一 ヱホバ、モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告て之に言へ男また女俗を離れてナザレ人の誓願を立て俗を離れてその身をヱホバに歸せしむる時は 三 葡萄酒と濃酒を斷ち

葡萄酒の醋とされる者と濃酒の醋とされる者を飲ずまた葡萄の汁を飲ず葡萄の鮮なる者をも乾たる者をも食はざるべし 四 この俗を離れをる日の間い都て葡萄の樹より取たる者いろの核より皮まで一切食ふべからざるなり 五 この誓願を立て俗を離れをる日の間は都て薙刀をその頭にあつべからずその俗を離れて身をエホバに歸せしめたる日の滿るまで彼い聖ければその頭髪を長しおくべし 六 その俗を離れて身をエホバに歸せしむる日の間は凡て死骸に近づくべからず 七 其父母兄弟姉妹の死たる時にもこれがために身を汚すべからず其はその俗を離れて神に歸したる記號その首にあればなり 八 彼いその俗を離れをる日の間は凡てエホバの聖者なり 九 もし人計ずも彼の傍に死てそのナザレの頭を汚すことあらばその身を潔る日に頭を剃べしすなはち第七日にこれを剃べきなり 十 而して第八日に鳩二羽かまたは雛き鴿

二羽を祭司に携へきたり集會の幕屋の門にいたるべし 十一 斯て祭司はその一を罪祭に一を燔祭に献げ彼が屍に由て獲たる罪を贖ひまたその日にかれの首を聖潔すべし 十二 彼またその俗を離れてエホバに歸するの日を新にし當歳の羔羊を携へきたりて愆祭となすべし彼その俗を離れをる時に身を汚したれば是より前の日はその中に算ふべからざるなり 十三 ナザレ人の律法は是のごとしその俗を離るゝの日滿たる時はその人を集會の幕屋の門に携へいたるべし 十四 斯てその人は禮物をエホバにさゝぐべし即ち當歳の羔羊の牡の全き者一匹を燔祭となし當歳の羔羊の牝の全き者一匹を罪祭となし牡羊の全き者一匹を酬恩祭となし 十五 また無酵パン一筐麥粉に油を和て作る菓子油を塗たる酵いれぬ煎餅およびその素祭と灌祭の物を持きたるべし 十六 斯て祭司これをエホバの前に携へきたりその罪祭と酬恩祭を獻げ 十七 またその牡羊を

筐の中なる酵いれぬパンとあはせてこれを酬恩祭の犠牲としてヱホバに獻ぐべし祭司またその素祭と灌祭をも獻べきなり 十八 ナザレ人は集會の幕屋の門に於てそのナザレの頭を剃りそのナザレの頭の髮を取てこれを酬恩祭の犠牲の下の火に放つべし 十九 祭司その牡羊の煮たる肩と筐の中の酵いれぬ菓子一箇と酵いれぬ煎餅一箇をとりてこれをナザレ人がそのナザレの頭を剃におよびてこれをその手に授け 二十 而して祭司ヱホバの前にて之を搖て搖祭とすべし是は聖物にしてその搖る胸と擧たる腿とともに祭司に歸すべし斯て後ナザレ人は酒を飲ことを得 二十一 是すなはち誓願を立たるナザレ人のその俗を離れ居し事によりてヱホバに禮物を獻ぐるの律法なり此外にまたその能力の及ぶところの物を獻ぐることを得べし即ちその立たる誓願のごとくその俗を離るその律法にしたがひて爲べきなり○ 二十二 ヱホバまたモーセに告て

言たまはく 二三 アロンとその子等に告て言へ汝等斯のごとくイスラエルの子孫を祝して言べし 二四 願くはヱホバ汝を惠み汝を守りたまへ 二五 願くはヱホバその面を汝に照し汝を憐みたまへ 二六 願くはヱホバその面を擧て汝を眷み汝に平安を賜へと 二七 かくして彼等吾名をイスラエルの子孫に蒙らすべし然ば我かれらを惠まん

第七章

一 モーセ幕屋を建をはり之に膏を灌ぎてこれを聖別めまたその一切の器具およびその壇とその一切の器具に膏を灌ぎて之を聖別たる日に 二 イスラエルの牧伯等すなはちその諸宗族の長諸支派の牧伯にしてその核數られし者を監督る者等獻納を爲り 三 彼等その禮物をヱホバに持きたるに蓋ある車六輛と牛十二匹あり牧伯二人に車一輛一人に牛一匹あり即ちこれを幕屋の前にひき至れり 四 時にヱホバモーセに告て言たまはく 五 汝これを

彼等より取て集會の幕屋の用に供へレビ人にその職分職分にしたがひて之を授すべし 六 是においてモーセその車と牛を取て之をレビ人に授せり 七 即ちゲルションの子孫にはその職分を按へて車二輛と牛四匹を授し 八 メラリの子孫にはその職分を按へて車四輛と牛八匹を授し祭司アロンの子イタマルをしてこれを監督らしめたり 九 然どコハテの子孫には何をも授さゞりき是は彼等の聖所になすべき職分はその肩をもて擔ふの事なるが故なり

○ 十 壇に膏を灌ぐ日に牧伯等壇奉納の禮物を携へ來り牧伯等その禮物を壇の上に獻げたり 十一 ヱホバ先にモーセに言たまひけるは牧伯等は一日に一人宛その壇奉納の禮物を獻ぐべし 十二 第一日に禮物を獻し者はユダの支派のアミナダブの子ナションなり 十三 その禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素

祭の品を充す 十四 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 十五 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 十六 罪祭に用ふる牡山羊一匹 十七 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹アミナダブの子ナシヨンの禮物は是の如し○ 十八 第二日にはイッサカルの牧伯ツアルの子ネタニエル獻納を爲り 十九 その獻たる禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循がふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 二十 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 二一 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 二二 罪祭に用ふる牡山羊一匹 二三 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹ツアルの子ネタニエルの禮物は是のごとし○ 二四 第三日にはゼブルンの子孫の牧伯ヘロンの子エリアブ獻納を爲り 二五 その禮物は銀の皿一箇

その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 二六 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 二七 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 二八 罪祭に用ふる牡山羊一匹 二九 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹ヘロンの子エリアブの禮物は是のごとし○ 三十 第四日にはルベンの子孫の牧伯シデウルの子エリヅル獻納を爲り 三一 その禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 三二 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 三三 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 三四 罪祭に用ふる牡山羊一匹 三五 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹シデウルの子エリヅルの禮物は是のごと

し○三六第五日にはシメオンの子孫の牧伯ツリシヤダイの子シルミエル獻物を爲り三七その禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者は麥粉に油を和たる素祭の品を充す三八また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す三九また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹四十罪祭に用ふる牡山羊一匹四一酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹ツリシヤダイの子シルミエルの禮物は是のごとし○四二第六日にはガドの子孫の牧伯デウエルの子エリアサフ獻納をなせり四三その禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す四四また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す四五また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹四六罪祭に用ふる

牡山羊一匹 四七 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹デウエルの子エリアサフの禮物はかくのごとし

○ 四八 第七日にはエフライムの子孫の牧伯アミホデの子エリシヤマ獻納をなせり 四九 その禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 五十 また金の匙の十シケルある者一箇是には香を充す 五一 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 五二 罪祭に用ふる牡山羊一匹 五三 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹アミホデの子エリシヤマの禮物は是のごとし

○ 五四 第八日にはマナセの子孫の牧伯パダヅルの子ガマリエル獻納をなせり 五五 その禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 五六

また金の匙の十シケルある者一箇是は香を充す
五七
また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹
五八
罪祭に用ふる牡山羊一匹
五九
酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹パダヅルの子ガマリエルの禮物は是のごとし○
六十
第九日にはベニヤミンの子孫の牧伯ギデオニの子アビダン獻納をなせり
六一
その禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
六二
また金の匙の十シケルなる者一箇是にも香を充す
六三
また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹
六四
罪祭に用ふる牡山羊一匹
六五
酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹ギデオニの子アビダンの禮物は是のごとし○
六六
第十日にはダンの子孫の牧伯アミシヤダイの子アヒエゼル獻納をなせり
六七
その禮物は銀の皿一箇

その重は百三十シケル銀の鉢一箇是も七十シケル皆聖所のシケルに循がふこれ二者は麥粉に油を和たる素祭の品を充す 六八 また金の匙の十シケルある者一箇是は香を充す 六九 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 七十 罪祭に用ふる牡山羊一匹 七一 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹アミシヤダイの子アヒエゼルの禮物は是のごとし○

七二 第十一日にはアセルの子孫の牧伯オクランの子パギエル獻納を爲せり 七三 その禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是も七十シケルみな聖所のシケルに循がふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 七四 また金の匙の十シケルある者一箇是には香を充す 七五 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 七六 罪祭に用ふる牡山羊一匹 七七 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹オクランの子パギエ

ルの禮物は是のごとし○七八第十二日にはナフタリの子孫の牧伯エナンの子アヒラ獻物をなせり七九其禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す八〇また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す八一また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹八二罪祭に用ふる牡山羊一匹八三酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹エナンの子アヒラの禮物は是のごとし○八四是すなはち壇に膏を灌げる日にイスラエルの牧伯等が獻げたる壇奉納の禮物なり即ち銀の皿十二銀の鉢十二金の匙十二八五銀の皿は各々百三十シケル鉢は各々七十シケル聖所のシケルに依ばこの諸の銀の器はその重都合二千四百シケルなりき八六また香を充せる金の匙十二ありその重は聖所のシケルに依ば各々十シケルその匙の金は都

合て百二十シケルなりき 八七 また燔祭に用ふる者は牡牛十二牡羊十二當歳の羔羊十二ありき之にその素祭の物を加ふまた罪祭の牡山羊十二ありき 八八 また酬恩祭の犧牲に用ふる者は牡牛二十四牡羊六十牡山羊六十當歳の羔羊六十ありき壇に膏を灌ぎて後に獻たる壇奉納の禮物は是のごとし 八九 斯てモーセはヱホバと語はんとて集會の幕屋に入けるに律法の櫃の上なる贖罪所の上兩箇のケルビムの間より聲いでゝ己に語ふを聽り即ち彼と語へり

第八章

一 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二 アロンに告て之に言へ汝燈火を燃す時は七の燈盞をして均く燈臺の前を照さしむべし 三 アロンすなはち然なし燈火を燈臺の前の方にむけて燃せりヱホバのモーセに命じたまへる如し 四 燈臺の作法は是のごとし是は鎚にて椎て作たる者即ちその臺座よりその花まで鎚にて椎て作れる者なりモーセにヱホバの己に示したまへる式樣にて

らしてこの燈臺を作り○五エホバモーセに告て言たまはく六レビ人をイスラエルの子孫の中より取てこれを潔めよ七汝かく彼らに爲て之を潔むべし即ち罪を潔むる水を彼等に灑ぎかけ彼等にその身をあまねく剃しめその衣服を洗はしめて之を潔め八而して彼等に若き牡牛一匹と麥粉に油を和たる者を取しめよ汝また別に若き牡牛を罪祭のために取べし九斯て汝レビ人を集會の幕屋の前に攜きたりてイスラエルの子孫の全會を集め十而してレビ人をエホバの前に進ましめてイスラエルの子孫に其手をレビ人の上に按しむべし十一而してイスラエルの子孫のためにレビ人を搖祭となしてエホバの前に獻ぐべし是彼らをしてエホバの勤務を爲しめんためなり十二斯て汝レビ人にその手をその牛の頭に按しめその一を燔祭となしてエホバに獻げ之をもてレビ人のために贖罪をなすべし十三即ちレビ人をアロンとその子等の

前に立しめ之を搖祭となしてヱホバに獻べし 十四 汝レビ人をイス
ラエルの子孫の中より區別ちレビ人をしてわが所屬となさしむ
べし 十五 斯て後レビ人は入て集會の幕屋の役事をなすべし汝かれ
らを潔め之を獻げて搖祭となすべし 十六 彼らはイスラエルの子孫
の中よりして我に獻げらるゝ者なりイスラエルの子孫の中なる
始に生れたる者すなはちその首出子の代に我かれらを取なり 十七
イスラエルの子孫の中の首出子は人たるも獸たるも凡てわが所
屬となるべし其は我エジプトの地において首出子を盡く撃ころ
したる時に彼等を聖者となして我に屬せしめたればなり 十八 是を
もて我イスラエルの子孫の中の一切の首出子の代にレビ人を取
なり 十九 我イスラエルの子孫の中よりレビ人を取て之をアロンと
その子等に與へ之をして集會の幕屋においてイスラエルの子孫
に代てその役事を爲しめまたイスラエルの子孫のために贖罪を

なさしめん是イスラエルの子孫が聖所に近く時にイスラエルの子孫の中に災害の起らざらんためなり 二十 モーセとアロンおよびイスラエルの子孫の全會衆エホバがレビ人の事につきてモーセに命じたまへる所に悉くしたがひてレビ人におこなへり即ちイスラエルの子孫かくの如く彼等に行ひたり 二一 レビ人是に於てその身を潔め衣服を洗ひたればアロンかれらをエホバの前に獻て搖祭となしアロンまた彼らのために贖罪をなして之を潔めたり 二二 斯て後レビ人は集會の幕屋に入てアロンとその子等の前にてその役事を爲り彼等をレビ人の事につきてエホバのモーセに命じたまへる所に循ひて斯のごとく之を行ひたり 二三 エホバまたモーセに告て言たまはく 二四 レビ人は斯なすべし即ち二十五歳以上の者は軍團に入て集會の幕屋の役事をなすべし 二五 然ど五十歳よりは軍團を退きて休み重て役事をなすべからず 二六 唯集會の幕屋に

おいてその兄弟等をつかさどり且伺ひ守ることを勤むべし役事を爲すべからず汝レビ人をしてその職務をなさしむるは斯のごとくなすべし

第九章 一 エジプトの國を出たる次の年の正月エホバシナイの野にてモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫をして逾越節をその期におよびて行はしめよ 三 この期即ち此月の十四日の晩にいたりて汝等これを行ふべし汝等これをおこなふにはその諸の條例とその諸の式法を循ふべきなり 四 是においてモーセイスラエルの子孫に逾越節を行ふべき事を告たれば 五 彼等正月の十四日の晩にシナイの野にて逾越節を行へり即ちイスラエルの子孫はエホバのモーセに命じたまへる所に盡く循ひてこれを爲ぬ 六 時に人の死骸に身を汚して逾越節を行ふこと能ざる人々ありてその日にモーセとアロンの前にいたれり 七 その人々すなはち

彼に言ふ我等は人の死骸に身を汚したり然ど我らはその期にお
よびてイスラエルの子孫と偕にエホバに禮物を獻ることを得ざ
るべき乎 八 モーセかれらに言けるは姑く待てエホバ汝らの事を
如何に宣ふかを聽ん 九 エホバ、モーセに告て言たまはく 十 イスラ
エルの子孫に告て言へ汝等または汝等の子孫の中死屍に身を汚
したる人も遠き途にある人も皆逾越節をエホバにむかひて行ふ
べきなり 十一 即ち二月の十四日の晩に之をおこなひ酵いれぬパン
と苦菜をそへて之を食ふべし 十二 朝まで之を少許も遺しおくべ
からず又その骨を一本も折べからず逾越節の諸の條例にしたが
ひて之を行ふべし 十三 然ど人その身潔くありまた征途にもあらず
して逾越節を行ふことをせざる時はその人民の中より斷れん斯
る人はその期におよびてエホバの禮物を持きたらざるが故にその
罪を任べきなり 十四 他國の人もし汝らの中に寄寓をりて逾越節

をヱホバにおこなはんとせバ逾越節の條例に依りその法式にしたがひて之をおこなふべし他國の人にも自國の人にもその條例は同一なるべし○十五幕屋を建たる日に雲幕屋を蔽へり是すなはち律法の幕屋なり而して夕にいたれバ幕屋の上に火のごとき者あらはれて朝におよべり十六即ち常に是のごとくにして晝は雲これを蔽ひ夜は火のごとき者ありき十七雲幕屋を離れて上る時はイスラエルの子孫直に途に進みまた雲の止まる所にイスラエルの子孫營を張り十八即ちイスラエルの子孫はヱホバの命によりて途に進みまたヱホバの命によりて營を張り幕屋の上に雲の止まれる間は營を張をれり十九幕屋の上に雲の止るとも日久しき時はイスラエルの子孫ヱホバの職守をまもりて途に進まざりき二十また幕屋の上に雲の止まる事日少き時も然り彼等は只ヱホバの命にしたがひて營を張りヱホバの命にしたがひて途に進めり二十一また

雲夕より朝まで止り朝におよびてその雲昇る時は彼等途に進めり夜にもあれ晝にもあれ雲の昇る時は則ち途に進めり 二三 二日にもあれ一月にもあれまたは其よりも多くの日にもあれ幕屋の上に雲の止り居る間はイスラエルの子孫營を張居て途に進まずその昇るにおよびて途に進めり 二三 即ち彼等はヱホバの命にしたがひて營を張りヱホバの命にしたがひて途に進み且モーセによりて傳はりしヱホバの命にしたがひてヱホバの職守を守れり

第十章 一 ヱホバ モーセに告て言たまはく 二 汝銀の喇叭二本を製れ即ち槌にて椎て之を製り之を用ひて人を呼集めまた營を進ますべし 三 この二者を吹ときは全會衆集會の幕屋の門に集りて汝に就べし 四 もし只その一を吹く時はイスラエルの千人の長たるその牧伯等集りて汝に就べし 五 汝等これを吹鳴す時は東の方に營を張る者途に進むべし 六 また二次これを吹ならす時は南の方

に營を張る者途に進むべし凡て途に進まんとする時は音長く喇叭を吹ならすべし 七 また會衆を集むる時にも喇叭をふくべし但し音長くこれを吹ならすべからず 八 アロンの子等の祭司たる者どもその喇叭を吹べし是すなはち汝等が代々ながく守るべき例たるなり 九 また汝らの國において汝等その己を攻るところの敵と戰はんとて出る時は喇叭を吹ならすべし然せば汝等の神エホバ汝らを記憶て汝らをその敵の手より救ひたまはん 十 また汝らの喜樂の日汝らの節期および月々の朔日には燔祭の上と酬恩祭の犠牲の上に喇叭を吹ならすべし然せば汝らの神これに由て汝らを記憶たまはん我は汝らの神エホバ也○十一 斯て第二年の二月の二十日に雲律法の幕屋を離れて昇りければ 十二 イスラエルの子孫シナイの野より出て途に進みたりしがパランの野にいたりて雲止まり 十三 斯かれらはエホバのモーセによりて命じたまへると

てろに遵ひて途に進むことを始めたり 十四 首先にはユダの子孫の營の纛の下につく者らの軍旅にしたがひて進めりユダの軍旅の長はアミナダブの子ナション 十五 イッサカルの子孫の支派の軍旅の長はツアルの子ネタニエル 十六 ゼブルンの子孫の支派の軍旅の長はヘロンの子エリアブありき 十七 乃ち幕屋を取くづしゲルシヨンの子孫およびメラリの子孫幕屋を擔ひて進めり○ 十八 次にルベンの營の纛の下につく者らの軍旅にしたがひて進めりルベンの軍旅の長はシデウルの子エリツル 十九 シメオンの子孫の支派の軍旅の長はツリシヤダイの子シルミエル 二十 ガドの子孫の支派の軍旅の長はデウエルの子エリアサフなりき 二十一 コハテ人聖所を擔ひて進めり是ぞ至るまでに彼ら幕屋を建をはる○ 二十二 次にエフライムの子孫の營の纛の下につく者らの軍旅にしたがひて進めりエフライムの軍旅の長はアミホデの子エリシヤマ 二十三 マナセの子

孫の支派の軍旅の長はパダヅルの子ガマリエル 二四 ベニヤミンの子孫の支派の軍旅の長はギデオニの子アビダンなりき○ 二五 次にダンの子孫の營の纛の下につく者らの軍旅にしたがひて進めりこれ軍旅は諸營の後驅なりきダンの軍旅の長はアミシヤダイの子アヒエゼル 二六 アセルの子孫の支派の軍旅の長はオクランの子パギエル 二七 ナフタリの子孫の支派の軍旅の長はエナンの子アヒラなりき 二八 イスラエルの子孫その途に進む時は是のごとくその軍旅にしたがひて進みたり○ 二九 茲にモーセその外舅なるミデアン人リウエルの子ホバブに言けるは我等はヱホバが嘗て我これを汝等に與へんと言たまひし處に進み行なり汝も我等とともに來れ我等汝をして幸福ならしめん其はヱホバイスラエルに福祉を降さんと言たまひたればなり 三〇 彼モーセに言ふ我は往じ我はわが國に還りわが親族に至らん 三一 モーセまた言けるは請ふ我

等を棄去なかれ汝我等が曠野に營を張るを知ば願くは我等の目となれ 三二 汝もし我等とともに往ばヱホバの我等に降したまふところの福祉を我等また汝にもおよぼさん○ 三三 斯て彼等ヱホバの山をたち出て三日路ほど進み行りヱホバの契約の櫃それ三日路の間かれらに先だち行て彼等の休息所を尋ね覓めたり 三四 彼等營を出て途に進むに當りて晝はヱホバの雲かれらの上にありき 三五 契約の櫃の進まんとする時はモーセ言りヱホバよ起あがりたまへ然ば汝の敵は打散され汝を惡む者等は汝の前より逃さらんと 三六 またその止まる時は言りヱホバよ千萬のイスラエル人に歸りたまへ

第十一章

一 茲に民災難に罹る者のごとくにヱホバの耳に呟きぬヱホバその怨言を聞て震怒を發したまひければヱホバの火かれらに向ひて燃いでその營の極端を燒り 二 是に於て民モーセに

呼はりしがモーセヱホバに祈ければその火鎮りぬ 三 ヱホバの火かれらに向ひて燃出たるに因てその處の名をタベラ(燃)と稱ぶ○ 四 茲に彼等の中なる衆多の寄集人等慾心を起すイスラエルの子孫もまた再び哭て言ふ誰か我らに肉を與へて食しめんや 五 憶ひ出るに我等エジプトにありし時は魚、黄瓜、水瓜、韮、葱、青蒜等を心のまゝに食へり 六 然るに今は我等の精神枯衰ふ我らの目の前にはこのマナの外何も有ざるなりと 七 マナは芫荽の實のごとくにしてその色はブドラクの色のごとし 八 民行巡りてこれを斂め石磨にひき或は臼に搗てこれを釜の中に煮て餅となせりその味は油菓子の味のごとし 九 夜にいりて露營に降る時にマナその上に降けり 十 モーセ聞に民の家々の者おのおのその天幕の門口に哭くこれにおいてヱホバ烈しく怒を發したまふこの事またモーセの目にも悪く見ゆ 十一 モーセすなはちヱホバに言ひけるは汝なんぞ僕を

惡くしたまふ乎いかなれば我汝の前に恩を獲ずして汝かく此すべての民をわが任となして我に負せたまふや 十二 この總体の民は我が姙みし者ならんや我が生し者ならんや然るに汝なんぞ我に慈父が乳哺子を抱くがごとく彼らを懷に抱きて汝が昔日かれらの先祖等に誓ひたまひし地に至れと言たまふや 十三 我何處より肉を得てこの總躰の民に與へんや彼等は我にむかひて哭き我等に肉を與へて食しめよと言ふなり 十四 我は壹人にてはこの總躰の民をわが任として負ことあたはず是は我には重きに過ぐればなり 十五 我もし汝の前に恩を獲ば請ふ斯く我を爲んよりは寧ろ直に我を殺したまへ我をしてわが困苦を見せしめたまふ勿れ 十六 是においてエホバ モーセに言たまはくイスラエルの老人の中民の長老たり有司たるを汝が知るところの者七十人を我前に集め集會の幕屋に攜きたりて其處に汝とゝもに立しめよ 十七 我降りて其處にて汝

と言えん又われ汝の上にあるところの靈を彼等にも分ち與へん
彼等汝とゝもに民の任を負ひ汝をして只一人にて之を負ふことを
無らしむべし 十八 汝また民に告て言へ汝等身を潔めて明日を待て
必ず肉を食ふことを得ん汝等ヱホバの耳に哭て誰か我等に肉を
與へて食しめん我らエジプトにありし時は却て善りしと言たれ
ばヱホバなんぢらに肉を與へて食しめたまふべし 十九 汝等が之れ
を食ふは一日や二日や五日や十日や二十日のみにあらずして 二十 一
月におよび遂に汝らの鼻より出るにいたらん汝等これに饜きつ
べし是なんぢら己等の中にいますヱホバを輕んじてその前に哭
き我等何とてエジプトより出しやと言たればなりと 廿一 モーセ言く
るは我が偕にをる民は歩卒のみにても六十萬あり然るに汝は我
かれらに肉を與へて一月の間食しめんと言たまふ 廿二 羊と牛の群
を宰るとも彼等を飽しむることを得んや海の魚をことごとく集

むるとも彼等を飽しむることを得んや 二三 エホバ モーセに言たまはくエホバの手短からんや吾言の成と然らざるとを汝今これを見るならん 二四 是に於てモーセ出きたりてエホバの言を民に告げ民の長老七十人を集めて幕屋の四圍に立しめけるに 二五 エホバ雲の中にありて降りモーセと言ひモーセのうへにある靈をもてその長老七十人にも分ち與へたまひしがその靈かれらの上にやどりしかば彼等預言せり但し此後はかさねて為ざりき 二六 時に彼等の中なる二人の者營に止まり居るその一人の名はエルダデといひ一人の名はメダデと曰ふ靈またかれらの上にもやどれり彼らはその名を録されたる者なりしが幕屋に往ざりければ營の中にて預言をなせり 二七 時に一人の少者奔りきたりモーセに告てエルダデとメダデ營の中にて預言すと言ければ 二八 その少時よりしてモーセの從者たりしヌンの子ヨシユアこたへて曰けるは吾主モー

モーセこれを禁めたまへ 二九 モーセこれに言けるは汝わがために妬嫉を起すやヱホバの民の皆預言者とならんことをまたヱホバのその靈を之に降したまはんことこそ願しけれ 三十 斯てモーセイスラエルの長老等とゝもに營に返れり 三一 玆にヱホバの許より風起てり出て海の方より鶉を吹きたりてこれをして營の周圍に墮しめたりその墮ひろがれること營の四周此旁も大約一日路彼旁も大約一日路地の表より高きこと大約二キュビトなりき 三二 民すなはち起あがりてその日終日その夜終夜またその次の日終日鶉を拾ひ歛めけるが拾ひ歛むることの至て寡き者も十ホメルほど拾ひ歛めたり皆これを營の周圍に陳べおけり 三三 肉なほ齒のあひだにありていまだ食つくさゞるにヱホバ民にむかひて怒を發してこれを撃ておほいに滅ぼしたまへり 三四 是をもてその處の名をキブロテハッタワ(慾心の墓)とよべり其は慾心をおこせる人々を其處に埋

たれバなり斯て民キブロテハッタワよりハゼロテに進みゆきてハゼロテに居ぬ

第十二章

一 モーセはエテオピアの女を娶りたりしがそのエテオピアの女を娶りしをもてミリアムとアロンモーセを謗り 二 彼等すなはち言けるはヱホバたゞモーセによりてのみ語りたまはんやまた我等によりても語りたまふにあらずやとヱホバこれを聞たまへり 三 モーセはその人と爲温柔なること世の中の諸の人に勝れり 四 是に於てヱホバ遽にモーセアロンおよびミリアムに言たまひけるは汝等三人集會の幕屋に出きたれと三人すなはち出きたりければ 五 ヱホバ雲の柱の中にありて降り幕屋の門に立てアロンとミリアムを呼たまひしがその二人進みたれば 六 之に言たまひけるは汝等わが言を聽け汝らの中にもし預言者あらば我ヱホバ異象においてこれに知しめまた夢において之と語らん 七

わが僕モーセに於ては然らず彼はわが家に忠義なる者なり 八 彼とは我口をもて相語り明かに言ひて隱語を用ひず彼もまたエホバの形を見るなり然るを汝等なんぞわが僕モーセを謗ることを畏れざるやと 九 エホバかれらに向ひ忿怒を發して去たまへり 十 雲すなはち幕屋をはなれて去ぬるの時ミリアムは癩病生じてその身雪のごとく爲りアロン ミリアムを見かへるに既に癩病生じをる 十一 アロン是においてモーセに言けるは噫わが主よ我等愚なる事をなして罪を犯したれど願くはその罪を我等に蒙らしむる勿れ 十二 彼を母の胎より肉半分腐れて死て生きいづる者のごとくならしむる勿れ 十三 モーセすなはちエホバに呼はりて言ふ嗚呼神よ願くは彼を醫したまへ 十四 エホバ モーセに言たまひけるは彼の父その面に唾する事ありてすら彼は七日の間羞をるべきに非ずや然ば七日の間かれを營の外に禁錮おきて然る後かへり入

しむべしと 十五 ミリアムはすなはち七日の間營の外に禁鎖られぬ民はミリアムの歸り入るまで途に進まざりき 十六 その後民はハゼロテより進みてパランの曠野に營を張り

第十三章

一 茲にヱホバ、モーセに告て言たまはく 二 汝人を遣して我がイスラエルの子孫に與ふるカナンの地を窺はしめよ即ち支派ごとに一人を取て之を遣すべし其人々は皆かれらの中の牧伯たる者なるべし 三 モーセすなはちヱホバの命にしたがひてパランの曠野よりこれを遣はせりその人等は皆イスラエルの子孫の領袖たる者なり 四 その名は是のごとしルベンの支派にてはザックルの子シャンマ 五 シメオンの支派にてはホリの子シャパテ 六 ユダの支派にてはヱフンネの子カルブ 七 イッサカルの支派にてはヨセフの子イガル 八 エフライムの支派にてはヌンの子ホセア 九 ベニヤミンの支派にてはラフの子パルテ 十 ゼブルンの支派にては

ツデの子ガデエル 十一 ヨセフの支派すなはちマナセの支派にてはスシの子ガデ 十二 ダンの支派にてはゲマリの子アンミエル 十三 アセルの支派にてはミカエルの子セトル 十四 ナフタリの支派にてはワフシの子ナヘビ 十五 ガドの支派にてはマキの子ギウエル 十六 是すなはちモーセがその地を窺はしめんとて遣したる人々の名なり時にモーセヌンの子ホセアをヨシユアと名けたり 十七 モーセかれらを遣はしてカナンの地を窺はしめんとして之に言けるは汝等その南の方に赴きて山に登り 十八 その地の若何と其處に住む民の強か弱か多か寡かを觀 十九 またその住ところの地は善か惡か其住ところの邑々は如何なる者なるか彼等は天幕に住をるか城の邑に住をるかを觀 二十 またその地は腴なるか瘠たるか其中に樹あるや否を觀よ汝等勇しかれその地の菓物を携へきたれよとこの時は葡萄の熟し始むる時なりき 二一 是において彼等上りゆきてその

地を窺ひチンの曠野よりレホブにおよべり是はハマテに近し 二二 彼等すなはち南の方に上りゆきてヘブロンにいたれり此にはアナクの子アヒマン、セシヤイおよびタルマイありヘブロンはエジプトのゾアンより七年前に建たる者なり 二三 彼らつひにエシコルの谷にいたり其處より一球の葡萄のなれる枝を砍とりてこれを杠に貫き二人してこれを擔へりまた石榴と無花果を取り 二四 イスラエルの子孫其處より葡萄一球を砍とりしが故にその處をエシコル（一球の葡萄）の谷と稱ふ 二五 彼ら四十日を經てその地を窺ふことを竟て歸り 二六 パランの曠野なるカデシに至りてモーセとアロンおよびイスラエルの子孫の全會衆に就きかれらと全會衆にその復命を申しその地の菓物をこれに見せり 二七 彼等すなはちモーセに語りて言ふ我等は汝が遣しゝ地にいたれり誠に其處は乳と蜜とながる是その果物なり 二八 然ながらその地に住む民は猛くそ

の邑々は堅固にして甚だ大なり我等またアナクの子孫の其處にをるを見たり 二九 またアマレキ人は南の地に住みヘテ人エブス人およびアモリ人は山々に住みカナン人は海邊とヨルダンの邊に住をると 三十 時にカルブ モーセの前に民を靜めて言けるは我等直に上りゆきて之を攻取ん我等は必ずこれに勝ことを得ん 三一 然ど彼とともに往たる人々は言ふ我等はかの民の所に攻上ることを得ず彼らは我らよりも強ければなりと 三二 彼等すなはちその窺ひたりし地の事をイスラエルの子孫の中に惡く言ふらして云く我等が行巡りて窺ひたる地は其中に住む者を呑ほろぼす地なり且またその中に我等が見し民はみな身幹たかき人なりし 三三 我等またアナクの子ネピリムを彼處に見たり是ネピリムより出たる者なり我等は自ら見るに蝗のごとくまた彼らにも然見なされたり

第十四章

一 是において會衆みな聲をあげて叫び民その夜哭あかせり 二 すなはちイスラエルの子孫みなモーセとアロンに對ひて呟き全會衆かれらに言けるは嗚呼我等はエジプトの國に死たらば善りしものを又この曠野に死ば善らんものを 三 何とてエホバ我等をこの地に導きいりて劍に斃れしめんとし我等の妻子をして掠められしめんとするやエジプトに歸ること反て好らずや 四 互に相語り我等一人の長を立てエジプトに歸らんと云り 五 是をもてモーセとアロンはイスラエルの子孫の全會衆の前において俯伏たり 六 時にかの地を窺ひたりし者の中なるヌンの子ヨシュアとエフンネの子カルブその衣服を裂き 七 イスラエルの子孫の全會衆に語りて言ふ我等が行巡りて窺ひたりし地は甚だ善き地なり 八 エホバもし我等を悦びたまはゞ我らをその地に導きいりて之を我等に賜はん是は乳と蜜との流るゝ地なるぞかし 九

唯ヱホバに逆ふ勿れまたその地の民を懼るゝなかれ彼等は我等の食物となるらん彼等の影となる者は既に去りかつヱホバわれらと共にいますなり彼等を懼るゝ勿れ十然るに會衆みな石をもて之を撃んとせり時にヱホバの榮光集會の幕屋の中よりイスラエルの全體の子孫に顯れたり十一ヱホバすなはちモーセに言たまひく此民は何時まで我を藐視るや我諸の休徴をかれらの中間に行ひたるに彼等何時まで我を頼むことを爲ざるや十二我疫病をもてかれらを撃ち滅し汝をして彼等よりも大なる強き民とならしめん十三モーセ ヱホバに言けるは汝おのれの權能をもてこの民をエジプトより導き出したまひし事はエジプト人唯これを聞し而已ならず十四また之をこの地に住る民に告たりまた彼等は汝ヱホバがこの民の中に在す汝ヱホバが明かにこれに顯れたまふことを聞きまたその上に汝の雲をりて汝が晝は雲の柱の中にあり夜は火

の柱の中にありて之が前に行たまふを聞り 十五 然ば汝もしこの民を一人のごとくに殺したまはゞ汝の名聲を聞る國人等言ん 十六 ヱホバこの民を導きてその之に誓ひたりし地に至ること能はざるが故に之を曠野に殺せりと 十七 吾主ねがはくは今汝の權能を大ならしめて汝の言たまへる如したまへ 十八 汝曾て言たまひけらくヱホバは怒ること遲く恩惠深く惡と過とを赦す者また罰すべき者をば必ず赦すことをせず父の罪を子に報いて三四代に及ぼす者と 十九 願くは汝の大なる恩惠をもちて汝がヱジプトより今にいたるまでこの民を赦しゝ如くにこの民の惡を赦したまへ 二十 ヱホバ言たまはく我汝の言にしたがひて之を赦す 二一 然ながら我の活るごとくまたヱホバの榮光の全世界に充わたらん如く 二二 かのわが榮光およびわがエジプトと曠野において行ひし休徵を見ながら斯十度も我を試みて我聲に聽したがはざる人々は 二三 皆かならず我が

ろの先祖等に誓ひし地を見ざるべしまた我を藐視る人々も之を見ざるべし 二四 但しわが僕カルブはその心異にして我に全く從ひたれば彼の往たりし地に我かれを導きいらんその子孫これを有つに至るべし 二五 アマレキ人とカナン人谷にをれば明日汝等身を轉して紅海の路より曠野に退くべし ○ 二六 エホバ モーセとアロンに告て言たまはく 二七 我この我にむかひて呟くところの惡き會衆を何時まで赦しおかんや我イスラエルの子孫が我にむかひて呟くところの怨言を聞り 二八 彼等に言へエホバ曰ふ我は活く汝等が我耳に言しごとく我汝等になすべし 二九 汝らの屍はこの曠野に横はらん即ち汝ら核數られたる二十歳以上の者の中我に對ひて呟ける者は皆ことごとく此に斃るべし 三十 エフンネの子カルブとヌンの子ヨシユアを除くの外汝等は我が汝らを住しめんと手をあげて誓ひたりし地に至ることを得ず 三一 汝等が掠められんと言た

りし汝等の子女等を我導きて入ん彼等は汝らが顧みざるところ
の地を知に至るべし 三二 汝らの屍はかならずこの曠野に横はらん
三三 汝らの子女等は汝らが屍となりて曠野に朽るまで四十年の間
曠野に流蕩て汝らの悖逆の罪にあたらん 三四 汝らはかの地を窺ふ
に日數四十日を經たれどその一日を一年として汝等四十年の間
その罪を任ひ我が汝らを離たるを知るべし 三五 我ヱホバこれを言り
必ずこれをかの集りて我に敵する惡き會衆に盡く行ふべし彼
らはこの曠野に朽ち此に死うせん 三六 モーセに遣されてかの地を
窺ひに往き還り來りてその地を誹り全會衆をしてモーセに對ひ
て眩かしめたる人々 三七 即ちその地を惡く言なしたるかの人々は
罰をうけてヱホバの前に死り 三八 但しその地を窺ひに往きたる人
々の中ヌンの子ヨシユアとヱフンネの子カルブとは生のこれり
三九 モーセこれらの事をイスラエルの子孫に告ければ民痛く哀み

四十 朝蚤く起いでゝ山の巓に登りて言ふ視よ我等此にあり率ヱホバの約束したまひし地に上りゆかん我等罪を犯したればなり 四一 モーセ言けるは汝等なんぞ斯ヱホバの命に背くやこの事成就せざるべし 四二 汝ら上り行く勿れヱホバ汝らの中に在さゞれば恐くは汝らその敵の前に撃破られん 四三 アマレキ人とカナン人其處に汝らの前にあれば汝等は劍に斃るゝならん汝らヱホバに遵はざりし故にヱホバ汝等と偕に在さゞるべしと 四四 然るに彼等自擅に山の巓に登れり但しヱホバの契約の櫃およびモーセは營を出ざりき 四五 斯りしかばその山に住るアマレキ人とカナン人下り來てこれを打敗りホルマまで追いたれり

第十五章

一 茲にヱホバモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告て之に言へ我が汝等に與へて住しむる地に汝等到り 三 ヱホバに火祭を獻る時すなはち願を還す時を期り又は自意の禮物を

爲の時期または汝らの節期にわたりて牛あるひは羊をもて燔祭または犠牲を獻げてヱホバに馨しき香を奉つる時は 四五 その禮物をヱホバに獻る者もし羔羊をもて燔祭あるひは犠牲となすならば麥粉十分の一に油一ヒンの四分の一を混和たるをその素祭として供へ酒一ヒンの四分の一をその灌祭として供ふべし 六 若また牡羊を之に用ふるならば麥粉十分の二に油一ヒンの三分の一を混和たるをその素祭として供へ 七 また酒一ヒンの三分の一をその灌祭として獻げヱホバに馨しき香をたてまつるべし 八 汝また願還あるひは酬恩祭をヱホバになすに當りて牡牛をもて燔祭あるひは犠牲となすならば 九 麥粉十分の三に油一ヒンの半を混和たるを素祭となしてその牡牛とともに獻げ 十 また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香をたてまつる者なり 十一 牡牛あるひは牡羊あるひは羔羊あ

るひは羔山羊は一匹ごとに斯爲べきなり 十二 即ち汝らが獻るところの數にてらしその數にしたがひて一匹ごとに斯なすべし 十三 本國に生れたる者火祭を獻げてヱホバに馨しき香をたてまつる時は凡て斯のごとく是等の事を行ふべし 十四 また汝らの中に寄寓る他國の人あるひは汝らの中に代々住ふところの人火祭をさゝげてヱホバに馨しき香をたてまつらんとする時は汝らの爲がごとくにその人もなすべきなり 十五 汝ら會衆および汝らの中に寄寓る他國の人は同一の例にしたがふべし是は汝らが代々永く守るべき例なり他國の人はヱホバの前に侍ることは汝等と異るところ無るべきなり 十六 汝らと汝らの中に寄寓る他國の人とは同一の法同一の禮式にしたがふべし ○ 十七 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 十八 イスラエルの子孫に告てこれに言へ我が汝等を導き往ところの地に汝等いたらん時は 十九 その地の食物を食ふにあたり

て汝ら擧祭をヱホバにさゝぐべし 二十 即ち汝らはその麥粉の初をもてパンを作りてこれを擧祭にそなふべし是は禾場より擧祭をそなふるが如くに擧てそなふべきなり 二一 汝ら代々その麥粉の初をもて擧祭をヱホバにたてまつるべし○ 二二 汝等もし誤りてヱホバのモーセに告たまへるこの諸の命令を行はず 二三 ヱホバがモーセをもて命じたまひし事等並にその命ずることを始めたまひし日より以來汝らの代々にも命じたまはんところの事等を行はざる事有ん時 二四 すなはち會衆誤りて犯す所ありて之を知ざることあらん時は全會衆少き牡牛一匹を燔祭にさゝげてヱホバに馨しき香とならしめ之にその素祭と灌祭を禮式のごとくに加へまた牡山羊一匹を罪祭にさゝぐべし 二五 而して祭司イスラエルの子孫の全會衆のために贖罪を爲べし斯せば是は赦されん是は過誤なればなり彼等はその禮物として火祭をヱホバにさゝげまたその

過誤のために罪祭をヱホバの前にさゝぐべし 二六 然せばイスラエルの子孫の會衆みな赦されんまた彼等の中に寄寓る他國の人も然るべし其は民みな誤り犯せるなればなり 二七 人もし誤りて罪を犯さば當歳の牝山羊一匹を罪祭に献ぐべし 二八 祭司はまたその誤りて罪を犯せる人が誤りてヱホバの前に罪を獲たるが爲に贖罪をなしてその罪を贖ふべし然せば是は赦されん 二九 イスラエルの子孫の國の者にもあれまた其中に寄寓る他國の人にもあれ凡そ誤りて罪を犯す者には汝らその法を同じからしむべし 三十 本國の人にもあれ他國の人にもあれ凡そ擅横に罪を犯す者は是ヱホバを瀆すなればその人はその民の中より絶るべし 三一 斯る人はヱホバの言を輕んじその誡命を破るなるが故に必ず絶れその罪を身に承ん ○ 三二 イスラエルの子孫曠野に居る時安息日に一箇の人の柴を拾ひあつむるを見たり 三三 是においてその柴を拾ひあつむる

を見たる者等これをモーセとアロンおよび會衆の許に曳きたりけるが 三四 之を如何に爲べきか未だ示諭を蒙らざるが故に之を禁錮おけり 三五 時にヱホバ モーセに言たまひけるはその人はかならず殺さるべきなり全會衆營の外にて石をもて之を撃べしと 三六 全會衆すなはち之を營の外に曳いだし石をもてこれを撃てころしヱホバのモーセに命じたまへるごとくせり○ 三七 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 三八 汝イスラエルの子孫に告げ代々その衣服の裾に縫をつけその裾の縫の上に青き紐をほどこすべしと之に命ぜよ 三九 此縫は汝らに之を見てヱホバの諸の誡命を記憶して其をおこなはしめ汝らをしてその放縦にする自己の心と目の欲に從がふてと無らしむるための者なり 四十 斯して汝等吾もろもろの誡命を記憶して之を行ひ汝らの神の前に聖なるべし 四一 我は汝らの神ヱホバにして汝らの神とならんとて汝らをエジプトの地より

導きいだせし者なり我は汝らの神ヱホバなるぞかし

第十六章

一 茲にレビの子コハテの子イヅハルの子なるコラおよびルベンの子エリアブの子ダタンとアビラム並にペレテの子オン等相結び 二 イスラエルの子孫の會衆の中に選まれて牧伯となる者とてその名ある人々二百五十人ともに起てモーセに逆らふ 三 すなはち彼等集りてモーセとアロンに逆ひ之に言けるは汝らはその分を超ゆ會衆みな盡く聖者となりてヱホバその中に在すなるに汝ら何ぞヱホバの會衆の上に立つや 四 モーセこれを聞て俯伏たりしが 五 やがてコラとその一切の黨類に言けるは明日ヱホバ己の所屬は誰聖者は誰なるかを示してその者を己に近かせたまはん即ちその選びたまへる者を己に近かせたまふべし 六 汝等かく爲よコラとその黨類よ汝等みな火盤を取り 七 その中に火をいれその中に香を盛て明日ヱホバの前に至れその時ヱ

ホバの選みたまふ人は聖者たるべしレビの人々よ汝等はそれ分を超るなり八モーセまたコラに言けるは汝等レビの子等よ請ふ聽け九イスラエルの神汝らをイスラエルの會衆の中より分ち己に近かせてエホバの幕屋の役事を爲しめ會衆の前に立て之にかはりて勤務をなさしめたまふ是あに汝らにとりて小き事ならんや十神すでに汝と汝の兄弟なるレビの子孫等を己に近かせたまふに汝らまた祭司とならんことをも求むるや十一汝と汝の黨類は皆これがために集りてエホバに敵するなりアロンを如何なる者として汝等これに對ひて呟くや十二かくてモーセエリアブの子ダタンとアビラムを呼に遣はしけるに彼等いひけるは我等は上り往じ十三汝は乳と蜜との流るゝ地より我らを導き出して曠野に我らを殺さんとす是あに小き事ならんや然るに汝また我等の上に君たらんとす十四且また汝は我らを乳と蜜との流るゝ地にも導き

ゆかずまた田畝をも葡萄園をも我らに與へて有たしめず汝この人々の目を抉りとらんとするや我等は上りゆかじ 十五 是においてモーセおほいに怒りヱホバに申しけるは汝かれらの禮物を顧みたまふ勿れ我はかれらより驢馬一匹をも取しことなくまた彼等を一人も害せしことなし 十六 斯てモーセ コラに言けるは汝と汝の黨類みなアロンと偕に明日ヱホバの前に至れ 十七 即ち汝らおの〳〵火盤を執てその中に香を盛り各人その火盤をヱホバの前に攜へいたれその火盤は都合二百五十汝とアロンも各々その火盤を攜へいたるべしと 十八 彼等すなはち各々火盤を執り火をその中にいれて香をその上に盛りモーセおよびアロンとともに集會の幕屋の門に立り 十九 コラ會衆をこと〴〵く集會の幕屋の門に集めおきてかれら二人に敵せしめんとせしがヱホバの榮光全會衆に顯れ 二十 ヱホバ モーセとアロンに告て言たまひけるは 二十一 汝等この會衆

を離れよ我これを直ちに滅さんとす 二二 是において彼等二人俯伏て言ふ神よ一切の血肉ある者の生命の神よこの一人の者罪を犯したればとて汝全會衆にむかひて怒を發したまふや 二三 ヱホバモーセに告て言たまはく 二四 汝會衆にむかひてコラとダタンとアビラムの居所の周圍を去れと言へと 二五 モーセすなはち起あがりてダタンとアビラムの所に往けるがイスラエルの長老等これに從ひいたれり 二六 而してモーセ會衆に告て言けるは汝らこの惡き人々の天幕を離れて去れ彼等の物には何にも捫る勿れ恐くは彼らの諸の罪のために汝らも滅ぼされん 二七 是において人々はコラとダタンとアビラムの居所を離れて四方に去ゆけりまたダタンとアビラムはその妻子および幼兒とともに出てその天幕の門に立り 二八 モーセやがて言けるは汝等ヱホバがこの諸の事をなさせんとて我を遣したまへる事また我がこれを自分の心にした

がひて行ふにあらざる事を是によりて知べし 二九 すなはちこの人々もし一般の人の死るごとくに死に一般の人の罰せらるゝ如くに罰せられなばヱホバわれを遣したまはざるなり 三十 然どヱホバもし新しき事を為たまひ地その口を開きてこの人々と之に属する者を呑つくして生ながら陰府に下らしめなばこの人々はヱホバを瀆しゝなりと汝ら知るべし 三一 モーセこの一切の言をのべ終れる時かれらの下なる土裂け 三二 地その口を開きてかれらとその家族の者ならびにコラに属する一切の男等と一切の所有品を呑つくせり 三三 すなはち彼等とかれらに属する者はみな生ながら陰府に下りて地その上に閉ふさがりぬ彼等かく會衆の中より滅ぼされたりしが 三四 その周圍に居たるイスラエル人は皆かれらの叫喚を聞て逃れしは恐くは地われらをも呑つくさんと言り 三五 且またヱホバの許より火いでゝかの香をそなへたる者二百五十人を

焼つくせり 三六 時にヱホバ、モーセに告て言たまはく 三七 汝祭司アロンの子ヱレアザルに告てその燃る火の中より彼の火盤を取いださしめその中の火を遠方に傾すてよその火盤は聖なりたればなり 三八 而してその罪を犯して生命を喪へる者等の火盤は之を潤き展て版となして祭壇を包むに用ひよ彼等ヱホバの前にそなへしに因て是は聖なりたればなり斯是はイスラエルの子孫に徴と為べし 三九 是において祭司ヱレアザル彼の焼死されし者等が用ひてそなへたる銅の火盤を取いだしければ之を潤く打展し之をもて祭壇を包み 四十 之をイスラエルの子孫の記念の物と為り是はアロンの子孫たらざる外人が近よりてヱホバの前に香を焚こと無らんため亦かゝる人ありてコラとその黨類のごとくにならざらん為なり是みなヱホバがモーセをもて彼にのたまひし所に依るなり 四一 その翌日イスラエルの子孫の會衆みなモーセとアロンにむかひ

て呟き汝等はヱホバの民を殺せりと言り 四二 會衆集りてモーセとアロンに敵する時集會の幕屋を望み觀に雲ありてこれを覆ひヱホバの榮光顯れたる 四三 時にモーセとアロン集會の幕屋の前にいたりけるに 四四 ヱホバモーセに言たまひけるは 四五 汝らこの會衆をはなれて去れ我直にこれをほろぼさんとすと是において彼等二人は俯伏ぬ 四六 斯てモーセアロンに言けるは汝火盤を執り壇の火を之にいれ香をその上に盛て速かにこれを會衆の中に持ゆき之がために贖罪を為せ其はヱホバ震怒を發したまひて疫病すでに始りたればなりと 四七 アロンすなはちモーセの命ぜしごとくに之を執て會衆の中に奔ゆきけるに疫病すでに民の中に始まり居たれば香を焚て民のために贖罪を為し 四八 既に死る者と尚生る者との間に立ければ疫病止まれり 四九 コラの事によりて死たる者の外この疫病に死たる者は一萬四千七百人なりき 五十 而してアロンは

モーセの許にかへり集會の幕屋の門にいたれり疲病ハ斯やみぬ

第十七章

一 ヱホバ モーセに告て言給はく 二 汝イスラエルの子孫に語り之が中よりその各箇の父祖の家にしたがひて杖一本づゝを取れ即ちその一切の牧伯等よりその父祖の家に循ひて杖都合十二本を取りその人等の名を各々その杖に書せ 三 レビの杖にハ汝アロンの名を書せ其はその父祖の家の長たる者各箇杖一本を出すべければなり 四 而して集會の幕屋の中我が汝等に會ふ處なる律法の櫃の前に汝之を置べし 五 我が選める人の杖は芽さん我かくイスラエルの子孫が汝等にむかひて呟くところの怨言をわが前に止むべし 六 モーセかくイスラエルの子孫に語りければその牧伯等おのおの杖一本づゝを之に付せり即ち牧伯等おのおのその父祖の家にしたがひて一本づゝを出したればその杖あはせて十二本アロンの杖もその杖の中にあり 七 モーセその杖を皆律

法の幕屋の中にてヱホバの前に置り 八 斯てその翌日モーセ律法の幕屋にいりて觀るにレビの家のために出せるアロンの杖芽をふき蕾をなし花咲て巴旦杏の果を結べり 九 モーセその杖をことごとくヱホバの前よりイスラエルの子孫の所に取いだしければ彼ら見ておの〳〵自分の杖を取り 十 時にヱホバまたモーセに言たまはくアロンの杖を律法の櫃の前に携へかへり其處にたくはへ置てこの背反者等のために徴とならしめよ斯して汝かれらの怨言を全く取のぞきかれらをして死ざらしむべし 十一 モーセすなはち然なしヱホバの己に命じたまへる如くせり 十二 イスラエルの子孫モーセに語りて曰ふ嗚呼我等は死ん我等は滅びん我等はみな滅びん 十三 凡そヱホバの幕屋に微にても近く者はみな死るなり我等はみな死斷べき歟

第十八章

一 斯てヱホバ、アロンに告て言たまはく汝と汝の子等と

よび汝の父祖の家の者は聖所に關れる罪をその身に擔當べしまた汝と汝の子等は汝らがその祭司の職について獲ところの罪をその身に擔當べし 二 汝また汝の兄弟たるレビの支派の者すなはち汝の父祖の支派の者等をも率て汝に合せしめ汝に事しむべし但し汝と汝の子等は律法の幕屋の前に侍るべきなり 三 彼らは汝の職守と聖所の職守とを守るべし只聖所の器具と壇とに近づくべからず恐くは彼等も汝等も死るならん 四 彼等は汝に合して集會の幕屋の職守を守り幕屋の諸の役事をなすべきなり外人は汝らに近づく可らず 五 斯るならば聖所の職守と祭壇の職守を守るべし然せばエホバの震怒かさねてイスラエルの子孫に及ぶこと有じ 六 視よ我なんぢらの兄弟たるレビ人をイスラエルの子孫の中より取りエホバのために之を賜物として汝らに賜ふて集會の幕屋の役事を為しむ 七 汝と汝の子等は祭司の職を守りて祭壇

の上と障蔽の幕の內の一切の事を執おこなひ斯ともに勤むべし我祭司の職の勤務を賜物として汝らに賜ふ外人の近く者は殺されん○八ヱホバ又アロンに言たまはく我イスラエルの子孫の諸の聖禮物の中我に擧祭とするところの者をもて汝に賜ひて得さす即ち我これを汝と汝の子等にあたへてその分となさしめ是を永く例となす九斯のごとく至聖禮物の中火にて燒ざる者は汝に歸すべし即ちその我に獻る諸の禮物素祭罪祭愆祭等みな至聖くして汝と汝ちの子等に歸すべし十至聖所にて汝これを食ふべし男子等はみなこれを食ふことを得是は汝に歸すべき聖物たるなり十一汝に歸すべき物は是なり即ちイスラエルの子孫の獻る擧祭と搖祭の物我これを汝と汝の男子と女子に與へ是を永く例となす汝の家の者の中潔き者はみなこれを食ふことを得るなり十二油の嘉者酒の嘉者穀物の嘉者など凡てヱホバに獻るその初の物を我

なんぢに與ふ 十三 最初に成る國の產物の中ヱホバに携へたる者は
皆なんぢに歸すべし汝の家の者の中潔き者はみな之を食ふこと
を得るなり 十四 イスラエルの人の獻納る物は皆汝に歸すべし 十五 凡
そ血肉ある者の首出子にしてヱホバに獻らるゝ者は人にもあれ
畜にもあれ皆なんぢに歸すべし但し人の首出子は必ず贖ふべく
また汚れたる畜獸の首出子も贖ふべきなり 十六 之を贖ふにはその
人の生れて一箇月に至れる後に汝その估價に依り聖所のシケル
に循ひて銀五シケルに之を贖ふべし一シケルはすなはち二十ゲ
ラなり 十七 然ど牛の首出子羊の首出子山羊の首出子は贖ふべから
ず是等は聖しその血を壇の上に灑ぎまたその脂を焚て火祭とな
してヱホバに馨しき香をたてまつるべし 十八 その肉は汝に歸すべ
し搖る胸と右の腿とおなじく是は汝に歸するなり 十九 イスラエル
の子孫のヱホバに獻て擧祭とする所の聖物はみな我これを汝と

汝の男子女子に與へてこれを永く例となす是はヱホバの前において汝と汝の子孫に對する鹽の契約にして變らざる者なり
二十 ヱホバまたアロンに告たまはく汝はイスラエルの子孫の地の中に産業を有べからずまた彼等の中に何の分をも有べからず彼らの中において我は汝れ分汝の産業たるなり
二一 またレビの子孫たる者には我イスラエルの中において物の十分の一を與へて之が産業となし其なすところの役事すなはち集會の幕屋の役事に報ゆ
二二 イスラエルの子孫はかさねて集會の幕屋に近づくべからず恐くは罪を負て死ん
二三 第レビ人集會の幕屋の役事をなすべしまた彼らはその罪を自己の身に負べし彼等はイスラエルの子孫の中に産業の地を有ざる事をもてこの例となして汝らの世代の子孫れ中に永く之を守るべきなり
二四 イスラエルの子孫が十に一を取り擧祭としてヱホバに獻るところの物を我レビ人に與へてこの産

業となさしむるが故に我かれらにつきて言り彼等はイスラエルの子孫の中に產業の地を得べからずと○二五エホバモーセに告て言たまはく二六汝かくレビ人に告て之に言べし我がイスラエルの子孫より取て汝等に與へて產業となさしむるところの什一の物を汝ら之より受る時はその什一の物の十分の一を獻てエホバの擧祭となすべし二七汝等の擧祭の物品は禾場よりたてまつる穀物の如く酒醡の內よりたてまつる酒のごとくに見做さん二八此のごとく汝等もまたイスラエルの子孫より受る一切の什一の物の中よりエホバに擧祭を獻げそのエホバの擧祭を祭司アロンに與ふべし二九汝らの受る一切の禮物の中より汝らはその嘉ところ卽ちその聖き分を取てエホバの擧祭を獻べし三十汝かく彼等に言べし汝らその中より嘉ところを取て獻ぐるに於てはその殘餘の物は汝等のレビ人におけること禾場より取る物のごとく酒醡より取る物の

ごとくならん 三一 汝等と汝らの眷屬何處にても之を食ふことを得べし是は汝らが集會の幕屋に於て爲す役事の報酬たればなり 三二 汝らその嘉ところを獻ぐるに於ては之がために罪を負こと有じ汝らはイスラエルの子孫の聖別て獻る物を汚すべからず恐くは汝ら死ん

第十九章

一 ヱホバ モーセとアロンに告て言たまはく 二 ヱホバの命ずるところの律の例は是のごとし云くイスラエルの子孫に告て赤牝牛の全くして疵なく未だ軛を負しことあらざる者を汝の許に牽きたらしめ 三 汝ら之を祭司エレアザルに交すべし彼はまたこれを營の外に牽いだして自己の眼の前にこれを宰らしむべし 四 而して祭司エレアザルこれが血をその指につけ集會の幕屋の表にむかひてその血を七次灑ぎ 五 やがてその牝牛を自己の眼の前に焼しむべしその皮その肉その血およびその糞をみな焼べし

六ろの時祭司檜木と牛膝草と紅れ絲をとりて之をろの燒る牝牛れ中に投いるべし 七 かくて祭司れろの衣服を浣ひ水ふてろの身を滌ぎて然る後營ふ入べし祭司の身れ晩まで汚るゝゐり 八 また之を燒たる者も水にろの衣服を浣ひ水ふろの身を滌ぐべし彼も晩まで汚るゝゐり 九 斯て身の潔き人一人ろの牝牛の灰をかき斂めてこれを營の外の清淨處ふ蓄へ置べし是イスラエルの子孫の會衆のために備へおきて汚穢を潔る水を作るべき者ふして罪を潔むる物ふ當るゐり 十 ろの牝牛の灰をかき斂めたる者れろの衣服を浣ふべしろの身れ晩まで汚るゝゐりイスラエルの子孫とろれ中に寄寓る他國れ人とれ永くこれを例とすべきゐり 十一 人の死屍に捫る者れ七日の間汚る 十二 第三日と第七日ふこの灰水を以て身を潔むべし然せむ潔くゐらん然ど若し第三日と第七日ふ身を潔むることを爲ざれむ潔くゐらじ 十三 凡そ死人の屍に捫りて身を

潔むることを爲ざる者はエホバの幕屋を汚すなればイスラエルより斷るべし汚穢を潔むる水をその身に灑ざるによりて潔くならずその汚穢なほ身にあるなり 十四 天幕の中に人の死ることある時に應用ふる律は是なり即ち凡てその天幕に入る者凡てその天幕にある物は七日の間汚るべし 十五 凡て蓋を取はなして蓋はざりし所の器皿はみな汚る 十六 凡て刀劍にて殺されたる者または死屍または人の骨または墓等に野の表にて捫る者はみな七日の間汚るべし 十七 汚れたる者ある時はかの罪を潔むる者たる燒る牝牛の灰をとりて器に入れ活水を之に加ふべし 十八 而して身の潔き人一人牛膝草を執てその水にひたし之をその天幕と諸の器皿および其處に居あはせたる人々に灑ぐべくまた骨あるひは殺されし者あるひは死たる者あるひは墓などを捫れる者に灑ぐべし 十九 即ち身の潔き人第三日と第七日にその汚れたる者に之を灑ぐべし而し

て第七日にはその人みづから身を潔むることを爲しその衣服をあらひ水に身を滌ぐべし然せば晩におよびて潔くなるべし二十然どこと汚れて身を潔ることを爲ざる人はヱホバの聖所を汚すが故にそこの身は會衆の中より絶るべし汚穢を潔むる水を身に灑がざるによりてその人は潔くならざるなり二彼等また永くこれを例とすべし即ち汚穢を潔むる水を人に灑げる者はその衣服を洗ふべしまた汚穢を潔むる水に捫れる者も晩まで汚るべし三凡て汚れたる人の捫れる者は汚るべしまた之に捫る人も晩まで汚るべし

第二十章

一斯てイスラエルの子孫の全會衆正月におよびてチンの曠野にいたれり而して民はカデシに止りけるがミリアム其處にて死たれば之を其處に葬りぬ二當時會衆水を得ざるによりて相集りてモーセとアロンに迫れり三すなはち民モーセと爭ひ言けるは嚮に我らの兄弟等がヱホバの前に死たる時に我等も死に

たらむ善りしものを 四 汝等何とてヱホバの會衆をこの曠野に導き上りて我等とわれらの家畜を此に死しめんとするや 五 汝らなんぞ我らをエジプトより上らしめてこの惡き處に導きいりしや此には種を播べき處なく無花果もなく葡萄もなく石榴も無くまた飲べき水も無し 六 是においてモーセとアロンは衆集の前を去り集會の幕屋の門にいたりて俯伏けるにヱホバの榮光かれらに顯き 七 ヱホバモーセに告て言たまはく 八 汝杖を執り汝の兄弟アロンともに會衆を集めその眼の前にて汝ら磐に命ぜよ磐その中より水を出さん汝かく磐より水を出して會衆とその獸畜に飲しむべしと 九 モーセすなはちその命ぜられしごとくヱホバの前より杖を取り 十 アロンともに會衆を磐の前に集めて之に言けるは汝ら背反者等よ聽け我等水をしてこの磐より汝らのために出しめん歟と 十一 モーセその手を擧げ杖をもて磐を二度撃けるに

水多く湧出たれば會衆とその獸畜ともに飮り 十二 時にヱホバ、モーセとアロンに言たまひけるは汝等は我を信ぜずしてイスラエルの子孫の目の前に我の聖を顯さゞりしによりてこの會衆をわが之に與へし地に導きいることを得じと 十三 是をメリバ（爭論）の水とよべりイスラエルの子孫是のためにヱホバにむかひて爭ひたりしかるにヱホバつひにその聖ことを顯したまへり○ 十四 茲にモーセカデシより使者をエドムの王に遣して言けるは汝の兄弟イスラエルかく言ふ汝はわれらが遭し諸の艱難を知る 十五 そも〳〵我らの先祖等エジプトに下りゆきて我ら年ひさしくエジプトに住をりしがエジプト人われらと我らの先祖等をなやましたれば 十六 我らヱホバに顧ひけるにヱホバわれらの聲を聽たまひ一箇の天の使を遣して我らをエジプトより導きいだしたまへり觀よ我ら今は汝の邊境の邊端にあるカデシの邑に居るなり 十七 願くは我ら

をして汝の國を通過しめよ我等は田畝をも葡萄園をも通過じまた井の水をも飲じ我らは第王の路を通過り汝の境をいづるまでは右にも左にもまがらじ 十八 エドムはモーセに言けるは汝我の中を通過べからず恐くは我いでゝ劍をもて汝をむかへん 十九 イスラエルの子孫エドムに言ふ我らは大道を通過ん若われらと我らの獸畜なんぢの水を飲ことあらばその値を償ふべし我は徒行にて通過るのみなるを何事にもあらざるなりと 二十 然るにエドムは汝通過るべからずといひて許多の群衆を率ゐて出で大なる力をもて之にむかへり 二十一 エドムかくイスラエルにその境の中を通過ことを容さゞりければイスラエルは他にむかひて去り○ 二十二 かくてイスラエルの子孫の會衆みなカデシより進みてホル山にいたれり 二十三 エホバエドムの國の境なるホル山にてモーセとアロンに告て言たまはく 二十四 アロンはその死たる民に列らんイスラエルの子孫に我

が與へし地に彼は入ることを得ざるべし是メリバの水のある處に
て汝等わが言に背きたればなり 二五 汝アロンとその子エレアザル
をひきつれてホル山に登り 二六 アロンにその衣服を脱せてこれを
その子エレアザルに衣せよアロンは其處に死てその民に列るべ
しと 二七 モーセすなはちエホバの命じたまへるごとく爲し相つれ
だちて全會衆の目の前にてホル山に登れり 二八 而してモーセはア
ロンにその衣服をぬがせて之をその子エレアザルに衣せたりア
ロンは其處にて山の巓に死り斯てモーセとエレアザル山よりく
だりけるが 二九 會衆みなアロンの死たるを見て三十日のあひだ哀
哭をなせりイスラエルの家みな然せり

第二十一章

一 玆に南の方に住るカナン人アラデ王といふ者イス
ラエルが間者の道よりして來るといふを聞きイスラエルを攻う
ちてその中の數人を擄にせり 二 是においてイスラエル誓願をエー

ホバに立て言ふ汝もしこの民をわが手に付したまはゞ我その城邑々を盡く滅さんと 三 ヱホバすなはちイスラエルの言を聽いれてカナン人を付したまひければ之とその城邑々をこと〴〵く滅せり是をもてその處の名をホルマ(殲滅)と呼なしたり ○ 四 民はホル山より進みゆき紅海の途よりしてエドムを繞り通らんとせしがその途のために民心を苦めたり 五 すなはち民神とモーセにむかひて呟きけるは汝等なんぞ我らをエジプトより導きのぼりて曠野に死なしめんとするや此には食物も無くまた水も無し我等はこの粗き食物を心に厭ふなりと 六 是をもてヱホバ火の蛇を民の中に遣して民を咬しめたまひければイスラエルの民の中死る者多かりき 七 是によりて民モーセにいたりて言けるは我らヱホバと汝にむかひて呟きて罪を獲たり請ふ汝ヱホバに祈りて蛇を我等より取はなさしめよとモーセすなはち民のために祈ければ 八 ヱホ

バモーセに言たまひけるは汝蛇を作りてこれを杆の上に載おくべし凡て咬れたる者は之を仰ぎ觀なば生べし 九 モーセすなはち銅をもて一條の蛇をつくり之を杆の上に載おけり凡て蛇に咬れたる者その銅の蛇を仰ぎ觀ば生たり○ 十 イスラエルの子孫途に進みてオボテに營を張り 十一 またオボテより進み往きモアブの東の方に亘るところの曠野においてイエアバリムに營を張り 十二 また其處より進みゆきてゼレデの谷に營を張り 十三 其處より進みゆきてアルノンの彼旁に營を張りアルノンはアモリの境より出て曠野に流るる者にてモアブとアモリの間にありてモアブの界をなすなり 十四 故にエホバの戰爭の記に言るあり云くスパのワヘブアルノンの河 十五 河の流郎ちアルの邑に落下りモアブの界に倚る者と 十六 かれら其處よりベエル(井)にいたれりエホバがモーセにむかひて汝民を集めよ我これに水を與へんと言たまひしはこの井

ありき 十七 時にイスラエルこの歌を歌へり云く井の水よ湧あがれ汝等これがために歌へよ 十八 此井は笏と杖とをもて牧伯等これを掘り民の君長等之を掘りと斯て曠野よりマツタナにいたり 十九 マツタナよりナハリエルにいたりナハリエルよりバモテにいたり 二十 バモテよりモアブの野にある谷に往き曠野に對するピスガの巓にいたりき ○ 二十一 かくてイスラエル使者をアモリ人の王シホンに遣して言しめけるは 二十二 我をして汝の國を通過しめよ我等は田畝にも葡萄園にも入じまた井の水をも飲じ我らは汝の境を出るまでは唯王の道を通りて行んのみと 二十三 然るにシホンはイスラエルに自己の境の中を通る事を容さざりき而してシホンその民をことごとく集め曠野にいでゝイスラエルを攻んとしヤハヅに來りてイスラエルと戰ひけるが 二十四 イスラエル刃をもて之を撃やぶりその地をアルノンよりヤボクまで奪ひ取りアンモンの子孫に

まで至りアンモンの子孫の境界は堅固なりき 二五 イスラエルかくその城邑を盡く取り而してイスラエルはアモリ人の諸の城邑に住みヘシボンとそれに附る諸の村々に居る 二六 ヘシボンはアモリ人の王シホンの都城なりシホンは曾てモアブの前の王と戰ひてかれの地をアルノンまで盡くその手より奪ひ取去なり 二七 故に歌をもて云るあり曰く汝らヘシボンに來れシホンの城邑を築き建よ 二八 ヘシボンより火出でシホンの都城より焔いでてモアブのアルを焚つくしアルノンの邊の高處を占る君王等を滅せり 二九 モアブよ汝は禍なる哉ケモシの民よ汝は滅ぼさるその男子は逃奔りその女子はアモリ人の王シホンに擄らるゝなり 三十 我等は彼らを撃たふしヘシボンを滅ぼしてデボンに及び之を荒してまたノパに及びメデバにいたる 三一 斯イスラエルの子孫はアモリ人の地に住たりしが 三二 モーセまた人を遣はしてヤゼルを窺はしめ遂に

ろの村々を取て其處にをりしアモリ人を逐出し 三三 轉てバシヤン
の路に上り往けるにバシヤンの王オグその民を盡く率ゐて出
で之を迎へてエデレイに戰はんとす 三四 ヱホバ、モーセに言たまひ
けるは彼を懼るゝ勿れ我かれとその民とその地を盡く汝の手に
付す汝ヘシボンに住をりしアモリ人の王シホンに爲たるごとく
に彼にも爲べしと 三五 是において彼とその子とその民をことごと
く撃てころし一人も生存る者なきに至らしめて之が地を奪ひたり

第廿二章

一 かくてイスラエルの子孫また途に進みてモアブの平
野に營を張り此はヨルダンの此旁にしてヱリコに對ふ〇 二 チツ
ポルの子バラクはイスラエルが凡てアモリ人に爲たる所を見た
り 三 是においてモアブ人大いにイスラエルの民を懼る是その數
多きに因てなりモアブ人かくイスラエルの子孫のために心をな
やましたれば 四 すなはちミデアンの長老等に言ふてこの群衆は牛

が野の草を餂食ふごとくに我等の四圍の物をことごとく餂食はんとすこの時にはチッポルの子バラク モアブ人の王たり 五 彼すなはち使者をペトルに遣してベオルの子バラムを招かしめんとすペトルはバラムの本國にありて河の邊に立りろの之を招かしむる言に云く茲にエジプトより出來し民あり地の面を蓋ふて我の前にをる 六 然ば請ふ汝今來りて我ためにこの民を詛へ彼等は我よりも強ければなり然せば我これを撃やぶりて我國よりこれを逐はらふを得ることもあらん其は汝が祝する者は福祉を得汝が詛ふ者は禍を受くと我しればなりと 七 モアブの長老等とミデアンの長老等すなはち占卜の禮物を手にとりて出たちバラムにいたりてバラクの言をこれに告たれば 八 バラムかれらに言ふ今晚は此に宿れエホバの我に告るところに循ひて汝らに返答をなすべしと是をもてモアブの牧伯等バラムの許に居る 九 時に神

バラムに臨みて言たまはく汝の許にをる此人々は何者なるや 十
バラム神に言けるはモアブの王チッポルの子バラク我に言つか
はしけらく 十一 茲にエジプトより出きたりし民ありて地の面を蓋
ふ請ふ今來りてわがために之を詛へ然せば我これに戰ひ勝てこ
れを逐はらふを得ることもあらんと 十二 神バラムに言たまひける
は汝かれらとともに往べからず亦この民を詛ふべからず是は祝
福るゝ者たるなり 十三 是においてバラム朝起てバラクの牧伯等に
言けるは汝ら國に歸れよヱホバ我が汝らとともに往く事をゆる
さゞるなりと 十四 モアブの牧伯たちすなはち起あがりてバラクの
許にいたりバラムは我らとともに來ることを肯ぜずと告たれば
十五 バラクまた前の者よりも尊き牧伯等を前よりも多く遣せり 十六
彼らバラムに詣りて之に言けるはチッポルの子バラクかく言ふ
願くは汝何の障碍をも顧ずして我に來れ 十七 我汝をして甚だ大

ある尊榮を得させん汝が我に言ところは凡て我これを爲べし然ば願くは來りて我ためにこの民を詛へ 十八 バラム答へてバラクの臣僕等に言けるはたとひバラクその家に盈るほどの金銀を我に與ふるとも我は事の大小を論ず我が神ヱホバの言を踰ては何をも爲ことを得ず 十九 然ば請ふ汝らも今晩此に宿り我をしてヱホバの再び我に何と言たまふかを知しめよと 二十 夜にいりて神バラムにのぞみて之に言たまひけるはこの人々汝を招きに來りたれば起ちあがりて之とともに往け但し汝は我が汝につぐる言のみを行ふべし 二十一 バラム翌朝起あがりその驢馬に鞍おきてモアブの牧伯等とともに往り 二十二 然るにヱホバかれの往たるに縁て怒を發したまひたればヱホバの使者かれに敵せんとて途に立り彼は驢馬に乘りその僕二人もこれとともに在しが 二十三 驢馬ヱホバの使者が劍を手に拔持て途に立るを見驢馬途より身を轉して田圃に入ければバ

ラム驢馬を打て途にかへさんとせしに 二四 エホバの使者また葡萄園の途に立り其處は此旁にも石垣あり彼旁にも石垣あり 二五 驢馬エホバの使者を見石垣に貼依てバラムの足を石垣に貼依たれババラムまた之を打り 二六 然るにエホバの使者また進みよりて狹き處に立けるが其處には右にも左にもまがる道あらざりしかバ 二七 驢馬エホバの使者を見てバラムの下に跪たり是においてバラム怒を發し杖をもて驢馬を打けるに 二八 エホバ驢馬の口を啓きたまひたれバ驢馬バラムにむかひて言ふ我なんぢに何を爲せバぞ汝かく三次我を打や 二九 バラム驢馬に言ふ汝われを侮るが故なり我手に劍あらバ今汝を殺さんものを 三十 驢馬またバラムに言けるは我は汝の所有となりてより今日にいたるまで汝が常に乘とてころの驢馬ならずや我つねに斯のごとく汝になしたるやとバラムこたへて否と言ふ 三一 時にエホババラムの目を啓きたまひければ

彼ヱホバの使者の途に立て劍を手に拔持るを見身を鞠めて俯伏したるにヱホバの使者これに言ふ汝なにとて斯三度なんぢの驢馬を打や我汝の道の直に滅亡にいたる者なるを見て汝に敵せんとて出きたれり 三三 驢馬はわれを見て斯三たび身を轉して我を避たるなり是もし身を轉らして我を避ずば我すでに汝を殺して是を生しおきしならん 三四 バラムヱホバの使者に言けるは我罪を獲たり我は汝が我に敵せんとて途に立るを知ざりしなり汝もし之を惡とせば我は歸るべし 三五 ヱホバの使者バラムに言けるはその人々とともに往け但し汝は我が汝に告る言詞のみを宣べしと バラムすなはちバラクの牧伯等とともに往り 三六 さてまたバラクはバラムの來るを聞てモアブの境の極處に流るゝアルノンの旁の邑まで出ゆきて之を迎ふ 三七 バラクすなはちバラムに言けるは我ことさらに人を遣はして汝を招きしにあらずや汝なにゆゑ我が

許に來らざりしや我あに汝に尊榮を得さすることを得ざらんや 三八 バラム バラクに言けるは視よ我つひに汝の許に來れり然ど今は我何事をも自ら言を得んや我はたゞ神の我口に授る言語を宣んのみ 三九 斯てバラムはバラクとゝもに往てキリアテホゾテに至りしが 四〇 バラク牛と羊を宰りてバラムおよび之と偕なる牧伯等に餽れり 四一 而してその翌朝にいたりバラクはバラムを伴ひこれを携へてバアルの崇邱に登りイスラエルの民の極端を望ましむ

第二十三章

一 バラム バラクに言けるは我ために此に七個の壇を築き此に七匹の牡牛と七匹の牡羊を備へよと 二 バラクすなはちバラムの言るごとく爲しバラクとバラムその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻げたり 三 而してバラムはバラクにむかひ汝は燔祭の傍に立をれ我は往んとす エホバあるひは我に來りのぞみた

まれんところの我に示したまふところの事は凡て之を汝に告んと言て一の高處に登りたるに 四 神バラムに臨みたまひければバラムこれに言けるは我は七箇の壇を設けその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻げたりと 五 エホバ言をバラムの口に授けて言たまはく汝バラクに歸りて斯いふべしと 六 彼すなはちバラクの許に至るにバラクはモアブの諸の牧伯等とともに燔祭の傍に立ちをる 七 バラムすなはちこの歌をのべて云くモアブの王バラクスリアより我を招き寄せ東の邦の山より我を招き寄せて云ふ來りて我ためにヤコブを詛へ來りてわがためにイスラエルを呪へと 八 神の詛ざる者を我いかで詛ふことを得んやエホバの呪ざる者を我いかで呪ふことを得んや 九 磐の頂より我これを觀岡の上より我これを望むこの民は獨り離れて居ん萬の民の中に列ふことなからん 十 誰かヤコブの塵を計へ得んやイスラエルの四分一

を數ふることを能せんや願くは義人のごとくに我死ん願くはわが終はこれが終にひとしかれ 十一 是においてバラクバラムに言けるは汝我に何を爲や我はわが敵を詛はしめんとて汝を携きたりしなるに汝はかへりて全くこれを祝せり 十二 バラムこたへて言けるは我は慎みてヱホバの我口に授くる事のみを宣べきにあらずや 十三 バラクこれに言けるは請ふ汝われとゝもに他の處に來りて其處より彼らを觀よ汝たゞ彼らの極端のみを觀ん彼らを全くは觀ることを得ざるべし請ふ其處にて我ために彼らを詛へと 十四 やがて之を導きてピスガの巓なる斥候の原に至り七箇の壇を築きて壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻たり 十五 時にバラムバラクに言けるは汝此にて燔祭の傍に立をれ我また往て會見ゆることをせんと 十六 ヱホバまたバラムに臨みて言をその口に授け汝バラクの許に歸りてかく言へとのたまひければ 十七 彼バラクの許にかへりけ

るにバラクは燔祭の傍に立をりモアブの牧伯等これとゝもに居りしがバラクすなはちバラムにむかひエホバ何と言しやと問ければ 十八 バラムまたこの歌を宣たり云くバラクよ起て聽けチツポルの子よ我に耳を傾けよ 十九 神は人のごとく謊ること无しまた人の子のごとく悔ることあらずその言ところ之を行はざらんやその語るところ之を成就ざらんや 二十 我はこれがために福祉をいのれとの命令を受く既に之に福祉をたまへむ我これを變るあたはざるなり 二一 エホバヤコブの中に惡き事あるを見ずイスラエルの中に憂患あるを見ずその神エホバこれとゝもに在す王を喜びて呼はる聲その中にあり 二二 神かれらをエジプトより導き出したまふイスラエルは強きこと兕のごとし 二三 ヤコブには魔術なしイスラエルには占卜あらず神はその爲ところをその時にヤコブに告げイスラエルにしめしたまふなり 二四 視よこの民は牝獅子のご

とくに起あがり牡獅子のごとくに身を興さん是はその攫得たる物を食ひその殺しゝ物の血を飲では臥ことを爲じ 二五 是においてバラクはバラムに向ひ汝かれらを詛ふことをも祝することをも爲るなかれと言けるに 二六 バラムこたへてバラクに言ふ我はヱホバの宣まふ事は凡てこれを爲ざるを得ずと汝に告おきしにあらずやと 二七 バラクまたバラムに言けるは請ふ來れ我なんぢを他の處に導き往ん神あるひは汝が其處より彼らを我ために詛ふことを善とせんと 二八 バラクすなはちバラムを導きて曠野に對するペオルの巓に至るに 二九 バラムバラクに言けるは我ために七箇の壇を此に築き牡牛七匹牡羊七匹を此に備へよと 三十 バラクすなはちバラムの言るごとく爲しその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻たり

第二十四章

一 バラムはイスラエルを祝することのヱホバの心に

適ふを觀たれば此度は前の時のごとくに往て法術を求むる事を爲ずその面を曠野に向て居り 二 バラム目を擧てイスラエルのその支派にしたがひて居るを觀たり時に神の靈かれに臨みければ 三 彼すなはちこの歌をのべて云くベオルの子バラム言ふ目の啓きたる人言ふ 四 神の言詞を聞し者能はざる無き者をまぼろしに觀し者倒れ臥てその目の啓けたる者言ふ 五 ヤコブよ汝の天幕は美しき哉イスラエルよ汝の住所は美しき哉 六 是は谷々のごとくに布列ね河邊の園のごとくヱホバの栽し沈香樹のごとく水の邊の檜樹のごとし 七 その桶よりは水溢れんその種は水の邊に發育んその王はアガグよりも高くなりその國は振ひ興らん 八 神これをエジプトより導き出せり是は強きこと兕のごとくその敵なる國々の民を呑つくしその骨を摧き矢をもて之を衝とほさん 九 是は牡獅子のごとくに身をかゞめ牝獅子のごとくに臥す誰か敢て

これを起さんやなんぢを祝するものは福祉を得なんぢをのろふものは災禍をかうむるべし 十 こゝにおいてバラクはバラムにむかひて怒を發しその手を拍ならせり而してバラクはバラムにいひけるは我はなんぢをしてわが敵を詛はしめんとてなんぢを招きたるに汝は却て斯三度までも彼らを大に祝したり 十一 然ば汝今汝の處に奔り往け我は汝に大なる尊榮を得させんと思ひたれどもヱホバ汝を阻めて尊榮を得るに至らざらしむ 十二 バラム、バラクに言けるは我は汝が我に遣しし使者等に告て言ざりしや 十三 假令バラクその家に盈るほどの金銀を我に與ふるとも我はヱホバの言を踰て自己の心のまゝに善も惡きも爲ことを得ず我はヱホバの宣まふ事のみを言べしと 十四 今われは吾民にかへる然ば來れ我この民が後の日に汝の民に爲んところの事を汝に告しらせんと 十五 すなはちこの歌をのべて云くベオルの子バラム言ふ目の啓きたる

人言ふ 十六 神の言を聞る者至高者を知の知識あり能はざる無き者をまぼろしに觀倒れ臥て其目の啓けたる者言ふ 十七 我これを見ん然ど今にあらず我これを望まん然ど近くはあらずヤコブより一箇の星いでんイスラエルより一條の杖おこりモアブを此旁より彼旁に至まで撃破りまた鼓譟者どもを盡く滅すべし 十八 其敵なるエドムは是が產業となりセイルは之が產業とならんイスラエルは盛になるべし 十九 權を秉る者ヤコブより出で遺れる者等を城より滅し絕ん 二十 バラム又アマレクを望みてこの歌をのべて云くアマレクは國々の中の最初なる者なり其終にも滅び絕るに至らん 二十一 亦ケニ人を望みこの歌をのべて云く汝の住所は堅固なり汝は磐に巢をつくる 二十二 然どカインは亡て終にアッスリアの爲に擄へ移されん 二十三 彼またこの歌をのべて云く嗟神これを爲たまはん時は誰か生ることを得ん 二十四 キッテムの方より船來てアッスリアを攻なや

またエベルを攻なやますべし而して是もまた終に亡失ん 二五 斯てバラムは起あがりて自己の處に歸り往きぬバラクも亦去ゆけり

第二十五章

一 イスラエルはシツテムに止まり居けるがその民モアブの婦女等と淫をおこなふことを始めたり 二 その婦女等其神々に犠牲を獻る時に民を招ければ民は往て食ふことを爲しかつその神々を拜めり 三 イスラエルかくバアルペオルに附ければイスラエルにむかひてヱホバ怒を發したまへり 四 ヱホバすなはちモーセに告て言たまはく民の首をことごとく携きたりヱホバのためにかの者等を日に曝せ然せばヱホバの烈しき怒イスラエルを離ることあらんと 五 是においてモーセイスラエルの士師等にむかひ汝らおのおのその配下の人々のバアルペオルに附る者を殺せと言り 六 モーセとイスラエルの子孫の全會衆集會の幕屋の門にて哭をる時一箇のイスラエル人ミデアンの婦人一箇を携きたり

彼らの目の前にてその兄弟等の中に至れり 七 祭司アロンの子なるエレアザルの子ピネハスこれを見會衆の中より起あがりて槍を手に執り 八 そのイスラエルの人の後を追て之が寢室に入りイスラエルの人を衝きまたその婦人の腹を衝とほして二人を殺せり是において疫病のイスラエルの子孫におよぶこと止まり 九 その疫病にて死たる者は二萬四千人なりき 十 エホバモーセに告て言たまはく 十一 祭司アロンの子なるエレアザルの子ピネハスはわが熱心をイスラエルの子孫の中にあらはして吾怒をその中より取去り我をして熱心をもてイスラエルの子孫を滅し盡すにいたらざらしめたり 十二 故に汝言へ我これに平和のわが契約をさづく 十三 即ち彼とその後の子孫永く祭司の職を得べし是は彼その神のために熱心にしてイスラエルの子孫のために贖をなしたればなり 十四 その殺されしイスラエル人すなはちミデアンの婦人とゝも

に殺されし者はその名をジムリと言てサルの子にしてシメオン人の宗族の牧伯の一人なり 十五 また殺されしミデアンの婦人は名をコズビと曰てツルの女子なりツルはミデアンの民の宗族の首なり 十六 ヱホバ、モーセに告て言たまはく 十七 ミデアン人に逼りてこれを撃て 十八 其は彼ら謀計をもて汝に逼りペオルの事とその姉妹なるミデアンの牧伯の女すなはちペオルのため疫病の起れる日に殺されしコズビの事において汝らを惑したればなり

第二十六章

一 疫病の後ヱホバ、モーセと祭司アロンの子エレアザルに告て言たまはく 二 イスラエルの全會衆の總數をその父祖の家にしたがひて核べイスラエルの中凡そ二十歳以上にして戰爭に出るに勝る者を數へよと 三 モーセ及び祭司エレアザルすなはちヱリコに對してヨルダンの邊にあるモアブの平野に於てかれらに告て言けるは 四 エジプトの地より出きたれるモーセとイス

ラエルの子孫にヱホバ命じ給へる如く汝ら其中の廿歳以上の者を計へよ 五 イスラエルの長子はルベンなりルベンの子孫はヘノクよりヘノク人の族出でパルよりパル人の族出で 六 ヘツロンよりヘツロン人の族出でカルミよりカルミ人の族出づ 七 ルベンは宗族は是のごとくにしてその核數られし者は四萬三千七百三十八 八 またパルの子はエリアブ 九 エリアブの子はネムエルダタンアビラムこのダタンとアビラムは會衆の中の名ある者にてコラの黨類とゝもにモーセとアロンに逆らひてヱホバに悖りし事ありしが 十 地その口を開きて彼らとコラとを呑みその黨類二百五十人は火に燒れて死うせ人は鑑戒となれり 十一 但しコラの子等は死ざりき ○ 十二 シメオンの子孫はその宗族に依て左のごとしネムエルよりネムエル人の族出でヤミンよりヤミン人の族出でヤキンよりヤキン人の族出で 十三 ゼラよりゼラ人の族出でシヤ

ウルよりはシャウル人の族出 十四 シメオン人の宗族は是の如くにして其數られし者は二萬二千二百人〇 十五 ガドの子孫は其宗族に依ば左の如しゼポンよりはゼポン人の族出ハギよりはハギ人の族出でシユニよりはシユニ人の族出で 十六 オズニよりはオズニ人の族出でエリよりはエリ人の族出で 十七 アロドよりはアロド人の族出でアレリよりはアレリ人の族出づ 十八 ガドの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は四萬五百人〇 十九 ユダの子等はエルとオナンエルとオナンはカナンの地に死たり 二十 ユダの子孫はその宗族によれば左のごとしシラよりはシラ人の族出でペレツよりはペレツ人の族出でゼラよりはゼラ人の族出づ 二十一 ペレツの子孫は左のごとしヘヅロンよりはヘヅロン人の族出でハムルよりはハムル人の族出づ 二十二 ユダの宗族は是のごとくにしてその核數へられし者は七萬六千五百人〇 二十三 イッサカルの子孫はその宗族に

よきも左のごとしトラよりはトラ人の族出でプワよりはプワ人の族出で二四ヤシユブよりはヤシユブ人の族出でシムロンよりはシムロン人の族出づ二五イツサカルの宗族は是のごとくにしてその宗の數へられし者は六萬四千三百人〇二六ゼブルンの子孫はその族によれば左の如しセレデよりはセレデ人の族出でエロンよりはエロン人の族出でヤリエルよりはヤリエル人の族出づ二七ゼブルン人の宗族は是のごとくにしてその核數へられし者は六萬五百人〇二八ヨセフの子等はその宗族に依ばマナセとエフライム二九マナセの子等の中マキルよりマキル人の族出づマキルギレアデを生りギレアデよりギレアデ人の族出づ三十ギレアデの子孫は左のごとしイエゼルよりはイエゼル人の族出でヘレクよりはヘレク人の族出で三一アスリエルよりはアスリエル人の族出でシケムよりはシケム人の族出で三二セミダよりはセミダ人の族出でヘペル

よりはヘペル人の族出づ 三三 ヘペルの子ゼロペハデは男子なく惟女子ありしのみその名はマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザと曰ふ 三四 マナセの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は五萬二千七百人 三五 エフライムの子孫はその宗族によれば左のごとしシユテラよりはシユテラ人の宗族出でベケルよりはベケル人の族出でタハンよりはタハン人の族出づ 三六 シユテラの子孫は左のごとしエランよりエラン人の族出づ 三七 エフライムの子孫の宗族は是のごとくにしてその核數られし者は三萬二千五百人ヨセフの子孫はその宗族に依ば是のごとし○ 三八 ベニヤミンの子孫はその宗族によれば左のごとしベラよりはベラ人の族出でアシベルよりはアシベル人の族出でアヒラムよりはアヒラム人の族出で 三九 シユパムよりはシユパム人の族出でホパムよりはホパム人の族出づ 四十 ベラの子等はアルデとナアマンアルデよりはアルデ人

の族出でナアマンよりはナアマン人の族出づ 四一 ベニヤミンの子孫はその宗族に依ば是のごとくにしてその核數へられし者は四萬五千六百人〇 四二 ダンの子孫はその宗族に依ば左のごとしシユハムよりシユハム人の族出づダンの宗族はその宗族によれば是の如し 四三 シユハム人の諸の族の中核數へられし者は六萬四千四百人〇 四四 アセルの子孫はその宗族によれば左のごとしエムナよりはエムナ人の族出でエスイよりはエスイ人の族出でベリアよりはベリア人の族出づ 四五 ベリアの子孫の中ヘベルよりはヘベル人の族出でマルキエルよりはマルキエル人の族出づ 四六 アセルの女子の名はサラと曰ふ 四七 アセルの子孫の宗族は是のごとくにしてその核數へられし者五萬三千四百人〇 四八 ナフタリの子孫はその宗族によれば左のごとしヤシエルよりヤシエル人の族出でグニよりグニ人の族出で 四九 エゼルよりエゼル人の族出でシレムよりシレ

ム人の族出づ 五十 ナフタリの宗族はその宗族によればかくのごと
くにしてその核數られしものは四萬五千四百人 五一 すなはちイス
ラエルの子孫の核數られし者は六十萬一千七百三十人なりき〇
五二 エホバ モーセに告て言たまはく 五三 この人々にその名の數にし
たがひて地を分ち與へてこれが產業となさしむべし 五四 人衆きには
汝多くの產業を與へ人寡には少の產業を與ふべし卽ちその核數へ
られし數にしたがひておの〱產業を受べきなり 五五 但しその地
は鬮をもて之を分ちその父祖の支派の名にしたがひて之を獲べ
し 五六 卽ち鬮をもてその產業を人衆き者と寡き者とに分つべきな
り〇 五七 レビ人のその宗族にしたがひて數へられし者は左のごと
しゲルションよりはゲルション人の族出でコハテよりはコハテ
人の族出でメラリよりはメラリ人の族出づ 五八 レビの族は左のご
としリブニ人の族ヘブロン人の族マヘリ人の族ムシ人の族コラ

人の族、コハテアムラムを生り 五九 アムラムの妻の名はヨケベデといひてレビの女子なり是はエジプトにてレビに生まれし者なりしがアムラムにあひてアロンとモーセおよびその姉妹ミリアムを生り 六十 アロンにはナダブアビウエレアザルおよびイタマル生る 六一 ナダブとアビウは異火をエホバの前にさゝげし時死り 六二 その核數へられし一箇月以上の男子は都合二萬三千人レビ人はイスラエルの子孫の中に産業を與へられざるが故にイスラエルの子孫の中に核數へられざるなり○ 六三 是すなはちモーセと祭司エレアザルがヨルダンの邊なるエリコに對するモアブの平野にて數へたるイスラエルの子孫の數なり 六四 但しその中にはモーセとアロンがシナイの曠野においてイスラエルの子孫をかぞへし時に數へたる者は一人もあらざりき 六五 其はエホバ曾て彼らの事を宣て是はかならず曠野に死んといひたまひたればなり是をもてエフン

ネの子カルブとヌンの子ヨシユアの外は一人も遺れる者あらざりき

第廿七章

一 玆にヨセフの子マナセ族の中なるヘペルの子ゼロペハデの女子等きたれりヘペルはギレアデの子ギレアデはマキルの子マキルはマナセの子なりその女子等の名はマアラノアホグラミルカテルザといふ 二 彼ら集會の幕屋の門にてモーセと祭司エレアザルと牧伯等と全會集の前に立ち言けるは 三 我等の父は曠野に死り彼はかのコラに與して集りてヱホバに逆ひし者等の中に加はらず自己の罪に死り然るに男子なし 四 我らの父の名なんぞその男子あらざるがためにその族の中より削らるゝことある可んや我らの父の兄弟の中において我らにも産業を與へよと 五 モーセすなはちその事をヱホバの前に陳けるに 六 ヱホバモーセに告て言たまはく 七 ゼロペハデの女子等の言ところは道

理なり汝かならず彼らの父の兄弟の中において彼らに産業を與へて獲さすべし即ちその父の産業をこれに歸せしむべし 八 汝イスラエルの子孫に告て言べし人もし男子なくして死なばその産業をこれが女子に歸せしむべし 九 もしまた女子もあらざる時はその産業をその兄弟に與ふべし 十 もし兄弟あらざる時はその産業をその父の兄弟に與ふべし 十一 もしまたその父に兄弟あらざる時はその親戚の最も近き者にその産業を與へて獲さすべしエホバのモーセに命ぜしごとくイスラエルの子孫は永くこれをもて律法の例とすべし○ 十二 玆にエホバ、モーセに言たまいく汝このアバリム山にのぼり我イスラエルの子孫に與へし地を觀よ 十三 汝これを觀なむアロンの既に加はりしごとく汝もその民に加れるべし 十四 是チンの曠野において會衆の爭論をなせる砌に汝らわが命に悖りかの水の側にて我の聖き事をかれらの目のまへに顯すことを

を爲ざりしが故なり是すなはちチンの曠野のカデシにあるメリバの水なり 十五 モーセ、ヱホバに申して言けるは 十六 ヱホバ一切の血肉ある者の生命の神よ願くはこの會衆の上に一人を立て 十七 之をして彼等の前に出かれらの前に入り彼らを導き出し彼らを導き入る者とならしめヱホバの會衆をして牧者なき羊のごとくならざらしめたまへ 十八 ヱホバ、モーセに言たまひけるはヌンの子ヨシユアといふ靈のやどれる人を取り汝の手をその上に按き 十九 これを祭司エレアザルと全會衆の前に立せて彼らの前にて之に命ずる事をなすべし 二十 汝これに自己の尊榮を分ち與へイスラエルの子孫の全會衆をしてこれに順がはしむべし 二一 彼は祭司エレアザルの前に立べしエレアザルはウリムをもて彼のためにヱホバの前に問ことを爲べしヨシユアとイスラエルの子孫すなはちその全會衆はエレアザルの言にしたがひて出でエレアザルの言にしたが

ひて入べし 二二 是においてモーセはエホバの己に命じたまへるごとく為しヨシュアを取て之を祭司エレアザルと全會衆の前に立せ 二三 その手をこれが上に按き之に命ずることを為しエホバのモーセをもて命じたまへる如くなせり

第二十八章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に命じて之に言へわが禮物わが食物なる火祭わが馨香の物は汝らこれをその期にいたりて我に献ぐることを怠るべからず 三 汝かれらに言べし汝らがエホバに献ぐる火祭は是なり即ち當歳の全たき羔羊二匹を日々に献げて常燔祭となすべし 四 即ち一匹の羔羊を朝に献げ一匹の羔羊を夕に献べし 五 また麥粉一エパの十分の一に擣て取たる油一ヒンの四分の一を混和て素祭となすべし 六 是すなはちシナイ山において定めたる常燔祭にしてエホバに馨しき香としてたてまつる火祭なり 七 またその灌祭は羔羊

一匹に一ヒンの四分の一を用ふべし即ち聖所において濃酒をヱホバのために灌ぎて灌祭となすべし 八 夕にもまた今一の羔羊を獻ぐべしその素祭と灌祭とは朝のごとくなし之を獻げて火祭となしてヱホバに馨しき香をたてまつるべし 九 また安息日には當歳の羔羊の全き者二匹と麥粉十分の二に油をまじへたるそれを素祭となしその灌祭を獻ぐべし 十 是すなはち安息日ごとの燔祭にして常燔祭とその灌祭の外なる者なり 十一 また汝ら月々の朔日には燔祭をヱホバに獻ぐべし即ち少き牡牛二匹牡羊一匹當歳の羔羊の全き者七匹を獻げ 十二 牡牛一匹には麥粉十分の三に油を和たるをもてその素祭となし牡羊一匹には麥粉十分の二に油をまじへたるをもてその素祭となし 十三 羔羊一匹には麥粉十分の一に油を混和たるをもてその素祭となし之を馨しき香の燔祭としてヱホバに火祭をたてまつるべし 十四 またその灌祭は牡牛一匹に酒一ヒンの

半牡羊一匹に一ヒンの三分の一羔羊一匹に一ヒンの四分の一を用ふべし是すなはち年の月々の中月ごとに獻ぐべき燔祭なり 十五 また常燔祭とその灌祭の外に牡山羊一匹を罪祭としてヱホバに獻ぐべし○ 十六 正月の十四日はヱホバの逾越節なり 十七 またその月の十五日は節日なり七日の間酵いれぬパンを食ふべし 十八 その首の日には聖會をひらくべし汝等何の職業をも爲べからず 十九 汝ら火祭をヱホバに獻げて燔祭たらしむるには少き牡牛二匹牡羊一匹當歳の羔羊七匹をもてすべし是等は皆全き者なるべし 二十 その素祭には麥粉に油を和たるを用べし即ち牡牛一匹には麥粉十分の三を獻げ牡羊一匹には十分の二を獻げ 二一 また羔羊は七匹ともその羔羊一匹ごとに十分の一を獻ぐべし 二二 また牡山羊一匹を罪祭に獻げて汝らのために贖罪をなすべし 二三 朝に獻ぐる常燔祭なる燔祭の外に汝ら是らを獻ぐべし 二四 是のごとく汝ら七日の間日

ごとに火祭の食物を献げてヱホバに馨しき香をたてまつるべし
是は常燔祭とその灌祭の外に献ぐべき者なり 二五 而して第七日に
は汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず〇 二六 七七日の後
すなはち汝らが新しき素祭をヱホバに携へきたる初穂の日にも
汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず 二七 汝ら燔祭を献げ
てヱホバに馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛二匹牡羊一
匹當歳の羔羊七匹を献ぐべし 二八 その素祭には麥粉に油を混和た
るを用ふべし即ち牡牛一匹には十分の三牡羊一匹に十分の二を用
ひ 二九 また羔羊には七匹ともに羔羊一匹に十分の一を用ふべし 三十
また牡山羊一匹をさゝげて汝らのために贖罪をなすべし汝ら常
燔祭とその素祭とその灌祭の外に是等を献ぐべし是みな全き者
なるべし

第二十九章

一 七月にいたりその月の朔日に汝ら聖會を開くべし

何の職業をも爲べからず是は汝らが喇叭を吹べき日なり 二 汝ら燔祭をさゝげてヱホバに馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛一匹當歳の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし 三 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ち牡牛一匹には十分の三牡羊一匹には十分の二をもちひ 四 また羔羊には七匹とも羔羊一匹に十分の一を用ふべし 五 また牡山羊一匹を罪祭に獻げて汝らのために贖罪をなすべし 六 是は月々の朔日の燔祭とその素祭および日々の燔祭とその素祭と灌祭の外なる者なり是らの物の例にしたがひて之をヱホバにたてまつりて香しき馨の火祭となすべし 七 またこの七月の十日に汝ら聖會を開きかつ汝らの身をなやますべし何の職業をも爲べからず 八 汝らヱホバに燔祭を獻げて馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊七匹是みな全き者なるべし 九 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべ

し即ち牡牛一匹に十分の三牡山羊一匹に十分の二を用ひ 十 また羔羊には七匹とる羔羊一匹に十分の一を用ふべし 十一 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は贖罪の罪祭と常燔祭とその素祭と灌祭の外なる者なり 十二 七月の十五日に汝ら聖會を開くべし何の職業をも為べからず汝ら七日の間ヱホバに向て節筵を守るべし 十三 汝ら燔祭を獻てヱホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち少き牡牛十三牡羊二匹當歳の羔羊十四是みな全き者なるべし 十四 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ちその十三の牡牛には各箇十分の三その二匹の羔羊には各箇十分の二を用ひ 十五 その十四の羔羊には各箇十分の一を用ふべし 十六 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 十七 第二日には少き牡牛十二牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 十八 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭は

その數に循ひて例のごとくすべし 十九 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 二十 第三日には少き牡牛十一牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 二一 その牡牛と牡山羊と羔羊のためにも用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 二二 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是ら常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 二三 第四日には少き牡牛十四牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 二四 その牡牛と牡山羊と羔羊のためにも用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 二五 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 二六 第五日には少き牡牛九匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 二七 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 二八 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およ

びその素祭と灌祭の外なり 二九 第六日には少き牡牛八匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 三十 これ牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三一 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 三二 第七日には少き牡牛七匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 三三 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三四 また牡山羊を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 三五 第八日にはまた汝ら會をひらくべし何の職業をも爲すべからず 三六 燔祭を獻げてヱホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし 三七 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三八 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべ

し是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 三九 汝らその節期にはヱホバに斯なすべし是らは皆汝らが願還のために獻げまたは自意の禮物として獻ぐる所の燔祭素祭灌祭および酬恩祭の外なり 四十 モーセはヱホバのモーセに命じたまへる事をこと〴〵くイスラエルの子孫に告たり

第三十章

一 モーセ イスラエルの子孫の支派の長等に告て云ふヱホバの命じたまふ事は是のごとし 二 人もしヱホバに誓願をかけ又はその身に斷物をなさんと誓ひなさばその言詞を破るべからずその口より出ししごとく凡て為すべし 三 また女もし若くしてその父の家に居る時ヱホバに誓願をかけ又はその身に斷物を為ことあらんに 四 その父これが誓願またはその身に斷し斷物を聞て之にむかひて言ふこと無ばそのかけたる誓願を行ひまたその身に斷し斷物を守るべし 五 然どその父これを聞る日に之を允さゞるな

らばその誓願およびその身を斷し斷物を凡て止ることを得べしその父の允さゞるなればヱホバこれを赦したまふなり 六 もしまた夫に適く身にして自ら誓願をかけまたはその身に斷物せんと輕々しく口より言いだすことあらんに 七 その夫これを聞もそのこれを聞る日にこれに向ひて言ふこと無ばその誓願を行ひその身に斷し斷物を守るべし 八 されど夫もし之を聞る日にこれを允さゞるならば之がかけし誓願または之がその身に斷物せんと輕々しく口に出しゝところの事を空うするを得べしヱホバはその女を赦したまふなり 九 また寡婦あるひは去れたる婦人の誓願など凡てその身になしゝ斷物はこれを守るべし 十 婦女もしその夫の家において誓願をかけ又はその身に斷物せんと誓ふことあらんに 十一 夫これを聞てこれに對ひて言ふことなく之を允さゞることと無ばその誓願は凡てこれを行ふべくその身に斷し斷物は凡て

てこれを守るべし 十二 然どその夫もしこれを聞る日に全くこれを空うせばその誓願またはその斷物なつき口より出しゝ事は凡て守るに及ばずその夫これを空くなしたるなればエホバその婦女を赦したまふなり 十三 凡ての誓願および凡てその身をなやますとてその誓約は夫これを堅うすることを得夫これを空うすることを得べし 十四 その夫もし之にむかひて言ふことなくして日をおくらば之が誓願または之が斷物を凡て堅うするなり彼これを聞る日に妻にむかひて言ふことを爲ざるに因て之を堅うせるなり 十五 然どその夫もしこれを聞たる後にいたりてこれを空うする事あらばその妻の罪を任べし 十六 是すなはちエホバがモーセに命じたまへる法令にして夫と妻および父とその女子れ少くして父の家にある者とにかゝはる者なり

第三十一章

一 茲にエホバ モーセに告て言たまはく 二 汝イスラエ

ルの子孫の仇をミデアン人に報ゆべし其後汝はその民に加へられん 三 モーセすなはち民に告て言けるは汝らの中より人を選みて戰爭にいづる準備をなさしめ之をしてミデアン人に攻ゆかしめてヱホバの仇をミデアン人に報ゆべし 四 即ちイスラエルの諸の支派につきて各々の支派より千人づゝを取りてこれを戰爭につかはすべしと 五 是において各々の支派より千人づゝを選みイスラエルの衆軍の中より一萬二千人を得て戰爭にいづる準備をなさしむ 六 モーセすなはち各々の支派より千人宛を戰爭に遣しまた祭司エレアザルの子ピネハスに聖器と吹鳴す喇叭を執しめて之とともに戰爭に遣せり 七 彼らヱホバのモーセに命じたまへるごとくミデアン人を攻撃ち遂にその中の男子をことごとく殺せり 八 その殺しゝ者の外にまたミデアンの王五人を殺せりそのミデアンの王等はエビレケムツルホルレバといふまたベオルの子バ

ラムをも劍にかけて殺せり 九 イスラエルの子孫すなはちミデアンの婦女等とその子女を生擒りその家畜と羊の群とその貨財をことごとく奪ひ取り 十 その住居の邑々とその村々とを盡く火にて燒り 十一 かくて彼等はその奪ひし物と掠めし物を人と畜とをもふ取り 十二 エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野の營にその生擒し者と掠めし物と奪ひし物とを携へきたりてモーセと祭司エレアザルとイスラエルの子孫の會衆に詣れり 十三 時にモーセと祭司エレアザルおよび會衆の牧伯等みな營の外に出て之を迎へたりしが 十四 モーセはその軍勢の領袖等すなはち戰爭より歸りきたれる千人の長等と百人の長等のなせる所を怒れり 十五 モーセすなはち彼等に言けるは汝らは婦女等をことごとく生し存しや 十六 視よ是等の者はバラムの謀計によりイスラエルの子孫を去てペオルの事においてエホバに罪を犯さしめ遂にエホバの會衆の

中に疫病おこるにいたらしめたり 十七 然ば今この子等の中の男の子を盡く殺しまた男と寝て男をしれる婦人を盡く殺せ 十八 但し未だ男と寝て男をしれる事あらざる女の子はこれを汝らのために生し存べし 十九 而して汝らは七日の間營の外に居れ汝らの中凡そ人を殺せし者または殺されし者に捫りたる者は第三日と第七日にその身を潔め且その俘囚を潔むべし 二十 また一切の衣服と一切の皮の器具および凡て山羊の毛にて作れる物と凡て木にて造れる物を潔むべし 二十一 祭司エレアザル戰にいでし軍人等に言けるはヱホバのモーセに命じたまへる律法の例は是のごとし 二十二 金銀銅鐵錫鉛など 二十三 凡て火に勝る物は火の中を通すべし然せば潔くならん然ながら尚また潔淨の水をもてこれを潔むべしまた凡て火に勝へざる者は水の中を通すべし 二十四 汝等は第七日にその衣服を洗ひて潔くなり然る後營にいるべし 二十五 ヱホバモーセに告て言た

まれく 二六 汝と祭司エレアザルおよび會衆の族長等ての取獲たる人と畜の總數を志らべ 二七 ろの獲物を二分ふ分てろの一を戰爭にいで戰ひし者に予へろの一を全會衆ふ予へよ 二八 而して戰ひに出し軍人を志て人または牛または驢馬または羊およの〳〵五百でとに一をとりてヱホバふ貢として奉つら志めよ 二九 即ち彼らの一半より之をとりヱホバの擧祭として祭司エレアザルふ與へよ 三十 またイスラエルの子孫れ一半よりはろれ獲たる人または牛またれ驢馬または羊または種々の獸畜五十でとに一を取りヱホバの幕屋の職守を守るとてろのレビ人にてきを與へよと 三一 モーセと祭司エレアザルそあれちヱホバのモーセに命じたまへるでとく為り 三二 ろの掠取物すあれち軍人等が奪ひ獲たる物の殘餘は羊六十七萬五千 三三 牛七萬二千 三四 驢馬六萬一千 三五 人三萬二千是みあ未だ男と寢て男をきる事あらざる女あり 三六 ろの一半すなそち戰爭

にいでし者の分は羊三十三萬七千五百 三七 ヱホバに貢として奉つ
る羊は六百七十五 三八 牛三萬六千の中よりヱホバに貢とせし
者は七十二 三九 驢馬三萬五百の中よりヱホバに貢とせし者は六
十一 四十 人一萬六千の中よりヱホバに貢とせし者は三十二人 四一
モーセその貢すなはちヱホバの擧祭なる者を祭司エレアザルに
與へたりヱホバのモーセに命じたまへる如し 四二 モーセが戰爭に
出しものより分ちとりてイスラエルの子孫に與へし一半 四三 すな
はち會衆に屬する一半は羊三十三萬七千五百 四四 牛三萬六千 四五 驢
馬三萬五百 四六 人一萬六千 四七 すなはちイスラエルの子孫の一
半よりモーセ人と畜ともに各箇五十ごとに一を取りヱホバの幕
屋の職守をまもるレビ人に之を與へたりヱホバのモーセに命じ
たまへるごとし 四八 時に其軍勢の師士たりし者等すなはち千人の
長百人の長等モーセにきたり 四九 モーセに言けるは僕等我らの手

に屬する軍人を數へたるにわれらの中一人も缺たる者なし 五十 是をもて我ら各人々の獲たる金の飾品すなはち鏈子釧指環耳環頸玉等をヱホバに携へきたりて禮物となし之をもて我らの生命のためにヱホバの前に贖罪をなさんとすと 五一 モーセと祭司ヱレアザルすなはち彼らよりその金を受たり是みな製り成る飾品なりき 五二 千人の長と百人の長たちがヱホバに獻げて擧祭となせしその金は都合一萬六千七百五十シケル 五三 軍人は各箇々の掠取物をもて自分の有となせり 五四 モーセと祭司ヱレアザルは千人の長と百人の長等よりその金を受て集會の幕屋に携へいりヱホバの前におきてイスラエルの子孫の記念となせり

第三十二章

一 ルベンの子孫とガドの子孫は甚だ多くの家畜の群を有り彼等ヤゼルの地とギレアデの地を觀るにその處は家畜を適き所なりければ 二 ガドの子孫とルベンの子孫來りてモーセと

祭司エレアザルと會衆の牧伯等に言けるは 三 アタロテ、デボン、ヤゼル、ニムラ、ヘシボン、エレアレ、シバム、ネボ、ベオン 四 即ちヱホバがイスラエルの會衆の前に撃ほろぼしたまひし國は家畜に適き所なるが我らは家畜あり 五 また曰ふ然ば我らもし汝の目の前に恩を獲たらば請ふこの地を僕等に與へて產業となさしめ我らをしてヨルダンを濟ることを無らしめよと斯いへり 六 モーセ、ガドの子孫とルベンの子孫に言けるは汝らの兄弟たちは戰ひに往ふに汝らは此に坐しをらんとするや 七 汝ら何ぞイスラエルの子孫の心を挫きてヱホバのこれに賜ひし地に濟ることを得ざらしめんとするや 八 汝らの先祖等も我がカデシバルネアより其地を觀に遣せし時に然なせり 九 即ち彼らエシコルの谷に至りて其地を觀し時イスラエルの子孫の心を挫きてこれをしてヱホバの賜ひし地に往ことを得ざらしめたり 十 その時ヱホバ怒を發し誓ひて言たまひ

けらく十一エジプトより出きたる人々の二十歳以上なる者は一人も我がアブラハムイサクヤコブに誓ひたる地を見ざるべし其はかれら我に全くは從がはざればなり十二第ケナズ人エフンネの子カルブとヌンの子ヨシユアとを除く此二人はヱホバに全く從がひたればなり十三ヱホバかくイスラエルにむかひて怒を發し之をして四十年のあひだ曠野にさまよはしめたまひければヱホバの前に惡をなしゝところの代の人みな終に亡ぶるに至れり十四抑汝らはその父に代りて起れる者卽ち罪人の種にしてヱホバのイスラエルにむかひて懷たまふ烈しき怒を更に增んとするなり十五汝ら若反きてヱホバに從はずばヱホバまたこの民を曠野に遺おきたまはん然せば汝等すなはちこの民を滅ぼすにいたるべし十六彼らモーセの側に進みよりて言けるは我らは此に我らの群のために羊の圈を建我らの少者のために邑を建んとす十七然ど我らはイスラ

エルの子孫をその處に導きゆくまでは身をよそひて之が前に奮ひ進まん第われらの少者はこの國に住る者等のために堅固なる邑に居ざるを得ず 十八 我らはイスラエルの子孫が皆おのおのその產業を獲るまでは我らの家に歸らじ 十九 我らはヨルダンの彼旁において彼らと偕に產業を獲ることを爲じ我らはヨルダンの此旁すなはち東の方に產業を獲ればなり 二十 モーセかれらに言けるは汝らもしこの事を爲し汝らみな身をよそひてヱホバの前に往て戰ひ 二一 汝ら皆身をよそひヱホバの前にゆきてヨルダンを濟りヱホバのその敵を己の前より逐はらひたまひて 二二 この國のヱホバの服ふにおよびて後汝ら歸ればヱホバの前にもイスラエルの前にも汝ら罪なかるべし然せばこの地はヱホバの前において汝らの產業とならん 二三 然ど汝らもし然せずばこれヱホバにむかひて罪を犯すなれば必ずその罪汝らの身におよぶと知べし 二四 汝らその少者の

ために邑を建てその羊のために圈を建よ而して汝らの口より出せるところを爲せ 二五 ガドの子孫とルベンの子孫モーセにこたへて言けるはわが主の命じたまふごとく僕等行ふべし 二六 我らの少者と妻と羊と諸の家畜は此にギレアデの邑々に居るべし 二七 然ど僕等はおのおの戰爭のために身をよろひてわが主の言たまふ如くエホバの前に渉りゆきて戰ふべし 二八 是においてモーセかれらの爲に祭司エレアザルとヌンの子ヨシユアとイスラエルの支派の族長等に命ずる事ありき 二九 すなはちモーセかれらに言けるはガドの子孫とルベンの子孫もし汝らとともにヨルダンを濟りゆき各箇身をよろひてエホバの前に戰ひてこの地汝らに服ふにいたらば汝らギレアデの地をかれらに與へて產業となさしむべし 三十 然ど彼らもし汝らとともに身をよろひて濟りゆかずば彼らはカナンの地に於て汝らの中に產業を獲ざるべからず 三一 ガドの子孫と

ルベンの子孫こたへて言ふエホバの僕等に言たまふごとく我ら爲すべし三二我らは身をよろひてエホバの前にカナンの地に濟りゆきヨルダンの此旁なる我らの產業を保つことを爲べし三三是においてモーセはアモリ人の王シホンの國とバシヤンの王オグの國をもてガドの子孫とルベンの子孫とヨセフの子マナセの支派の半とに與へたり即ちその國およびその境の內の邑々とその邑々の周圍の地とを之に與ふ三四ガドの子孫はデボン アタロテ アロエル三五アテロテシヨパン ヤゼル ヨグベハ三六ベテニムラ ベテハラン などの堅固なる邑を建て羊のために圈を建たり三七またルベンの子孫はヘシボン エレアレ キリヤタイム三八ネボ バアルメオン等の邑を建てその名を更めまたシブマの邑を建たりその建たる邑々に新しき名をつけたり三九またマナセの子マキルの子孫はギレアデに至りて之を取り其處にをりしアモリ人を逐はらひけき

へ 四十 モーセギレアデをマナセの子マキルに與へて其處に住しむ 四一 またマナセの子ヤイルは往てその村々を取りてこれをハヲテヤイル(ヤイル村)と名けたり 四二 またノバは往てケナテとその村々を取り自己の名にしたがひて之をノバと名けたり

第三十三章

一 イスラエルの子孫がモーセとアロンに導かれ其軍旅にしたがひてエジプトの國より出きたりて經たる旅路は左のごとし 二 モーセエホバの命に依りその旅路にしたがひてこれが發程を記せりその發程によるところの旅路は左のごとくなり 三 彼らは正月の十五日にラメセスより出立り即ち踰越の翌日なりイスラエルの子孫は一切のエジプト人の目の前にて高らかなる手によりて出たり 四 時にエジプト人はエホバに撃ころされし其長子を葬りて居りエホバはまた彼らの神々にも罰をかうむらせたまへり 五 イスラエルの子孫ラメセスより出立てスコテに營を張り

六スコテより出立て曠野の極端なるエタムに營を張り七エタムより出立てバアルゼボンの前なるピハヒロテに轉りゆきてミグドルに營を張り八ピハヒロテの前より出立ち海の中を通りて曠野にいりエタムの曠野に三日路ほど入てメラに營を張り九メラより出立てエリムに至れりエリムには泉十二棕櫚七十本あり乃ち此に營を張り十かくてエリムより出たちて紅海の邊に營を張り十一紅海より出たちてシンの曠野に營を張り十二シンの曠野より出たちてドフカに營を張り十三ドフカより出たちてアルシに營を張り十四アルシより出たちてレピデムに營を張り此には民の飲む水あらざりき十五かくてレピデムより出たちてシナイの曠野に營を張り十六シナイの曠野より出たちてキブロテハッタワに營を張り十七キブロテハッタワより出たちてハゼロテに營を張り十八ハゼロテより出たちてリテマに營を張り十九リテマより出たちてリン

モンパレツお營を張り 二十 リンモンパレツより出たちてリブナに營を張り 二一 リブナより出たちてリツサに營を張り 二二 リツサより出たちてケヘラタに營を張り 二三 ケヘラタより出たちてシヤペル山に營を張り 二四 シヤペル山より出たちてハラダに營を張り 二五 ハラダより出たちてマケロテに營を張り 二六 マケロテより出たちてタハテお營を張り 二七 タハテより出たちてテラに營を張り 二八 テラより出たちてミテカに營を張り 二九 ミテカより出たちてハシモナに營と張り 三十 ハシモナより出たちてモセラに營を張り 三一 モセラより出たちてベネヤカンに營を張り 三二 ベネヤカンより出たちてホルハギデガデに營を張り 三三 ホルハギデガデより出たちてヨテバタお營を張り 三四 ヨテバタより出たちてアブロナに營を張り 三五 アブロナより出たちてエジオンゲベルに營を張り 三六 エジオンゲベルより出たちてカデシのチンの曠野に營を張り 三七 カデシより

出たちてエドムの國の界なるホル山に營を張り 三八 イスラエルの子孫がエジプトの國を出てより四十年の五月の朔日に祭司アロンはヱホバの命によりてホル山に登りて其處に死り 三九 アロンはホル山に死たる時は百二十三歲なりき 四十 カナンの地の南に住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルの子孫の來るを聞り 四一 かくてホル山より出たちてザルモナに營を張り 四二 ザルモナより出立てプノンに營を張り 四三 プノンより出たちてオボテに營を張り 四四 オボテより出たちてモアブの界なるイエアバリムに營を張り 四五 イヰムより出たちてデボンガドに營を張り 四六 デボンガドより出たちてアルモンデブラタイムに營を張り 四七 アルモンデブラタイムより出たちてネボの前なるアバリムの山々に營を張り 四八 アバリムの山々より出たちてヱリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野に營を張り 四九 すなはちモアブの平野においてヨルダ

ンの邊に營を張りベテエシモテよりアベルシッテムにいたる○五十エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてヱホバ モーセに告て言たまはく 五一 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らヨルダンを濟りてカナンの地に入る時は 五二 そこの地に住る民をことごとく汝らの前より逐はらひその石の像をことごとく毀ちその鑄たる像を毀ちその崇邱をことごとく毀ちつくすべし 五三 汝らその地の民を逐はらひて其處に住べし其は我その地を汝らの產業として汝らに與へたればなり 五四 汝らその族にしたがひ鬮をもてその地を分ちて產業となし人多きには多くの產業を與へ人少きには少しの產業を與ふべし各人の分はその鬮にあたれる處にあるべきなり汝らその先祖の支派にしたがひて之を獲べし 五五 然ど汝らもしその地に住る民を汝らの前より逐はらはずば汝らが存しおくところの者汝らの目に刺となり汝の脇に棘となり

汝らの住む國において汝らを惱さん 五六 且また我は彼らに爲んと思ひし事を汝らに爲ん

第三十四章

一 ヱホバ モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らがカナンの地にいる時に汝らに歸して產業となる地は是なり卽ち是カナンの地その境に循へる者 三 汝らの南の方はヱドムに接するチンの曠野より起り南の界は鹽海の極端より東の方にいたるべし 四 また汝らの界は南より繞りてアクラビムの坂にいたりてチンに赴き南よりカデシバルネアに亘りハザルアダルに進みアズモンに赴くべし 五 その界はまたアズモンより繞りてエジプトの河にいたり海におよびて盡べし 六 西の界においては大海をもてその界とすべし是を汝らの西の界とす 七 汝らの北の界は是のごとし卽ち大海よりホル山までを畫り 八 ホル山よりハマテの入口までを畫りその界を沿てゼダデま

で亘らしむべし九またその界はジフロンに進みハザルエノンにいたりて盡べし是を汝らの北の界とす十汝らの東の界はハザルエノンよりシバムまでを畫るべし十一またその界はアインの東の方においてシバムよりリブラに下りゆくべし斯その界は下りてキンネレテの海の東の傍に抵り十二その界ヨルダンに下りゆきて鹽海におよびて盡べし汝らの國はその周圍の界に依る是のごとくなるべし十三モーセイスラエルの子孫に命じて言けるは是すなはち汝らが鬮をもて獲べき地なりヱホバこれを九の支派と半支派とに與へよと命じたまふ十四そはルベンの子孫の支派とガドの子孫の支派はともにその宗族にしたがひてその產業を受けまたマナセの半支派もその產業を受たればなり十五この二の支派と半支派とはヱリコに對するヨルダンの彼旁すなはちその東日の出る方においてその產業を受たり十六ヱホバまたモーセに告て言た

まはく 十七 汝らに地を分つ人々の名は是なり即ち祭司エレアザルとヌンの子ヨシユア 十八 汝らまた各箇の支派より牧伯一人づゝを簡びて地を分つことを為さしむべし 十九 その人々の名は是のごとしユダの支派にてはエフンネの子カルブ 二十 シメオンの子孫の支派にてはアミホデの子サムエル 二一 ベニヤミンの支派にてはキスロンの子エリダデ 二二 ダンの子孫の支派の牧伯はヨグリの子ブツキ 二三 ヨセフの子孫すなはちマナセの子孫の支派の牧伯はエポデの子ハニエル 二四 エフライムの子孫の支派の牧伯はシフタンの子ケムエル 二五 ゼブルンの子孫の支派の牧伯はパルナクの子エリザパン 二六 イツサカルの子孫の支派の牧伯はアザンの子パルテエル 二七 アセルの子孫の支派の牧伯はシロミの子アヒウデ 二八 ナフタリの子孫の支派の牧伯はアミホデの子パダヘル 二九 カナンの地においてイスラエルの子孫に産業を分つことをエホバの命じたまへる人

れ是のごとし

第三十五章

一 ヱリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてヱホバ モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に命じてその獲たる產業の中よりレビ人に住べき邑々を與へしめよ汝らまたその邑々の周圍に郊地をつけてレビ人に與ふべし 三 その邑々は彼らの住べき所その郊地は彼らの家畜貨財および諸の獸をおくところたるべし 四 汝らがレビ人に與ふる邑々の郊地は邑の石垣より外四周一千キユビトなるべし 五 すなはち邑の外に於て東の方に二千キユビト南の方に二千キユビト西の方に二千キユビト北の方に二千キユビトを量り邑をその中にあらしむべし彼らの邑の郊地は是のごとくなるべし 六 汝らがレビ人に與ふる邑々は是のごとくなるべし即ち逃遁邑六を與ふべし是は人を殺せる者の其處に逃るべきための者なり此外になほ邑四十二を

與ふべし 七 汝らがレビ人に與ふる邑は都合四十八邑、これをその郊地とともに與ふべし 八 汝らイスラエルの子孫の產業の中よりレビ人に邑を與ふるには多く有る者は多く與へ少く有る者は少く與へ各々人その獲たる產業にしたがひてその邑々を之に與ふべし 九 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 十 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らヨルダンを濟りてカナンの地に入ば 十一 汝らのために邑を設けて逃遁邑と爲し悞りて人を殺せる者をして其處に逃るべからしむべし 十二 其は汝らが仇打する者を避て逃るべき邑なり是あるは人を殺せる者が未だ會衆の前にたちて審判をうけざる先に殺さるることと無らんためなり 十三 汝らが予ふる邑々の中六をもて逃遁邑とすべし 十四 すなはち汝らヨルダンの此旁において三の邑を予へカナンの地において三の邑を予へて逃遁邑となすべし 十五 この六の邑はイスラエルの子孫と他國人およびろ

の中に寄寓る者の逃遁場たるべし凡て誤りて人を殺せる者は其處に逃るゝことを得べし 十六 もし鐵の器をもて人を撃て死しめなば是故殺なり故殺人はかならず殺さるべし 十七 もし人を殺すほどの石を執て人を撃て死しめなば是故殺なり故殺人はかならず殺さるべし 十八 また人を殺すほどの木の器をとりて人を撃て死しめなば是故殺なり故殺人はかならず殺さるべし 十九 仇を打つ者その故殺人を殺すことを得すなはち之に遭ふところにて之を殺すことを得るなり 二十 もしまた怨恨のために人を推しまたは意ありて人に物を投うちて死しめ 二十一 または敵の心を挾さみ手をもて人を撃て死しめなばその人を撃たる者は必ず殺さるべし是故殺なればなり仇を打つ者これに遭ふところにて之を殺すことを得べし 二十二 然どももし敵の心なくして思はず人を推しまたは意なくして人に物を擲ち 二十三 または人あるを見ずして人を殺すほどの石を之に

投つけて死しむること有んにその人これが敵にもあらずまた之を害せんとせしにもあらざる時は 二四 會衆この律法によりてその人を殺せる者と仇打する者とに審判を言わたすべし 二五 即ち會衆はその人を殺せる者を仇打する者の手より救ひ出してこれをその逃れゆきたる逃遁の邑に還すべしその者は聖膏を灌ぎたる祭司の長の死るまで其處に居べし 二六 然ど人を殺しゝ者その逃れし逃遁の邑の境を出でたらんに 二七 仇打する者その逃遁の邑の境の外にてこれに遭ことありて仇打する者すなはちその人を殺しゝ者を殺すことあるとも血をながせる罪あらじ 二八 其は彼は祭司の長の死るまでその逃遁の邑に居べき者なればなり祭司の長の死たる後はその人を殺せし者おのれの産業の地にかへることを得べし 二九 汝ら代々その住所において是を審判の法度とすべし 三十 凡て人を殺せる者すなはち故殺人は証人の口にしたがひて殺さるべし然ど

只一人の證人の言にまたがひて人を殺すことを爲べからず 三一 汝ら死に當る故殺人の生命を贖ひなむべからず必ずこれを殺すべし 三二 また逃遁邑に逃れたる者の贖を容て祭司の死ざる前にこれを自己の地に歸り住しむる勿れ 三三 汝らの居ところの地を汚すべからず血は地を汚すなり地の上に流せる血は之を流せる者の血をもてするに非ざれば贖ふことを得ざるなり 三四 汝らの住ところの地すなはち我が居ところの地を汚すなかれ其は我ヱホバイスラエルの子孫の中に居ばなり

第三十六章

一 ヨセフの子等の族の中マナセの子マキルの子なるギレアデの子等の族の族長等進みよりてモーセの前とイスラエルの子孫の族長たる牧伯等の前に語り 二 言けるはイスラエルの子孫にその產業の地を鬮によりて與ふることをヱホバわが主に命じたまへり吾主またわれらの兄弟ゼロペハデの產業をその女

子等に與ふべしとヱホバに命ぜられたまふ 三 彼らもしイスラエルの子孫の中他の支派の人々に嫁ぎなば彼らの産業はわれらの父祖の産業の中より除去れてその適る支派の産業に加はるべし斯是れ我らの産業の分の中より除去れん 四 而して彼らの産業はイスラエルの子孫のヨベルに至りてそれ適る支派の産業に加はれるべし斯かれられ産業は我らの父祖の支派の産業の中より除去れん 五 モーセヱホバの言にしたがひてイスラエルの子孫に命じて言ふヨセフの子等の支派の言ところは善し 六 ゼロペハデの女子等の事につきてヱホバの命じたまふところは是のごとし云く彼らはその心に適ふ者に嫁ぐべけれど惟その父祖の支派の家にのみ嫁ぐべし 七 然せばイスラエルの子孫の産業この支派よりかの支派に移ることあらじイスラエルの子孫はみな各箇その父祖の支派の産業に止まるべきなり 八 イスラエルの子孫の中

凡そ産業を有る女ハ皆おのれの父の支派の家に嫁ぐべし然せバイスラエルの子孫おの〱その父祖の産業を保つことを得ん 九 産業をしてこの支派よりかの支派に移らしむべからずイスラエルの子孫の支派の者ハ皆おの〱自己の産業にとゞまるべし 十 是においてゼロペハデの女子等ハヱホバのモーセに命じまたへる如くせり 十一 即ちゼロペハデの女子等マアラテルザホグラミルカおよびノアハその父の兄弟の子等に嫁げり 十二 彼らハヨセフの子マナセの子等の家に嫁ぎたればその産業ハその父の族の支派に止まれり 十三 是等ハヱリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてヱホバがモーセによりてイスラエルの子孫に命じたまひし命令と律法なり

申命記

第一章

一 是はモーセがヨルダンの此旁の曠野紅海に對する平野にてパランとトペルとラバンとハゼロテとデザハブの間にありてイスラエルの一切の人に告たる言語なり 二 ホレブよりセイル山の路を經てカデシバルネアに至るに十一日路あり 三 第四十年の十一月にいたりその月の一日にモーセ イスラエルの子孫にむかひてエホバが彼等のために自己に授けたまひし命令を悉く告たり 四 是はモーセがヘシボンに住るアモリ人の王シホンおよびエデレイのアシタロテに住るバシヤンの王オグを殺したる後なりき 五 即ちモーセ ヨルダンの此旁なるモアブの地においてこの律法を解明すことを爲し始めたり曰く 六 我らの神エホバ ホレブにて我らに告て言たまへり汝らはこの山に居ことすでに久し 七 汝ら身を轉らして途に進みアモリ人の山に往き其に鄰れる處々に往

き平野、山地、窪地、南の地、海邊、カナン人の地レバノンおよび大河ユフラテ河に到れ 八 我この地を汝らの前に置り入てこの地を獲よ是はエホバが汝らの先祖アブラハム イサク ヤコブに誓ひて之を彼らとその後の子孫に與へんと言たまひし者なり 九 彼時我なんぢらに語りて言り我は一人にては汝らをわが任として負ことあたはず 十 汝らの神エホバ汝らを衆多ならしめたまひたれば汝ら今日は天空の星のごとくに衆し 十一 願くは汝らの先祖の神エホバ汝らをして今あるよりも千倍も多くならしめ又なんぢらに約束せしごとく汝らを祝福たまはんことを 十二 我一人にては爭で汝らを吾任とし又汝らの重負と汝らの爭競に當ることを得んや 十三 汝らの支派の中より智慧あり知識ありて人に識れたる人々を簡べ我これを汝らの首長となさんと 十四 時に汝ら答へて言り汝が言ところの事を爲は善しと 十五 是をもて我汝らの支派の首長る

る智慧ありて人に知れたる者等を取て汝らの首長となせり即ち之をもて千人の長百人の長五十人の長拾人の長となしまた汝らの支派の中の官吏となせり 十六 また彼時に我汝らの士師等に命じて言り汝らの兄弟の中の訴訟を聽き此人と彼人の間を正く審判くべし他國の人においても然り 十七 汝ら人を視て審判すべからず小き者にも大なる者にも聽べし人の面を懼るべからず審判は神の事なればなり汝らにおいて斷定がたき事は我に持きたれ我これを聽ん 十八 我かの時に汝らの爲べき事をことごとく汝らに命じたりき○ 十九 我等の神エホバの我等に命じたまひしごとくに我等はホレブより出たち汝らが見知るところの大なる畏しき曠野を通りアモリ人の山を指てカデシバルネアに至れり 二十 時に我なんぢらに言り汝らは我らの神エホバの我らに與へたまへるアモリ人の山に至れり 二十一 視よ汝の神エホバこの地を汝の前に置たまふ汝

の先祖の神ヱホバの汝に言たまふごとく上り往てこれを獲よ懼るゝなかれ猶豫なかれと 二二 汝らみな我に近よりて言り我等人を我らの先に遣して其地を伺察しめ彼らをして返て何の途より上るべきか何の邑々に入べきかを我らに告しめんと 二三 その言わが目に善と見ければ我汝らの中より十二人の者を取り即ち一支派より一人宛なりき 二四 彼等前みゆきて山に登りヱシコルの谷にいたり之を伺ひ 二五 その地の菓物を手に取てわれらの許に持くだり我らに復命して言り我等の神ヱホバの我等に與へたまへる地は善地なりと 二六 然るに汝等は上り往ことを好まずして汝らの神ヱホバの命令に背けり 二七 すなはち汝らその天幕にて呟きて言りヱホバわれらを惡むが故に我らをアモリ人の手に付して滅ぼさんとてエジプトの國より我らを導き出せり 二八 我等は何方に往べきや我らの兄弟等は言ふその民は我らよりも大にして身長たか

く邑々は大にして石垣は天に達る我らまたアナクの子孫を其處に見たりと斯いひて我らの氣を挫けりと
二九 時に我なんぢらに言り怖るゝ勿れ懼るゝなかれ
三十 汝らに先だち行たまふ汝らの神エホバ　エジプトにおいて汝らの爲に汝らの目の前にて諸の事をなしたまひし如く今また汝らのために戰ひたまはん
三一 曠野においては汝また汝の神エホバが人のその子を抱くが如くに汝を抱きたまひしを見たり汝らが此處にいたるまでその路すがら常に然ありしなりと
三二 この言をなせども汝らはなほその神エホバを信ぜざりき
三三 エホバは途において汝らに先ちゆきて汝らが營を張べき處を尋ね夜は火の中にあり晝は雲の中にありて汝らの行べき途を示したまへる者なり
三四 エホバ汝らの言語の聲を聞て怒り誓て言たまひけらく
三五 この惡き代の人々は中には我が汝らの先祖等にあたへんと誓ひしかの善地を見る者一人も有ざるべし
三六 只

エフン子の子カルブのみ之を見ることを得ん彼が蹈たりし地をもて我かれとかれの子孫に與ふべし其は彼まつたくヱホバに從ひたればなり 三七 ヱホバまた汝らの故をもて我をも怒て言たまへり汝もまた彼處に入ことを得ず 三八 汝の前に侍るヌンの子ヨシユアかしこに入べし彼に力をつけよ彼イスラエルをして之を獲しむべし 三九 また汝等が掠められんと言たりし汝らの子女および當日になほ善惡を辨へざりし汝らの幼兒等彼ら卽はちかしこに入べし我これを彼らに與へて獲さすべし 四十 汝らは身をめぐらし紅海の途より曠野に進みいるべしと 四一 然るに汝ら對て我にいへり我等はヱホバにむかひて罪を犯せり然ばわれらの神ヱホバの凡て我らに命じたまへるがごとく我ら上りゆきて戰はんと汝らおの〳〵武器を身に帶て輕々しく山に登らんとせり 四二 時にヱホバわれに言たまひけるは汝かれらに言へ汝ら上りゆくなかれ

又戰ふなかれ我なんぢらの中間に居ざればなり汝ら恐らくはその敵に打敗られんと 四三 われかく汝らに告たるに汝ら聽ずしてエホバの命令に背き自擅に山に登りたりしが 四四 その山に住るアモリ人汝等にむかひて出きたり蜂の驅ふごとくに汝らを驅ちらしなんぢらをセイルに打敗りてホルマにおよべり 四五 斯りしかばなんぢら還りきたりてエホバの前に哭きたりしがエホバなんぢらの聲を聽たまはず汝らに耳を傾むけたまはざりき 四六 是をもてなんぢら日久しくカデシに居りなんぢらが其處に居たる日數のごとし

第二章

一 斯て我ら身を轉らしエホバの我に命じたまへる如く紅海の途より曠野に進みいりて日久しくセイル山を行めぐりたり 二 エホバつひに我に告て言たまはく 三 汝等はこの山を行めぐることを既に久し今よりは北に轉りて進め 四 汝また民に命じ

て言へ汝らはセイルに住るエサウの子孫なる汝らの兄弟の境界を通らんとす彼らはなんぢらを懼れん汝ら深く自ら謹むべし 五 彼らを攻る勿れ彼らの地は足の跡に蹈ほどをも汝らに與へじ其は我セイル山をエサウにあたへて產業となさしめたればなり 六 汝ら金をもて彼らより食物を買て食ひまた金をもて彼らより水をもとめて飲め 七 汝の神ヱホバ汝が手に作ところの諸の事において汝をめぐみ汝がこの大なる曠野を通るを看そなはしたまへり汝の神ヱホバこの四十年のあひだ汝とゝもに在したれば汝は乏しき所あらざりしなり 八 我らつひにセイル山に住るエサウの子孫なる我らの兄弟を離れてアラバの路を通りエラテとエジオンゲベルを經て轉りてモアブの曠野の路に進みゆけり 九 時にヱホバわれに言たまひけるはモアブ人をなやますなかれまた之を攻て戰かふなかれ彼らの地をば我なんぢらの產業に與へじ其は

我ロトの子孫にアルをあたへて產業となさしめたればなりと（十昔エミ人こゝに住り是民は大にして數多くアナク人のごとくに身長高かり 十一 アナク人とおなじくレパイムと呼なされたりしがモアブ人はこれをエミ人とよべり 十二 ホリ人もまた昔セイルに住をりしがエサウの子孫これを逐滅し之にかはりて其處に住りイスラエルがエホバに賜はりし產業の地になせるが如し）十三 茲に汝等今たちあがりゼレデ川を渉れとありければ我らすなはちゼレデ川を渉れり 十四 カデシバルネアを出てよりゼレデ川を渉るまでは間の日は三十八年にしてその代の軍人はみな亡果て營中にあらずなりぬエホバのかれらに誓ひたまひし如し 十五 誠にエホバ手をもて之を攻めこれを營中より滅ぼしたまひければ終にみな亡はてたり 十六 かく軍人みなその民の中より死亡たる時にあたりて 十七 エホバ我に告て言たまひけらく 十八 汝は今日モアブの境な

るアルを通らんとす 十九 汝アンモンの子孫に近く時に之をなやます勿れ之を攻るなかれアンモンの子孫の地ハ我これを汝らの產業に與へじ其ハ我これをロトの子孫にあたへて產業となさしめたればなり 二十(是もまたレパイムの國とよびなされたり昔レパイムこゝに住ゐたればなりアンモン人ハかれらをザムズミ人とよべり 二十一 この民ハ大にして數多くアナク人のごとくなり身長たかゝりしがエホバアンモン人の前に之を滅ぼしたまひたればアンモン人これを逐はらひて之にかはりて住り 二十二 これ事はセイルに住めるエサウの子孫の前にホリ人を滅ぼしたまひしが如し彼らはホリ人を逐はらひ之にかはりて今日まで其處に住をるなり 二十三 カフトルより出たるカフトリ人ハまたかの村々に住ひてガザにまで到るところのアビ人を滅ぼし之にかはりて其處に居る) 二十四 汝ら起あがり進みてアルノン河を渉れ我ヘシボンの王アモリ人シホン

とこれが國を汝らの手に付す進んで之を獲よ彼を攻て戰へ 二五 今日我一天下の國人に汝を畏ぢ汝を懼をしめん彼らは汝の名聲を聞て慄ひ汝の爲に心を苦めんと 二六 玆に我ケデモテの曠野よりヘシボンの王シホンに使者をおくり和好の言を述しめたり云く 二七 我に汝の國を通らしめよ我は大路を通りて行ん右にも左にも轉らじ 二八 汝金をとりて食物を我に賣て食はせ金をとりて水を我にあたへて飮せよ我はたゞ徒步にて通らんのみ 二九 セイルに住るエサウの子孫とアルに住るモアブ人とが我になしたる如くせよ然せば我はヨルダンを濟りて我らの神ヱホバの我らに賜ひし地にいたらんと 三〇 然るにヘシボンの王シホンは我らの通ることを容さゞりき是は汝の神ヱホバ彼を汝の手に付さんとてその氣を頑梗しその心を剛愎にしたまひたればなり今日見るが如し 三一 時にヱホバ我に言たまひけるは視よ我いまシホンとかれが地を汝

に與へんとす進んでその地を獲て汝の産業とせよと 三二 茲にシホンその民をことごとく率ゐて出きたりヤハツに於て戰ひけるが 三三 我らの神ヱホバ彼をわれらに付したまひたれば我らかれとその子等とその一切の民を撃殺せり 三四 その時に我らは彼の邑々を盡く取りその一切の邑の男女および兒童を滅して一人をも遺さざりき 三五 只その家畜および邑々より取たる掠取物は我らこれを獲て自分の物となせり 三六 アルノンの河邊のアロエルおよび河の傍なる邑よりギレアデにいたるまで我らの攻取がたき邑とても一もあらざりき我らの神ヱホバこれを盡くわれらに付したまへり 三七 第アンモンの子孫の地ヤボク川の全岸山地の邑々など凡て我らの神ヱホバが我らの往を禁じたまへる處には汝いたらざりき

第三章

一 斯てわれら身をめぐらしてバシャンの路に上り行ける

にバシヤンの王オグその民をことごとく率ゐ出てエデレイに戰はんとせり 二 時にヱホバわれに言たまひけらく彼を懼るゝなかれ我かれとその一切の民とその地とを汝の手に付さん汝かのヘシボンに住たるアモリ人の王シホンになせし如く彼に爲べしと 三 我らの神ヱホバすなはちバシヤンの王オグとその一切の民を我らの手に付したまひしかば我ら之を撃ころして一人も遺さざりき 四 その時に我らこれが邑々をことごとく取り取ざる邑は一も有ざりきその取る邑は六十是すなはちアルゴブの地にしてバシヤンにおけるオグの國なり 五 この邑々はみな高き石垣あり門あり關ありて堅固なりき外にまた石垣あらざる邑甚だ多くありき 六 我らはヘシボンの王シホンになせし如く之を滅しその一切の邑の男女および兒童をことごとく滅せり 七 惟それ一切の家畜とその邑々よりの掠取物とはこれを獲てわれらの物となせり

八ろの時我らヨルダンの此旁の地をアルノン河よりヘルモン山までアモリ人の王二人の手より取り九（ヘルモンはシドン人これをシリオンと呼びアモリ人これをセニルと呼ぶ）十すなはち平野の一切の邑ギレアデの全地バシヤンの全地サルカおよびエデレイなどバシヤンに於るオグの國をことごとく取り十一彼レパイムの遺れる者はバシヤンの王オグ只一人ありき彼の寢臺は鐵の寢臺なりき是は今なほアンモンの子孫のラバにあるに非ずや人の肘によれば是はその長九キユビトその寛四キユビトあり十二その時に我らこの地を獲たりしがアルノン河の邊なるアロエルよりの地とギレアデの山地の半とその中なる邑々とは我これをルベン人とガド人に與へたり十三またオグの國なりしギレアデの殘餘の地とバシヤンの全地とは我これをマナセの半支派に與へたりアルゴブの全地すなはちバシヤンの全體はレパイムの國と稱へら

る十四マナセの子ヤイルはアルゴブの全地を取てゲシユルの境界とマアカの境界にまで至り自分の名にしたがひてバシヤンをハヲテヤイルと名けたりその名今日にいたる十五またマキルには我ギレアデを與へ十六ルベン人とガド人にはギレアデよりアルノン河までを與へその河の眞中をもて界となしまたアンモンの子孫の地の界なるヤボク河にまで至り十七またアラバおよびヨルダンとその邊の地をキンネレテよりアラバの海すなはち鹽海まで之にあたへて東の方ピスガの麓にいたる十八その時我なんぢらに命じて言り汝らの神エホバこの地を汝らに與へて産業となさしめたまへば汝ら軍人は身をよろひて汝らの兄弟なるイスラエルの子孫に先だちて渉りゆくべし十九但し汝らの妻と子女と家畜は我が汝らに與へし邑に止るべし我なんぢらが衆多の家畜を有を知なり二十エホバなんぢらに賜ひしごとく汝らの兄弟にも安息を賜

ひて彼らもまたヨルダンの彼旁にて汝らの神ヱホバなたまはるところの地を獲て産業となすに至らむ汝らおのおの我がなんぢらに與へし産業に歸るべし

二一 かの時に我ヨシユアに命じて言り汝はこの二人の王に汝らの神ヱホバのおこなひたまふ所の事を目に觀たりヱホバまた汝が往ところの諸の國にも斯のごとく行ひたまはん

二二 汝これを懼るゝ勿れ汝らの神ヱホバ汝らのために戰ひたまはんと〇

二三 當時われヱホバに求めて言り

二四 主ヱホバよ汝は汝の大なる事と汝の強き手を僕に見すことを始めたまへり天にても地にても何の神か能なんぢの如き事業を爲し汝のごとき能力を有んや

二五 願くは我をして渉りゆかしめヨルダンの彼旁なる美地美山およびレバノンを見ことを得させたまへと

二六 然るにヱホバなんぢらの故をもて我を怒り我に聽ことを爲たまはずヱホバすなはち我に言たまひけるは既に足りこの事を重て我に

言なかれ 二七 汝ピスガの巓にのぼり目を擧て西北南東を望み汝の目をもて其地を觀よ汝はヨルダンを濟ることを得ざるべければなり 二八 汝ヨシユアに命じ之に力をつけ之を堅うせよ其はこの民を率ゐて濟りゆき之に汝が見るところの地を獲さする者は彼なればなりと 二九 かくて我らはベテペオルに對する谷に居る

第四章

一 今イスラエルよ我が汝らに敎ふる法度と律法を聽てこれを行へ然せば汝ら生ることを得汝らの先祖の神ヱホバの汝らに賜ふ地にいりて之を產業となすを得べし 二 我が汝らに命ずる言は汝らこれを增ますまたは減すべからず我が汝らに命ずる汝らの神ヱホバの命令を守るべし 三 汝らはヱホバがバアルペオルの事によりて行ひたまひし所を目に觀たり即ちバアルペオルに從がひたる人々は汝の神ヱホバことごとく之を汝らの中間より滅し去たまひしが 四 汝らの神ヱホバに附て離れざりし汝等はみ

なお今日までも生ながらへ居るなり 五 我はわが神エホバの我に命じたまひし如くに法度と律法を汝らに敎へ汝らをしてそれ往て獲ところの地において之を行はしめんとせり 六 然ば汝ら之を守り行ふべし然する事は國々の民の目の前において汝らの智慧たり汝らの知識たるなり彼らこの諸の法度を聞て言んこの大なる國人は必ず智慧あり知識ある民なりと 七 われらの神エホバは我らがこれに龥もとむるに常に我らに近く在すなり何の國人か斯のごとく大にして神これに近く在すぞ 八 また何の國人か斯のごとく大にして今日我が汝らの前に立るこの一切の律法の如き正しき法度と律法を有るぞ 九 汝深く自ら愼み汝の心を善く守れ恐くは汝その目に觀たる事を忘れん恐くは汝らの生存らふる日の中に其等の事汝の心を離れん汝それらの事を汝の子汝の孫に敎へよ 十 汝がホレブにおいて汝の神エホバの前に立る日にエホ

ば｜われに言ひたまひけらく我ために民を集めよ我これに吾言を聽かしめ之をしてその世に存らふる日の間我を畏るゝことを學ばせまたその子女を敎ふることを爲しめんとすと 十一 是において汝らは前みよりて山の麓に立ちけるが山は火にて燒てその燄は中天に冲り暗くして雲あり黒雲深かりき 十二 時にヱホバ火の中より汝らに言ひたまひしが汝らは言詞の聲を聞る而已にて聲の外は何の像をも見ざりし 十三 ヱホバすなはち其契約を汝らに述て汝らに之を守れと命じたまへり是すなはち十誡にしてヱホバこれを二枚の石の板に書したまふ 十四 かの時にヱホバ我に命じて汝らに法度と律法を敎へしめたまへり是汝らにその往て獲ところの地にて之を爲しめんとてなりき 十五 ホレブにおいてヱホバ火の中より汝らに言ひたまひし日には汝ら何の像をも見ざりしなり然れば汝ら深く自ら愼み 十六 道をあやまりて自己のために偶像を刻む勿れ

物の像は男の形にもあれ女の形にもあれ凡て造るなかれ 十七 即ち地の上にある諸の獸の像空に飛ぶ諸の鳥の像 十八 地に匍ふもろもろの物の像地の下の水の中に居る諸の魚の像など凡て造る勿れ 十九 汝目をあげて天を望み日月星辰など凡て天の衆群を觀誘はれてこれを拜み之に事ふる勿れ是は汝の神ヱホバが一天下の萬國の人々に分ちたまひし者なり 二十 ヱホバ汝らを取り汝らを鐵の爐の中すなはちエジプトより導きいだして自己の產業の民となしたまへること今日のごとし 二一 然るにヱホバなんぢらの故によりて我を怒り我はヨルダンを濟りゆくことを得ずまた汝の神ヱホバが汝の產業に賜ひしところの美地に入ることを得ずと誓ひたまへり 二二 我はこの地に死ざるを得ず我はヨルダンを濟りゆくことあたはずなんぢらは濟りゆきて之を獲て產業となすことを得ん 二三 汝ら自ら愼み汝らの神ヱホバが汝らに立たまひし契約を忘れて汝

の神エホバの禁じたまふ偶像など凡て物の像を刻むことを爲な
かれ 二四 汝の神エホバは燬盡す火嫉妬神なり○ 二五 汝ら子を擧け孫
を得てその地に長く居におよびて若し道をあやまりて偶像など
凡て物の像を刻み汝の神エホバの惡と觀たまふ事をなしてその
震怒を惹おこすことあらバ 二六 我今日天と地を呼て證となす汝ら
はかならずそのヨルダンを濟りゆきて獲たる地より速かに滅亡
うせん汝らはその上に汝らの日を永うする能はず必ず滅びうせ
ん 二七 エホバなんぢらを國々に散したまふべしエホバの汝らを逐
やりたまふ國々の中に汝らの遺る者はその數寡なからん 二八 其處
にて汝らは人の手の作なる見ことも聞ことも食ふことも嗅こと
もなき木や石の神々に事へん 二九 但しまた其處にて汝その神エホ
バを求むるあらんに若し心をつくし精神を盡してこれを求めな
ば之に遇ん 三十 後の日にいたりて汝艱難にあひて此もろ〳〵の事

れ汝に臨まん時に汝もしその神ヱホバにたち歸りてその言にしたがはば 三一 汝の神ヱホバは慈悲ある神なれば汝を棄ず汝を滅さず又汝の先祖に誓ひたりし契約を忘れたまはざるべし 三二 試に問へ汝の前に過さりし日神が地の上に人を造りたまひし日より已來天の此極より彼極までに曾て斯のごとき大なる事ありしや是のごとき事の聞えたる事ありしや 三三 曾て人神が火の中より言ふ聲を汝らが聞るごとくに聞て尚生る者ありしや 三四 汝らの神ヱホバがエジプトにおいて汝らの目の前にて汝らの為に諸の事を為たまひし如く曾て試探と徴證と奇蹟と戰爭と強き手と伸たる腕と大なる恐嚇をもて來りこの民をかの民の中より領いださんとせし神ありしや 三五 汝にこの事を示ししはヱホバはすなはち神にしてその外には有ことなしと汝に知しめんがためなりき 三六 汝を敎へんためにヱホバ天より汝に聲を聞しめ地に於てはまたそ

の大なる火を汝に示したまへり即ち汝はその言の火の中より出るを聞り 三七 ヱホバ汝の先祖等を愛したまひしが故にその後の子孫を選び大なる能力をもて親ら汝をエジプトより導き出したまひ 三八 汝よりも大にして強き國々の民を汝の前より逐はらひ汝をその地に導きいりて之を汝の產業に與へんとしたまふて今日のごとくなり 三九 然ば汝今日知て心に思念べし上は天下は地においてヱホバは神にいましその外には神有ことなし 四十 今日わが汝に命ずるヱホバの法度と命令を守るべし然せば汝と汝の後の子孫祥を得汝の神ヱホバの汝にたまふ地において汝その日を永うすることを得て疆なからん○ 四一 斯てモーセ ヨルダンの此旁日の出る方において邑三を別てり 四二 是素より怨なきに誤りて人を殺せる者をして其處に逃れしむる為なり其邑の一に逃るゝ時はその人生命を全うすることを得べし 四三 即ち一は曠野の內の平野にある

ベゼル是はルベン人のためなり一はギレアデのラモテ是はガド
人のためなり一はバシヤンのゴラン是はマナセ人のためなり○
四四 モーセがイスラエルの子孫の前に示し律法は是なり 四五 イス
ラエルの子孫のエジプトより出たる後モーセこの誡命と法度と
律法を之に述たり 四六 即ちヨルダンの此旁なるアモリ人の王シホ
ンの地にありベテペオルに對する谷に於て之を述たりシホンは
ヘシボンに住をりしがモーセとイスラエルの子孫エジプトより
出きたりし後これを撃ほろぼして 四七 之が地を獲またバシヤンの
王オグの地を獲たり彼ら二人はアモリ人の王にしてヨルダンの
此旁日の出る方に居り 四八 その獲たる地はアルノン河の邊なるア
ロエルよりヘルモンといふシオン山にいたり 四九 ヨルダンの此旁
すなはちその東の方なるアラバの全部を括てアラバの鹽海に達
しピスガの麓におよべり

第五章

一 玆にモーセ イスラエルをこと〴〵く召て之に言ふイスラエルよ今日我がなんぢらの耳に語るところの法度と律法とを聽きてこれを學びてこれを守りて行へよ 二 我らの神エホバ ホレブに於て我らと契約を結びたまへり 三 この契約はエホバわれらの先祖等とは結ばずして我ら今日此に生存へをる者と結びたまへり 四 エホバ山において火の中より汝らと面をあはせて言ひたまひしが 五 その時我はエホバと汝らの間にたちてエホバの言を汝らに傳へたり汝ら火に懼れて山にのぼり得ざりければなり 六 エホバすなはち言たまひけらく我は汝の神エホバ汝をエジプトの地の奴隷たる家より導き出せし者なり 七 汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず 八 汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にある者の何の形状をも作るべからず 九 之を拝むべからず之に

事ふべからず我エホバ汝の神は嫉む神なれば我を惡む者にむかひては父の罪を子に報いて三四代におよぼし 十 我を愛しわが誡命を守る者には恩惠を施して千代にいたるなり 十一 汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからずエホバは己の名を妄に口にあぐる者を罰せではおかざるべし 十二 安息日を守りて之を聖潔すること汝の神エホバの汝に命ぜしごとくすべし 十三 六日のあひだ勞きて汝の一切の業を爲べし 十四 七日は汝の神エホバの安息なれば何の業務をも爲べからず汝も汝の男子女子も汝の僕婢も汝の牛驢馬も汝の諸の家畜も汝の門の中にをる他國の人も然り斯なんぢの僕婢をして汝とおなじく息ましむべし 十五 汝誌ゆべし汝かつてエジプトの地に奴隸たりしに汝の神エホバ強き手と伸べたる腕とをもて其處より汝を導き出したまへり是をもて汝の神エホバなんぢに安息日を守れと命じたまふなり 十六 汝の神エホバの汝に命じ

たまふごとく汝の父母を敬へ是汝の神ヱホバの汝に賜ふ地においで汝の日の長からんため汝に祥のあらんためなり 十七 汝殺す勿れ 十八 汝姦淫する勿れ 十九 汝盗むなかれ 二十 汝その鄰に對して虚妄の証據をたつる勿れ 二一 汝その隣人の妻を貪るなかれまた隣人の家田野、僕、婢、牛、驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を貪るなかれ 二二 是等の言をヱホバ山において火の中雲の中黒雲の中より大なる聲をもて汝らの全會衆に告たまひしが此外には言ことを爲ず之を二枚の石の版に書して我に授けたまへり 二三 時にその山は火にて焼をりしが汝ら黒暗の中よりその聲の出るを聞におよびて汝らの支派の長および長老等我に進みよりて 二四 言けるは視よ我らの神ヱホバその榮光とその大なる事を我らに示したまひて我らその聲の火の中より出るを聞り我ら今日ヱホバ人と言ひたまふてその人の尚生るを見る 二五 我らなんぞ死にいたるべけんや此大な

る火われらを焼ほろぼさんとするなり我らもし此上になほ我らの神ヱホバの聲を聞ば死べし 二六 凡そ肉身の者の中誰か能く活神の火の中より言ひたまふ聲を我らのごとくに聞てなほ生る者あらんや 二七 請ふ汝進みゆきて我らの神ヱホバの言たまふところを都て聽き我らの神ヱホバの汝に告給ふところを都て我らに告よ我ら聽て行はんと 二八 ヱホバなんぢらが我に語れる言の聲を聞てヱホバ我に言たまひけるは我この民が汝に語たる言の聲を聞り彼らの言ところは皆善し 二九 只願しきは彼等が斯のごとき心を懷いて恒に我を畏れ吾が誡命を守りてその身もその子孫も永く福祉を得るにいたらん事なり 三十 汝ゆきて彼らに言へ汝らおのおのその天幕にかへるべしと 三一 然ど汝は此にて我傍に立て我なんぢに諸の誡命と法度と律法とを告しめさん汝これを彼らに敎へ我が彼らに與へて産業となさしむる地において彼らにこれを行はし

むべしと 三二 然ば汝らの神ヱホバの汝等に命じたまふごとくに汝ら謹みて行ふべし右にも左にも曲るべからず 三三 汝らの神ヱホバの汝らに命じたまひし一切の道に歩め然せば汝らは生ることを得かつ福祉を得て汝らの產業とする地に汝らの日を長うすることを得ん

第六章

一 是すなはち汝らの神ヱホバが汝らに敎へよと命じたまふところの誡命と法度と律法とにして汝らが濟りゆきて獲るところの地にて行ふべき者なり 二 是は汝と汝の子および汝の孫をしてその生命のながらふる日の間つねに汝の神ヱホバを畏れしめて我が汝らに命ずるところの諸の法度と誡命とを守らしめんため又なんぢの日を永からしめんための者なり 三 然ばイスラエルよ聽て謹んでこれを行へ然せば汝は福祉を獲汝の先祖の神ヱホバの汝に言たまひしごとく乳と蜜の流るゝ國にて汝の數おほいに

増ん 四 イスラエルよ聽け我らの神ヱホバは惟一のヱホバなり 五 汝心を盡し精神を盡し力を盡して汝の神ヱホバを愛すべし 六 今日わが汝に命ずる是らの言は汝これをその心におきて 七 勤て汝の子等に敎へ家に坐する時も路を歩む時も寢る時も興る時もこれを語るべし 八 汝またこれを汝の手に結びて號となし汝の目の間におきて誌となし 九 また汝の家の柱と汝の門に書記すべし

十 汝の神ヱホバ汝の先祖アブラハム イサク ヤコブにむかひて汝に與んと誓ひたりし地に汝を入しめん時は汝をして汝が建たる者にあらざる大なる美しき邑々を得させ 十一 汝が盈せるに非る諸の佳物を盈せる家を得させ汝が掘たる者にあらざる掘井を得させたまふべし汝は食ひて飽ん 十二 然る時は汝謹め汝をエジプトの地奴隷たる家より導き出しヱホバを忘るゝ勿れ 十三 汝の神ヱホバを畏れてこれに事へその名を指て誓ふことをすべし 十四 汝

ら他の神々すなはち汝の四周なる民の神々に從がふべからず 十五 汝らの中にいます汝の神ヱホバは嫉妬神なれば恐くは汝の神ヱホバ汝にむかひて怒を發し汝を地の面より滅し去たまはん 十六 汝マッサにおいて試みしごとく汝の神ヱホバを試むるなかれ 十七 汝らの神ヱホバの汝らに命じたまへる誡命と律法と法度とを汝ら謹みて守るべし 十八 汝ヱホバの義と視善と視たまふ事を行ふべし然せば汝福祉を獲かつヱホバの汝の先祖に誓ひたまひしかの美地に入てこれを產業となすことを得ん 十九 ヱホバまたその言たまひし如く汝の敵をことごとく汝の前より逐はらひたまはん 二十 後の日にいたりて汝の子なんぢに問てその汝らの神ヱホバが汝らに命じたまひし誡命と法度と律法とは何のためなるやと言む 二一 汝その子に告て言べし我らは昔ヱジプトにありてパロの奴隸たりしがヱホバ強き手をもて我らをヱジプトより導き出したまへ

り 二二 即ちヱホバわれらの目の前において大なる畏るべき徵と奇跡をエジプトとパロとその全家とに示したまひ 二三 我らを其處より導き出してその曾てわれらの先祖に誓ひし地に我らを入せて之を我らに與へたまへり 二四 而してヱホバ我らにこの諸々の法度を守れと命じたまふ是われらをして我らの神ヱホバを畏れて常に幸ならしめんため又ヱホバ今日のごとく我らを守りて生命を保たしめんとてなりき 二五 我らもしその命ぜられたるごとく此一切の誡命を我らの神ヱホバの前に謹んで守らば是われらの義となるべしと

第七章

一 汝の神ヱホバ汝が往て獲べきところの地に汝を導きいり多の國々の民ヘテ人ギルガシ人アモリ人カナン人ペリジ人ヒビ人ヱブス人など汝よりも數多くして力ある七の民を汝の前より逐はらひたまはん時 二 すなはち汝の神ヱホバかれらを汝に付

して汝にこれを撃せたまはん時は汝かならずこと〴〵く滅すべし彼らと何の契約をもなすべからず彼らを憫むべからず 三 また彼らと婚姻をなすべからず汝の女子を彼の男子に與ふべからず彼の女子を汝の男子に娶るべからず 四 其は彼ら汝の男子を惑はして我を離れしめ之を去て他の神々に事へ去むるありてヱホバあれがために汝らにむかひて怒を發し俄然に汝を滅したまふにいたるべければなり 五 汝らは反て斯かれらに行ふべし即ちかれらの壇を毀ちその偶像を打摧きそのアシラ像を斫たふし火をもてその雕像を焚べし 六 其は汝は汝の神ヱホバの聖民なればなり汝の神ヱホバは地の面の諸の民の中より汝を擇びて己の寶の民となしたまへり 七 ヱホバの汝らを愛し汝らを擇びたまひしは汝らが萬の民よりも數多かりしに因るにあらず汝らは萬の民の中にて最も小き者なればなり 八 但ヱホバ汝らを愛するに因りまた汝

らの先祖等に誓し誓を保たんとするに因てヱホバ強き手をもて汝らを導きいだし汝らをその奴隷たりし家よりエジプトの王パロの手より贖ひいだしたまへるなり 九 汝知べし汝の神ヱホバは神にましまし眞實の神にましまして之を愛しこれ誡命を守る者には契約を保ち恩恵をほどこして千代にいたり 十 また之を惡む者には覿面にその報をなしてこれを滅ぼしたまふヱホバは己を惡む者には緩ならず覿面にこれに報いたまふなり 十一 然ば汝わが今日汝に命ずるところの誡命と法度と律法とを守りてこれを行ふべし 十二 汝らもし是らの律法を聽きてこれを守り行はゞ汝の神ヱホバ汝の先祖等に誓ひし契約を保ちて汝に恩恵をほどこしたまはん 十三 即ち汝を愛し汝を恵み汝の數を増したまひその昔なんぢに與へんと汝らの先祖等に誓たりし地において汝の兒女をめぐみ汝の地の産物、穀物、酒、油等を殖し汝の牛の産汝の羊の産を増た

まふべし 十四 汝は惠まるゝこと萬民に愈らん汝らの中および汝らの家畜の中には男も女も子なき者は無るべし 十五 ヱホバまた諸〻の疾病を汝の身より除きたまひ汝らが知る彼のヱジプトの惡き病を汝の身に臨ましめず但汝を惡む者に之を臨ませたまふべし 十六 汝は汝の神ヱホバの汝に付したまはんところの民をことごとく滅しつくすべし彼らを憫み見るべからずまた彼らの神に事ふべからずその事汝の罟となればなり 十七 汝是らの民は我よりも衆ければ我いかでか之を逐はらふことを得んと心に謂ふか 十八 汝かれらを懼るゝなかれ汝の神ヱホバがパロとヱジプトに爲たまひしところの事を善く憶えよ 十九 即ち汝が眼に見たる大なる試煉と徴證と奇蹟と強き手と伸たる腕とを憶ねよ汝の神ヱホバこれをもて汝を導き出したまへり是のごとく汝の神ヱホバまた汝が懼るゝ一切の民に爲たまふべし 二十 即ち汝の神ヱホバ黄蜂を彼らの中

に遣りて終に彼らの遺れる者と汝の面を避て匿れたる者とを滅したまはん 二一 汝かれらを懼るゝ勿れ其は汝の神ヱホバ能力ある畏るべき神汝らの中にいませばなり 二二 汝の神ヱホバ是等の國人を漸々に汝の前より逐はらひたまはん汝は急速に彼らを滅しつくす可らず恐くは野の獸殖て汝に逼らん 二三 汝の神ヱホバかれらを汝に付し大にてこれを惶れ慄かしめて終にこれを滅し盡し 二四 彼らの王等を汝の手に付したまはん汝かれらの名を天が下より削るべし汝に當ることを得る者なくして汝つひに之を滅ぼし盡すに至らん 二五 汝かれらの神の雕像を火にて焚べし之に着せたる銀あるひは金を貪るべからず之を己に取べからず恐くは汝これに因て罟にかゝらん是は汝の神ヱホバの憎みたまふ者なれば也 二六 憎むべき物を汝の家に携へいるべからず恐くは汝も其ごとく詛はるゝ者とならん汝これを大に忌み痛く嫌ふべし是は詛ふ

べき者なればなり

第八章

一 我が今日なんぢに命ずるところの諸の誡命を汝ら謹んで行ふべし然せば汝ら生ることを得かつ殖増しエホバの汝の先祖等に誓たまひし地に入てこれを產業となすことを得ん
二 汝記念べし汝の神エホバこの四十年の間汝をして曠野の路に歩ましめたまへり是汝を苦しめて汝を試驗み汝の心の如何なるか汝がその誡命を守るや否やを知んためなりき
三 即ち汝を苦しめ汝を饑しめまた汝も知ず汝の先祖等も知ざるところのマナを汝らに食せたまへり是人はパン而已にて生る者にあらず人はエホバの口より出る言によりて生る者なりと汝に知しめんが爲なり
四 この四十年のあひだ汝の衣服は古びて朽ず汝の足は腫ざりし
五 汝また心に念ふべし人のその子を懲戒るごとく汝の神エホバも汝を懲戒たまふなり
六 汝の神エホバの誡命を守りその道にあゆみ

てこれを畏るべし 七 汝の神ヱホバ汝をして美地に到らしめたま
ふ是は谷にも山にも水の流あり泉あり瀦水ある地 八 小麥、大麥、葡
萄、無花果、および石榴ある地油橄欖および蜜のある地 九 汝は食ふ
食物に缺るところなく汝に何も乏しきところあらざる地なりそ
の地の石はすなはち鐵その山よりは銅を掘とるべし 十 汝は食ひ
て飽き汝の神ヱホバにその美地を己にたまひし事を謝すべし 十一
汝わが今日なんぢに命ずるヱホバの誡命と律法と法度とを守ら
ずして汝の神ヱホバを忘るゝにいたらざるやう慎めよ 十二 汝食ひ
て飽き美しき家を建て住ふに至り 十三 また汝の牛羊殖増し汝の金
銀殖増し汝の所有みな殖増にいたらん時に 十四 恐くは汝心に驕り
て汝の神ヱホバを忘れんヱホバは汝をエジプトの地奴隷たる家
より導き出し 十五 汝をみちびきて彼の大にして畏るべき曠野すな
はち蛇、火の蛇、蝎などありて水あらざる乾ける地を通り汝らのた

めに堅き磐の中より水を出し 十六 汝の先祖等の知ざるマナを曠野
にて汝に食せたまへり是みな汝を苦しめ汝を試みて終に福祉を
汝にたまはんとてなりき 十七 汝我力とわが手の動作によりて我こ
の資財を得たりと心に謂なかれ 十八 汝の神ヱホバを憶えよ其はヱ
ホバ汝に資財を得るの力をたまふなればなり斯したまふは汝の先
祖等に誓し契約を今日の如く行はんとてなり 十九 汝もし汝の神ヱ
ホバを忘れ果て他の神々に從がひ之に事へてこれを拜むことを爲
ば我今日汝らに證をなす汝らはかならず滅亡ん 二十 ヱホバの汝ら
の前に滅ぼしたまひし國々の民のごとく汝らも滅亡べし是なん
ぢらの神ヱホバの聲に汝らしたがはざればなり

第九章

一 イスラエルよ聽け汝は今日ヨルダンを濟りゆき汝より
も大にして強き國々に入てこれを取んとす、その邑々は大にして
石垣は天に達り 二 その民は汝が知ところのアナクの子孫にして

大くおつ身長たかし汝また人の言るを聞り云く誰かアナクの子孫の前に立ことを得んと 三 汝今日知る汝の神ヱホバは燬つくす火にましまして汝の前に進みたまふとヱホバかならず彼らを滅ぼし彼らを汝の前に攻伏たまはんヱホバの汝に言たまひし如く汝かれらを逐はらひ速かに彼らを滅ぼすべし 四 汝の神ヱホバ汝の前より彼らを逐はらひたまはん後に汝心に言なかれ云く我の義がためにヱホバ我をこの地に導きいりてこれを獲させたまへりとそはこの國々の民の惡きがためにヱホバこれを汝の前より逐はらひたまふなり 五 汝の往てこの地を獲は汝の義きによるにあらず又なんぢの心の直によるに非ずこの國々の民惡きが故に汝の神ヱホバこれを汝の前より逐はらひたまふなりヱホバの斯なたまふはまた汝の先祖アブラハム イサク ヤコブに誓たりし言を行はんとてなり 六 汝知る汝の神ヱホバ汝に此美地を與へて

獲させたまふは汝の義きによるに非ず汝は項の強き民なればなり
七 汝曠野に於て汝の神エホバを怒せし事を憶えて忘るゝ勿れ汝らはエジプトの地を出し日より此處にいたる日まで常にエホバに悖れり
八 ホレブにおいて汝らエホバを怒せたればエホバ汝らを怒りて汝らを滅ぼさんとしたまへり
九 かの時われ石の板すなはちエホバの汝らに立たまへる契約を載る石の板を受んとて山に上り四十日四十夜山に居りパンも食ず水も飲ざりき
十 エホバ我に神の指をもて書しるしたる文字ある石の板二枚を授けたまへりその上には集會の日にエホバが山において火の中より汝らに告たまひし言をことごとく載す
十一 すなはち四十日四十夜過し時エホバ我に契約を載る板なる石の板二枚を授け
十二 而してエホバ我に言たまひけるは汝起あがりて速かに此より下れ汝がエジプトより導き出し民は惡き事を行ふなり彼らは早くも

わが彼らに命ぜし道を離れて自己のために偶像を鑄造れりと 十三 ヱホバまた我に言たまひけるは我この民を觀たり視よ是は項强き民なり 十四 我を阻むるなかれ我かれらを滅ぼしその名を天が下より抹さり汝をして彼らよりも强くまた大なる民とならしむべし 十五 是に於て我身をめぐらして山を下りけるが山は火にて燒をる又その契約の板二枚はわが兩の手にあり 十六 斯て我觀しに汝らはその神ヱホバにむかひて罪を犯し自己のために犢を鑄造りて早くもヱホバの汝らに命じたまひし道を離れたりしかば 十七 我その二枚の板をとりてわが兩の手よりこれを擲ち汝らの目の前にこれを碎り 十八 而して我は前のごとく四十日四十夜ヱホバの前に伏て居りパンも食ず水も飲ざりき是は汝らヱホバの目の前に惡き事をおこなひ之を怒せて大に罪を獲たればなり 十九 ヱホバ忿怒を發し憤恨をおこして汝らを怒りて滅ぼさんとしたまひしかば

我懼れたりしが此度もまたヱホバ我に聽たまへり 二十 ヱホバまた痛くアロンを怒りてこれを滅さんとしたまひしかど我その時またアロンのために祈れり 二一 斯て我なんぢらが作りて罪を犯せし犢を取り火をもて之を燒きこれを搗きこれを善く打碎きて細き塵となしその塵を山より流れ下るところの溪流に投棄たり 二二 汝らはタベラ マッサおよびキブロテハツタワにおいてもまたヱホバを怒らせたり 二三 またヱホバカデシバルネアより汝らを遣さんとせし時言たまひけるは汝ら上りゆきて我がなんぢらに與ふる地を獲て產業とせよと然るに汝らはその神ヱホバの命に悖り之を信ぜずまたその言を聽ざりき 二四 我が汝らを識し日より以來汝らは常にヱホバに悖りしなり 二五 かの時ヱホバ汝らを滅さんと言たまひしに因て我最初に伏たる如く四十日四十夜ヱホバの前に伏し 二六 ヱホバに祈りて言けるは主ヱホバよ汝の大なる權能を

もて贖ひ強き手をもてエジプトより導き出し汝の民汝は産業を滅したまふ勿れ 二七 汝の僕アブラハム イサク ヤコブを念たまへ此民の剛愎と悪と罪とを鑒みたまふ勿れ 二八 恐くは汝が我らを導き出したまひし國の人言んヱホバその約せし地にこれらを導き出いることを能はざるに因りまた彼らを悪むに因て彼らを導き出して曠野に殺せりと 二九 抑かれらは汝の民汝の産業にして汝が強き能力をもち腕を伸て導き出したまひし者なり

第十章 一 その時ヱホバ我に言たまひけるは汝石の板二枚を前のごとくに斫て作りまた木の匱一箇を作りて山に登り來れ 二 汝が碎きしかの前の板に載たる言を我その板に書さん汝これをその匱に藏むべし 三 我すなはち合歡の木をもて匱一箇を作りまた石の板二枚を前のごとくに斫て作りその板二枚を手に執て山に登りしかば 四 ヱホバかの集會の日に山において火の中より汝らに告

たるその十誡を前に書したるごとくその板に書し而してエホバ
これを我に授けたまへり 五 是に於て我身を轉らして山より下り
その板を我が造りしかの匱に藏めたり今なほその中にありエホ
バの我に命じたまへる如し 六 斯てイスラエルの子孫はヤカン人
の井より出たちてモセラにいたりアロン其處に死て其處に葬
られその子エレアザルかれに代りて祭司となれり 七 また其處よ
り出たちてグデゴダにいたりグデゴダより出たちてヨテバにい
たれりその地には水の流多かりき 八 かの時エホバレビの支派を
區分てエホバの契約の匱を舁しめエホバの前に立てこれに事へ
しめ又エホバの名をもて祝することを爲せたまへり其事今日に
いたる 九 是をもてレビはその兄弟等の中に分なくまた產業なし
惟エホバその產業たり汝の神エホバの彼に言たまへる如し 十 我
は前の日數のごとく四十日四十夜山に居しがエホバその時にも

また我に聴たまへりヱホバ汝を滅すことを好みたまはざりき 十一 斯てヱホバ我に言たまひけるは汝起あがり民に先だちて進み行き彼らをして我が之に與へんところの先祖に誓ひたる地に入てこれを獲せしめよ 十二 イスラエルよ今汝の神ヱホバの汝に要めたまふ事は何ぞや惟是のみ即ち汝がその神ヱホバを畏れその一切の道に歩み之を愛し心を盡し精神を盡して汝の神ヱホバに事へ 十三 又我が今日汝らに命ずるヱホバの誡命と法度とを守りて身に福祉を得るの事のみ 十四 夫天と諸天の天および地とその中にある者は皆汝の神ヱホバに屬す 十五 然るにヱホバたゞ汝の先祖等を悦こびて之を愛しその後の子孫たる汝らを萬の民の中より選びたまへり今日のごとし 十六 然ば汝ら心に割禮を行へ重て項を強くする勿れ 十七 汝の神ヱホバは神の神主の主大にしてかつ權能ある畏るべき神にましまし人を偏り視ずまた賄賂を受ず 十八 孤兒と寡婦の

ために審判を行ひまた旅客を愛してこれに食物と衣服を與へたまふ 十九 汝ら旅客を愛すべし其は汝らもエジプトの國に旅客たりし事あれバなり 二十 汝の神エホバを畏れ之に事へてこれに附從ひその名を指て誓ふことをすべし 二十一 彼は汝の讃べき者また汝の神にして汝が目に見たる此等の大なる畏るべき事業をなしたまへり 二十二 汝の先祖等は僅か七十人にてエジプトへ下りたりしが今汝の神エホバ汝をして天空の星のごとくに多くならしめたまへり

第十一章

一 然バ汝の神エホバを愛し常にその職守と法度と律法と誡命とを守るべし 二 汝らの子女は知ずまた見ざるなり我こゝに言ず惟汝らは言ふ汝らは今日すでに汝らの神エホバの懲戒とその大なる事とその強き手とその伸たる腕とを知り 三 またそのエジプトの中においてエジプト王パロとその全國におこなひておこなひたまひし徵證と行爲とを知り 四 またエホバがエジプトの軍勢

とその馬とその車とに爲たまひし事すなはち彼らが汝らの後を追きたれる時に紅海の水を彼らの上に覆ひかゝらしめ之を滅ぼして今日までその跡方なからしめし事を知り 五 また此處にいたるまで曠野に於て汝らに爲たまひし事等を知り 六 またそのルベンの子孫なるエリアブの子等ダタンとアビラムに爲たまひし事すなはちイスラエルの全家の眞中において地その口を啓きて彼らとその家族とその天幕とその足下に立つ者とを呑つくし事を知るなり 七 即ち汝らはエホバの行ひたまひし此諸々の大なる作爲を目に觀たり 八 然ば汝ら我今日汝らに命ずる誡命を盡く守るべし然せば汝ら強くなり汝らが濟りゆきて獲んとする地にいりて之を獲ることを得 九 またエホバが汝らと汝らの後の子孫にあたへんと汝らの先祖等に誓たまひし地乳と蜜と流るゝ國において汝らの日を長うすることを得ん 十 汝らが進みいりて獲んとす

る地は汝らが出來りしエジプトの地のごとくならず彼處にては汝ら種を播き足をもて之に灌漑げりその狀蔬菜園におけるが如し 十一 然ど汝らが濟りゆきて獲ところの地は山と谷の多き地にして天よりの雨水を吸ふなり 十二 その地は汝の神エホバの顧みたまふ者にして年の始より年の終まで汝の神エホバの目常にその上に在り 十三 汝らもし我今日なんぢらに命ずる吾命令を善守りて汝らの神エホバを愛し心を盡し精神を盡して之に事へなば 十四 我なんぢらの地の雨を秋の雨春の雨ともに時に随ひて降し汝らをしてその穀物を収入しめ且酒と油を獲せしめ 十五 また汝の家畜のために野に草を生ぜしむべし汝は食ひて飽ん 十六 汝ら自ら慎むべし心迷ひ翻へりて他の神々に事へてさを拜む勿れ 十七 恐くはエホバ汝らにむかひて怒を發して天を閉たまひ雨ふらず地物を生ぜずなりて汝らそのエホバに賜さる美地より速かに滅亡るに至らん

十八 汝ら是等わが言を汝らの心と魂との中に藏めまた之を汝らの手に結びて徴となし汝らの目の間におきて誌となし 十九 之をなんぢらの子等に敎へ家に坐する時も路を歩む時も寢る時も興る時もこれを語り 二十 また汝の家の柱と汝の門に之を書記べし 二一 然せばエホバが汝らの先祖等に與へんと誓ひたまひし地に汝らのをる日および汝らの子等のをる日は數多くして天の地を覆ふ日の久きが如くなるらん 二二 汝らもし我が汝らに命ずる此一切の誡命を善く守りてこれを行ひ汝等の神エホバを愛しその一切の道に歩み之に附從がはゞ 二三 エホバこの國々の民をことごとく汝らの前より逐はらひたまはん而して汝らは己よりも大にして能力ある國々を獲にいたるべし 二四 凡そ汝らが足の蹠にて踏む處は皆汝らの有となるらん即ち汝らの境界は曠野よりレバノンに亘りまたユフラテ河といふ河より西の海に亘るべし 二五 汝らの前に立ことを

得る人あらじ汝らの神エホバ汝らが踏いるところの地の人々をして汝らを怖ぢ汝らを畏れしめたまふこと其嘗て汝らに言たまひし如くならん 二六 視よ我今日汝らの前に祝福と咒詛とを置く 二七 汝らもし我が今日なんぢらに命ずる汝らの神エホバの誡命に遵はゞ祝福を得ん 二八 汝らもし汝らの神エホバの誡命に遵はず翻へりて我が今日なんぢらに命ずる道を離れ素知ざりし他の神々に従がひなば咒詛を蒙らん 二九 汝の神エホバ汝が往て獲んとする地に汝を導きいりたまふ時は汝ゲリジム山に祝福を置きエバル山に咒詛をおくべし 三十 この二山はヨルダンの彼旁アラバに住るカナン人の地において日の出る方の道の後にありギルガルに對ひてモレの橡樹と相去こと遠らざるにあらずや 三一 汝らはヨルダンを濟り汝らの神エホバの汝らに賜ふ地に進みいりて之を獲んとす必ずこれを獲て其處に住ことを得ん 三二 然ば我が今日なんぢら

に授くるところの法度と律法を汝らことごとく守りて行ふべし

第十二章

一 是れ汝の先祖等の神ヱホバの汝に與へて獲させたまふところの地において汝らが世に生存ふる日の間常に守り行ふべき法度と律法となり 二 汝らが逐ちらふ國々の民がその神々に事へし處は山にある者も岡にある者も青樹の下にある者もみな之を盡く毀ち 三 その壇を毀ちその柱を碎きそれアシラ像を火にて焼きまたその神々の雕像を斫倒して之が名をその處より絶去るべし 四 但し汝らの神ヱホバには汝ら是のごとく爲べからず 五 汝らの神ヱホバがその名を置んとて汝らの支派の中より擇びたまふ處なるヱホバの住居を汝ら尋ね求めて其處にいたり 六 汝らの燔祭と犧牲汝らの什一と汝らの手の擧祭汝らの願還と自意の禮物および汝らの牛羊の首出等を汝ら其處に携へ詣り 七 其處にて汝らの神ヱホバの前に食をなし又汝らと汝らの家族皆その手を

勞して獲たる物をもて快樂を取べし是なんぢの神ヱホバの祝福によりて獲たるものなればなり 八 汝ら彼處にては我らが今日此に爲ごとく各々その目に善と見ところを爲べからず 九 汝らは尚いまだ汝らの神ヱホバの賜ふ安息と產業にいたらざるなり 十 然ど汝らヨルダンを渡り汝らの神ヱホバの汝らに與へて獲させたまふ地に住にいたらん時またヱホバ汝らの周圍の敵を除き汝らに安息を賜ひて汝等安泰に住ふにいたらん時は 十一 汝らの神ヱホバその名を置んために一の處を擇びたまはん汝ら其處に我が命ずる物を都て携へゆくべし即ち汝らの燔祭と犧牲と汝らの什一と汝らの手の擧祭および汝らがヱホバに誓願をたてゝ獻んと誓ひし一切の佳物とを携へいたるべし 十二 汝らは汝らの男子女子僕婢とゝもに汝らの神ヱホバの前に樂むべしまた汝らの門の內にをるレビ人とも然すべし其は是は汝らの中間に分なく產業なき

者なれバなり 十三 汝愼め凡て汝が自ら擇ぶ處にて燔祭を獻ることをする勿れ 十四 唯汝らの支派の一の中にヱホバの選びたまはんその處に於て汝燔祭を獻げまた我が汝に命ずる一切の事を爲べし 十五 彼處にては汝の神ヱホバの汝にたまふ祝福に循ひて汝その心に好む獸畜を汝の門の内に殺してその肉を食ふことを得即ち汚きたる人も潔き人もこれを食ふを得ること羚羊と牡鹿に於るが如し 十六 但しその血は食ふべからず水のごとくにこれを地に灌ぐべし 十七 汝の穀物と酒と油の什一および汝の牛羊の首出ならびに汝が立し誓願を還すための禮物と汝の自意の禮物および汝の手の擧祭の品は汝これを汝の門の内に食ふべからず 十八 汝の神ヱホバの選びたまふ處において汝の神ヱホバの前に汝これを食ふべし即ち汝の男子女子僕婢および汝の門の内にをるレビ人とゝもに之を食ひ汝の手を勞して獲たる一切の物をもて汝の神ヱホバ

の前に快樂を取べし 十九 汝愼め汝が世に生存ふる日の間レビ人を棄る勿れ 二十 汝の神ヱホバ汝に言しごとくに汝の境界を廣くしたまふに及び汝心に肉を食ふことを欲して言ん我肉を食はんと然る時は汝すべてその心に好む肉を食ふことを得べし 二一 もし汝の神ヱホバのその名を置んとて擇びたまへる處汝と離ること遠からば我が汝に命ぜし如く汝そのヱホバに賜はる牛羊を宰り汝の門の内にて凡てその心に好む者を食ふべし 二二 牡鹿と羚羊を食ふがごとく汝これを食ふことを得汚れたる者も潔き者も均くこれを食ふことを得るなり 二三 唯堅く愼みてその血を食はざれ血はこれが生命なればなり汝その生命を肉とともに食ふべからず 二四 汝これを食ふ勿れ水のごとくにこれを地に灌ぐべし 二五 汝血を食はざれ汝も斯ヱホバの善と観たまふ事を爲ば汝の身と汝の後の子孫とに福祉あらん 二六 唯汝の献げたる聖物と誓願の物とを

これをヱホバの擇びたまふ處に携へゆくべし 二七 汝燔祭を獻る時
はその肉と血を汝の神ヱホバの壇に供ふべくまた犧牲を獻る時
はその血を汝の神ヱホバの壇の上に灌ぎその肉を食ふべし 二八 わ
が汝に命ずる是等の言を汝聽て守れ汝かく汝の神ヱホバの善と
觀正と觀たまふ事を爲ば汝と汝の後の子孫に永く福祉あらん 二九
汝の神ヱホバ汝が往て逐はらはんとする國々の民を汝の前より
絶去たまひて汝つひにその國々を獲てその地に住にいたらん時
は 三十 汝みづから愼め彼らが汝の前に亡びたる後汝かれらに傚ひ
て罟にかゝる勿れまた彼らの神を尋求めてこれ國々の民は如何な
る樣にてその神々に事へたるか我もその如くにせんと言ことな
かれ 三一 汝の神ヱホバに向ひては汝然す可らず彼らはヱホバの忌
かつ憎みたまふ諸の事をその神にむかひて爲しその男子女子を
さへ火にて焚てその神々に獻げたり 三二 我が汝らに命ずるこの一

切の言をなんぢら守りて行ふべし汝これを増なかれまた之を減するなかれ

第十三章

一 汝らの中に預言者あるひは夢者興りて徴證と奇蹟を汝に見し 二 汝に告て我ら今より汝と我とが是まで識ざりし他の神々に從がひて之に事へんと言ことあらんにその徴證または奇蹟これが言ごとく成とも 三 汝その預言者または夢者の言に聽したがふ勿れ其は汝等の神ヱホバ汝らが心を盡し精神を盡して汝らの神ヱホバを愛するや否やを知んとて斯なんぢらを試みたまふなればなり 四 汝らは汝らの神ヱホバに從ひて歩み之を畏れその誡命を守りその言に遵ひ之に事へこれに附從がふべし 五 その預言者または夢者をば殺すべし是は彼汝らをして汝らをエジプトの國より導き出し奴隷の家より贖ひ取たる汝らの神ヱホバに背かせんとし汝の神ヱホバの汝に歩めと命ぜし道より汝を誘

ひ出さんとして語るに因てなり汝斯して汝の中より惡を除き去べし 六 汝の母の生る汝の兄弟または汝の男子女子または汝の懷の妻または汝と身命を共にする汝の友潛に汝を誘ひて言ならん汝も汝の先祖等も識ざりし他の神々に我ら往て事へん 七 即はち汝の周圍にある國々の神は或は汝に近く或は汝に遠くして地の此極より地は彼極までに鎭り坐る者に我ら事へんと斯言ことあるとも 八 汝これに從ふ勿れ之に聽なかれ之を惜み視る勿れ之を憐むなかれ之を庇ひ匿す勿れ 九 汝かならず之を殺すべし之を殺すには汝まづ之に手を下し然る後に民みな手を下すべし 十 彼はエジプトの國奴隷の家より汝を導き出したまひし汝の神エホバより汝を誘ひ離さんと求めたれば汝石をもて之を撃殺すべし 十一 然せばイスラエルみな聞て懼れ重ねて斯る惡き事を汝らの中に行はざらん 十二 汝聞に汝の神エホバの汝に與へて住しめたまへる

汝の邑の一に 十三 邪僻なる人々興り我らが今まで識ざりし他の神々に往て事へんと言てその邑に住む人を誘ひ惑はしたりと言あらむ 十四 汝これを尋ね探り善問べし若その事眞にその言確にして斯る憎むべき事汝らの中に行はれたらむ 十五 汝かならずその邑に住む者を刃にかけて撃ころしその邑とその中に居る一切の者およびその家畜を刃にかけて盡く撃ころすべし 十六 またその中より獲たる掠取物は凡てこれをその衢に集め火をもてその邑とその一切の掠取物をことごとく焚て汝の神ヱホバに供ふべし是は永く荒邱となりて再び建なほさるゝこと無るべきなり 十七 斯汝この詛はれし物を少許も汝の手に附おく勿れ然せばヱホバその烈しき怒を靜め汝に慈悲を加へて汝を憐れみ汝の先祖等に誓ひしごとく汝の數を衆くしたまはん 十八 汝もし汝の神ヱホバの言を聽き我が今日なんぢに命ずるその一切の誡命を守り汝の神ヱホバの

善と觀たまふ事を行はゞ是のごとくなるべし

第十四章

一 汝らは汝等の神ヱホバの子等なり汝ら死る者のために己が身を傷くべからずまた己が目の間をはたる頂の髪を剃べからず 二 其は汝は汝の神ヱホバの聖民なればなりヱホバは地の面の諸の民の中より汝を擇びて己れ寶の民となし給へり 三 汝穢はしき物は何をも食ふ勿れ 四 汝らが食ふべき獸畜は是なり即ち牛、羊、山羊、五 牡鹿、羚羊、小鹿、羱、麞、麈、麋、など 六 凡て獸畜の中蹄の分を割て二つに蹄を成る反蒭獸は汝ら之を食ふべし 七 但し反蒭者と蹄の分きたる者の中汝らの食ふべからざる者は是なり即ち駱駝兎および山鼠是らは反蒭ども蹄ひらきざれば汝らには汚れたる者なり 八 また豚是は蹄わかるれども反蒭ことをせざれば汝らには汚たる者なり汝ら是等の物の肉を食ふべからずまたその死體に捫るべからず 九 水にをる諸の物の中是のごとき者を汝

ち食ふべし即ち凡て翅と鱗のある者は皆汝ら之を食ふべし十凡て翅と鱗のあらざる者は汝らこれを食ふべからず是は汝らには汚たる者なり十一また凡て潔き鳥は皆汝らこれを食ふべし十二但し是等は食ふべからず即ち鷲、黄鷹、鳶十三鸇、鷹、黒鷹の類十四各種の鴉の類十五駝鳥、梟、鴎、雀鷹の類十六鶚、鷺、白鳥十七鸕鷀、大鷹、鵜十八鶴、鸚鵡の類、鷸および蝙蝠十九また凡て羽翼ありて匍ところの者は汝らには汚たる者なり汝らこれを食ふべからず二十凡て羽翼をもて飛ところの潔き物は汝らこれを食ふべし二一凡そ自ら死たる者は汝ら食ふべからず汝の門の内にをる他國の人に之を與へて食しむべし又これを異邦人に賣も可し汝は汝の神エホバの聖民なればなり汝山羊羔をその母の乳にて煮べからず二二汝かならず年々に田畝に種蒔て獲ところの産物の什一を取べし二三而して汝の神エホバの前すなはちエホバのその名を置んとて擇びたまはん處において汝

の穀物と酒と油の什一を食ひまた汝の牛羊の首出を食ひ斯して
汝の神ヱホバを常に畏るゝことを學ぶべし 二四 但しその路行に勝
がたくして之を携へいたること能はざる時または汝の神ヱホバ
のその名を置んとて擇びたまへる處汝を離るゝこと餘りに遠き
時は汝もし汝の神ヱホバの恩惠に潤ふ身ならば 二五 その物を金に
易へその金を包みて手に執り汝の神ヱホバの擇びたまへる處に
往き 二六 凡て汝の心の好む物をその金に易べし即ち牛羊葡萄酒濃
酒など凡て汝が心に欲する物をもとめ其處にて汝の神ヱホバの
前にこれを食ひ汝と汝の家族ともに樂むべし 二七 汝の門の内にを
るレビ人を棄る勿れ是は汝の中間に分なく產業なき者なれば
り 二八 三年の末に到る每にその年の產物の十分の一を盡く持出し
て之を汝の門の内に儲蓄ふべし 二九 然る時は汝の中間に分なく
產業なきレビ人および汝の門の内にをる他國の人と孤子と寡婦

など來りてこれを食ひて飽ん斯せば汝の神ヱホバ汝が手をもて爲ところの諸の事において汝に福祉を賜ふべし

第十五章

一 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし 二 その放釋の例は是のごとし凡てその鄰に貸ことを爲しそれ債主は之を放釋すべしそれ鄰またはその兄弟にこれを督促べからず是はヱホバの放釋と稱へらるればなり 三 異國の人には汝これを督促ことを得されど汝は兄弟に貸たる物は汝の手よりこれを放釋すべし 四 斯せば汝らの中間に貧者なからん其は汝の神ヱホバその汝に與へて產業となさしめたまふ地において大に汝を祝福たまふべければなり 五 只汝もし謹みて汝の神ヱホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命ずるこの誡命を盡く守り行ふに於ては是のごとくなるべし 六 汝の神ヱホバ汝に言しごとく汝を祝福たまふべければ汝は衆多の國人に貸ことを得べし然ど借ことを有じまた汝は衆多

の國人を治めん然ど彼らは汝を治むることあらじ 七 汝の神ヱホバの汝に賜ふ地において若汝の兄弟の貧き人汝の門の中にをらばその貧しき兄弟にむかひて汝の心を剛愎にする勿れまた汝の手を閉る勿れ 八 かならず汝の手をこれに開き必ずその要むる物をこれに貸あたへてこれが乏しきを補ふべし 九 汝慎め心に惡き念を起し第七年放釋の年近づけりと言て汝の貧き兄弟に目をかけざる勿れ汝もし斯之に何をも與へずしてその人これがために汝をヱホバに訴へなば汝罪を獲ん 十 汝かならず之に與ふることを爲べしまた之に與ふる時は心に惜むこと勿れ其は此事のためにお汝の神ヱホバ汝の諸の事業と汝の手の諸の働作とに於て汝を祝福たまふべければなり 十一 貧き者は何時までも國にたゆること無るべければ我汝に命じて言ふ汝かならず汝の國の中なる汝の兄弟の困難者と貧乏者とに汝の手を開くべし 十二 汝の兄弟たるヘ

ブル男またはヘブルの女汝の許に賣れたらんに若六年なんぢに事へたらば第七年に汝これを放ちて去しむべし 十三 汝これを放ちて去しむる時は空手にて去しむべからず 十四 汝の群と禾場と搾場の中より贈物を取て之が肩に負すべし即ち汝の神ヱホバの汝を祝福て賜ふところの物をこれに與ふべし 十五 汝記憶べし汝はヱジプトの國に奴隷たりしが汝の神ヱホバ汝を贖ひ出したまへり是故に我今日この事を汝に命ず 十六 その人もし汝と汝の家を愛し汝と偕にをるを善として汝にむかひ我汝を離れて去ることを好まずと言ば 十七 汝錐を取て彼の耳を戸に刺とほすべし然せば彼は永く汝の僕たるべし汝の婢にもまた是のごとくすべし 十八 汝これを放ちて去しむるを難き事と見るべからず其は彼が六年汝に事へて働きしは工價を取る傭人の二倍に當ればなり汝斯なさば汝の神ヱホバ汝が凡て爲ところの事に於て汝をめぐみたまふべし ○ 十九 汝

れ牛羊の產る初子は皆これを聖別て汝れ神エホバに歸せしむべし汝の牛の初子をもちゐて何れ工作をも爲べからず又汝の羊の初子の毛を剪べからず 二十 汝の神エホバの選びたまへる處にてエホバの前に汝と汝れ家族年々にこれを食ふべし 二一 然どその畜もし疵ある者すなはち跛足盲目なるなど凡て惡き疵ある者なる時は汝の神エホバにこれを宰りて獻べからず 二二 汝の門の內にこれを食ふべし汚れたる者も潔き者も均くこれを食ふを得ること牡鹿と羚羊のごとし 二三 但しその血はこれを食ふべからず水のごとくにこれを地に灌ぐべし

第十六章

一 汝アビブの月を守り汝れ神エホバに對ひて逾越節を行なへ其はアビブの月に於て汝の神エホバ夜の間に汝をエジプトより導き出したまひたればなり 二 汝すなはちエホバのその名を置んとて擇びたまふ處にて羊および牛を宰り汝の神エホバの

前に逾越節をなすべし 三 酵いれたるパンを之とともに食ふべからず七日の間酵いれぬパン即ち憂患のパンを之とともに食ふべし其は汝エジプトの國より出る時は急ぎて出たればなり斯してなひて汝その世に生存ふる日の間恒に汝がエジプトの國より出來し日を誌ゆべし 四 その七日の間は汝の四方の境の内にパン酵の見ゆること有しむべからず又なんぢが初の日の薄暮に宰りたる者の肉を翌朝まで存しおくべからず 五 汝の神ヱホバの汝に賜ふ汝の門の内にて逾越の牲畜を宰ることを爲べからず 六 惟汝の神ヱホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝薄暮の日の入る頃汝がエジプトより出たる時刻に逾越の牲畜を宰るべし 七 而して汝の神ヱホバの選びたまふ處にて汝これを燔て食ひ朝におよびて汝の天幕に歸り往くべし 八 汝六日の間酵いれぬパンを食ひ第七日に汝の神ヱホバの前に會を開くべし何の職業をも爲べか

らず○九汝また七七日を計ふべし即ち穀物に鎌をいれ初る時よりしてその七七日を計へ始むべきなり十而して汝は神ヱホバの前に七週の節筵を行なひ汝の神ヱホバの汝を祝福たまふ所にしたがひ汝の力に應じてその心に願ふ禮物を獻ぐべし十一斯して汝と汝の男子女子僕婢および汝の門の内に居るレビ人ならびに汝らの中間にをる賓旅と孤子と寡婦みなともに汝は神ヱホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝の神ヱホバの前に樂むべし十二汝その昔エジプトに奴隷たりしことを誌え是等の法度を守り行ふべし○十三汝禾場と榨場の物を收藏たる時七日の間結茅節をおこなふべし十四節筵をなす時には汝と汝の男子女子僕婢および汝の門の内なるレビ人賓旅孤子寡婦など皆ともに樂むべし十五ヱホバの選びたまふ處にて汝七日は間なんぢの神ヱホバの前に節筵をなすべし汝の神ヱホバ汝の諸の產物と汝の手の諸の工作と

おいて汝を祝福たまふべければ汝かならず樂むことを爲べし○十六汝の中間の男は皆なんぢの神ヱホバの擇びたまふ處にて一年に三次即ち酵いれぬパンの節と七週の節と結茅の節とに於てヱホバの前に出べし但し空手にてヱホバの前に出べからず十七各人汝の神ヱホバに賜はる恩惠にしたがひて其力におよぶ程の物を獻ぐべし○十八汝の神ヱホバの汝に賜ふ一切の邑々に汝の支派に循がひて士師と官人を立べし彼らはまた義き審判をもて民を審判べし十九汝裁判を枉べからず人を偏視るべからずまた賄賂を取べからず賄賂は智者の目を暗まし義者の言を枉ればなり二十汝たゞ公義を而已求むべし然せば汝生存へて汝の神ヱホバの汝に賜ふ地を獲にいたらん二十一汝の神ヱホバのために築くところの壇の傍にアシラの木像を立べからず二十二また汝の神ヱホバは惡みたまふ偶像を己のために造るべからず

第十七章

一 凡て疵あり惡き處ある牛羊は汝これを汝の神エホバに獻ぐべからず斯る者は汝の神エホバの忌嫌ひたまふ者なればなり 二 汝の神エホバ汝に賜ふ邑々の中にて汝らの中間に若し或男または女汝の神エホバの目の前に惡事を行ひてその契約に悖り 三 往て他の神々に事へてこれを拜み我が命ぜざる日や月や天の衆群などを拜むあらんに 四 その事を汝に告る者ありて汝これを聞き細かにこれを査べ見るにその事眞にその言確にしてイスラエルの中に斯る憎むべき事行はれ居たらば 五 汝その惡き事を行へる男または女を汝の門に曳いだし石をもてその男または女を撃殺すべし 六 殺さるべき者は二人の證人または三人の證人の口に依てこれを殺すべし惟一人の證人の口のみをもて之を殺すことは爲べからず 七 斯る者を殺すにはその證人まづその手を之に加へ然る後に民みなその手を加ふべし汝かく惡事を汝らの中より除

くべし〇 八 汝の門の内に訟へ爭ふ事おこるに當りその事件もし血を相流す事または權理を相爭ふ事または互に相撃たる事などにして汝に裁判かぬる者あらば汝起あがりて汝の神エホバの選びたまふ處に上り往き 九 祭司なるレビ人と當時の士師とに詣りて問べし彼ら裁判の言詞を汝に示さん 十 エホバの選びたまふ處にて彼らが汝に示す命令の言のごとくに汝行ひ凡て彼らが汝に敎ふるごとくに愼みて爲べし 十一 即ち彼らが汝に敎ふる律法の命令に循がひ彼らが汝に告る裁判に依て行ふべし彼らが汝に示す言に違ふて右にも左にも偏るべからず 十二 人もし自ら擅斷にしその汝の神エホバの前に立て事ふる祭司またはその士師に聽したがはざる有ばその人を殺しイスラエルの中より惡を除くべし 十三 然せば民みな聞て畏れ重て擅斷に事をなさゞらん〇 十四 汝の神エホバの汝に賜ふ地に汝いたり之を獲て其處に住におよべる時汝

もし我周圍の一切の國人のごとくに我も王をわが上に立んと言ふあらば 十五 只なんぢの神エホバの選びたまふ人を汝の上にたてゝ王となすべしまた汝の上に王を立るには汝の兄弟の中の人をもてすべし汝の兄弟ならざる他國の人を汝の上に立べからず 十六 但し王となれる者は馬を多く得んとすべからず又馬を多く得んためにに民を率てエジプトに還るべからず其はエホバなんぢらに向ひて汝らはこの後かさねて此路に歸るべからずと宣ひたればなり 十七 また妻を多くその身に有て心を迷すべからずまた金銀を己のために多く蓄積べからず 十八 彼その國の位に坐するにいたらば祭司なるレビ人の前にある書よりしてこの律法を一の書に書寫さしめ 十九 世に生存ふる日の間つねにこれを己の許に置て誦み斯してその神エホバを畏るゝことを學びこの律法の一切の言と是等の法度を守りて行ふべし 二十 然せば彼の心その兄弟の上に高ぶ

ることなくまたこの誡命を離れて右にも左にもまがることなしてその子女とともにその國においてイスラエルの中にその日を永うすることを得ん

第十八章

一 祭司たるレビ人およびレビの支派は都てイスラエルの中に分なく產業なし彼らはエホバの火祭の品とその產業の物を食ふべし 二 彼らはその兄弟の中間に產業を有じエホバこそが產業たるなり即ちそのかつて之に言たまひしが如し 三 祭司が民より受べき分は是なり即ち凡て犠牲を献ぐる者は牛にもあれ羊にもあれその肩と兩方の頬と胃とを祭司に與ふべし 四 また汝の穀物と酒と油の初およびその羊の毛の初をも之にあたふべし 五 其は汝の神エホバ汝の諸の支派の中より彼を選び出し彼とその子孫をして永くエホバの名をもて立て奉事をなさしめたまへばなり 六 レビ人はイスラエルの全地の中何の處に居る者にもあれその寄

寓たる汝の邑を出てヱホバの選びたまふ處に到るあらば 七 その人はヱホバの前に侍るその諸兄弟のレビ人とおなじくその神ヱホバの名をもて奉事をなすことを得べし 八 その人の得て食ふ分は彼らと同じ但しその父の遺業を賣て獲たる物はこの外に彼に屬す〇 九 汝の神ヱホバの汝に賜ふ地にいたるに及びて汝その國々の民の憎むべき行爲を倣ひ行ふなかれ 十 汝らの中間にその男子女子をして火の中を通らしむる者あるべからずまた卜筮する者邪法を行なふ者禁厭する者魔術を使ふ者 十一 法印を結ぶ者憑鬼する者巫覡の業をなす者死人に詢ことをする者あるべからず 十二 凡て是等の事を爲す者はヱホバこれを憎みたまふ汝の神ヱホバが彼らを汝の前より逐はらひたまひしも是等の憎むべき事のありしに因てなり 十三 汝の神ヱホバの前に汝完き者たれ 十四 汝が逐はらふ彼の國々の民は邪法師卜筮師などに聽ことをなせり然ど汝

には汝の神エホバ然する事を許したまはず 十五 汝の神エホバ汝の中汝の兄弟の中より我のごとき一箇の預言者を汝のために興したまはん汝ら之に聽ことをすべし 十六 是まつたく汝が集會の日にホレブにおいて汝の神エホバに求めたる所なり即ち汝言けらく我をして重てこの我神エホバの聲を聞しむる勿れまた重てこの大なる火を見さする勿れ恐くは我死んと 十七 是においてエホバ我に言たまひけるは彼らの言る所は善し 十八 我かれらの兄弟の中より汝のごとき一箇の預言者を彼らのために興し我言をその口に授けん我が彼に命ずる言を彼ことごとく彼らに告べし 十九 凡て彼が吾名をもて語るところの吾言に聽したがはざる者は我これを罰せん 二十 但し預言者もし我が語れと命ぜざる言を吾名をもて縦肆に語りまたは他の神々の名をもて語ることを為すあらばその預言者は殺さるべし 二一 汝あるひは心に謂ん我ら如何にしてその言

のヱホバの言たまふ者にあらざるを知んと 三 然ば若し預言者ありてヱホバの名をもて語ることをなすにその言就ずまた效あらざる時は是ヱホバの語りたまふ言にあらずしてその預言者が縦肆に語るところなり汝その預言者を畏るゝに及ばず

第十九章

一 汝の神ヱホバこの國々の民を滅し絶ち汝の神ヱホバこれが地を汝に賜ふて汝つひにこれを獲その邑々とその家々に住にいたる時は 二 汝の神ヱホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地の中に三の邑を汝のために區別べし 三 而して汝ことさらに道路を闢きまた汝の神ヱホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地の全體を三の區に分ち凡て人を殺せる者をして其處に逃れしむべし 四 人を殺せる者の彼處に逃れて生命を全うすべきその事は是のごとし即ち凡て素より惡むことも無く知ずしてその隣人を殺せる者 五 例ば人木を伐んとてその鄰人とゝもに林に入り手

は斧を執て木を斫んと撃おろす時にその頭の鉄柄より脱てその隣人にあたりて之を死しめたるが如き是なり斯る人は是等の邑の一に逃れて生命を全うすべし 六 恐くは復仇する者心熱してその殺人者を追かけ道路長きにおいては遂に追しきて之を殺さん然るにその人は素より之を悪みたる者にあらざれば殺さるべき理あらざるなり 七 是をもて我なんぢに命じて三の邑を汝のために区別べしと言り 八 汝の神ヱホバ汝の先祖等に誓ひしごとく汝の境界を廣め汝の先祖等に與へんと言し地を盡く汝に賜ふにいたらん時 九 即ち汝我が今日なんぢに命ずるこの一切の誡命を守りてこれを行ない汝の神ヱホバを愛し恒にその道に歩まん時はその三の外にまた三の邑を増加ふべし 十 是汝の神ヱホバ汝に與へて産業となさしめたまふ地に辜なき者の血を流すこと無らんためなり斯せずばその血汝に歸せん 十一 然れどもし人その隣人を

悪みて之を附覘ひ起かゝり撃てその生命を傷ひて之を死しめ而してこの邑の一に逃れたる事あらば 十二 その邑の長老等人を遣て之を其處より曳きたらしめ復仇者の手にこれを付して殺さしむべし 十三 汝かれを憫み視るべからず辜なき者の血を流せる咎をイスラエルより除くべし然せば汝に福祉あらん○十四 汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地の中において汝が嗣ぐところの産業に汝の先人の定めたる汝の鄰の地界を侵すべからず 十五 何の悪にもあれ凡てその犯すところの罪は只一人の證人によりて定むべからず二人の証人の口により又は三人の証人の口によりてその事を定むべし 十六 もし偽妄の証人起りて某の人は悪事をなせりと言たつること有ば 十七 その相争ふ二人の者エホバの前に至り當時の祭司と士師の前に立べし 十八 然る時士師詳細にこれを査べ視るにその証人もし偽妄の証人にしてその兄弟にむかひて虚妄

の證をなしたる者なる時は 十九 汝兄弟に彼が蒙らさんと謀る所を彼に蒙らし斯して汝らの中より惡事を除くべし 二十 然せむろの遺れる者等聞て畏れろの後かさねて斯る惡き事を汝らの中になてなはじ 二十一 汝憫み視ることをそべからず生命は生命眼は眼齒は齒手は手足は足をもて償はしむべし

第二十章

一 汝ろれ敵と戰はんとて出るに當り馬と車を見また汝よりも數多き民を見るもこれに懼るゝ勿れ其は汝をエジプトより導き上りし汝の神エホバ汝とゝもに在せばなり 二 汝ら戰鬥に臨む時は祭司進みいで民に告て 三 之に言べしイスラエルよ聽け汝ら今日なんぢらの敵と戰はんとて進み來れり心に臆する勿れ懼るゝなかれ倉皇なかれ彼らに怖るゝなかれ 四 其は汝らの神エホバ汝らとゝもに行き汝らのために汝らの敵と戰ひて汝らを救ひたまふべければなりと 五 斯てまた有司等民に告て言べし誰

か新しき家を建て之に移らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰鬥に死て他の人これに移らん 六 誰か菓物園を作りてその果を食はざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰鬥に死て他の人これを食はん 七 誰か女と契りて之を娶らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰鬥に死て他の人これを娶らんと 八 有司等なほまた民に告て言べし誰か懼れて心に臆する者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くはその兄弟たちの心これが心のごとく挫けんと 九 有司等かく民に告ることを終たらば軍勢の長等を立て民を率しむべし 十 汝ある邑に進みゆきて之を攻んとする時は先これに平穏に降ることを勸むべし 十一 その邑もし平穏に降らんと答へてその門を汝に開かば其處なる民を都て汝に貢を納め汝に事へしむべし 十二 其もし平穏に汝に降ることを肯んぜずして汝と戰かはんとせば汝

てこを攻べし 十三 而して汝の神エホバこれを汝の手に付したまふに至らば刃をもてその中の男を盡く擊殺すべし 十四 惟その婦女嬰孩家畜および凡てその邑の中にて汝が奪ひ獲たる物は盡く己に取べし抑汝がその敵より奪ひ獲たる物は汝の神エホバの汝に賜ふ者なれば汝これをもて樂むべし 十五 汝を離るること遠き邑々すなはち是等の國々に屬せざるところの邑々には凡てかくのごとく行なふべし 十六 但し汝の神エホバの汝に與へて產業となさしめたまふ國々の邑々においては呼吸する者を一人も生し存べからず 十七 即ちヘテ人アモリ人カナン人ペリジ人ヒビ人エブス人などは汝かならずこれを滅ぼし盡して汝の神エホバの汝に命じたまへる如くすべし 十八 斯するは彼らがその神々になむかひて行ふところの憎むべき事を汝らに敎へて之を倣ひおこなはしめ汝らをして汝らの神エホバに罪を獲せしむる事のなからんためなり

り 十九 汝久しく邑を圍みて之を攻取んとする時においても斧を振ふて其處の樹を砍枯すべからず是は汝の食となるべき者なり且これ城攻において田野の樹あに人のごとく汝の前に立ふさがらんや 二十 但し果を結ばざる樹と知る樹は之を砍り枯し汝と戰ふ邑にむかひて之をもて雲梯を築きその降るまで之を攻るも宜し

第二十一章

一 汝の神ヱホバ汝に與へて獲させたまふ地において若し人殺されて野に仆れをるあらんに之を殺せる者の誰なるかを知ざる時は 二 汝の長老等と士師等出きたりその人は殺されをる處よりその四周の邑々までを度るべし 三 而してその人の殺されをる處に最も近き邑すなはちその邑の長老等は未だ使はれず未だ軛を負せて牽ざるところの少き牝牛を取り 四 邑の長老等その牝牛を耕すことも種蒔こともせざる流つきせぬ谷に牽ゆきその谷において牝牛の頸を折べし 五 その時は祭司たるレビの子孫等

其處に進み來るべし彼らは汝の神ヱホバが選びて己に事へしめまたヱホバの名をもて祝することを爲しめたまふ者にて一切の訴訟と一切の爭競は彼らの口によりて決定るべきが故なり 六 而してその人の殺されをりし處に最も近き邑の長老等その谷にて頸を折たる牝牛の上において手を洗ひ 七 答へて言べし我らの手はこの血を流さず我らの目はこれを見ざりしなり 八 ヱホバよ汝が贖ひし汝の民イスラエルを赦したまへ辜なき者の血を流せる罰を汝の民イスラエルの中に降したまふ勿れと斯せむ彼らはその血の罪を赦されん 九 汝かくヱホバの善と觀たまふ事をおこなひその辜なき者の血を流せる咎を汝らの中より除くべし○ 十 汝出て汝の敵と戰ふにあたり汝の神ヱホバこれを汝の手に付したまひて汝これを俘虜となしたる時 十一 汝もしその俘虜の中に貌美しき女あるを見てこれを悦び取て妻となさんとせば 十二 汝これを家

の中にこれを携へゆくべし而して彼はその髪を剃り爪を截り 十三 また俘虜の衣服を脱すてゝ汝の家に居りその父母のために一月のあひだ哀哭べし然る後なんぢ彼の處に入りてこれが夫となりこれを汝の妻とすべし 十四 その後汝もし彼を好まずなりなば彼の心のまゝに去ゆかしむべし決して金のためにこれを賣べからず汝すでにこれを犯したれば之を嚴く待遇べからざるなり○ 十五 人二人の妻ありてその一人は愛する者一人は惡む者ならんにその愛する者と惡む者の二人ともに男の子を生ありてその長子もし惡む婦の產る者なる時は 十六 その子等に己の所有を嗣しむる日にその惡む婦の產る長子を措てその愛する婦の產る子を長子となすべからず 十七 必ずその惡む者の產る子を長子となし己の所有を分つ時にこれには二倍を與ふべし是は己の力の始にして長子の權これに屬すればなり○ 十八 人にもし放肆にして背悖る子ありその

の父の言にも母の言にも順はず父母これを責るも聽ことをせざる時は十九その父母これを執へてその處の門にいたり邑の長老等に就き二十邑の長老たちに言べし我らの此子は放肆にして背悖る者我らが言にしたがはざる者放蕩にして酒に耽る者なりと二十一然る時は邑の人みな石をもてこれを撃殺すべし汝かく汝らの中より惡事を除き去べし然せばイスラエルみな聞て懼れん○二十二人もし死にあたる罪を犯して死刑に遇ことありて汝これを木に懸て曝す時は二十三翌朝までその體を木の上に留おくべからず必ずこれをその日の中に埋むべし其は木に懸らるゝ者はヱホバに詛はるゝ者なればなり斯するは汝の神ヱホバの汝に賜ふて產業となさしめたまふ地の汚れざらんためなり

第二十二章

一汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置べからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて歸すべし二汝の

兄弟もし汝に近からざるか又は汝かれを知ざる時はこれを汝の家に牽ゆきて汝の許におき汝の兄弟の尋ねきたるにおよびて之を彼に還すべし 三 汝の兄弟の驢馬におけるも是のごとく爲しまたその衣服におけるも斯なすべし凡て汝の兄弟の失ひたる遺失物を得たる時も汝かく爲べし之を見すておくべからず 四 また汝の兄弟の驢馬または牛の途に踣きをるを見て見すておくべからず必ずこれを助け起すべし○ 五 女は男の衣服を纏ふべからずまた男は女の衣裳を着べからず凡て斯する者は汝の神ヱホバこれを憎みたまふなり○ 六 汝鳥の巣の路の頭または樹の上または土の上にあるを見んに雛または卵その中にありて母鳥その雛または卵の上に伏をらばその母鳥を雛とともに取べからず 七 かならずその母鳥を去しめ唯その雛のみをとるべし然せば汝福祉を獲かつ汝の日を永うすることを得ん○ 八 汝新しき家を建る時はそ

の屋蓋の周圍に欄杆を設くべし是は人の上より墮てかきが血の汝の家に歸すること無らんためなり○九汝葡萄園に異類の種を混て播べからず然せば汝が播たる種より產する物および汝の葡萄園より出る菓物みな聖物とならん○十汝牛と驢馬とを耦せて耕すことを爲べからず○十一汝毛と麻とをまじへたる衣服を着るべからず十二汝が上に纏ふ衣服の裾の四方に繸をつくべし○十三人もし妻を娶り之とともに寢て後これを嫌ひ十四我この婦人を娶りしが之と寢たる時にその處女なるを見ざりしと言て誹謗の辭柄を設けこれに惡き名を負せなば十五その女の父と母その女の處女なる證跡を取り門にをる邑の長老等にこれを差出し十六而してその女の父長老等に言べし我この人にわが女子を與へて妻となさしめしにこの人これを嫌ひ十七誹謗の辭柄を設けて言ふ我なんぢの女子の處女なるを見ざりしと然るに吾女子の處女なりし證跡

も此にありと斯いひてその父母これ布を邑の長老等の前に展べし 十八 然る時は邑の長老等その人を執へてこれを鞭ち 十九 又これに銀百シケルを罰してこれを女の父に償はしむべし其はイスラエルの處女に惡き名を負せたればなり斯てその人はこれを妻とすべし一生これを去ことを得ず 二十 然どこの事もし眞にしてその女の處女なる證跡あらざる時は 二十一 その女をその父の家の門に曳いだしその邑の人々石をもてこれを擊ころすべし其は彼その父の家において淫なる事をなしてイスラエルの中に惡をおこなひたればなり汝かく惡事を汝らの中より除くべし○ 二十二 もし夫に適し婦と寢る男あるを見ば其婦と寢たる男とその婦とをともに殺し斯して惡事をイスラエルの中より除くべし 二十三 處女なる婦人すでに夫に適の約をなせる後ある男これに邑の內に遇てこれを犯さば 二十四 汝らその二人を邑の門に曳いだし石をもてこれを擊ころすべ

し是その女は邑の内にありながら叫ぶことをせざるに因りまたその男はその隣の妻を辱しめたるに因てなり汝かく惡事を汝らの中より除くべし 二五 然ど男もし人の適の約をなしし女に野にて遇ひてこれを強て犯すあらば之を犯しし男のみを殺すべし 二六 その女には何をも爲べからず女には死にあたる罪なし人その隣人に起むかひてこれを殺せるとその事おなじ 二七 其は男野にてこれに遇たるが故にその人に適の約をなしし女叫びたれども拯ふ者なかりしなり 二八 男もし未だ人に適の約をなさざる處女なる婦に遇ひこれを執へて犯すありてその二人見あらはされなば 二九 これを犯せる男その女の父に銀五十シケルを與へて之を己の妻とすべし彼その女を辱しめたれば一生これを去べからざるなり 三十 人その父の妻を娶るべからずその父の被を掀開べからず

第二十三章

一 外腎を傷なひたる者または玉莖を切りたる者はエ

ホバの會に入べからず 二 私子はヱホバの會にいるべからず是は十代までもヱホバの會にいるべからざるなり 三 アンモン人およびモアブ人はヱホバの會にいる可らず彼らは十代までも何時までもヱホバの會にいるべからざるなり 四 是汝らがエジプトより出きたりし時に彼らはパンと水とをもて汝らを途に迎へずメソポタミアのペオル人ベオルの子バラムを傭ひて汝を詛はせんと爲たればなり 五 然れども汝の神ヱホバはバラムに聽ことを爲給はずして汝の神ヱホバその呪詛を變て汝のために祝福となしたまへり是汝の神ヱホバ汝を愛したまふが故なり 六 汝一生いつまでも彼らのために平安をもまた福祿をも求むべからず○ 七 汝エドム人を惡むべからず是は汝の兄弟なればなりまたエジプト人を惡むべからず汝もこれが國に客たりしことあればなり 八 彼等の生たる子等は三代におよばゞヱホバの會にいることを得べし○ 九

汝軍旅を出して汝の敵を攻る時は諸の惡き事を自ら謹べし 十 汝らの中間にもし夜中計ずも汚穢にふれて身の潔からざる人あらば陣營の外にいづべし陣營の内に入べからず 十一 而して薄暮に水をもて身を洗ひ日の入て後陣營に入べし 十二 汝陣營の外に一箇の處を設けおき便する時は其處に往べし 十三 また器具の中に小鍬を備へおき外に出て便する時はこれをもて土を掘り身を返してその汝より出たる物を蓋ふべし 十四 其は汝の神ヱホバ汝を救ひ汝の敵を汝に付さんとて汝の陣營の中を歩きたまへばなり是をもて汝の陣營を聖潔すべし然せば汝の中に汚穢物あるを見て汝を離れたまふこと有ざるべし○ 十五 その主人を避て汝の許に逃きたる僕をその主人に交すべからず 十六 その者をして汝らの中に汝とゝもに居しめ汝の一の邑の中にて之が善と見て擇ぶ處に住しむべし之を虐遇べからず○ 十七 イスラエルの女子の中に娼妓あるべか

らずイスラエルの男子の中に男娼あるべからず 十八 娼妓の得たる價および狗の價を汝の神ヱホバの家に攜へいりて何の誓願にも用ゐるべからず是等はともに汝の神ヱホバの憎みたまふ者なればなり〇 十九 汝の兄弟より利息を取べからず即ち金の利息食物の利息なと凡て利息を生ずべき物の利息を取べからず 二十 他國の人よりは汝利息を取も宜し惟汝の兄弟よりは利息を取べからず然ば汝が往て獲ところの地において汝の神ヱホバ凡て汝が手に爲ところの事に福祥をくだしたまふべし〇 二十一 汝の神ヱホバに誓願をかけなば之を還すことを怠るべからず汝の神ヱホバかならずこれを汝に要めたまふべし怠る時は汝罪あり 二十二 汝誓願をかけざるも罪を獲ること有じ 二十三 汝が口より出し事は守りて行ふべし凡て自意の禮物は汝の神ヱホバに汝が誓願し口をもて約せしごとくに行なふべし〇 二十四 汝の鄰の葡萄園に至る時汝意にまかせて

その葡萄を飽まで食ふも宜し然ど器の中に取いるべからず 二五 また汝の鄰の麥圃にいたる時汝手にてその穗を摘食ふも宜し然ど汝の鄰の麥圃に鎌をいるべからず

第二十四章

一 人妻を取てこれを娶る後恥べき所のこれにあるを見てこれを好まずなりたらば離縁狀を書てこれが手に交してこれをその家より出すべし 二 その婦これが家より出たる後往て他の人に嫁ぐことをせんに 三 後の夫もこれを嫌ひ離縁狀を書てその手にわたして之を家より出し又はこれを妻にめとれるその後の夫死るあるも 四 是は已に身を汚玷したるに因て之を出したるその先の夫ふたゝびこれを妻にめとるべからず是ヱホバの憎みたまふ事なればなり汝の神ヱホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地に汝罪を負すなかれ 五 人あらたに妻を娶りたる時は之を軍に出すべからずまた何の職務をもこれに任すべからずその人

は一年家に間居してその娶れる妻を慰むべし〇 六 人その磨磑を質におくべからず是その生命をつなぐ物を質におくなればなり〇 七 イスラエルの子孫の中なるその兄弟を拐帶してこれを使ひまたはこれを賣る人あるを見ばその拐帶者を殺し然して汝らの中より惡を除くべし〇 八 汝癩病を愼み凡て祭司たるレビ人が汝らに敎ふる所を善く守りて行ふべし即ち我が彼らに命ぜしごとくに汝ら守りて行ふべし 九 汝らがエジプトより出きたる路にて汝の神ヱホバがミリアムに爲たまひしところの事を誌えよ〇 十 凡て汝の鄰に物を貸あたふる時は汝みづからこれが家にいりてその質物を取べからず 十一 汝は外に立をり汝が貸たる人その質物を外に持いだして汝に付すべし 十二 その人もし困苦者ならば之が質物を留おきて睡眠に就べからず 十三 かならず日の入る頃その質物を之に還すべし然せばその人おのれの上衣をまとふて睡眠

につくことを得て汝を祝せん是汝の神ヱホバの前において汝の義となるべし○
十四 困苦る貧き傭人は汝の兄弟にもあれ又は汝の地にてなんぢの門の内に寄寓る他國の人にもあれ之を虐ぐべからず
十五 當日にこれが値をはらふべし日の入るまで延すべからず其は貧き者にてその心にこれを慕へばなり恐らくは彼ヱホバに汝を訴ふるありて汝罪を獲ん○
十六 父はその子等の故によりて殺さるべからず子等はその父の故によりて殺さるべからず各人おのおのれの罪によりて殺さるべきなり○
十七 汝他國の人または孤子の審判を曲べからずまた寡婦の衣服を質に取べからず
十八 汝誌ゆべし汝はエジプトに奴隸たりしが汝の神ヱホバ汝を其處より贖ひいだしたまへり是をもて我この事をなせと汝に命ずるなり○
十九 汝田野にて穀物を刈る時もしそれ一束を田野に忘れおきたらば返りてこれを取べからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取す

べし然せば汝の神エホバ凡て汝が手に作ところの事に祝福を降したまはん 二十 汝橄欖を打落す時は再びその枝をさがすべからずその遺る者を他國人と孤子と寡婦とに取すべし 二一 また葡萄園の葡萄を摘とる時はその遺れる者を再びさがすべからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし 二二 汝誌ゆべし汝はエジプトの國に奴隷たりしなり是をもて我この事を爲せと汝に命ず

第二十五章

一 人と人との間に爭辯ありて來りて審判を求むる時は士師これを鞫きその義き者を義とし惡き者を惡とすべし 二 その惡き者もし鞭つべき者ならば士師これを伏せその罪にしたがひて數のごとく自己の前にてこれを扑すべし 三 これを扑ことは四十を逾べからず若これを逾て是よりも多く扑ときは汝その汝の兄弟を賤め視にいたらん 四 穀物を碾す牛に口籠をかく可らず

○ 五 兄弟ともに居んにその中の一人死て子を遺さざる時はその

死たる者の妻いでゝ他人に嫁ぐべからず其夫の兄弟これの所に入りてこれを娶りて妻となし斯してその夫の兄弟たる道をこれに盡すべし 六 而してその婦の生ところの初子をもてその死たる兄弟の後を嗣しめその名をイスラエルの中に絶ざらしむべし 七 然どその人もしその兄弟の妻をめとることを肯ぜずばその兄弟の妻門にいたりて長老等に言べし吾夫の兄弟はその兄弟の名をイスラエルの中に興すことを肯ぜず吾夫の兄弟たる道を盡すことをせず 八 然る時はその邑の長老等かれを呼よせて諭すべし然るも彼固く執て我はこれを娶ることを好まずと言ば 九 その兄弟の妻長老等の前にて彼の側にいたりかれが鞋をその足より脱せその面に唾して答て言べしその兄弟の家を興すことを肯ぜざる者には斯のごとくすべきなりと 十 またその人の名は鞋を脱たる者の家とイスラエルの中に稱へらるべし○ 十一 人二人あひ爭そふ時に

一人の者の妻その夫を撃つ者の手より夫を救はんとて進みより手を伸てその人の陰所を執ふるあらば 十二 汝その婦の手を切おとすべし之を憫れみ觀るべからず○ 十三 汝の嚢の中に一箇は大く一箇は小き二種の權衡石をいれおくべからず 十四 汝の家に一箇は大く一箇は小き二種の升斗をおくべからず 十五 唯十分なる公正き權衡を有べくまた十分なる公正き升斗を有べし然せば汝は神エホバの汝にたまふ地に汝の日永からん 十六 凡て斯る事をなす者凡て正しからざる事をなす者は汝の神エホバこれを憎みたまふなり

○ 十七 汝らがエジプトより出きたりし時その路においてアマレクが汝に爲たりし事を記憶よ 十八 即ち彼らは汝を途に逆へ汝の疲れ倦たるに乘じて汝の後なる弱き者等を攻撃り斯かれらは神を畏れざりき 十九 然ば汝の神エホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地において汝の神エホバ汝にその周圍の敵を盡く攻ふせて安

泰ならしめたまふに至らん汝アマレクの名を天が下より塗抹て之をおぼゆる者なからしむべし

第二十六章

一 汝その神ヱホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地にいりてこれを獲てそこに住にいたらん 二 汝の神ヱホバの汝に與へたまへる地の諸の土產の初を取て筐にいれ汝の神ヱホバのその名を置んとて選びたまふ處にこれを携へゆくべし 三 而して汝當時の祭司に詣り之にいふべし我は今日なんぢの神ヱホバに申さん我はヱホバが我らに與へんと我らの先祖等に誓ひたまひし地に至れりと 四 然る時は祭司汝の手よりその筐をとりて汝の神ヱホバの壇のまへに之を置べし 五 汝また汝の神ヱホバの前に陳て言べし我が先祖は惘然なる一人のスリア人なりしが僅少の人を將てエジプトに下りゆきて其處に寄寓をりそこにて終に大にして強く人口おほき民となれり 六 然るにエジプト人我らに害

を加へ我らを惱まし辛き力役を我らに負せたりしに因て 七 我等先祖等の神ヱホバに向ひて呼りけるにヱホバわれらの聲を聽き我らの艱難と勞苦と虐遇を顧みたまひ 八 而してヱホバ強き手を出し腕を伸べ大なる威嚇と徵證と奇跡とをもてヱジプトより我らを導きいだし 九 この處に我らを携へいりてこの地すなはち乳と蜜との流るゝ地を我らに賜へり 十 ヱホバよ今我なんぢが我に賜ひし地の產物の初を持きたれりと斯いひて汝その筐を汝の神ヱホバの前にそなへ汝の神ヱホバの前に拜禮をなすべし 十一 而して汝は汝の神ヱホバの汝と汝の家に降したまへる諸の善事のためにレビ人および汝の中間なる客旅とゝもに樂むべし 十二 第三年すなはち十に一を取る年に汝その諸の產物の什一を取りレビ人と容旅と孤子と寡婦とにこれを與へて汝の門の內に食ひ飽しめたる時は 十三 汝の神ヱホバの前に言べし我は聖物を家より執いだ

しまたレビ人と客旅と孤子と寡婦とにこれを與へ全く汝が我に命じたまひし命令のごとくせり我は汝の命令に背かずまたこれを忘れざるなり 十四 我はその聖物を喪の中に食ひし事なくまた汚穢たる身をもて之を携へ出しし事なくまた死人のためにこれを贈りし事なきなり我はわが神エホバの言に聽したがひて凡て汝が我に命じたまへるごとく行へり 十五 願くは汝の聖住所なる天より臨み觀汝の民イスラエルと汝の我らに與へし地とに福祉をくだしたまへ是は汝がわれらの先祖等に誓ひたまひし乳と蜜との流るゝ地なり〇 十六 今日汝の神エホバこれらの法度と律法とを行ふことを汝に命じたまふ然ば汝心を盡し精心を盡してこれを守りおこなふべし 十七 今日なんぢエホバを認めて汝の神となし且その道に歩みその法度と誡命と律法とを守りその聲に聽したがはんと言り 十八 今日エホバまたその言しごとく汝を認めてその寶の

民となし且汝にその諸の誡命を守れと言たまへり 十九 ヱホバ汝の名譽と聲聞と榮耀とをしてその造れる諸の國の人にまさらしめたまはん汝はその神ヱホバの聖民となることその言たまひしごとくなるらん

第二十七章

一 モーセ イスラエルの長老等とゝもにありて民に命じて曰ふ我が今日なんぢらに命ずるこの誡命を汝ら全く守るべし 二 汝らヨルダンを濟り汝の神ヱホバが汝に與へたまふ地にいる時は大なる石數箇を立て石灰をその上に塗り 三 既に濟りて後この律法の諸の言語をその上に書すべし然すれば汝の神ヱホバの汝にたまふ地なる乳と蜜の流るゝ國に汝いるを得ること汝の先祖等の神ヱホバの汝に言たまひしごとくなるらん 四 即ち汝らヨルダンを濟るにおよびて我が今日なんぢらに命ずるその石をヱバル山に立て石灰をその上に塗べし 五 また其處に汝の神ヱホバ

のために石の壇一座を築くべし但し之を築くには鐵の器を用ゐるべからず 六 汝新石をもて汝の神ヱホバの壇を築きその上にて汝の神ヱホバに燔祭を献ぐべし 七 汝また彼處にて酬恩祭を献げその物を食ひて汝の神ヱホバの前に樂むべし 八 汝この律法の諸の言語をその石の上に明白に書すべし○ 九 モーセまた祭司たるレビ人とともにイスラエルの全家に告て曰ふイスラエルよ謹みて聽け汝は今日汝の神ヱホバの民となれり 十 然ば汝の神ヱホバの聲に聽したがひ我が今日汝に命ずる之が誡命と法度をおこなふべし○ 十一 その日にモーセまた民に命じて言ふ 十二 汝らがヨルダンを渡りし後是らの者ゲリジム山にたちて民を祝すべし即ちシメオン、レビ、ユダ、イツサカル、ヨセフおよびベニヤミン 十三 また是らの者はエバル山にたちて詛ふことをすべし即ちルベン、ガド、アセル、ゼブルン、ダン、およびナフタリ 十四 レビ人大聲にてイスラエ

ルの人々に告て言べし 十五 偶像は工人の手の作にしてヱホバの憎みたまふ者なれば凡て之を刻みまたは鑄造りて密に安置く人は詛はるべしと民みな對へてアーメンといふべし 十六 その父母を輕んずる者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 十七 その鄰の地界を侵す者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 十八 盲者をして路に迷はしむる者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 十九 客旅孤子および寡婦の審判を枉る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 二十 その父の妻と寢る者はその父を辱しむるなれば詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 二一 凡て獸畜と交る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 二二 その父の女子またはその母の女子たる己の姉妹と寢る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 二三 その妻の母と寢る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし

二四 暗の中にその鄰を撃つ者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 二五 報酬をうけて無辜者を殺してその血を流す者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 二六 この律法の言を守りて行はざる者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし

第二十八章

一 汝もし善く汝の神ヱホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命ずるところの一切の誡命を守りて行はば汝の神ヱホバ汝をして地の諸の國人の上に立しめたまふべし 二 汝もし汝の神ヱホバの言に聽したがふ時はこの諸の福祉汝に臨み汝におよばん 三 汝は邑の内にても福祉を得田野にても福祉を得ん 四 また汝の胎の產汝の地の產汝の家畜の產汝の牛の產汝の羊の產に福祉あらん 五 また汝の飯籃と汝の捏盤に福祉あらん 六 汝は入にも福祉を得出るにも福祉を得べし 七 汝の敵起て汝を攻るあらばヱホバ汝をして之を打敗らしめたまふべし彼らは一條の路より攻きた

り汝の前にて七條の路より逃さしらん 八 ヱホバ命じて福祉を汝の倉庫に降しまた汝が手にて爲ところの事に降し汝の神ヱホバの汝に與ふる地においてヱホバ汝を祝福たまふべし 九 汝もし汝の神ヱホバの誡命を守りてその道に歩まばヱホバ汝に誓ひしごとく汝を立て己の聖民となしたまふべし 十 然る時は地の民みな汝がヱホバの名をもて稱へらるゝを觀て汝を畏れん 十一 ヱホバが汝に與へんと汝の先祖等に誓ひたまひし地においてヱホバ汝の佳物すなはち汝の身の産と汝の家畜の産と汝の地の産とを饒にしたまふべし 十二 ヱホバその寶の藏なる天を啓き雨をその時にしたがひて汝の地に降し汝の手の諸の行爲に祝福をたまはん汝は許多の國々の民に貸ことをなすに至らん借ことなかるべし 十三 ヱホバ汝をして首とならしめたまはん尾とならしめたまはじ汝は只上にをらん下には居じ汝もし我が今日汝に命ずる汝の神ヱ

ホバの誡命に聽したがひて之を守りおこなはゞかならず斯のごとくなるべし 十四 汝わが今日汝に命ずるこの言語を離れ右または左にまがりて他の神々にしたがひ事ふることをすべからず 十五 汝もし汝の神ヱホバの言に聽したがはず我が今日なんぢに命ずるその一切の誡命と法度とを守りおこなはずば此もろ〳〵の詛汝に臨み汝におよぶべし 十六 汝は邑の内にても詛はれ田野にても詛はれん 十七 また汝の飯籃も汝の捏盤も詛はれん 十八 汝の胎の產汝の地の產汝の牛の產汝の羊の產も詛はれん 十九 汝は入にも詛はれ出るにも詛はれん 二十 ヱホバ汝をして凡て手をもて爲ところにおいて呪詛と恐懼と譴責を蒙らしめたまふべければ汝は滅びて速かに亡はてん是は汝惡き事をおこなひて我を棄るによりてなり 二十一 ヱホバ疫病を汝の身に着せて遂に汝をその往て得るところの地より滅ぼし絶たまはん 二十二 ヱホバまた癆瘵と熱病と傷寒

と瘧疾と刀劍と枯死と汚腐とをもて汝を撃なやましたまふべし是らの物汝を追ひ汝をして滅びうせしめん 二三 汝の頭の上なる天は銅のごとくになり汝の下なる地は鐵のごとくになるべし 二四 ヱホバまた雨のかはりに沙と灰とを汝の地に降せたまはん是らの物天より汝の上に下りて遂に汝を滅ぼさん 二五 ヱホバまた汝をして汝の敵に打敗られしめたまふべし汝は彼らにむかひて一條の路より進み彼らの前にて七條の路より逃はしらん而して汝はまた地の諸の國にて虐遇にあはん 二六 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食となるらん然るもこれを逐はらふ者あらじ 二七 ヱホバまたエジプトの瘍瘡と痔と癬と疥とをもて汝を撃たまはん汝これより愈ることあらじ 二八 ヱホバまた汝を撃ち汝をして狂ひ且目くらみて心に驚き悸きしめたまはん 二九 汝は瞽者が暗にたどるごとく眞晝においても尚たどらん汝その途によりて福祉を得ることな

らじ汝は只つねに虐げられ掠められんのみ汝を救ふ者なかるべし
三十 汝妻を娶る時は他の人これと寝ん汝家を建るもその中に住ことを得ず葡萄園を作るもその葡萄を摘とることを得じ
三一 汝の牛汝は目の前に宰らるゝも汝はこれを食ふことを得ず汝の驢馬は汝の目の前にて奪ひさられん再び汝にかへることあらじ又なんぢの羊は汝の敵の有とならん然ど汝にはこれを救ふ道あらじ
三二 汝の男子と汝の女子は他邦の民の有とならん汝は終日これを慕ひ望みて目を喪ふに至らん汝は手には何の力もあらじ
三三 汝の地の産物および汝の勞苦て得たる物は汝の識ざる民これを食はん汝は只つねに虐げられ窘められんのみ
三四 汝はその目に見るところの事によりて心狂ふに至らん
三五 エホバ汝の膝と脛とに惡くして愈ざる瘍瘡を生ぜしめて終に足の蹠より頭の頂にまでおよぼしたまはん
三六 エホバ汝と汝が立たる王とを携へて汝も汝の先

祖等も知ざりし國々に移し給はん汝は其處にて木または石なる他の神々に事ふるならん 三七 汝はエホバの汝を遣したまふ國々にて人の詫異む者となり諺語となり諷刺となるならん 三八 汝は多分の種を田野に携へ出すもその刈とるところは少かるべし蝗これを食ふべければなり 三九 汝葡萄園を作りてこれに培ふもその酒を飲ことを得ずまたその果を歛むることを得じ蟲これを食ふべければなり 四十 汝の國には遍く橄欖の樹あらん然ど汝はその油を身に膏ることを得じ其果みな墮べければなり 四一 汝男子女子を擧くるもこれを汝の有とすることを得じ皆擄へゆかるべければなり 四二 汝の諸の樹および汝の地の產物はみな蝗これを取て食ふべし 四三 汝の中間にある他國の人はますます高くなりゆきて汝の上に出で汝はますます卑くなりゆかん 四四 彼は汝に貸ことをせん汝は彼に貸ことを得じ彼は首となり汝は尾とならん 四五 これ諸の災禍汝に

臨み汝を追ひ汝に及びてつひに汝を滅ぼさん是は汝その神ヱホバの言に聽したがはず其なんぢに命じたまへる誡命と法度とを守らざるによるなり 四六 是等の事は恒になんぢと汝の子孫の上にありて徴證となり人を驚かす者となるべし 四七 なんぢ萬の物の豐饒なる中にて心に歡び樂みて汝の神ヱホバに事へざるに因り 四八 飢ゑ渴きかつ裸になり萬の物に乏しくしてヱホバの汝に攻きたらせたまふところの敵に事ふるに至らん彼鐵の軛をなんぢの頸につけて遂に汝をほろぼさん 四九 即ちヱホバ遠方より地の極所より一の民を鷲の飛がごとくに汝に攻きたらしめたまはん是は汝がその言語を知ざる民 五十 その面の猛惡なる民にして老たる者の身を顧みず幼稚者を憐まず 五一 汝の家畜の產と汝の地の產を食ひて汝をほろぼし穀物をも酒をも油をも牛の產をも羊の產をも汝のために遺さずして終に全く汝を滅ぼさん 五二 その民は汝の全國

において汝の一切の邑々を攻圍み遂にその汝が賴む堅固なる高き石垣をことごとく打圮し汝の神エホバの汝にたまへる國の中なる一切の邑々をことごとく攻圍むべし 五三 汝は敵に圍まれ烈しく攻なやまさるゝによりて終にその汝の神エホバの賜これる汝の胎の產なる男子女子の肉を食ふにいたらん 五四 汝らの中の柔生育にして軟弱なる男すらもその兄弟とその懷の妻とその遺れる子女を疾視 五五 自己の食ふその子等の肉をこの中の誰にも與ふることを好まざらん是は汝の敵汝の一切の邑々を圍み烈しく汝を攻なやまして何物をも其人に遺さざればなり 五六 又汝らの中の柔生育にして纖弱なる婦女すなはちその柔生育にして纖弱なるがために足の蹠を土につくることをも敢てせざる者すらもその懷の夫とその男子とその女子とを疾視 五七 己の足の間より出る胞衣と己の產ところの子を取て密にこれを食はん是は汝の敵なん

ぢの邑々を圍み烈しくこれを攻なやますによりて何物をも得ざればなり 五八 汝もしこの書に記したるこの律法の一切の言を守りて行はず汝の神エホバといふ榮ある畏るべき名を畏れずば 五九 エホバ汝の災禍と汝の子孫の災禍を烈しくしたまはん其災禍は大にして久しくその疾病は重くして久しかるべし 六十 エホバまた汝が懼れし疾病なるエジプトの諸の疾病を持きたりて汝の身に纏ひ附しめたまはん 六一 また此律法の書に載ざる諸の疾病と諸の災害を汝の滅ぶるまでエホバ汝に降したまはん 六二 汝らは空の星のごとくに衆多かりしも汝の神エホバの言に聽したがはざるによりて殘り寡な打なさるべし 六三 エホバさきに汝らを善して汝等を衆くすることを喜びしごとく今もエホバ汝らを滅ぼし絶すことを喜びたまはん汝らは其往て獲ところの地より拔さらるべし 六四 エホバ地のこの極よりかの極までの國々の中に汝を散したまは

ん汝は其處にて汝も汝の先祖等も知ざりし木または石なる他の
神々に事へん 六五 その國々の中にありて汝は安寧を得ずまた汝の
足の跖を休むる所を得じ其處にてヱホバ汝をして心慄き目昏み
精神亂れしめたまはん 六六 汝の生命は細き糸に懸るがごとく汝に見
ゆ汝は夜晝となく恐怖をいだき汝の生命おぼつかなしと思はん
六七 汝心に懼るゝ所によりまた目に見る所によりて朝においては
言ん鳴呼夕ならば善らんとまた夕においては言ん鳴呼朝ならば
善らんと 六八 ヱホバなんぢらを舟にのせ彼の昔わが汝に告て汝は
再びこれを見ることあらじと言たるその路より汝をエジプトに
曳ゆきたまはん彼處にて人汝らを賣て汝らの敵の奴婢となさん
汝らを買ふ人もあらじ

第二十九章

ヱホバモーセに命じモアブの地にてイスラエルの子
孫と契約を結ばしめたまふ言は斯のごとし是はホレブにて

かれらと結びし契約の外なる者なり 二 モーセイスラエルの全家を呼あつめて之に言けるは汝らはヱホバがエジプトの地において汝らの目の前にてパロとその臣下とその全地とに爲たまひし一切の事を觀たり 三 即ち其大なる試煉と徴證と大なる奇跡とを汝目に觀たるなり 四 然るにヱホバ今日にいたるまで汝らの心をして悟ることなく目をして見ることなく耳をして聞ことなからしめたまへり 五 四十年の間われ汝らを導きて曠野を通りしが汝らの身の衣服も古びず汝の足の鞋も古びざりき 六 汝らはまたパンをも食はず葡萄酒をも濃酒をも飲ざりき斯ありて汝らは我が汝らの神ヱホバなることを知り 七 我らこの處に來りし時ヘシボン王シホンおよびバシヤンの王オグ我らを逆へて戰ひしが我らこれを打敗りて 八 その地を取りてこれをルベン人とガド人とマナセの半支派とに與へて產業となさしめたり 九 然ば汝らこれ契

約の言を守りてこれを行ふべし然れば汝らの凡て爲ところ祥あらん十汝らはみな今日なんぢらの神エホバの前に立つ即ち汝らの首領等なんぢらの支派なんぢらの長老等および汝らの牧伯等などイスラエルの一切の人十一汝らの小き者等汝らの妻ならびに汝らの營の中にをる客旅など凡て汝らのために薪を割る者より水を汲む者にいたるまで皆エホバの前に立て十二汝の神エホバの契約に入んと志し又汝の神エホバの汝にむかひて今日なしたまふところの誓に入んとす十三然どエホバさきに汝に言しごとくまた汝の先祖アブラハムイサクヤコブに誓ひしごとく今日なんぢを立て己の民となし己みづから汝の神となりたまはん十四我はたゞ汝らと而已此契約と誓とを結ぶにあらず十五今日此にてわれらの神エホバの前に我らとゝもにたちをる者ならびに今日われらとゝもに此にたち居ざる者とともにこれを結ぶなり十六我らは如何に

エジプトの地に住をりしが如何なる國々を通り來りしか汝らこそを知り 十七 汝らはまた木石金銀にて造りたる憎むべき物および偶像のその國々なるを見たり 十八 然ば汝らの中に今日その心に我らの神エホバを離れて其等の國々の神に往て事ふる男女宗族支派あるべからず又なんぢらの中に苦艾または茵蔯を生ずる根あるべからず 十九 斯る人はこの呪詛の言を聞もその心に自ら幸福ありと思ひて言ん我はわが心を剛愎なして事をなすも尚平安なり終には醉飽る者をもて渇ける者を除くにいたらんと 二十 是のごとき人をエホバかならず之を赦したまはじ還てエホバの忿怒と嫉妬の火これが上に燃えまたこの書にしるしたる災禍みなその身に加はらんエホバつひにその人の名を天が下より抹さりたまふべし 二十一 エホバすなはちイスラエルの諸の支派の中よりその人を分ちてこれに災禍を下してこの律法の書にしるしたる契約中の

諸の兇詛のごとくしたまはん 二二 汝等の後に起る汝らの子孫の代の人および遠き國より來る客旅この地の災禍を見またヱホバがその地に流行せたまふ疾病を見て言ところあらん 二三 即ち彼ら見るにその全地は硫黄となり鹽となり且燒土となりて種も蒔れず產する所もなく何の草もその上に生ぜずして彼の昔ヱホバがその震怒と忿恨とをもて毀ちたまひしソドムゴモラアデマゼボイムの毀たれたると同じかるべければ 二四 彼らも國々の人もみな言んヱホバ何とて斯この地になしたるやこの烈しき大いなる震怒は何事ぞやと 二五 その時人應へて曰ん彼らはその先祖たちの神ヱホバがエジプトの地より彼らを導きいだして彼らと結びたるその契約を棄て 二六 往て己の識ずまた授らざる他の神々に事へてそれを拜みたるが故なり 二七 是をもてヱホバその地にむかひて震怒を發してこの書にしるしたる諸の災禍をこれに下し 二八 而してヱホ

バ震怒と忿恨と大なる憤怨をもて彼らをこの地より拔とりてこれを他の國に投やりしの状今日のごとし 二九 隱微たる事は我らの神エホバに屬する者なりまた顯露されたる事は我らと我らの子孫に屬し我らをしてこの律法の諸の言を行しむる者なり

第三十章

一 我が汝らの前に陳たるこの諸の祝福と呪詛の事すでに汝に臨み汝がその神エホバに逐やられたる諸の國々において此事を心に考ふるにいたり 二 汝と汝の子等とともに汝の神エホバに起かへり我が今日なんぢに命ずる所に全たく循がひて心をつくし精神をつくしてエホバの言に聽したがはゞ 三 汝の神エホバ汝の俘擄を解て汝を憐れみ汝の神エホバ汝を顧みその汝を散し國々より汝を集めたまはん 四 汝たとひ天涯に逐やらるゝとも汝の神エホバ其處より汝を集め其處より汝を攜へかへりたまはん 五 汝の神エホバ汝をしてその先祖の有ちし地に歸らしめたまふ

て汝またこれを有つにいたらんエホバまた汝を善し汝を増て汝
の先祖よりも衆からしめたまはん六而して汝の神エホバ汝の心
と汝の子等の心に割禮を施こし汝をして心を盡し精神をつくし
て汝の神エホバを愛せしめ斯して汝に生命を得させたまふべし
七汝の神エホバまた汝の敵と汝を惡み攻る者とにこの諸の災禍
をかうむらせたまはん八然ど汝らは再びエホバの言に聽したが
ひ我が今日なんぢらに命ずるところの一切の誡命を行ふにいたらん
九然る時は汝の神エホバ汝をして汝が手をつくる諸の物と汝の
胎の産と汝の家畜の産と汝の地の産に富しめて汝を善したまは
ん即ちエホバ汝の先祖たちを悦こびしごとく再び汝を悦こびて
汝を善したまはん十是は汝らの神エホバの言に聽したがひ此律
法の書にしるされたる誡命と法度を守り心をつくし精神を盡し
て汝の神エホバに歸するによりてなり十一我が今日なんぢに命ず

る誡命は汝が理會がたき者にあらずまた汝に遠き者にあらず 十二 是は天に在ならねば汝は誰か我らのために天にのぼりてこれを我らに持くだり我らにこれを聞せて行はせんと曰ふにおよばず 十三 また是は海の外にあるならねば汝は誰か我らのために海をわたりゆきてこれを我らに持きたり我らにこれを聞せて行はせんかと曰におよばず 十四 是言は甚だ汝に近くして汝の口にあり汝の心にありて汝これを行ふことを得べし 十五 視よ我今日生命と福德および死と災禍を汝の前に置り 十六 即ち我今日汝にむかひて汝の神ヱホバを愛しその道に歩みその誡命と法度と律法とを守ることを命ずるなり然なさば汝生ながらへてその數衆くならんまた汝の神ヱホバ汝が往て獲るところの地にて汝を祝福たまふべし 十七 然ど汝もし心をひるがへして聽從がはず誘はれて他の神々を拜みまたこれに事へなば 十八 我今日汝らに告ぐ汝らは必ず滅び

ん汝らはヨルダンを渡りゆきて獲るところの地にて汝らの日を永うすることを得ざらん 十九 我今日天と地を呼て證となす我は生命と死および祝福と呪詛を汝らの前に置り汝生命をえらぶべし然せば汝と汝の子孫生存ふることを得ん 二十 即ち汝の神ヱホバを愛してその言を聽き且これに附從ふべし斯する時は汝生命を得かつその日を永うすることを得ヱホバが汝の先祖アブラハムイサクヤコブに與へんと誓ひたまひし地に住ことを得ん

第三十一章

一 茲にモーセ往てイスラエルの一切の人にこの言をのべたり 二 即ちこれに言けるは我は今日すでに百二十歳なるを最早出入をすること能はず且またヱホバ我にむかひて汝はこのヨルダンを濟ることを得ずと宣へり 三 汝の神ヱホバみづから汝に先だちて渡りゆき汝の前よりこの國々の人を滅ぼしさりて汝をしてこれを獲させたまふべしまたヱホバのかつて宣まひしごとく

ヨシユア汝を率ゐて濟るべし 四 ヱホバさきにアモリ人の王シホンとオグおよび之が地をなしたる如くまた彼らにも爲てこれを滅ぼしたまはん 五 ヱホバかれらを汝らの前に付したまふべければ汝らは我が汝らに命ぜし一切の命令のごとくこれに爲すべし 六 汝ら心を强くしかつ勇め彼らを懼るゝ勿れ彼らの前に慄くなかれ其は汝の神ヱホバみづから汝とともに往きたまへばなり必ず汝を離れず汝を棄たまはじ 七 斯てモーセヨシユアを呼びイスラエルの一切の人の目の前にてこれに言ふ汝はこの民とともに往き在昔ヱホバがかれらの先祖たちに與へんと誓ひたまひし地に入るべきが故に心を强くしかつ勇め汝彼らにこれを獲さすることを得べし 八 ヱホバみづから汝に先だちて往きたまはんまた汝とともに居り汝を離れず汝を棄たまはじ懼るゝ勿れ驚くなかれ

○ 九 モーセこの律法を書きヱホバの契約の櫃を舁ところのレビ

の子孫たる祭司およびイスラエルの諸の長老等に授けたり 十 而してモーセ彼らに命じて言けるは七年の末年すなはち放釋の年の節期にいたり結茅の節において 十一 イスラエルの人皆なんぢの神エホバの前に出んとてエホバの選びたまふ處に來らんその時に汝イスラエルの一切の人の前にてこの律法を誦てこれに聞すべし 十二 即ち男女子等および汝の門の内なる他國の人など一切の民を集め彼らをしてこれを聽かつ學ばしむべし然すれば彼等汝の神エホバを畏れてこの律法の言を守り行はん 十三 また彼らの子等のこれを知ざる者も之を聞て汝の神エホバを畏ることを學ばん汝らがヨルダンを濟りゆきて獲ところの地に存ふる日の間つねに斯すべし ○ 十四 エホバまたモーセに言たまひけるは視よ汝の死る日近しヨシユアを召てともに集會の幕屋に立て我これに命ずるところあらんとモーセとヨシユアすなはち往て集會の幕

屋に立けるに 十五 ヱホバ幕屋において雲の柱の中に現はれたまへり、その雲の柱は幕屋の門口の上に駐まれり 十六 ヱホバ、モーセに言ひたまひけるは汝は先祖たちとゝもに寝らん此民は起あがりその往ところの他國の神々を慕ひて之と姦淫を行ひかつ我を棄て我が彼らとむすびし契約を破らん 十七 その日には我かれらにむかひて怒を發し彼らを棄て吾面をかれらに隱すべければ彼らは呑ほろぼされ許多の災害と艱難かれらに臨まん是をもてその日に彼ら言ん是等の災禍の我らにのぞむは我らの神ヱホバわれらとゝもに在さゞるによるならずやと 十八 然るも彼ら諸の惡をおこなひて他の神々に歸するによりて我その日にはかならず吾面をかれらに隱さん 十九 然ば汝ら今この歌を書きイスラエルの子孫にこれを敎へてその口に念ぜしめ此歌をしてイスラエルの子孫にむかひて我の證とならしめよ 二十 我かれらの先祖たちに誓ひし乳と蜜

の流るゝ地にかれらを導きいらんに彼らは食ひて飽き肥太るに
およばゞ翻へりて他の神々に歸してこれに事へ我を輕んじ吾契
約を破らん 二一 而して許多の災禍と艱難彼らに臨むにいたる時は
この歌かれらに對ひて證をなす者とならん其はこの歌かれらの
口にありて忘るゝことなかるべければなり我いまだわが誓ひし
地に彼らを導きいらざるに彼らは早く已に思ひ量る所あり我こ
れを知ると 二二 モーセすなはちその日にこの歌を書てこれをイス
ラエルの子孫に教へたり 二三 ヱホバまたヌンの子ヨシユアに命じ
て曰たまはく汝はイスラエルの子孫を我が其に誓ひし地に導き
いるべきが故に心を強くしかつ勇め我なんぢとゝもに在べしと
二四 モーセこの律法の言をことごとく書に書しるすことを終たる
時 二五 モーセ ヱホバの契約の櫃を舁ところのレビ人に命じて言け
るは 二六 この律法の書をとりて汝らの神ヱホバの契約の櫃の傍に

これを置き之をとりて汝にむかひて證をなす者たらしめよ 二七 我なんぢの悖る事と頑梗なるとを知る視よ今日わが生存へて汝らとともにある間すら汝らはエホバに悖きり況てわが死たる後においてをや 二八 汝らの諸支流の長老等および牧伯たちを吾許に集めよ我これらの言をかれらに語り聞せ天と地とを呼てこれらに證をなさしめん 二九 我しる我が死たる後には汝ら必らず惡き事を行ひ我が汝らに命ぜし道を離れん而して後の日に災害なんぢらに臨まん是なんぢらエホバの惡と觀たまふ事をおこなひ汝らの手の行爲をもてエホバを怒らするによりてなり 三十 かくてモーセイスラエルの全會衆にこの歌の言をことごとく語り聞せたり

第三十二章

一 天よ耳を傾むけよ我語らん地よ吾口の言を聽け 二 わが敎は雨の降るがごとし吾言は露のおくがごとく霡の若艸の上にふるごとく細雨の青艸の上にくだるが如し 三 我もエホバの

御名を頌揚ん我らは神に汝ら榮光を歸せよ 四 ヱホバは磐にましましてその御行爲は完くその道はみな正しまた眞實ある神にましまして惡きところ無し只正くして直くいます 五 彼らはヱホバにむかひて惡き事をおこなふ者にてその子にはあらず只これが玷となるのみ其人と爲は邪僻にして曲れり 六 愚にして智慧なき民よ汝らがヱホバに報ゆること是のごとくなるかヱホバは汝の父にして汝を贖ひまた汝を造り汝を建たまはずや 七 昔の日を憶え過にし世代の年を念へよ汝の父に問べし彼汝に示さん汝の中の年老に問べし彼ら汝に語らん 八 至高者人の子を四方に散して萬の民にその產業を分ちイスラエルの子孫の數に照して諸の民の境界を定めたまへり 九 ヱホバの分はその民にしてヤコブはその產業たり 十 ヱホバこれを荒野の地に見これを獸の吼る曠野に遇ひ環りかこみてこれをいたはり眼の珠のごとくにこれを護りた

まへり十一鷲のその巣雛を喚起しその子の上に翱翔ごとくエホバその羽を展て彼らを載せその翼をもてこれを負たまへり十二エホバは只獨にてかれを導きたまへり別神これとともならざりき十三エホバかれに地の高處を乗とほらせ田園の産物を食はせ石の中より蜜を吸しめ磐の中より油を吸しめ十四牛の乳羊の乳羔羊の脂バシヤンより出る牡羊牡山羊および小麥の最も佳き者をこれに食せたまひき汝はまた葡萄の汁の紅き酒を飲り十五然るにエシユルンは肥て蹈ことを爲す汝は肥太りて大きくなり己を造りし神を棄て己が救拯の磐を輕んず十六彼らは別神をもて之が嫉妬をおこし憎むべき者をもて之が震怒を惹く十七彼らが犠牲をさゝぐる者は鬼にして神にあらず彼らが識ざりし鬼神近頃新に出たる者汝らの遠つ親の畏まざりし者なり十八汝を生し磐をも汝これを棄て汝を造りし神をも汝これを忘る十九エホバこれを見その男

子女子を怒りてこれを棄たまふ 二十 すなはち曰たまはく我わが面
をかれらに隱さん我かれらの終を觀ん彼らはそむき悖る類の
者眞實あらざる子等なり 二一 彼らは神ならぬ者をもて我に嫉妬を
起させ虛き者をもて我を怒らせたれば我も民ならぬ者をもて彼
らに嫉妬を起させ愚なる民をもて彼らを怒らせん 二二 即ちわが震
怒によりて火燃いで深く陰府に燃いたりまた地とその產物とを
燒つくし山々の基をもやさん 二三 我禍災をかれらの上に積かさね
吾矢をかれらにむかひて射つくさん 二四 彼らは饑て痩おとろへ熱
の病患と惡き疫とによりて滅びん我またかれらをして獸の齒に
かゝらしめ地に匍ふ者の毒にあたらしめん 二五 外には劍內には恐
惶ありて少き男をも少き女をも幼兒をも白髮の人をも滅ぼさん
二六 我は曰ふ我彼等を吹掃ひ彼らの事をして世の中に記憶らるゝ
こと無らしめんと 二七 然れども我は敵人の怒を恐る即ち敵人まれ

を見あやまりて言ん我らの手能くこれを爲り是はすべてヱホバの爲るにあらずと 二八 彼らはまつたく智慧なき民なりその中には知識ある者なし 二九 嗚呼彼らもし智慧あらば之を了りてその身の終を思慮らんものを 三十 彼らの磐これを賣ずヱホバこれを付さずば爭か一人にて千人を逐ひ二人にて萬人を敗ることを得ん 三一 彼らの磐は我らの磐に如かず我らの敵たる者等も然認めたり 三二 彼らの葡萄の樹はソドムの葡萄の樹またゴモラの野より出たる者その葡萄は毒葡萄その球は苦し 三三 その葡萄酒は蛇の毒のごとく蝮の惡き毒のごとし 三四 是は我の許に蓄へあり我の庫に封じてあるにあらずや 三五 彼らの足の蹎かん時に我仇をかへし應報をなさんその災禍の日は近く其がために備へられたる事は迅速にいたる 三六 ヱホバつひにその民を鞫きまたその僕に憐憫をくはへたまはん其は彼らの力のすでに去うせて繋がれたる者も繋がれざる

者もあらずなれるを見たまへばなり 三七 エホバ言たまはん彼らの神々は何處にをるや彼らが頼める磐は何處ぞや 三八 即ちその犠牲の膏油を食ひその灌祭の酒を飲たる者は何處にをるや其等をして起て汝を助けしめ汝を護らしめよ 三九 汝ら今観よ我こそは彼なり我の外には神なし殺すことも活すことも撃ことも愈すことも凡て我これを為す我が手より救ひ出すことを得る者あらず 四十 我天にむかひて手をあげて言ふ我は永遠に活く 四一 我わが閃爍く刃を磨ぎ審判を己が手に握る時はかならず仇を己が敵にかへし我を悪む者に返報をなさん 四二 我己が箭をして血に酔しめ吾劍をして肉を食はしめん即ち殺さるゝ者と擄らるゝ者の血を之に飲せ敵の髪ながき首の肉をこれに食はせん 四三 國々の民よ汝らエホバの民のために歓悦をなせ其はエホバその僕の血のために返報をなしその敵に仇をかへしその地とその民の汚穢をのぞきたまへばなり ○ 四四 モー

ーセヌンの子ヨシユアとゝもに到りて此歌の言をことごとく民に誦きかせたり 四五 モーセこの言語をことごとくイスラエルの一切の人に告をはりて 四六 これに言けるは我が今日なんぢらに對ひて證するこの一切の言語を汝ら心に藏め汝らの子等にこの律法の一切の言語を守りおこなふことを命ずべし 四七 抑これ言は汝らには虚しき言にあらず是は汝らの生命なりこの言により汝らはそのヨルダンを濟りゆきて獲ところの地にて汝らの生命を永うすることを得るなり〇 四八 この日にヱホバ、モーセに告て言たまはく 四九 汝ヱリコに對するモアブの地のアバリム山に登りてネボ山にいたり我がイスラエルの子孫にあたへて產業となさしむるカナンの地を觀わたせよ 五十 汝はその登れる山に死て汝の民に列ならん是なほアロンがホル山に死てその民に列りしごとくなるべし 五一 是は汝らチンの曠野なるカデシのメリバの水の邊におい

てイスラエルの子孫の中間にて我に悖りイスラエルの子孫の中に我の聖きことを顯さゞりしが故なり 五二 然ども汝は我がイスラエルの子孫に與ふる地を汝の前に觀わたすことを得ん但しその地には汝いることを得じ

第三十三章

一 神の人モーセその死る前にイスラエルの子孫を祝せりその祝せし言は是れごとし云く 二 エホバシナイより來りセイルより彼らにむかひて昇りパランの山より光明を發ちて出で千萬の聖者の中間よりして格りたまへりその右の手には輝やける火ありき 三 エホバは民を愛したまふ其聖者は皆その手にあり皆その足下に坐りその言によりて起あがる 四 モーセわれらに律法を命ぜり是はヤコブの會衆の產業たり 五 民の首領等イスラエルの諸の支派あひ集れる時に彼はエシユルンの中に王たりき 六 ルベンは生て死はせじ然どその人數は寡少からん 七 ユダにつきて

れ斯いふヱホバよユダの聲を聽きこれをその民に引かへしたまへ彼はその手をもて己のために戰はん願くは汝これを助けてその敵にあたらしめたまへ 八 レビについては言ふ汝のトンミムとウリムは汝の聖人に歸す汝かつてマッサにて彼を試みメリバの水の邊にてかれと爭そへり 九 彼はその父またはその母につきて言り我はこれを見ずと又彼は自己の兄弟を認ずまた自己の子等を顧みざりき是はなんぢの言に遵がひ汝の契約を守りてなり 十 彼らは汝の式例をヤコブに教へ汝の律法をイスラエルに教へ又香を汝の鼻の前にそなへ燔祭を汝の壇の上にささぐ 十一 ヱホバよ彼の所有を祝し彼が手の作為を悦こびて納れたまへ又起てこれに逆らふ者とこれを惡む者との腰を摧きて復起あがることあたはざらしめたまへ 十二 ベニヤミンについては言ふヱホバの愛する者安然にヱホバとともにあり日々にその庇護をかうむりてその

肩の間に居らん 十三 ヨセフについては言ふ願くはそは地ヱホバの祝福をかうむらんことを即ち天は寶物なる露淵は底なる水 十四 日によりて產する寶物月によりて生ずる寶物 十五 古山の巔は寶物老嶽の寶物 十六 地は寶物地の中の產物および柴の中に居たまひし者の恩惠などヨセフの首に臨ところの兄弟と別になりたる者の頂に降らん 十七 彼は牛の首出はその身に榮光ありてその角は兕の角のごとく之をもて國々の民を衝たふして直ちに地の四方の極にまで至る是はエフライムの萬々是はマナセの千々なり 十八 ゼブルンについては言ふゼブルンよ汝は外に出て快樂を得よイッサカルよ汝は家に居て快樂を得よ 十九 彼らは國々の民を山に招き其處にて義は犠牲を獻げん又海の中に盈る物を得て食ひ沙の中に藏れたる物を得て食はん 二十 ガドについては言ふガドを大ならしむる者は讚べき哉ガドは獅子のごとくに伏し腕と首の頂とを搔裂ん

二一 彼は初穗の地を自己のために選べり其處には大將の分をおもき彼は民の首領等とともに至りイスラエルとともにヱホバの公義と審判とをおこなへり 二二 ダンについては言ふダンは小獅子のごとくバシヤンより跳り出づ 二三 ナフタリについては言ふナフタリよ汝は大に福祉をかうむりヱホバの恩惠にうるほふて西と南の部を獲ん 二四 アセルについては言ふアセルは他の子等よりも幸福なりまた其兄弟等にてえて惠まきろの足を膏の中に浸さん 二五 汝の門閂は鐵のごとく銅のごとし汝の能力は汝が日々に需むるところに循はん 二六 エシユルンよ全能の神のごとき者は外に無し是は天に乘て汝を助け雲に駕てその威光をあらはしたまふ 二七 永久に在す神は住所なり下には永遠の腕あり敵人を汝の前より驅はらひて言たまふ滅ぼせよと 二八 イスラエルは安然に住をりヤコブの泉は穀と酒との多き地に獨り在んそれ天はまた露をこき

に降すべし 二九 イスラエルよ汝は幸福なり誰か汝のごとくヱホバに救はれし民たらんヱホバは汝を護る楯汝の榮光の劍なり汝の敵は汝に諂ひ服せん汝はかれらの高處を踐ん

第三十四章

一 斯てモーセはモアブの平野よりネボ山にのぼりヱリコに對するピスガの巓にいたりければヱホバ之にギレアデの全地をダンまで見し 二 ナフタリの全部エフライムとマナセの地およびユダの全地を西の海まで見し 三 南の地と棕櫚の邑なるヱリコの谷の原をゾアルまで見したまへり 四 而してヱホバかれに言たまひけるは我がアブラハム イサク ヤコブにむかひ之を汝の子孫にあたへんと言て誓ひたりし地は是なり我なんぢをして之を汝の目に觀ことを得せしむ然ど汝は彼處に濟りゆくことを得ずと 五 斯のごとくヱホバの僕モーセはヱホバの言のごとくモアブの地に死り 六 ヱホバベテペオルに對するモアブの地の谷にこれ

を葬り給へり今日までその墓を知る人なし 七 モーセはその死たる時百二十歳なりしがその目は朦まずその氣力は衰へざりき 八 イスラエルの子孫モアブの地において三十日のあひだモーセのために哭泣をなしけるがモーセのために哭き哀しむ日つひに滿り 九 ヌンの子ヨシユアは心に智慧の充る者なりモーセその手をかれが上に按たるによりて然るなりイスラエル子孫は之に聽したがひエホバのモーセに命じたまひし如くおこなへり 十 イスラエルの中にはこの後モーセのごとき預言者おこらざりき モーセはエホバが面を對せて知たまへる者なりき 十一 即ちエホバエジプトの地においてかれをパロとその臣下とその全地とにつかはして諸の徵證と奇蹟を行はせたまへり 十二 またイスラエル一切の人の目の前にてモーセのその大なる能力をあらはし大なる畏るべき事を行へり

申命記終